

**電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証
最終答申**

平成 30 年 8 月 23 日 付け 諮問 第 25 号

令和元年 12 月 17 日

情報通信審議会

目 次

はじめに	3
第1部 ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の具体的方向性	5
第1章 審議の経緯	6
第2章 基盤整備等における政策の具体的方向性	7
第1節 電話サービスの持続可能性の確保	7
第2節 新たなサービスの利用可能性の確保	16
第3節 今後取り組むべき事項	32
第3章 グローバル課題への対応における政策の具体的方向性	33
第1節 電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保	33
第2節 ネットワーク仮想化等の技術革新への対応	40
第3節 我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備	47
第4節 今後取り組むべき事項	55
第4章 次世代競争ルールにおける政策の具体的方向性	56
第1節 他者設備の利用とルールの見直し	56
第2節 市場の融合とルールの見直し	62
第3節 今後取り組むべき事項	67
第2部 ネットワークビジョンを巡る個別の政策課題	68
第1章 モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言	69
第1節 提言の位置付け	69
第2節 シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現	69
第3節 販売代理店の業務の適正性の確保	73
第4節 今後の検討の方向性及び取組状況等	77
第2章 モバイル市場の競争環境の確保の在り方	78
第1節 検討の背景	78
第2節 緊急提言を受けた対応	78
第3節 利用者料金に関する事項	79
第4節 事業者間の競争条件に関する事項	82
第5節 将来的な課題についての検討	93
第6節 今後の検討の方向性及び取組状況等	94

第3章 消費者保護ルールの在り方	97
第1節 検討の背景	97
第2節 2015年消費者保護ルールの実施状況と評価	97
第3節 個別の論点	100
第4節 今後の検討の方向性及び取組状況等	117
第4章 ネットワーク中立性の在り方	120
第1節 検討の背景	120
第2節 取組の方向性	127
第3節 取組状況等	142
第5章 プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方	144
第1節 プラットフォームサービスの拡大に伴う利用者情報の取扱いの確保等に係る検討の背景	144
第2節 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状	145
第3節 プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性	152
第4節 トラストサービスに関する主な検討事項	159
第5節 オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応	165
第6節 今後の検討の方向性及び取組状況等	167
第3部 終わりに	170
参考資料	172

はじめに

我が国においては、1985年の通信自由化以降、電気通信事業分野の制度改正を通じた環境整備や通信事業者間による競争が活発に行われ、世界最高レベルのネットワーク基盤が実現されるとともに、今日に見られるネットワーク上の多様なサービスが登場し、我が国の経済成長に大いに寄与してきた。

一方、2030年に向けては、電気通信市場のみならず、我が国の社会構造の激変が予想される。

電気通信市場については、第5世代移動通信システム(5G)やネットワーク仮想化技術をはじめとして、これまで構築されてきたネットワークの延長線上にはない新たな技術・システムが導入され、これによってネットワークの態様が大きく変わるのみならず、コンテンツ・プラットフォームレイヤとネットワークレイヤが一体となったエコシステムが新たに築かれると想定される。

我が国の社会構造については、人口減少・過疎化等が急速に進展し、我々がこれまで前提としてきた社会・経済モデルが通用しない時代が到来しつつある中において、先進的な情報通信技術を用いて社会的課題の解決や価値創造を図る必要性が高まっている。

社会における情報通信技術の役割をさらに敷衍し、我が国が目指すべき未来像として、人間中心の原則に基づき仮想空間と現実空間の高度な融合により経済発展と社会的課題の解決を両立する Society 5.0 を見据えれば、情報通信技術は、社会において活用されるというフェーズから、我々が意識しないレベルにまで社会の隅々に浸透し、社会活動全体を支える基盤となるフェーズにまで進化すると考えられる。

今般、「電気通信事業分野における競争ルール等に関する包括的検証」について検討を行うに当たっては、上記のような Society 5.0 において求められるネットワークの役割も念頭に置きつつ、ネットワークの未来像及びその実現に向けた政策課題等について、7回に及ぶヒアリングを通じ 24 者から聴取し、2030 年を見据えたネットワークビジョンについて議論を行った。

その上で、中間答申においては、現行の電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)の各規律がこれまで確保してきたもの、今後も引き続き確保されるべきものを整理し、ネットワークビジョンを踏まえたルール整備や見直しが求められる主要な事項として、ネットワーク仮想化の進展、他者設備の利用、市場の融合及びグローバル化の進展の4項目に具体化し、取組の方向性を取りまとめるとともに、あわせて、「電気通信事業分野における競争ルール等に関する包括的検証」の下に連携する研究会等とともに、ネットワークビジョンを巡る個別の政策課題への対応の在り方について具体的な検討を行った。

中間答申以降、取組の方向性の具体化に向け、基盤整備等の在り方、グローバル課題への対応、次世代競争ルールの在り方について、体制を強化し、関係事業者等からのヒアリングを行いつつ、集中的な検討を進め、その結果として、当面必要とされる、電話サービスの持続可能性の確保や電気通信市場のグローバル化への対応のための制度整備を含む具体策を示すとともに、2030

年を見据えて取り組むべき、ユニバーサルサービス制度の在り方やネットワーク仮想化等の技術革新への対応をはじめとする中長期的な研究課題と政策の方向性を整理した。

検討を通じて改めて認識されるのが、社会・経済構造の激変期にあつて、殊に電気通信事業分野においては技術進展のスピードが今後一層速まり、様々な政策課題が顕在化し、迅速かつ柔軟な政策的対応の必要性が高まっているという点である。こうした点を踏まえつつも、本検討においては、2030年を見据えたネットワークビジョンに至る道筋を大胆に示し、必要となる取組や課題について時間軸で整理を試みた。本検討において示した取組の方向性が時宜にかなったものとなるよう、環境変化を的確に把握し、それを政策対応にフィードバックする仕組みが求められる。

このように、本答申においては、テーマ、時間軸双方の観点で多岐にわたる検討を行っているものの、そこに通底している視点は、市場メカニズムや自由なデータ流通を通じたイノベーションの創出と、公正競争の促進や利用者の安心・安全の確保に向けたルールづくりの適切なバランスの確保を図るというものであり、これに対応する具体的なアプローチとして、政府と民間の対話に基づく柔軟なルール形成を実現する「共同規制」についても提言を行う等、未来志向の検討となるよう努めた。

今後、本答申の提言を踏まえ、総務省において必要な制度的対応を行うとともに、中長期的な課題については、本答申の取りまとめ以降、関係事業者・団体や有識者の意見を踏まえながら、関係する委員会や研究会等とも連携し、引き続き検討を深化していくことが求められる。

上記の取組を通じ、今般の検討が今後の電気通信事業政策に反映されることにより、我が国が目指す Society 5.0 の礎としてネットワークがますます発展することを期待してやまない。

第1部 ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の具体的方向性

第1章 審議の経緯

中間答申においては、ネットワークの進化の方向性及び取組の方向性を示した上で、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」における具体的検討事項を次の6項目に整理し、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会(以下「特別委員会」という。)及び関連する研究会等(モバイル市場の競争環境に関する研究会、ICT サービス安心・安全研究会消費者保護ルールの検証に関するWG、ネットワーク中立性に関する研究会及びプラットフォームサービスに関する研究会)において集中的に検討を行い、その中間的な整理を行った。

1. ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の在り方
2. 情報通信基盤の整備等の在り方
3. モバイル市場の競争環境の確保の在り方
4. 消費者保護ルールの在り方
5. ネットワーク中立性の在り方
6. プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

特に、1. ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の在り方については、①通信ネットワークにおける仮想化の進展、②他者設備の利用、③市場の融合、④グローバル化の進展を中心に、2030年に向けて想定される変化を見据え、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の目的である「電気通信の健全な発達」及び「国民の利便の確保」を将来にわたって実現・維持するために必要なルールの整備や現行ルールの見直し等に関する課題及び取組の方向性について提言を行い、2. 情報通信基盤の整備等の在り方とあわせて、検討体制を強化し、取組の方向性の具体化を図ることとした。

このため、2019年6月以降、特別委員会の下に新たに、①基盤整備等の在り方検討WG、②グローバル課題検討WG、③次世代競争ルール検討WGを設置し、専門的・集中的に検討を進めてきたところである。

第1部においては、上記WG及び特別委員会における検討結果として、基盤整備等(第2章)、グローバル課題への対応(第3章)、次世代競争ルール(第4章)に関する政策の具体的方向性を提言する。

また、第2部においては、関連する研究会等におけるこれまでの検討結果及び今後の検討の方向性等についてまとめる。

第2章 基盤整備等における政策の具体的方向性

電気通信は、国民の社会・経済活動を支える基幹的なサービスとして広く利用されており、多種多様な社会ニーズへの対応等を通じ、一層重要な役割を發揮してきている。

我が国においては、電気通信事業者による競争を通じた電気通信サービスの普及を基本としつつ、それを補完するものとして、様々な基盤整備等に係る取組が講じられている。具体的には、国民生活にとって不可欠な電話サービス等の維持について、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)及び電気通信事業法の関連規定からなる「ユニバーサルサービス制度」を設けるとともに、条件不利地域における光ファイバ整備等について、予算措置等の支援策を講ずる等の対応が取られてきた。

2030年代に向けて、ブロードバンド化等のネットワーク環境の変化、人口減少等の社会環境の変化等を見据え、国民生活に不可欠なサービスの持続的な利用可能性を確保する観点から、ユニバーサルサービス制度を含めた基盤整備等の在り方について検討することが求められている。

具体的には、当面、引き続き国民生活にとって不可欠な役割を担うと想定される電話サービスについて、人口減少・過疎化等の社会構造変化に対応した、持続可能性の確保が課題となっている。また、Society 5.0時代を見据えれば、人口減少局面において、横串としてのICTの活用が一層重要となると想定され、これを支える公共インフラとしての新たな通信サービスの利用可能性の確保が課題となっている。

第1節 電話サービスの持続可能性の確保

1. 中間答申において示された取組の方向性

固定加入電話については、生活スタイルの変化等により、契約数がピーク時の4割程度となる等、利用率が長期的な低落傾向にある一方、「一家に一台」の連絡手段として、いまだに社会・経済活動に不可欠な基盤として機能している。

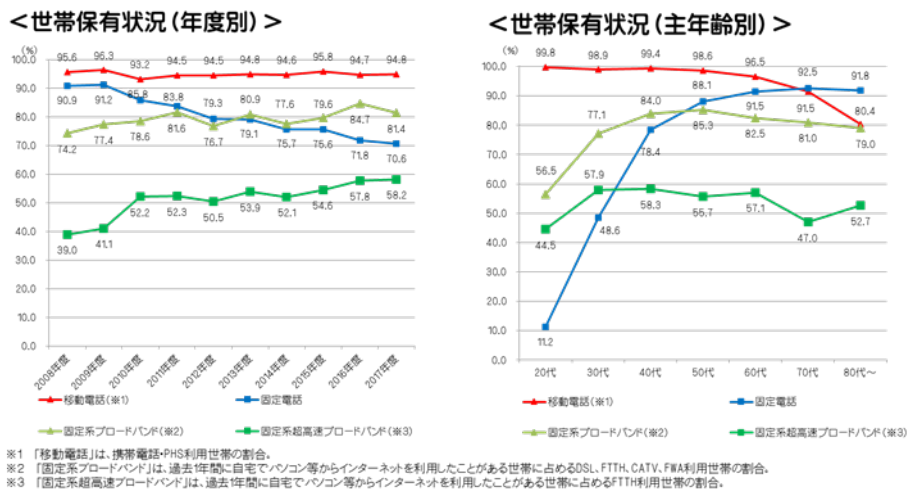


図 1-2-1 固定電話・移動電話・固定系ブロードバンドの保有状況

このため、固定加入電話は、当面の間、ブロードバンドサービスや携帯電話を補完し、全ての世代に対し、あまねく全国における基礎的なサービスとして、その継続的な提供を確保するに当たり、先進的な技術を活用する等の効率化を図っていくことが提言された。

この点について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)は、2025年までに公衆交換電話網(PSTN)をIP網に移行するに当たり、利用者が極端に少ない等の事情によりメタル再敷設や光化が極めて不経済となる場合に限り、アクセス区間の一部に他者の無線設備を利用して効率化を図ることを提案している。

中間答申においては、NTT法の趣旨を踏まえ、NTT東西の電話サービスの提供については、自己設備設置¹を基本とした上で、2030年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる低廉で安定的なサービス提供に資するといえることから、主に次のセーフガード措置を講ずることを確保すべく、所要の制度整備を講ずることが提言された。

- ・ 他者設備の利用がNTT東西等の責務²の遂行に寄与するものであること
- ・ 安定的なサービス提供を確保すること
- ・ 公正競争環境に影響を及ぼさないこと

また、NTT東西に対し、国民の理解を得るべく、他者設備の適切な利用の在り方について、上記に留意しつつ検討を具体化していくよう求めるとともに、他者設備を利用した電話サービスの提供において適切な通話品質等を確保するための技術的観点からの検討、他者設備利用における交付金の算定等、電話サービスの提供方法の変化に伴う効率性向上の効果の反映の在り方に関する検討の必要性についても提言された。

2. 中間答申を踏まえた論点及び主な意見

中間答申を踏まえ、電話サービスの持続可能性の確保に向けた制度整備等の具体化に当たり、他者設備の利用を認める範囲、安定的なサービス提供の確保、サービス品質の確保、公正競争環境の確保等の論点について、次の検討を行った。

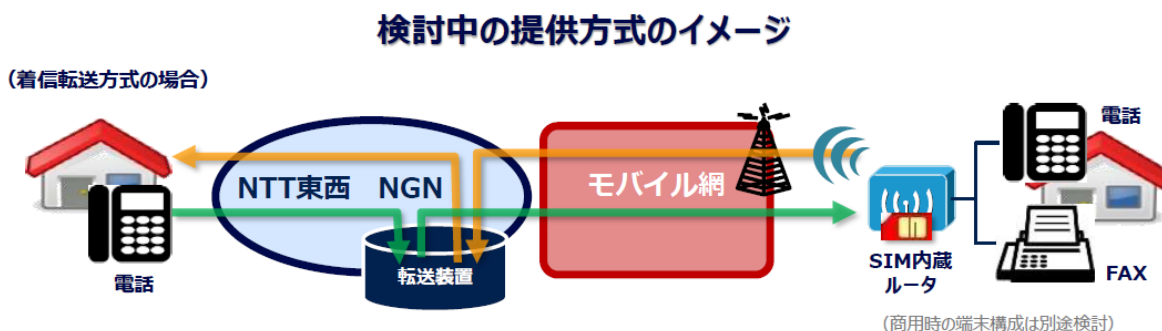


図 1-2-2 NTT東西が提案する携帯電話網を利用した固定電話のイメージ

¹ 地域電気通信業務について「他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して」(NTT法第2条第3項)とあることを指す。

² 日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)及びNTT東西に対し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する等の責務が課されている(NTT法第3条)。

(1) 他者設備の利用を認める範囲

NTT 東西による他者設備の利用を例外的に認めることは、将来にわたる低廉で安定的な電話サービスの提供の確保に資するといえる一方で、NTT 東西の電話サービスの提供については自己設備設置が基本であることを踏まえれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合に限る必要があると考えられる。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- 他者設備の利用が認められる地理的範囲について具体化を図るべき。
- メタルケーブルの再敷設を行おうとすると全体の投資計画に支障をきたすおそれがある場合に限定して他者設備の利用を認める場合、NTT 東西の計画の適正性を外部から検証することが困難となる可能性はあるが、何か問題があれば NTT 東西が立証責任を負うことにより検証可能としておく程度で十分ではないか。
- 電話サービスの持続可能性の確保を考えれば、他者設備の利用によって早期に電話がつながることは、被災地の復旧復興や、社会的な負担から見ても重要な課題。
- 各加入者宅にまで光回線を引くことが日本の国民経済全体の利益のためになるかどうか慎重な議論が必要。
- PSTN の IP 網への移行を見据えれば、そもそもメタル回線をいつまで維持していくべきかという点も、ユニバーサルサービス制度全体の在り方の中で議論すべき。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- ルーラルエリアは、対象ユーザが少なく、メタルケーブル等の再敷設や日常的な保守稼働が非効率となる場合が多いため、主にそうしたエリアから提供を開始することを想定。その他、迅速な故障修理や災害復旧等を目的として、メタルケーブル等の再敷設に代えてワイヤレス固定電話を提供することを想定。(NTT)
- 大規模な他者設備の活用は、他者撤退時の NTT の設備再敷設を困難にし、NTT 東西の責務であるラストリゾートの確保が困難となるおそれがある。(KDDI)
- NTT 東西による固定電話の提供は自己設備設置によることが基本であり、ユニバーサルサービス提供義務の履行に必要な最小限の範囲でのみ他者設備の利用を例外的に認めるべき。例えば、例外的に他者設備利用を認める範囲として、各種コスト・収入等の客観的データに基づき個別に審査の上、ルーラル地域においても限定すべき。また、メタルケーブルの張替時に限定すべき。(ソフトバンク)
- 他者設備の利用を例外的に認めるに当たり必要となる要件を確実に確認するため、提供地域ごと(例えば収容局ごと)に個別認可制とすべき。(ソフトバンク)
- 5G の普及、ブロードバンドサービスのユニバーサル化等を見据え、ワイヤレス化よりも光回線による提供を優先すべき。(KDDI、ソフトバンク)
- 本来業務の維持のために例外として認める以上、活用業務ではなく、NTT 法第2条第

3項に定める本来業務(地域電気通信業務)として整理すべき。(KDDI)

特に、他者設備の利用を認める範囲については、NTT から災害における復旧の観点から次の意見があった。

- 台風等によりメタルの引込線の断線が多発した場合、故障修理がどうしても積滞等してしまうことから、迅速な復旧のため、ワイヤレス固定電話の活用を認めていただきたい。その後、利用者がメタル回線に戻すということを要望する場合は、基本的にメタル回線の復旧を行うが、ワイヤレス固定電話で十分という利用者が想定されるため、その場合には、ワイヤレス固定電話を引き続き利用できるようにしていただきたい。

これに関して、有識者からは次の意見があった。

- ワイヤレス固定電話を認可制とすることについては、被災時において被災者の不便を解消するため迅速な対応ができるようにすることに留意が必要ではないか。
- 被災時には認可ではなく速やかに届出とし、仮に適正でなければ是正命令を行う等のやり方があるのではないか。
- ルーラル地域のようにコスト負担が大きい地域だけでなく、都市部まで被災を契機としてワイヤレス固定電話の継続利用を認めるのだとすると、現行制度も変わってきかねない。利用者の適切な同意取得も課題。
- これまでの議論では、ワイヤレス固定電話については、利用者の主観によるのではなく、ルーラル地域などの高コスト地域においてメタル回線の再敷設が不経済であるという客観的な状況から判断して利用を認めるという整理ではなかったか。被災を契機としたワイヤレス固定電話の利用を認めるのであれば、別の整理が必要ではないか。
- 被災時にワイヤレス固定電話を活用した上で、利用者の要望に応じて継続利用させることには合理性があるのではないか。

また、関係事業者からは、次の意見があった。

- ワイヤレス固定電話の利用に当たっては NTT 法改正の議論に関わる部分があるため慎重な議論が必要。被災時の迅速な対応については、ワイヤレス固定電話の活用以外にも様々な手法が考えられるのではないか。(ソフトバンク)
- 被災時の迅速な対応は必要であり、ニーズもあると思うが、ユニバーサルサービスとしてワイヤレス固定電話を恒久的に認めるかどうかは別の議論ではないか。(KDDI)

(2) 安定的なサービス提供の確保

これまで、地域会社である NTT 東西が役務の提供に係る設備を自ら設置し、支配・管理することにより、安定的な役務提供が確保されてきたことを踏まえれば、他者設備の利用を例外的に認めるに当たり、NTT 東西による電話サービスの安定的な提供を引き続き確保すべく、所要の要件を課す必要があると考えられる。

これに関しては、関係事業者から次の意見があった。

- 安定的な提供を確保するため、IRU 設定等の要件を参考に、長期安定的な契約等とするほか、他者設備が利用できなくなる事態が生じた場合、NTT 東西がラストリゾートとしての責任を果たしていく考え。(NTT)
- 他者設備の調達方法として IRU、卸役務のいずれかが考えられるが、IRU については電波法の制約により、モバイル網の IRU 調達はできないと認識。また、卸役務についても設備維持責任は卸元事業者が負う点に留意が必要。(ソフトバンク)
- 他者設備が利用不可となった場合は NTT 東西による自己設備設置が求められる。(ソフトバンク)

(3) サービス品質の確保

これまで、地域会社が役務の提供に係る設備を自ら設置し、その品質を自ら管理することにより、一定の品質水準が確保されてきたことを踏まえれば、他者設備の利用を例外的に認めるに当たり、現行の固定加入電話において実現されているサービス品質を可能な限り維持すべく、所要の要件を課す必要があると考えられる。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- 遅延時間のみならず様々な品質指標によって実際のシステムの品質評価を行うべきであり、引き続き、IP ネットワーク設備委員会等において技術面の検討を進めるべき。
- 電話に付随する様々なサービスの利用可能性等、利用者利便を確保する観点からも、技術面の検討を進めるべき。
- 電話に付随する様々なサービスが仮に利用できなくなったときに、利用者が受忍すべき部分があるのかが論点。また、他者設備の利用による経済的効果が大きいのであれば、利用者側の不便を解消するような方策として、例えば NTT 東西が端末を配布することも考えられるのではないかと。

また、関係事業者からは、次の意見があった。

- 品質の維持管理について、事前に電波状態を確認するなどし、通話に支障が生じない場合に提供するほか、電波状態が不安定になった場合は、携帯電話事業者と連携し、ブースター設置に協力してもらう等の維持管理体制を構築し、責任を持ってサービスを提供していく考え。また、緊急通報受理機関に発信する場合に、当該通話の優先取扱いを可能とすることに加え、当該機関に 0AB～J 番号を通知可能とする予定。(NTT)
- 無線化により、今まで使うことのできていた端末が提供できなくなるといったような影響も考えられるが、IP マイグレーションと同様に、利用者に丁寧に確認をしながら進めていきたい。(NTT)
- 自治体等が提供する見守りサービス、ホームセキュリティ、ガス検知システム等、固定電話を通じて提供されていたサービスが利用できなくなり、利用者利便を損なうおそれ

がある。(KDDI)

(4) 公正競争環境の確保

NTT 法及び NTT の構造分離³等の趣旨を踏まえれば、他者設備の利用を例外的に認めるに当たり、公正競争環境を引き続き確保すべく、他者設備の調達等について所要の要件を課す必要があると考えられる。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- 公正競争環境については、調達ルールを明確化するとともに、NTT が説明責任を負うことが明確化されれば、一定の確保は可能ではないか。
- 公募調達が全国一括で1回きりで行われるものだとすると、公正競争環境の確保の観点からはほとんど意味がないのではないか。調達先である携帯電話事業者の負担や求められる通信品質の観点から、調達先の選択肢があるのかどうかという点も踏まえた検討が必要。
- 全国一括の調達については技術的要件から仕方ない部分はあるにせよ、例えば、調達先事業者の技術力の認定と、地域ごとの公募を分ける等のやり方も考えられるのではないか。競争性が見込めないからといってそれを前提とした設計をすべきではない。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- モバイル網の提供元はグループ会社のみならず、他事業者も含めた公募調達を実施し、調達したモバイル網については、「無線を用いた固定電話」の提供のために利用。その際、長期安定的な利用に応じられるか、サービス品質を満たすか、安定的な提供に向けた体制が構築可能か等を公募の条件とする考え。(NTT)
- 仮に NTT 東西に対し、他者の無線設備を用いた固定電話を無制限に認める場合、第一種指定電気通信設備制度の形骸化、NTT 東西による実質的な移動通信市場への進出等、公正競争上の問題が生じるおそれがあることから、利用の上限を設けるべき。(KDDI)
- 他者設備利用に伴い、固定・移動通信の公正競争環境に対して影響を及ぼさないようにすべき。例えば、固定電話の SIM の差替等により、実質的に移動通信事業を行うようなことは禁止すべき。(ソフトバンク)

3. 電話サービスの持続可能性の確保に向けた具体的方向性

(1) 基本的考え方

電話の役務の提供に当たって、利用者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な辺地等、地域会社が役務の提供に係る全ての設備を自ら設置することが極めて不経済となり、かえって「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがある場

³ NTT の移動体通信業務の分離(1992 年)、長距離部門の分離を含む NTT 再編成(1999 年)等、公正競争等の確保に関する累次の措置を指す。

合等に限り、他者設備の利用を例外的に認めることが適当である。

このため、NTT 東西による他者設備の利用に当たっては、電話の役務の提供に係る責務を確保する観点から、以下(2)～(5)の考え方にに基づき、所要の要件を満たすことを確認すべく、NTT 東西の申請に基づく認可制を導入することが適当である。また、現行の交付金制度との関係については、以下(6)の考え方にに基づき対応を行うことが適当である。

(2) 他者設備の利用を認める範囲

NTT 東西が提供する電話の役務としては、メタル回線を用いた固定電話に加え、光 IP 電話による提供が行われており、これに伴い、メタル回線と光ファイバ整備の二重投資を回避し、光への円滑な移行を図る観点から必要な制度整備が行われてきた⁴。

今般、他者設備の利用を例外として認めようとする趣旨は、提供手段の効率化を通じて、電話サービスのあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とするものであり、当該目的に照らし、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合に限られるべきである。

具体的には、需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合(極めて高コストな地域等)に限ることとし、今後、総務省においてその基準を明確化することが適当である。

このほか、津波によるメタル回線の流出等、自然災害等の要因で固定電話が利用できなくなった地域において、迅速な復旧を確保する観点からは、無線設備等の他者設備の一時的な利用が手段の一つとなり得ることも考えられる。今後、制度化に当たっては、自然災害時における利用のニーズを精査した上で、必要に応じ、被災時における他者設備の一時的な利用が可能となるような柔軟性に留意することが適当である。

NTT 東西は、上記の範囲内で他者設備の利用を行うに当たり、関係する加入者の理解の形成に向け十分な説明を行うとともに、仮に加入者宅において問題が生じた場合の対応窓口の設置等、適切なサポート体制を構築することが求められる。

(3) 安定的なサービス提供の確保

他者設備の利用を認めるに当たっては、安定的なサービス提供の確保の観点から、NTT 東西において適切な運用・管理体制を構築するとともに、仮に他者設備が利用できなくなった場合にもサービス提供の維持を可能とするための措置を講ずることが求められる。

具体的には、他者設備の利用に係る卸役務提供等に係る契約について、設備提供事業者が一方的に契約を破棄すること等がないよう長期的に安定的なものであることが確保され、また、NTT 東西を主体として設備提供事業者と連携した適切な運用・管理体制を構築する等の内容となっていることについて、総務省が確認することが必要である。

⁴ 加入電話に相当する光 IP 電話を基礎的電気通信役務の対象として追加するとともに、電気通信事業法第 25 条第 1 項の基礎的電気通信役務の提供は、加入電話に相当する光 IP 電話を提供すれば足りることとする等の省令改正を 2011 年に実施。

その上で、なお、設備を設置する他事業者が撤退した場合、NTT 東西において、新たに自己設備を設置する等、電話サービスを継続的に提供するための措置を講ずることが必要である。

(4) サービス品質の確保

他者設備の利用、特に無線による提供を認めるに当たっては、現在の電話サービス(0AB～J 番号)において求められる技術的要件について、緊急通報受理機関への接続を維持するとともに、音声品質(遅延、ゆらぎ等)等を可能な限り確保することが求められる。

特に、緊急通報については、現在、電話(固定・移動)のみによって利用可能なサービスとして、国民の生命・身体・財産の保護にとって極めて重要な社会的役割を担っていることから、他者設備の利用によって支障が生じることがないようにするとともに、音声品質については、利用者が現行の電話サービスにおいて享受している安定性・信頼性を極力確保していくことが必要である。こうした観点から、技術開発等により、可能な限り現行の固定電話の品質水準に近接させる取組を NTT 東西に対して引き続き求めるとともに、その結果を総務省及び関係する委員会等において検証し、サービス品質を適切に確保する観点から必要に応じて制度整備を行うことが必要である。

その上で、無線の特性上、加入者宅によっては良好な電波環境が得られない可能性もあることから、ワイヤレス固定電話の利用に当たり、NTT 東西は、加入者宅における電波環境をあらかじめ確認するとともに、電波環境が悪化した場合にはブースター等を設置する等、品質確保のための措置を講ずることが必要である。

このほか、現行の固定電話を利用して提供されている付随サービスの利用可能性についても、NTT 東西において、利用者目線に立った改善の取組を不断に講じていくことが求められる。また、他者設備の利用により、仮にこれらのサービスが利用できない可能性が生じる場合、利用者に対し十分な説明を行うとともに、代替手段の確保等に努めることが必要である。

(5) 公正競争環境の確保

他者設備の利用を認めるに当たっては、NTT 東西が携帯電話事業者等から回線設備を調達することが想定されるため、例えば、グループ会社のみを優遇すること等により、公正競争環境に影響を及ぼすことがないようにすることが求められる。

具体的には、NTT 東西において、携帯電話網等の調達や契約期間満了に伴う再調達に当たり、広く参入機会を確保した公募を行うとともに、契約条件等において不当な差別的取扱いを行うことがないよう確認することが必要である。また、当該契約が相対で締結されることに起因する不透明性・不適切性により公正競争上の影響が生じることがないよう、NTT 東西においては、関係事業者への十分な説明、総務省に対する報告、公表等を通じ、回線設備の調達における透明性を向上するための取組を行うことが求められる。

このほか、制度整備に向けた検討においては、NTT 東西による他者設備の利用が、固定・移動通信市場の公正競争環境に対して影響を及ぼさないよう、現行の指定電気通信設

備制度の趣旨や旧 NTT の移動体通信業務分離の経緯等に留意する必要がある。

(6) 現行の交付金制度との関係

現行の基礎的電気通信役務に係る交付金制度は、NTT 東西に対して日本全国における電話サービスの提供義務を課しているものの、NTT 東西の自助努力だけでは不採算地域における利用者の利便性を確保できないおそれがあるため、NTT 東西に接続する接続電気通信事業者等が、NTT 東西に交付するための負担金を拠出する制度である。

こうした制度上の趣旨を踏まえれば、例外的に認められた範囲内において無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある。

第2節 新たなサービスの利用可能性の確保

1. 中間答申において示された取組の方向性

中間答申においては、現在、基礎的電気通信役務の対象となっている固定加入電話等のサービスについては、社会・経済活動に不可欠な基盤としての機能を果たしていること等を踏まえ、引き続き、基礎的電気通信役務として位置付けることが適当であるとされた。

一方で、Society 5.0 時代を見据え、今後国民生活に不可欠なサービスが多様化することを踏まえれば、国民生活に不可欠となる新たなサービスとして、例えば、ブロードバンドサービスを将来的に基礎的電気通信役務として位置付けることも見据え、現行制度の在り方について、制度の趣旨や位置付け、競争政策との適切なバランス、利用者利益の確保の仕組み、財政支援の在り方、国民経済全体における負担等の観点から、多角的に検討していくことが提言された。

なお、携帯電話サービスについては、国民生活に不可欠なサービスとなっている一方で、ブロードバンドサービスに比べて地方での基盤整備が進展しているとともに、料金等の提供条件を適正化するための競争促進に向けた取組が着実に進められていること、また、5G 以降のネットワーク構成を見据えると、固定通信と移動通信の関係等、サービスの位置付けが大きく変化すると想定されることから、現行の基礎的電気通信役務の対象として位置付けることは適当ではないとされた。

2. 中間答申を踏まえた論点及び主な意見

中間答申を踏まえ、新たなサービスの利用可能性の確保に向けた取組の方向性を具体化するに当たり、現行制度との関係、予算施策等を活用した支援の在り方、ユニバーサルサービスとしての品質水準等の在り方、負担金の拠出の在り方、利用者利益の確保等に係る規律の在り方等の論点について、次の検討を行った。

(1) 現行制度との関係

現行制度は、既に利用可能性が確保されている電話サービス等について、引き続き、その提供を全国的に維持することを目的としたものである。

将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付けた場合、これまでと同様、既に利用可能性が確保されたサービスの提供維持を目的とすることとすべきか、また、新規整備の促進については、予算措置等を活用しつつ、条件不利地域の一部について制度的対応を行うことも考えられるかが論点となる。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- コンパクトシティなどの足かせとなるような議論にならないよう期待。例えば、望ましいサービスについて、自治体が提供主体となり、それに必要なコストを交付金又は補助金で支援し、品質や提供範囲の選定は当該自治体に委ねるという方法もあるのではないか。

- ユニバーサルサービスの定義について共通の認識が必要。例えば、料金については、水道、ガス、電気等の分野では地域間格差のあることが当たり前であり、全国均一料金を前提とすべきではない。
- 自治体の設備更新について予算措置等による機動的な支援が必要であることは理解するものの、利用者に対し持続的にサービスを提供する観点からは、民間事業者への設備譲渡を促すための制度的措置もあわせて必要ではないか。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- 「固定電話」を使わない方々が増えてきている中、いつまでも NTT 東西の加入電話がユニバーサルサービスであり続けるとは考えていない。ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスにすべきか否かを検討するに当たっては、それにより何を実現し、どのような社会を目指すかについて、丁寧に議論することが必要。また、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとする場合には、未提供エリアをカバーするための投資や保守コスト等が必要になるため、利用者・国民の負担が増えることから、集落の消滅やコンパクトな街づくり推進の動きも踏まえ、他の生活インフラ(電気・水道・交通等)の動向と併せて、国民的なコンセンサスを得ながら議論することが必要。(NTT)
- ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置付けることを検討する場合、少なくとも、提供主体、対象エリア、支援内容は、現行の加入電話に係るユニバーサルサービス制度とは異なる別の持続可能な仕組みとすべき。(NTT)
- 現行のユニバーサルサービス制度は、あまねく日本全国で基盤整備が完了し、その上で提供されるサービスについての維持を目的としている。将来のユニバーサル・アクセスを見据えて、現時点でブロードバンドサービスを「国民生活に不可欠な」ユニバーサルサービスに位置付けるのであれば、早期にあまねく日本全国でブロードバンドサービスが利用可能な環境を整備することが必要。(KDDI)

(2) 予算施策等を活用した支援の在り方

ブロードバンドサービスは、多様な主体により提供されており、条件不利地域においては、国・自治体の負担により通信基盤を整備し、自治体や電気通信事業者がサービス提供を行う場合等があることを踏まえると、条件不利地域におけるサービス提供の維持について、現行の交付金制度を活用することの妥当性について検討が必要である。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- 整備と維持管理の区別についてきちんと議論すべき。例えば、設備の更新が再整備に近いものだとすれば、当初の整備において財政支援を行った場合には、再整備においても同様の支援を行うことが適当ではないか。
- 予算措置で機動的支援を図るとすると、自治体によって要望するサービスが異なる場合に自治体間の公平性をどう確保するかが課題。
- 予算措置に当たっては、一律に補助することで自治体の創意工夫のインセンティブを

削がないような工夫が必要。

- 予算措置に当たっては、機会の公平を確保する観点から、まず一定の基準をあらかじめ定めると同時に、自治体が工夫する場合には、上乘的に何らか配分するような枠をつくることも考えられるのではないか。

また、通信基盤を整備・運用する自治体からは、次の意見があった。

- 2008年8月の部分開局から11年が経過し、センター設備は既に耐用年数を超えており、インターネット関係として今後20年間の更新費用を66億円程度と試算。一方で、情報通信環境の変化は著しく、単に設備を更新するだけでは十分と言えず、最新の情勢を踏まえた設備を導入する必要があるため、より多くの費用がかかる見込み。維持管理費用については、特別交付税に頼らざるを得ない。(長崎県対馬市)
- 民間企業が参入しづらい環境にある中で、公設公営によりサービスを提供する必要。設備構築から10年を迎え、通信系サーバ機器の更新時期となっており、2020年度の更新費用は約3億円と試算しているところ、これを公費負担することは困難。維持管理・運営について民間企業に募集をかけても、こうした相当な費用が必要となるため、なかなか手が挙がらないのが現状。(愛知県設楽町、東栄町及び豊根村)

また、関係事業者からは、次の意見があった。

- ブロードバンドサービスについては、既存の整備事業や補助金があるため、整備と維持を分け、競争の補完手段としてのユニバーサルサービス交付金の適用範囲は最小限とすべき。また、光ファイバ整備の進捗に応じ、補助率の引上げ等も検討が必要。(ソフトバンク)
- 未整備エリアについては、補助金等に加え事業者による創意工夫で持続可能なサービスを開始することが原則ではないか。(オプテージ)
- 過疎化が進む地域でのブロードバンドサービス提供の維持は高コスト。無線(地域BWA、FWA等)で提供し、それに対し財政支援するのが効率的ではないか。また、赤字自治体に対しては、ユニバーサルサービス制度ではなく、財政支援が適当ではないか。(CATV連盟)
- 民設民営方式により、自治体と連携して更なるFTTHエリア展開に取り組んでいるところ、自治体の一部費用負担と利用者の料金負担により採算性を確保。(オプテージ)

(3) ユニバーサルサービスとしての品質水準等の在り方

現行の基礎的電気通信役務の対象である電話サービスは技術進展が一巡しており、細かな品質基準が設けられている。一方で、ブロードバンドサービスは、電話サービスと異なり、今後も大幅な技術進展やニーズの変化が見込まれるとともに、多様な主体により提供されていることを踏まえると、将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付けた場合に、制度的に確保すべき品質水準等の規定手法についてどう考えるかが論点となる。

また、仮に当該サービス品質等を規定することが困難である場合、ユニバーサル・アクセスの考え方も含め、利用者利益を確保する観点からの制度の在り方についても検討が必要である。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- 不採算エリアにおいて、最高水準のものを安価な価格で提供することには無理があることから、きちんとつながるといった最低水準のものを提供できれば十分ではないかと思うが、どのような水準で提供することが望ましいかについては、今後の議論の対象と認識。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- 確保すべき品質水準等は、ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務とすることによって何を実現し、どのような社会を目指すのかによるため、まず、ブロードバンドサービスを用いて何を実現するかを明確にした上で、利用者・国民の負担が増えることも含め、国民的なコンセンサスを得ることが重要。また、提供手段は、持続可能な仕組みにするため、固定・無線を問わず技術中立的かつ経済合理的な観点から、様々な技術方式のうち最適なものを提供主体が自由に選択できるようにすることが必要。(NTT)
- 今後も大幅な技術の進展やニーズの変化等が見込まれることから、速度等、特定の基準を定めたとしても、短期間で陳腐化するおそれ。日本は諸外国の中でも FTTH の整備が進んでいることから、アクセス回線である FTTH を指定すれば、あらゆるサービスについて柔軟な対応が可能ではないか。(KDDI)
- ユニバーサル・アクセスへの将来的な移行を考慮すれば、定量・定性的な基準によらず、役務単位での指定が現実的であり、FTTH アクセスサービスを対象とすることが適切。(ソフトバンク)
- 確保すべき品質水準等は、技術中立性や最低限必要なサービスレベル等の観点から定めることが適当であり、諸外国の品質基準をベンチマークとすることも有効ではないか。(オプテージ)
- NTT の一者で単一のメニューを提供する固定電話と異なり、複数の事業者が複数のメニューを提供するブロードバンドサービスでは、画一的な品質規制を行うことは難しいのではないか。(CATV 連盟)

(4) 交付金制度の在り方

ブロードバンドサービスを交付金制度による支援対象とする場合、電話サービスと異なり、NTT 法上のあまねく日本全国における提供の責務の対象ではないため、安定的なサービス提供を確保する観点からは、現行の支援方法である「赤字額の一部のみの補填」を見直し、

交付金による補填割合を高める(例:全額補填)ことも考えられる⁵。

一方で、真に不可欠なサービスを確保し、国民経済全体に対する負担を抑制する観点からは、交付金制度による支援対象となるエリア及び主体を一定範囲内に限定する(例:条件不利地域等に支援対象の地理的範囲を限定する、対象エリアにおける支援対象主体を限定する等)ことが求められるとともに、支援対象となる事業自体の効率性を制度上確保していく必要がある。

この他、安定的なサービス提供を確保する観点からは、支援を受ける者がサービスを提供するに当たって求められる要件、サービス品質、技術中立性等の確保について検討する必要がある。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- ラストリゾートとしての最終提供義務を課すと、どの事業者も行おうとしない不採算事業を行うこととなるため、その事業者が生き残っていくためには、その際の赤字部分は、全額何らかの手段で補填することが必要。
- 支援対象とすべき主体については、経営効率が悪いために赤字となっている主体は補填され、経営効率を上げた結果黒字になっている主体は補填されないとすると制度としてバランスが悪い。制度設計は困難ではあるが、効率的な経営をしたとしても構造的に赤字となるような主体を客観的に判断できる仕組みとすることが必要ではないか。
- ブロードバンドにおけるラストリゾート事業者の責務を NTT に課すべきという意見について、慎重な検討を要する点については賛同。ただ、NTT が公社時代の資産を継承していることを踏まえれば、何らかの役割を果たす必要があるのではないか。
- NTT が有するエッセンシャルファシリティについては、適切な開放を求めることがより本質的であって、ブロードバンドにおいても特別な責務を負い続けるべきという主張が今後も合理性があるかは疑問。むしろ、国民の貴重な財産である電波の割当てを受けている事業者が特別な責務を有していると考えの方が、国民感覚に近いのではないか。ただし、事業者にむやみに責務を課すと、結果的に経営の自由度が奪われ、効率性が失われる可能性にも留意した議論が必要。

また、関係事業者からは次の意見があった。

【ラストリゾートの確保について】

- 現行の電気通信事業法では、提供事業者が自らの経営判断で退出が可能であり、ラストリゾートが確保されないため、NTT に提供義務を課すことも検討が必要。赤字エリアにおける整備に対しては何らかの補填を行うことが妥当。(KDDI、ソフトバンク)

【支援対象エリアについて】

⁵ 現行の基礎的電気通信役務に係る交付金制度では、経営の効率化を図ること等を目的として、赤字額の一部を補填することとしているが、その結果、あまねく提供の維持を強制する規定が存在しないことと相まって、本制度のみではサービスのあまねく提供を担保する仕組みとなっていない。

- 既に様々なブロードバンドサービスが提供されているエリアでは、市場競争を通じてサービスの提供が確保されていることから、ユニバーサルサービスの対象エリアとすることは不要。対象エリアは、民間企業の努力では提供が困難な非競争エリアとすることが適当。なお、コストミニマムにユニバーサルサービスを維持する観点からは、集落の消滅やコンパクトな街づくり推進の動きも踏まえながら、他の生活インフラ(電気・水道・交通等)の動向と併せて、対象エリアを検討することが必要。(NTT)

【支援対象主体について】

- 様々な事業者の中から、対象エリアごとに、コストミニマムな提供を実現できる最適な主体とすることが適当。(NTT)
- 「①条件不利地域、②非競争地域、③赤字地域」のエリア要件を全て満たす事業者を支援対象とすべき。(KDDI)
- ブロードバンドサービスが既に提供されているエリアにおいて、非競争地域かつ不採算等の理由により、サービスの維持が困難な地域に限定すべき。また、単に赤字のみでは不十分で、合理的な経営でも構造的に不採算となる場合のみを対象とすべき。(ソフトバンク)
- 一般の事業者であれば、赤字であれば料金を上げて対応するものの、NTT 東西は固定電話のプライスキップ規制があるため、交付金で補填されていると理解。ブロードバンドをユニバーサルサービスとする場合、プライスキップ規制のない事業者における収入をどう捉えるべきかが課題。(ソフトバンク)
- 事業者が複数存在するエリアで一者のみが交付金対象となると競争環境を歪めかねない一方で、複数の事業者を交付金対象とすると社会的コストが増大することから、事業者が一者しか存在しない地域に限定することが適当。また、能率的な経営でもサービスの継続が困難な事業者に限定することが適当であり、適切な品質・料金でサービスを提供しているか、能率的な経営の下での適正原価となっているか等を確認することが必要。(オプテージ)
- 携帯電話サービスに関しては地方を含めて基盤整備が進展しており、超高速ブロードバンド基盤に関しては条件不利地域への財政支援が行われていることを踏まえると、ブロードバンドサービスは経済合理性に従った提供が基本だが、一者のみ提供している地域の一部の CATV 事業者からは、条件不利地域へのサービス維持・設備更新は高コストであり、安定的なサービス提供維持のために交付金を受けられるのであればありがたいという声がある。(CATV 連盟)

【支援内容について】

- 採算エリアとの内部相互補助を前提とした仕組みではなく、対象エリアごとに不採算が完全補填される仕組みとすることが必須。現状、ブロードバンドサービスのカバー率は100%に達していないことから、維持費用(ランニングコスト)の補填だけでなく、整備費

用(イニシャルコスト)についても完全補填される仕組みが必須。(NTT)

- 国民負担の最小化の観点から、設備保有者及びサービス提供者の非効率性を排除して、適正なコストに抑制した上で、サービス提供者を対象に必要な最小限の支援を行うことが適当。その際、固定電話とブロードバンドで基金を分ける等の透明性の確保が必要。(KDDI)
- 交付金による補填割合を高める場合、それにあわせて国民負担が増大することとなるため、慎重な議論が必要ではないか。例えば、事業主体の見直し(自治体から民間事業者への移管等)、提供技術の見直し(ケーブルから光回線又は無線への転換)等による運営・維持コストの低減を行う余地があるのではないか。(オプテージ)

【適格事業者に対する要件について】

- 負担金算出に必要な地域・事業別損益の明確化のハードルが高く、求められる品質規制や撤退規制がどうなるのかも心配。交付金のメリットより、過疎化が更に進んでも撤退できない等、経営・事業展開の自由を奪われるデメリットの方が大きいのではないか。(CATV 連盟)
- 巨大企業である NTT と異なり、中小のケーブルテレビ事業者が交付金算定に必要な会計処理(地域別、事業別等)を行うことは困難なのではないか。また、会社ごとの会計処理の公平性は担保できないのではないか。(CATV 連盟)

(5) 負担金の拠出の在り方

現行の交付金制度では、NTT 東西のユニバーサルサービス提供設備と接続して電気通信サービスを提供することにより、受益している電気通信事業者(携帯電話事業者、固定電話事業者及び IP 電話事業者)の一部に対して負担金の拠出を求めている。また、現行制度では、負担額について、電気通信番号単価をベースに算定している一方で、米国、韓国等の諸外国では、電気通信事業者の収益に応じて負担額を算定している例も見られる。

上記を踏まえ、我が国において、将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付けた場合、負担金を拠出すべき事業者、負担金の算定方法、利用者への転嫁の是非・手法等を含め、国民的なコンセンサスが得られる負担の在り方について検討する必要がある。

これに関しては、関係事業者から次の意見があった。

- 支援方法については、制度の目的(ブロードバンドサービスを用いて実現するもの)、支援内容、支援対象等を明確にした上で、現行制度のような交付金の活用に限らず、税金の活用等の手法も含め、国民的なコンセンサスを得ながら、適切な方法を検討していくことが適当。(NTT)
- SNS、メール等のインターネット接続を介したコミュニケーションを通じて、ブロードバンドサービスを広く享受する受益者(アクセス回線)に応じて拠出することが適当。(KDDI)

- ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化における受益者は、電気通信事業者だけではなく、上位レイヤのプレイヤーも含まれる。しかし、不特定多数の上位レイヤのプレイヤーからの負担金徴収は困難であり、電気通信事業者のアクセス回線契約数に基づく負担が現実的な案の一つ（最終的には利用者が受益するものとの考えに基づく。）。（ソフトバンク）
- イコールフットイングの観点から、自己設置事業者だけでなく、接続事業者や卸利用事業者等、ブロードバンドサービスを提供する幅広い事業者が拠出するのが望ましく、その負担は、ユニバーサルサービスの趣旨に鑑み、利用者への転嫁等、広くお願いすることが望ましい。また、事業者間の公平性の観点、利用者への説明の容易さの観点から、現行の電気通信番号単価をベースとする考え方と同様に、契約数に応じて負担金を算定することが望ましい。このほか、交付金制度により競争環境に影響がないか等、継続的な市場状況の確認が必要。（オプテージ）

(6) 利用者利益の確保等に係る規律の在り方

現行法上、基礎的電気通信役務については、国民生活に不可欠なサービスの提供に係る利用者利益を確保する観点から、一定の規律（例：約款規制、技術基準等）が定められている。

ブロードバンドサービスは、都市部においては料金の低廉化が一定程度図られている等、現に競争による利用者利益の確保が期待されていることを踏まえ、利用者保護のための規律の必要性と市場競争のバランスをどのように確保すべきかが論点となる。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- 約款規制一般としては、競争に様々な影響を与える側面のほか、自由度のある方が事業者は工夫できるという側面や、消費者にとってクリアになるという側面等もあるため、ユニバーサルサービスに限定した話ではなく、総合的に考慮する必要。
- 赤字部分を全額補填する場合は、その条件として、適正な料金であるかをチェックするための約款規制が必要であるものの、例えば、入札制により、このくらいの補助金で最低限これだけのサービスを提供するということを定めて応札した後で、料金を割り引いたことで赤字が拡大したとしても補填額が増えないという制度であれば、約款規制は不要とも考えられる。
- 今後、アクセス網を利用してサービスを提供する主体が多種多様になることを踏まえれば、利用者利益を確保する観点からのサービス事業者に対する規律は極めて重要。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- ブロードバンドサービスと現行のユニバーサルサービスである加入電話では、歴史的な背景やサービス提供の実態等が大きく異なることに加え、ブロードバンドサービスについては、現に様々なプレイヤーが自由にサービスを提供している実態を踏まえれば、少なくとも現行の基礎的電気通信役務に課されているような約款規制や料金規制は

不要。(NTT)

- 利用者利益の確保のための基礎的電気通信役務に課される規律(約款規制、会計整理義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務等)は、競争が機能しない地域で指定される適格電気通信事業者のみに対するものとするのが適当。(KDDI)
- 基礎的電気通信役務に係る規律(約款規制、会計整理義務等)については、現行の加入電話も含め、適格電気通信事業者のみを対象とするよう見直すべき。(ソフトバンク)
- 競争環境に影響を与えないことが極めて重要であり、ブロードバンドサービスに対して、現行の基礎的電気通信役務と同等の規律を適用することは、事業者の業務負荷の増大や自由で多様な事業展開への影響が懸念されるため、緩和が必要。他方、一定の技術基準を設けることは、利用者利益の確保に有効。(オプテージ)

3. 目指すべき全体の方向性

加入電話等については、電電公社によって整備された全国ネットワークを継承した旧 NTT (1999 年の NTT 再編成以降は NTT 東西) が全国における提供を維持してきたが、電気通信市場における競争の進展を背景として、NTT 東西の内部相互補助による全国における低廉かつ安定的な提供が困難となってきたことを踏まえ、2001 年、基礎的電気通信役務の提供の維持を目的とした交付金に係る制度が導入された。その後、加入電話等は長期的に利用率が低落傾向にあるものの、いまだ社会・経済活動に不可欠な基盤として機能している。

一方で、生活スタイルの変化や通信技術の高度化等の環境変化を踏まえ、加入電話以外の通信サービスの利用が急速に拡大しており、特に、インターネットの飛躍的な発展に伴って、これにアクセスするためのブロードバンドサービスが国民生活にとって不可欠なものとなりつつある。

ブロードバンドサービスを巡る当面の課題として、条件不利地域等においては、いまだ未整備エリアが解消されておらず⁶、また、整備済みエリアにおいても、基盤の維持・更新等に大きな役割を担う自治体に大きな財政的負担が生じていることが指摘されている。これらは、ブロードバンドサービスが果たす役割の重要性に照らし、早急に取り組むべき課題であり、必ずしも制度的対応を待つことなく、予算措置等により機動的に支援を行っていくことが必要である。

一方、中長期的には、条件不利地域等におけるブロードバンドサービス基盤の整備・運用について、事業の効率化等を通じて将来にわたる持続可能性を確保していく観点からは、民間事業者が担い手となってサービスを持続的に提供していくモデルの構築が必要となることから、これを担保するための制度的対応も視野に入れるべきである。

制度的対応として、具体的には、以下の2つの方向性が考えられる。

⁶ 総務省は、「ICT インフラ地域展開マスタープラン」(2019 年6月発表)において、居住世帯向け光ファイバの未整備世帯について現在の約 98 万世帯を 2023 年度末までに約 18 万世帯に減少させるとともに、基地局エリア外人口について現在の約 1.6 万人を 2023 年度末までに全て解消すること等を目指している。

- ① 現行制度の枠組みは原則として維持した上で、基礎的電気通信役務の対象を拡大してブロードバンドサービスを位置付け、交付金制度や約款規制等について必要な見直しを行う。
- ② ブロードバンドサービスを支える不可欠基盤(光ファイバ等)の維持に係る新たな制度的枠組み(ユニバーサル・アクセス)への制度転換を図る。

これらの制度的対応の方向性については、それぞれにメリットや課題があることから、ブロードバンドサービスの利用環境や基盤整備の進展状況等を踏まえるとともに、5G 等の新たな通信サービスの進展等を見据えつつ、同時並行的に、具体化に向けた検討を行っていくべきである。

以上の、新たなサービスの利用可能性の確保に向けた全体の方向性を踏まえた、当面の対応の方向性、中長期的な制度的対応の方向性については次のとおりである。

4. 当面の対応の方向性

ブロードバンドサービスについては、競争の進展等により全体としては提供主体の多様化が認められるものの、条件不利地域においては、不採算等を理由に民間事業者の参入が進んでおらず、国・自治体の負担によりブロードバンドサービス基盤の整備を行い、自治体や電気通信事業者が運営を行う事例が多く見られる。

具体的には、①自治体等が整備し、利用者にサービスを提供する「公設公営方式」、②自治体等が整備した設備を電気通信事業者に貸与し、当該事業者がサービス提供を行う「公設民営方式」、③自治体等が整備費の一部負担等の支援を行うが、電気通信事業者が整備とサービス提供を行う「民設民営方式」等が採られている。

各方式における利点、課題は様々であるものの、①「公設公営方式」及び②「公設民営方式」を採る自治体においては、過去に整備した設備の老朽化に伴い、改修・更新に係る費用負担が課題となっている⁷。加えて、設備更新の機会等を捉え、利用者のニーズや技術革新に対応した設備の高度化が求められる状況にあり、Society5.0 時代を見据え、費用面の課題は更に深刻さを増すことが想定される。

一方で、一般的に、③「民設民営方式」においては、民間事業者が設備の整備、維持管理、更新等を担うことから、自治体等の維持管理等に係る財政負担が軽減されることに加えて、災害時における柔軟かつ迅速な復旧対応、効率的な整備・運営が図られることが期待される。

「公設民営方式」を採る自治体の多くにおいては、設備貸与に係る契約期間を一般的に 10 年としており、今後数年のうちに契約更新のピークを迎えると想定され、一部では、契約更新を機に上記に述べた「民設民営方式」の利点を考慮し、民間事業者へ設備を譲渡しようとする動きが見られるものの、設備の老朽化、民間事業者との設備仕様の不一致等により、譲渡が実現した事例は極めて少ない。その結果、費用負担を理由としてサービス継続が困難となり、地域

⁷ 2017 年度以降、各地域における市町村会及び各地方公共団体等から総務省に対して情報通信基盤の維持管理・更新等に係る財政的支援の要望が 44 件提出されている(2019 年 6 月末時点)。

住民にとって重要な通信手段が失われるおそれがある。

以上を踏まえれば、国・自治体の負担により整備された条件不利地域におけるブロードバンドサービス基盤の維持は喫緊に解決すべき課題であり、公設により提供を継続せざるを得ないサービスについて、引き続き、機動的な支援措置を図ることが適当である。

また、国民経済全体に対する負担を軽減する観点からは、上記に加え、公設から民設へ、公営から民営へと移行を促すことを視野に入れ、今から必要な対応を講じていくべきである。

このため、民間事業者が担い手となるインセンティブを高めるための予算を含む支援措置を検討するとともに、なお民間事業者の参画が見込めない場合には、無線や衛星等の活用を含めたより合理的なサービス提供手段への転換等、多面的な取組を講ずるとともに、次のユニバーサル・アクセスの考え方の導入可能性を含めた制度的対応の可能性についても早急に検討に着手することが適当である。

5. 中長期的な制度的対応の方向性

3.に述べたとおり、中長期的な制度的対応としては、現行制度を原則維持した上でブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置付ける、または、現行制度を転換して新たにユニバーサル・アクセスの考え方を導入する、2つの方向性が考えられる。これら2つの方向性における制度上の主な課題について整理を行った。

(1) ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置付けることを見据えた制度的検討

ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置付けることを見据えた場合の制度上の主な課題について、次のとおり整理を行った。

①ユニバーサルサービスとしての品質水準等の在り方

現行の基礎的電気通信役務の対象である加入電話等は、社会・経済活動の不可欠な基盤として、厳格な品質基準が設けられている。一方で、ブロードバンドサービスは、今後も大幅な技術進展やニーズの変化が見込まれるとともに、多様な主体により提供されていることから、制度的に確保すべきサービスの品質水準等の考え方について整理する必要がある。

	米 国	英 国	カナダ	韓 国	E U
BBのユニバ該当性	△ (法令上指定可能だが実例なし。 (2019年1月現在) BBサービス提供をユニバ基金 受領の要件化)	○ (2018年のユニバ命令改定 により対象に追加。2020年 末までに法施行予定。) →2019年6月にBT(ハル市 以外の全国)及びKCOM(ハ ル市)を提供事業者指定。	○ (2019年より 対象予定)	○ (2020年に施行予定 の改正電気通信事業 法施行令に基づき対 象予定)	○ (2018年の欧州電子通 信法典で追加。加盟国 は2020年12月までに 国内法化が必要)
伝送速度	原則、下り25Mbps以上、 上り3Mbps以上 ^(※)	下り10Mbps以上、 上り1Mbps以上	下り50Mbps以上、 上り10Mbps以上	(未定)	(未定)
遅延特性	VoIPを提供可能な水準(原則、 100ms以下) ^(※)	エンドユーザが有効に音声 通話可能な水準	(規定なし)		(対象となるBBサービ スの詳細は、科学技術 情報通信部長官が別 途定める。 ・利用状況、普及状況 及び技術発展などを 考慮して伝送速度及 び提供対象などを定 める。 ・関連損失補填金の 算定については別途 規定する。 (なお、詳細は2019年 5月時点で未発表。))
料金等	都市部における同等のサービ スの料金と比較して合理的に 同等な料金(都市部料金調査 に基づくベンチマークを公告)	単一小売料金 (月額45ポンド以下)	(規定なし)		
その他	^(※) 具体的な要件は、逆オーク ション開始時のFCC公告にて 規定。2018年2月に開始され たCAF IIオークションにおけ る規定は次のパターン別に加 点評価。 (伝送速度：下り/上り) ①10Mbps/1Mbps ②25Mbps/3Mbps ③100Mbps/20Mbps ④1Gbps/500Mbps (遅延特性) ①100ms以内 ②750ms以内 また、実効伝送速度の計測手 法を規定。	【他の提供条件】 (提供技術) ・FTT、VDSL、4G等 (データ通信容量) ・100GB/月以上 (コンテンツ率) ・50:1以下 【提供対象】 ・上記仕様の条件を満たす BBに、良心的な料金でアク セスできない世帯・事業所 ・利用者が申請してから1 年以内に、公的資金を活用 した施策によって同サー ビスが利用できない世帯・ 事業所	【基金規模】 2019年予算で、総額 7.5億カナダドルのBB 基金の設立を予定。 【普及目標】 2021年までに90%、 2026年までに95%、 2030年までに100%		【加盟国共通の基準】 e-mail、検索エンジン、イ ンターネット・バンキング 等の一定のサービスを利用 できる水準であること が求められる。

図 1-2-3 諸外国のユニバーサルサービス制度におけるブロードバンドの品質水準

ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象としている米国及び英国においては、確保すべき品質水準として、伝送速度、許容される遅延等を定量的に定めている。この場合、ブロードバンドサービスを提供する手段は、電気通信事業者が、提供地域の実情に応じ、最も経済合理性のあるものを選択可能であるという利点がある。一方で、ベストエフォートなサービスであるブロードバンドサービスにおいて、定量的な品質水準が適正に確保されているかについて確認することは現行制度では困難であるほか、技術の急速な進展や、利用者ニーズの変化により、品質水準が実情に合わないものとなる可能性がある等、制度の安定性を欠くことが懸念される。

関係事業者からは、ブロードバンドサービスを提供する様々な方式のうち最適なものを提供主体が自由に選択できるよう技術中立的な仕組みにすべき、との意見があった一方で、我が国においては FTTH の整備が国際的にも進んでいることも踏まえ、アクセス手段として FTTH を指定すればあらゆるニーズに柔軟に対応可能ではないか、との意見もあった。

以上を踏まえ、ブロードバンドサービスにおいては、国民生活に不可欠なサービスを確保する観点から、一律に満たすべき品質水準を定めることに一定の意義があり、例えば、提供主体が多様であり、都市部等においては競争を通じた品質水準の向上も期待されることから、最低限満たすべき水準を定める(例：直接定量的に定める、ダイヤルアップ接続等の将来にわたり不可欠とは言い難い方式を除外する等)ことも考えられる。

その場合も、履行確保のための品質水準の計測手法や技術進展への対応等の具体的な制度設計について、専門的見地から検討することが必要である。

②交付金制度の在り方

現行の交付金制度は、競争の進展に伴い、NTT 東西の内部相互補助により不採算地域の役務提供が賄えなくなったことを踏まえて、競争を補完する観点から導入されたものである

が、国民経済全体の負担を最小化する観点から、適格電気通信事業者である NTT 東西の赤字額の一部を補填する仕組みとなっている。

現行の基礎的電気通信役務は、NTT 法により役務提供が担保されている電話であることから、赤字額の一部補填に留まることによる弊害は顕在化してこなかったが、将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務とし、不採算地域において交付金制度を通じて役務提供を確保する場合には、主に以下の論点について、一定の見直しを行うことが必要である。

【交付金による支援対象とすべき地域について】

競争の補完として機能している現行の交付金制度の趣旨や、国民経済全体の負担の最小化を図る観点からは、交付金による支援対象を非競争地域に限ることが適当であり、ブロードバンドサービスの提供に用いられる電気通信回線設備を設置する者が一者しか存在せず、仮に当該者が撤退した場合には、当該地域住民に対しブロードバンドサービスが提供されなくなるおそれがある地域を念頭に、具体的な基準を検討することが適当である。

【支援対象とすべき主体について】

国民経済への負担を最小化する観点からは、能率的な経営を行っても、なお、提供地域における事業が赤字であることにより事業の継続が困難な事業者に限って対象とすることが考えられる。

なお、事業者の役務提供範囲が広域にまたがる場合、内部相互補助により費用が補填されていることも考えられるため、こうした主体を支援対象とすべきか、支援対象とする場合の補填額の算定の在り方について検討することが適当である。

【支援内容及び支援対象となる主体が負う要件について】

不採算地域における役務提供を確保する観点から、現行の交付金制度より補填割合を高め、支援対象事業者の事業基盤の安定性を確保することが必要である。

一方で、交付金の増大による国民経済への負担を抑制するため、支援対象となる主体の能率的な経営を確保するとともに、役務提供手段の効率化を促す等の措置が不可欠であり、具体的な方策について検討が必要である。

なお、関係事業者より、NTT に対して、不採算地域における役務提供を確保する、いわゆるラストリゾート事業者の責務を課すことについて検討が必要との意見があった点については、ブロードバンド・ネットワークは電電公社の民営化後に整備が開始され、いまだ整備途上にあること等も踏まえ、慎重な検討を要する。

③負担金の拠出の在り方

現行の交付金制度においては、適格電気通信事業者である NTT 東西のユニバーサルサービス提供設備と接続して電気通信サービスを提供することにより、受益している電気通信

事業者(携帯電話事業者、固定電話事業者及び IP 電話事業者)のうち、一定要件を満たす事業者(2019 年4月末時点、20 社)が、利用する電気通信番号に応じて負担金を拠出している。

ブロードバンドサービスについて、仮に現行制度と同様に電気通信番号に応じた負担金の拠出を事業者に対して求めた場合、現行制度の前提である受益者負担の関係が必ずしも成立しないことも考えられる。

この点について、事業者からは、ブロードバンドサービスを通じて受益する者として、電気通信事業者だけではなく、上位レイヤの事業者も考えられるとの指摘があった一方で、これらの不特定多数の事業者から負担金を徴収することは困難であり、ブロードバンドサービスの契約数等に応じて、電気通信事業者が拠出することが現実的ではないかとの意見があった。また、ユニバーサルサービス制度における受益者負担の原則を踏まえれば、最終的な受益者である利用者に対する転嫁が認められることが望ましいとの意見があった。

交付金における負担の在り方については、国民経済全体に対する影響を考慮しながら検討を進める必要があることから、今後、ブロードバンドサービスに関して、交付金の規模について具体的な試算を進めるとともに、その結果や上記の課題及び意見を踏まえつつ、具体化に向けた検討を行うことが適当である。

④ユニバーサルサービス制度における利用者利益の確保等に係る規律の在り方

現行制度は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、約款規制、会計整理義務、役務提供義務、技術基準適合義務等を課すことにより適正な提供条件等を確保する、「利用者利益の確保」に係る規律を含んでいる。

ブロードバンドサービスについては、現行の対象役務である加入電話等と異なり、

- ・ 電気通信回線設備の設置主体と役務提供の主体が異なる場合があること
- ・ 地域ごとに競争環境が多様であり、競争的な地域では料金等の提供条件の適正性が確保されている一方で、非競争的な地域では必ずしもそうではない等、地域によってユニバーサルサービス制度を通じて確保すべき利益が異なること
- ・ 条件不利地域を含めて、役務提供の主体が、NTT 東西以外に、自治体、第三セクター、CATV 事業者等、区々であること

等の特徴があることから、現行制度の規律を一律に適用した場合、地域によっては必要以上の規制となる可能性があり、ブロードバンドサービスを提供する事業者の経済活動に大きな影響を与えるおそれがある。

ブロードバンドサービスを含めて、将来的に、国民生活に不可欠なサービスが加入電話以外に広がり、ユニバーサルサービス制度の対象となることを見据えれば、対象役務全てに対して規律を一律に課している現行制度について、サービスの性質や競争環境等を踏まえ、必要な範囲と程度の規律が課されるよう弾力化を図る等の見直しを行うことが適当である。

特に、ブロードバンドサービスについては、現在料金規制が導入されておらず、都市部においては競争を通じて利用者料金の低廉化等が期待されることを踏まえれば、ユニバーサルサービス制度の対象とした場合、約款届出制度について一定の緩和を検討することが考えられる。一方で、適格電気通信事業者については、提供地域において競争が機能していないと考えられるとともに、交付金制度を通じて最終的に国民負担により費用が補填されていることを踏まえれば、利用者利益を一層確保する必要があると考えられることから、現行の約款規制を維持する等の一定の規律が必要である。

(2) ユニバーサル・アクセスへの転換に向けた制度的検討

現行の基礎的電気通信役務に係る制度は、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき」サービスを省令で規定した上で、

- ・ 利用者利益を確保する観点から、適正な提供条件等を確保する規律をサービス提供主体に対して課すとともに
- ・ 不採算地域におけるサービス提供を確保する観点から、サービス提供主体のうち一定の基準を満たすものに対して交付金制度による補填を行う

こととしており、サービスに基づいて、その提供主体に対する規律を定める制度的枠組みとなっている。

現行制度において対象とされている加入電話等においては、サービスとその提供に用いられる設備は一意に対応しており、基本的に、サービス提供主体がその提供に係るコストを負担し、品質水準の確保に責任を負っているため、サービスベースで構築された制度が、有効に機能してきた。

しかしながら、近年、IP 化の進展、無線技術の発達による伝送速度等の飛躍的向上等を背景とし、サービスを提供する主体と、その提供に用いられる設備を提供する主体の関係は相対的なものとなりつつある。

以上のようなネットワーク構造・市場構造の変化を踏まえれば、基盤整備等における中長期的な制度的対応として、サービスとその基盤となるアクセス網を区別し、国民生活に不可欠なサービスが多様化する中であっても、それらのサービスを提供する上で重要な役割を果たすアクセス網を法的に位置付けた上で、それを適切かつ安定的に利用できる環境を確保するという、「ユニバーサル・アクセス」の考え方を採用することも考えられる。

その場合、当該アクセス網の設置者に対して、当該設備の適切かつ安定的な提供の確保に係る規律を導入するとともに、必要に応じ、条件不利地域における当該アクセス網の維持費用を補填するための制度を整備する必要がある。

以上のようなユニバーサル・アクセスの考え方に基づいて現行制度の転換を行う場合、サービス提供主体と設備設置主体が異なることに主に起因した、以下のような様々な制度上の課題が考えられる。

① アクセス網の定義

- ・ 国民生活に不可欠なサービスを提供する上で重要な基盤となるアクセス網に着目し、制度においてその提供条件等の適正性や不採算時における持続可能性を確保しようとする場合、対象となるアクセス網をどのように考えるかが課題となる。
- ・ 技術中立性の観点からは、有線・無線の区別なく、現行の加入電話と同等水準以上の音声伝送サービス及びデータ伝送サービスが利用可能なアクセス網を対象とすることも考えられるものの、市場環境の変化を見据えつつ、そのようなアクセス網を制度上定義することには、一定の困難が伴うと考えられる。

② 交付金の考え方

- ・ 上記アクセス網の日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を制度上担保する必要があるとの見地に立って、現行の交付金類似の制度を適用しようとする場合、アクセス網にはサービスごとに複数の伝送形態や業務範囲が想定されること等を踏まえ、補填対象地域となる「アクセス網の維持が高コストな地域」を特定する手法について検討が必要である。
- ・ また、補填対象となる事業者(適格アクセス事業者)の選定については、制度設計によっては、地域における事業者間の設備競争に影響を与える可能性があり、事業者の設備投資インセンティブとの関係を注視する必要があると考えられる。
- ・ 上記の課題等を解決し、仮に交付金制度を導入するとしても、コスト算定や、アクセス網の維持により受益する者と負担の関係性については、サービスベースで構築されてきた現行制度から大きく転換し、新たな考え方を導入することを視野に入れ、検討する必要がある。

③ 約款規制等の利用者利益の確保の考え方

- ・ 多種多様なサービス事業者が上記アクセス網を適切な条件の下で利用できるよう、適格アクセス事業者に対して、卸電気通信役務の料金水準等の事業者間取引に係る条件について、一定の規律が求められる可能性がある。
- ・ 一方で、上記の規律のみでは、最終利用者に対し、不可欠なサービスが適切、公平かつ安定的に提供されることを確保することは困難であり、サービス事業者に対しても一定の規律が求められる可能性がある。この場合、適格アクセス事業者に対する規律との関係性の検討、過剰規制とならないようにするための検討等が必要となると考えられる。

第3節 今後取り組むべき事項

1. 電話サービスの持続可能性の確保

人口減少・過疎化等の急速な社会構造の変化を踏まえれば、電話サービスの持続可能性を確保するため、第1節において整理した考え方に基づき、総務省において必要な制度整備を迅速に進めるべきである。

2. 新たなサービスの利用可能性の確保

現行の基礎的電気通信役務の対象となっている固定電話サービス等以外の新たなサービスの利用可能性を確保するに当たっては、当面は、予算措置等により機動的に支援を行いつつ、中長期的には、第2節5. に整理したとおり、2つの制度的対応の方向性が考えられる。

ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置付ける場合は、現行制度の仕組みを活用して不可欠なサービスの維持や利用者利益の確保が図られることが期待される反面、急速な技術進展を踏まえれば、確保すべき品質水準等を定量的に定義することが困難である等の制度的課題が考えられる。

一方、ユニバーサル・アクセスの考え方に基づき、重要な役割を果たすアクセス網の維持や提供条件の適正化を図る方向へ制度の転換を行う場合は、現行制度に比べ、技術中立的な観点から、必要なアクセス網の確保を図るための制度を柔軟に設計できることが期待される反面、最終利用者に対してサービスの提供条件等の適正性等を確保するための方策や、地域における設備競争に影響を与える可能性等の観点から検討すべき課題は多い。

以上に示した2つの制度的対応の方向性については、各々に利害得失が考えられることから、当面の対応として提言した予算措置等の活用によるブロードバンドサービス等の整備の進展状況や、5G 等の新たな通信サービスの進展等の急速な環境変化も見据えつつ、適切な制度の在り方について引き続き検討を進めることが求められる。

具体的には、総務省において、条件不利地域等における基盤整備の実態等に関する調査を進めるとともに、本提言を踏まえ、制度面を中心に専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが適当である。

基盤整備等の在り方については、国民生活を支える基盤となるサービスに係るルールづくりに直結するものであり、また、我が国の将来におけるネットワーク構造や市場競争に大きく影響を与えるものであることから、上記の検討体制においても、引き続き、スピード感を持って、多様な関係者の意見を踏まえながら検討を進めていくことが適当である。

第3章 グローバル課題への対応における政策の具体的方向性

デジタル経済の拡大やグローバル化に伴い、我が国においてもプラットフォームサービスが急速に普及しているものの、国外に拠点を置く国外事業者は、国内利用者にサービス提供する場合も電気通信事業法の規律が及ばず、利用者利益等の確保が課題となっている。

さらに、ネットワークの仮想化等の革新的技術の登場に伴い、ネットワーク構造の変化に対応する規制上の課題が生じる一方で、情報通信産業の国際競争力強化の観点からは、我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備が求められている。

以上を踏まえ、電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保、ネットワーク仮想化等の技術革新への対応、我が国発のイノベーション創出等の環境整備の観点から、検討を行った。

第1節 電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保

1. 中間答申において示された取組の方向性

プラットフォームサービスをはじめ、国外事業者が提供するサービスの利用が拡大し、我が国の利用者利益に与える影響が増大しつつある一方で、これらのサービスの中には電気通信事業法の規律が及ばず、利用者利益の確保は提供主体の自主的取組によっている。

中間答申においては、国外事業者が営む事業が我が国の利用者やネットワークに与える影響が一層拡大する可能性も想定し、我が国の利用者に対してサービスを提供する国外事業者に対して、利用者利益の確保や安全・信頼性の確保等の観点から、必要に応じ、法整備も視野に、電気通信事業法の一部規定の適用について検討することが提言された。

2. 電気通信分野における国外事業者に係る現状等

近年、インターネット上で消費者や企業等に対して様々な取引等の場を提供する国外プラットフォーム事業者のプレゼンスが高まり、日本における利用者数も増加している。

国外プラットフォーム事業者は、グローバルな規模で利用者情報やアクセスログなど大量のデータを取得・活用し、新たなサービスを生み出すビジネスを展開している。これに対し、EUの「e プライバシー規則(案)⁸」や韓国の「情報通信網法⁹」等、電気通信分野において、自国利用者の情報の取扱いをはじめとする利用者利益の確保に係るルールを整備やそれに向けた議論・検討が行われている。

一方、我が国の現行の電気通信事業法においては、国外において設備を設置して国内向けの役務を提供する事業者(国外プラットフォーム事業者を含む。)には、規律が及んでいない。

⁸ EU では、GDPR(一般データ保護規則)の特別法として、インターネットベースのサービスの進展に伴う通信分野におけるプライバシー等の保護を拡充するため、通信の秘密等の適用対象を従来の通信サービス(traditional electronic communications services)に加え、ウェブメールや SNS などの OTT の通信サービス(Over-the-Top communications services)に拡大する e プライバシー規則(ePrivacy Regulation)(案)の策定作業が進められている。

⁹ 韓国では、「情報通信網の利用及び情報保護等に関する法律」において、情報通信サービス提供者を対象に情報通信網における他人の秘密を侵害等してはならないとして、利用者情報の保護を図っている。2018 年、国外における韓国国民の利用者情報の流通の安全を確保することを目的に同法が改正され、国内に住所又は営業所がない情報通信サービス提供者に対して、国内代理人の指定を義務付ける規定が新設された。

つまり、同等のサービスを提供する国内電気通信事業者に対して適用される電気通信事業法の規律(参入規律、通信の秘密、業務の停止等の報告等)が、国外から国内利用者に向けてサービスを提供する者に対しては及んでいない。

これにより、我が国における電気通信市場における国内・国外事業者間の法適用の不公平が生じているとともに、国内利用者の保護が不十分なものとなっていることや、総務省が問題発生時に行政としての対応が取れるよう、諸外国の動向等を踏まえ、我が国の電気通信分野においても、国外事業者に対して適用すべき規律や実効性のある措置を検討することが求められる。

3. 中間答申を踏まえた論点及び主な意見

中間答申を踏まえ、電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保に向けた制度整備等の具体化に当たり、適用を検討すべき電気通信事業法の規律、規律の適用対象となる事業者、規律の実効性の確保等の論点について、次の検討を行った。

(1) 適用を検討すべき電気通信事業法の規律

国外事業者が提供するサービスにおける利用者情報の取扱いや障害の発生等、我が国の利用者への影響を踏まえながら、国外事業者に対して適用を検討すべき規律(例:通信の秘密の保護、不当な差別的取扱いの禁止、障害発生時の事故報告義務、事業の休廃止の周知義務等)についてどのように考えるかが論点となる。

これに関しては、有識者からは次の意見があった。

- 電気通信役務の円滑な提供、利用者の保護に関する規定は、原則として国外事業者にも全て適用されるべき。国外事業者に適用されない規律がある場合、その根拠が示されるべき。
- 通信の秘密以外の個人情報保護について、個人情報保護法の域外適用に任せるのか、電気通信事業法でも一定の手当てを行うのが規律の明確化の観点で重要。
- 事業者を規律するという視点だけではなく、電気通信サービスの利用者、公衆全体を保護する観点をより強く打ち出していくべき。
- サービスを提供する事業者の国内外を問わず、消費者が保護される規定があるべき。
- ユーザ数が非常に多い国外事業者のサービスについて、サービス障害の報告義務がないことは問題。
- サービスに障害があった場合、国外プラットフォーム事業者は利用者に対して障害の状況を HP 上で公表すれば十分としている点については、日本の利用者の意識とずれがあるのではないか。
- 障害時の影響利用者数の把握は技術的に困難なことも考えられるので、国外プラットフォーム事業者にとっては重大事故報告義務が一番ハードルが高いのではないか。
- 重大事故報告義務については、事業者に対する制裁的なものではなく、情報共有を

求めるという位置付けではないか。それを踏まえれば、完全なものではなくても、まずは国外事業者から情報が上がってくる仕組みとすることが重要。

- 重大事故報告義務については、利用者利益の確保だけでなく、他事業者にバッドプラクティスを共有することを通じてネットワークの安全・信頼性を確保するという趣旨にも留意が必要。
- 通信の秘密については、例えば、日本の利用者のトラフィックが一部国外事業者によって伝送されることも考えられるので、こうした場合の規律の適用が課題。
- 通信の秘密については、「電気通信事業者の取扱中に係る」とされているところであり、国外事業者への適用に当たっては整理が必要。米国においてもコンテンツについては通信の秘密の適用が及んでいるため、通信の秘密の範囲をどう捉えるかが課題なのではないか。
- 日本国内でサービスを展開するのであれば、国外事業者であっても国内事業者と同様に利用者に対する説明を十分に行うべき。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- 利用者がサービスを安心して利用できる環境の整備、ICT利活用の促進の観点から、通信の秘密やプライバシー保護については、国内事業者、国内で事業を展開する国外事業者を問わず、全ての事業者と同様の規律を適用することが必要。(NTT)
- 同等のサービスを提供していても、電気通信設備の管理主体が国外にある場合には、電気通信事業法が適用されないことは課題。安全・信頼性、通信の秘密の保護を含む消費者保護、公正競争の観点から、同等のサービス提供であれば同等の規律を適用することについて、今後の検討が必要。(KDDI)
- 理想としては、国外事業者にも国内事業者に適用されるルール全てを適用すべき。もし、適用されない規律があるとすれば、その差分について合理的根拠が示されるべき。少なくとも、通信の秘密、利用の公平、電気通信事業の届出、電気通信業務の休止及び廃止の周知、業務の停止等の報告、業務の改善命令、罰則は、国外事業者にも適用すべき。(ヤフー)
- 現行の電気通信事業法では、「通信の秘密」や「事故報告制度」などについて、国外企業のサービスについては適用されておらず、不平等が生じている。(新経済連盟)
- 域外適用は国際貿易の原則に沿って考えるべきであり、もし複数の国家が域外適用を個別に表明することになればグローバルビジネスの混乱を招く。また、通信の秘密が広く適用されると製品に意図せぬ結果をもたらす可能性があることから、利用者保護とイノベーションのバランス確保を踏まえた検討が重要。(国外事業者)

(2) 規律の適用対象となる事業者

電気通信事業法においては、例えば、不当な差別的取扱いの禁止、障害発生時の事故

報告、事業の休廃止の周知義務については全ての電気通信事業者、通信の秘密の保護については全ての電気通信事業者に加え、電気通信回線設備を設置せず電気通信設備を他人の通信の用に供する事業者(例:オンライン検索事業者、EC 事業者、オンライン情報提供事業者等)等に適用されている¹⁰。

上記の現行の電気通信事業法における国内の規律対象との整合性に留意しつつ、国外事業者について規律の適用対象とすべき範囲をどのように考えるかが論点となる。

これに関しては、有識者からは次の意見があった。

- 国内にある者に対して電気通信役務を提供する国外事業者が、原則として全て対象になる。
- 日本のユーザを対象にしているサービスと、日本のユーザも使えてしまうサービスとで、分けて考える必要がある。
- 重大事故の報告の場合、100 万人以上の利用者がある国内事業者が対象となっていることを踏まえても、利用者が少ない国外事業者に規制をかけることの合理性はあまりないと考えられる。
- 対象とする事業者によって、域外適用の規律のグラデーションをかけるといった考え方もあるのではないか。
- 国外事業者の扱いについて、法律上の電気通信事業者に含めるのか、それとも、電気通信事業者に準ずる扱いとするのか、どのような要件を持って国内に対してサービスを提供している者と見なすべきなのかが課題。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- ヤフーメールと類似のサービスを提供している国外の電気通信事業者で、現行の電気通信事業法の届出に該当するようなものを想定している。電気通信事業法の域外適用をすべき国外事業者の要件として、国内にある者に対して通信サービスを提供している事業者であることに加え、重大事故の報告義務の基準として 100 万人といった基準があることも参考になり得るのではないか。(ヤフー)
- 数名のユーザしか使用していないサービスにも域外適用するかは、程度問題のようなところもあるのではないか。(LINE)
- 国外事業者への域外適用については、個人情報保護法のように国外事業者への適用を明記しているものがある一方で、明記していないものの中には、適用している法律も、適用していない法律もある。解釈に差が出てくるのは分かりにくい。(新経済連盟)
- OTT サービスにおいては影響ユーザ数の正確な把握が困難であることから、障害報

¹⁰ 電気通信事業法においては、電気通信事業のうち、小規模なもの、特殊な形態のサービスを提供するもの等であって、同法による規律をするまでの社会的必要性が乏しいものについて、同法の適用を除外することを定める(同法第 164 条第 1 項)とともに、これらの事業についても、電気通信事業における基本原則である検閲の禁止(同法第 3 条)及び通信の秘密の保護(同法第 4 条)の規定を適用する旨を定めている(同法第 164 条第 3 項)。

告の基準となる数値的な根拠については慎重な分析を行うべき。また、世界的に見ても障害報告の義務がある国は限られており、その中でも限られたサービスに対してのみ報告義務が課されている点を留意すべき。(国外事業者)

(3) 規律の実効性の確保

国外事業者の所在国の主権との関係や国外事業者のグローバルな展開への影響に留意しつつ、規律の実効性をどのように確保すべきかが論点となる。

また、電気通信事業法の規律の趣旨を維持しつつも、規律の実効性を確保する観点や国内外事業者によるグローバルな展開における負担を軽減する観点から、当局間の対話の促進等、国際的な調和を図る必要性についてどのように考えるかが論点となる。

これに関しては、有識者からは次の意見があった。

- 執行管轄権の観点から、国外事業者に対する罰則や改善命令といった制度を設けることは非常に難しい。
- 国外事業者にも法を適用すべきか否かの議論と、規律の実効性の議論は、切り離して考えるべき。実効性が確保されないから、法を適用することをやめるという議論の方向に傾くべきではない。
- 法規制と共同規制の線引きの観点が必要。
- 各国の域外適用の法律が相互に錯綜する状態は望ましくなく、規制の国際的調和を考えるべき。
- GDPRは、その課徴金の大きさから驚きをもって受け止められ、個人情報保護の世界においてある種のゲームルールとなったのではないかと。EUと協調して、ある程度同じようなルール基盤を一緒に構築することが重要ではないかと。
- 業務停止命令などの行政法上の規律と、刑事罰における規律を分けて、検討を進めるべき。
- 規律の適用に当たっては、どこまで法律で縛るのか、あるいは、一定程度事業者の自主的取組に任せつつ、取組状況の公表制度等を通じて促す等の方策と組み合わせることも考えられるのではないかと。
- 日本政府から色々指導されることを避けるために登録・届出を出さない国外事業者が出てくることも考えられる。むしろ、日本の法律を遵守していれば高品質なサービスを提供できていると世界的にも評価されるといった、メリットを示せる制度設計が必要。
- 代理人の設置を義務付ける場合、「代理人」がどのような性格を持つのか明確にすべき。
- 日本の域外適用の法律が過剰な規制であるということにならないよう、国際協調を進めることが重要。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- 国外事業者にも業務改善命令などを確実に執行できるよう、日本における代理人設置の義務付け等の措置が必要。また、規律の実効性を確保するため、罰則等のサンクションを国外事業者に対しても適用すべき。
- 規律の実行性担保のための執行強化策は不可欠。日本に代理権を有する代理人設置を義務付けるだけで十分なのか、検討を進める必要がある。また、共同規制のような自主的ルールメイキングにも賛成するが、法規制ほどの実効性が望めるか疑問。
- 国ごとに規制がでこぼこな点については悩んでいる。
- 国際的な調和については、日本がリードして、国際的な会議の場でも積極的に議論すべき。
- イノベーションを生み出すために、グローバル・ハーモナイゼーションを意識しつつ、規律は最小限であるべき。
- 代理人業務を行う POC (Point of Contact) としては、企業のオペレーションと意思決定に最も近く、リアルタイムな状況把握を行える本社の人間が適切。

4. 電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保に向けた具体的方向性

(1) 基本的考え方

現行の電気通信事業法では、国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有さずにサービスを提供する者には、日本国内の利用者に向けてサービスを提供する場合であっても規律が及んでいない。そのため、これらの者に対しては、たとえ国内事業者と同等のサービスを提供していたとしても、登録・届出といった参入規制、「通信の秘密」や「業務の停止等の報告」等の行為規制を課すことが難しい状況にある。

国境を越えた通信サービスの提供、国外プラットフォーム事業者によるレイヤを超えた事業展開等の近年の動向を踏まえ、国内外のプレイヤーの公正競争を図りつつ、我が国の利用者の利益を適切に保護するため、上記のような国外事業者に対しても、電気通信事業法の規律を適用することが適当である。

電気通信事業法の国外事業者への適用に当たっては、国内事業者とのイコールフットイングの観点に加え、執行管轄権の制約から、国外事業者に対しては公権力の行使となる行政措置や罰則の適用に課題があり、このことが執行確実性の担保に影響を及ぼす点を踏まえた検討が必要である。

また、将来の電気通信市場におけるグローバル化の一層の進展を見据えれば、イノベーションと利用者利益等のバランスの確保に引き続き留意するとともに、事業者のグローバル展開を促進するための環境整備として、規律の国際的調和に向けた取組が重要である。

(2) 適用を検討すべき電気通信事業法の規律

電気通信事業の公正な競争の促進等を通じて、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護するという電気通信事業法の目的に照らせば、国内利用

者向けのサービスを提供する国外事業者と国内事業者の間の規律適用の不平等を解消すべきであり、国外事業者に対しても原則として国内事業者と同等に規律を適用することを検討すべきである。

特に、利用者利益を適切に保護する観点からは、「通信の秘密」、「利用の公平」、「電気通信業務の休止及び廃止の周知」、「業務の停止等の報告」等に関する規定の適用が重要と考えられる。

(3) 規律の適用対象となる事業者

現行の電気通信事業法では、原則として、他人の通信を媒介する電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業を営もうとする者については、参入に当たって登録・届出を求めた上で、「電気通信事業者」として規律を適用している¹¹。

電気通信事業法を適用する国外事業者の範囲については、その提供するサービスが国内の利用者に与える影響にも留意しつつ、適用対象としている国内事業者の範囲との整合性の観点を踏まえて、明確化を図るべきである。

(4) 規律の実効性の確保

域外適用に当たっては、執行管轄権の制約から国外事業者への行政措置や罰則の適用に課題があることに留意した上で、その代替となる手段を含め、規律の実効性を担保するための方策に関し、他の法令における規定¹²も参考にしながら、立法化の内容について検討すべきである。

規律の実効性とイノベーションの促進等のバランスを図る観点から、例えば、利用者情報の取扱いに関する透明性の確保、適切な苦情相談体制の構築等について、プラットフォーム事業者の自主的な取組に一定程度委ねるといった共同規制的アプローチの在り方について、我が国の実情を踏まえつつ、関連する研究会等とも連携して検討を深化すべきである。

国外事業者に係る規制については、各国が設ける規律が錯綜しかねないことから、国際的調和の在り方について、外国規制機関との対話や多国間の枠組みの活用等を通じて、我が国が主導して議論していくべきである。

¹¹ 電気通信事業を営もうとする者は、設置する電気通信回線設備が一定の規模及び区域の範囲を超えない場合等を除き、総務大臣の登録を受けなければならない(電気通信事業法第9条)。また、登録を要しない場合も、電気通信回線設備を設置し、又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣に届け出ることにより事業参入が可能である(同法第16条)。

¹² 国外事業者への法適用に関して規定を設けている例としては、金融商品取引法第66条の28において、外国法人が信用格付業の登録を行う場合に国内における代表者又はこれに準ずる者を定めることとしていること等がある。

第2節 ネットワーク仮想化等の技術革新への対応

1. 中間答申において示された取組の方向性

現行の電気通信事業法においては、「設備」・「機能」・「役務」の一体的運用による事業形態を基本的な前提としている。

一方、ネットワーク仮想化技術等の普及により、『「設備」を設置する主体』と『「機能」を活用する主体』の分離が進んだ場合、電気通信回線設備を自ら設置することなく「ネットワーク・オーケストレーション¹³」や「スライシング・サービス¹⁴」等の電気通信サービスの提供に関する業務を行う者の登場が想定され、電気通信サービスの安定的な提供において重要な役割を果たすと考えられるが、現行ルールにおいては、このような主体・サービスの位置付けは明らかではない。

このため、ネットワーク仮想化技術等の普及により、「ネットワーク・オーケストレーション」や「スライシング・サービス」等を行う、『「機能」を活用する主体』の登場を想定し、電気通信事業法の適用関係を整理した上で、仮想化技術等の導入によるイノベーション・新ビジネスの創出の観点も考慮しつつ、参入規律の在り方、安全・信頼性の確保の在り方、関係主体が多種多様となると想定されること等を踏まえた利用者利益の保護等の在り方等を中心に、必要なルールについて、適用対象の捉え方も含め、引き続き検討を深めていくことが提言された。

2. 中間答申を踏まえた論点及び主な意見

中間答申を踏まえ、ネットワーク仮想化等の技術革新への対応に向けた方向性の具体化に当たり、『「機能」を活用する主体』の確認の在り方、ネットワークの安全・信頼性や利用者利益の確保の在り方、仮想化技術等を通じた円滑な事業者間連携の在り方等の論点について、次の検討を行った。

(1) 主体の確認の在り方

『「機能」を活用する主体』が、電気通信回線設備を物理的に設置する者と同様にネットワークの安定的な運用に影響を及ぼす可能性があることを踏まえた、電気通信事業法の規律を適用すべき主体の確認の在り方についてどう考えるかが論点となる。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- 仮想化技術の進展により、サービスの提供主体も多様化が想定され、事業者に課す事前届出の内容をどこまで拡大すべきかが課題。
- ローカル 5G をきっかけとして設備共用やクラウドコアの共同利用が進むなど、仮想化技術等によるネットワークの変遷が、想定より早く進展する可能性もあるのではないかと。

¹³ NFVO(NFV オーケストレータ。NFV の統合的管理を実施)、VNFM(仮想化機能マネージャ)、VIM(仮想化基盤マネージャ)等、仮想化されたネットワークリソースを統合的に管理する仕組み。NFV(Network Functions Virtualization)とは、従来、個別の機能を有する専用機器を組み合わせることで実現していたネットワーク運用について、汎用機器をソフトウェアを通じて機能ごとに仮想化し専用機器と同様に運用可能とした上で、プラットフォーム上で統一的に制御可能とする技術。

¹⁴ 仮想化されたネットワークリソースを「スライス(物理ネットワークを複数の仮想ネットワークに分割したもの)」として切り出して、事業者やユーザ向けに提供することを可能とする技術を活用したサービス。

- 規制や標準化の検討が早すぎると、検討が的外れとなることもある一方で、問題が生じてからの検討では遅すぎる場合もあり、タイミングが非常に難しい。
- 『「機能」を活用する主体』以外にも、例えば、既存の電気通信事業者がローカルネットワーク(自営網)の運用を代行するような可能性も考えられるのではないか。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- IOWN 構想において実現されるコグニティブ・ファウンデーションを通じ、グローバルなOTTプレイヤー等は、ネットワークを自らのサービスの一要素として取り込み、垂直統合的なサービスを展開してくるようになる想定。(NTT)
- ネットワークの外部からクラウド等を通じてネットワークの管理・運用を担う等の機能を活用する主体が登場することが想定される。こうした主体は、電気通信事業を営む者にさえ該当しない場合も考えられるため、社会・経済、利用者への影響等が大きくなった場合は、ネットワークの安全・信頼性、消費者保護等に係る電気通信事業法の規律の適用が必要。(KDDI)
- 上位レイヤの事業者がスライス化されたネットワークを外部から管理・運用し、サービス品質をダイナミックに制御することも想定され、その場合、国内だけではなく国外の上位レイヤ事業者が関与するケースも増加すると考えられる。(KDDI)
- 設備保有主体と管理主体の境界線が変わり、例えば、これまで通信事業者が保有していた設備の一部をユーザ企業、または通信事業者とユーザ企業の間の中間層としてのプラットフォームが保有・管理するようなビジネスモデルも登場し得る。(ノキア)
- ネットワークの機能を扱う事業者については、事業者の信頼性や技術的能力を確保する観点から、電気通信事業者に類する一定の認定制度の導入が望ましい。(NEC)

(2) ネットワークの安全・信頼性や利用者利益の確保の在り方

ネットワークの管理・運用を担う主体と、設備を設置する主体が分離し、「機能」を活用したサービスにおける関係主体が多種多様となると想定されること等を踏まえ、ネットワークの安全・信頼性や利用者利益の確保の在り方についてどう考えるかが論点となる。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

【ネットワークの安全・信頼性の確保について】

- 仮想化技術の進展で、ソフトウェア自体を通信事業者とは別の主体が管理・運用する事態も生じ得るため、ネットワークの信頼性確保や障害対策等の網をどこまで広げればよいか課題。
- 設備と機能の分離が進むとともに、設備、機能の中でもさらにアンバンドル化が進み、様々なベンダがこれを担いながら、通信インフラ全体を構成する世界が実現しつつある。この場合のネットワーク全体の技術基準の適合性をどのように担保するのが課題。

- ソフトウェアによりネットワークをアンバンドル化していく方向性は、コストや競争の観点からも必然。今後、国外の OTT 事業者が機能を担い、それを国内の事業者が一部使うということも十分想定され、安全保障の観点からは、機能の一部が国外のクラウドに実装されている場合も技術基準の適用が必要なのではないか。
- 通信事業者に閉じてネットワークの安全・信頼性を確保することはもはや困難であり、それ以外の主体の動向をしっかりと把握することが必要。

【責任分界の考え方について】

- 仮想化の進展により、障害時の責任分界が曖昧になるという点については、SLA(Service Level Agreement)をユーザに示してイメージを持たせる方策もあるのではないか。
- 責任分界の在り方については、政府がガイドライン等を通じて一定の目安を示し、仮想化技術の開発促進を間接的に図るアプローチも考えられるのではないか。そのため、政府が標準化の動向も含めて状況を正しく把握することが必要。
- ある一者がネットワーク全体を理解し、安全性を保証することは、システムやコストの観点からも困難であり、迅速なビジネス展開への影響も大きい。ネットワークの信頼性の確保について、誰がどこまで把握し、どのような形で責任をとるべきか、国の関与の在り方も含め、明確にすることが必要ではないか。
- 通信サービスの担い手が複数事業者にわたる場合の障害時等の責任分界については、民事的な観点からは、事後補償の在り方も課題ではないか。障害時のインパクトの大きさを踏まえれば、対事業者、対最終消費者を切り分けた検討が必要ではないか。
- 利用者利益を確保するための規律の在り方として、最終消費者については、自ら利益を実現することが困難な部分があることを踏まえて公的な規律に寄せていくことが考えられる一方で、事業者間については、責任分界を明確化する方向性になるのではないか。規律の具体的な在り方については、電気通信事業法以外の規律も俯瞰した上で整理が必要。

【利用者利益の確保について】

- 通信サービスの担い手が多様化した場合、消費者保護の観点からは、契約窓口と、問題が発生した時に相談する窓口が異なるケース等が考えられることから、消費者に対する責任の所在が分かりやすい形で整理されることが必要。また、消費者の同意と利用される個人情報との関係も透明化する必要。
- どのように技術やネットワークが進展しているのか、分かりやすい形で、政府が最終消費者に対して方向性を示すべき。
- 消費者保護に求められる大枠のルールは技術が進展しても変わらないのではないか。新たに出現する事象に対して後付けで検討を行うのではなく、大枠のルールに当てはめて考えることが必要。

- ハード、ソフト、クラウド、サービス等様々な側面からサービス提供に関与する主体が多様化する中、最終的に利用者サービスを提供している主体が利用者に対して責任を負うのだとすれば、そのサービスにどのような主体が関与しているのか把握することが必要。ただし、法規制によるのではなく、別の切り口からの政策的な対応が必要。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- 仮想化の進展に伴い、将来的には、他者構築・管理モデルが普及するなど、通信サービスの担い手が複数者にまたがることは確実。ユーザ側の理解も少しずつ進むことも想定しつつ、どのような場合に誰がどのような責任を負うべきなのか、実際の市場の状況等を見据えながら検討することが必要。(ソフトバンク)
- API を活用することで、通信事業者が保有するネットワークリソースが、ユーザ企業や消費者が直接的に操作することが技術的には可能になると考えられるものの、実際には、オペレータとユーザ企業等の仲介をする中間層が重要な役割を担うと想定。この場合、ユーザ企業や消費者の立場からは、誰が通信事業者なのか曖昧になるおそれがあり、最終的な責任を誰が負うのかを明確にする必要がある。(ノキア)

(3) 仮想化技術等を通じた円滑な事業者間連携の在り方

新サービス・ビジネスの創出を促進する観点から、仮想化技術を通じた円滑な事業者間連携を可能とする仕組み(例:API等の標準化やオープン化等)についてどう考えるかが論点となる。

これに関しては、関係事業者から次の意見があった。

- 仮想化によってネットワークの統合が進展した場合、規模の経済が働いて独占的なネットワークに収れんし、ネットワーク領域における競争がなくなることによりプラットフォームにおけるサービス向上やIoTの発展も停滞する可能性がある。このため、上位レイヤとの競争やイノベーションの促進の重要性に留意しつつも、ネットワークにおける公正競争を担保することが必要。(KDDI、ソフトバンク)
- ネットワーク統合の可能性を見据えれば、他事業者の利用可能性を確保するための、多様なサービス要件に対応するためのPOIでの接続、必要な機能の利用のためのAPI連携、相互運用性の確保が必要。(KDDI)
- 仮想化技術の活用によりネットワークをどの程度オープンにすべきかは、新サービス創造による社会・経済の成長と、国民の安心・安全のバランスに留意した検討が必要。特に、ネットワーク設備を保有する側と利用する側のインターフェースをどこに設定するかについては、必要とされるネットワークのオープン性、将来のネットワーク構成や経済合理性を踏まえた検討が必要。(NEC)
- 他の通信事業者やユーザ企業等が携帯電話事業者のスライスを利用するに当たり、外部的なAPI等を通じてコントロールする場合には何かしら新しいルールが必要。(エリクソン)

- ネットワーク自体のクラウドネイティブ化を通じたビジネス展開や技術革新のアジリティ向上が目指すべき方向性。クラウドネイティブ化においては、APIのオープン化が重要な要素であり、ネットワークの運用・管理まで行えるようなインターフェースも対象となる可能性がある。(ノキア)
- サービス事業者が、自身のサービスを同一品質でエンドユーザーに提供するため、複数事業者のネットワークをまたいだ利用も可能となるような環境整備が必要。(NEC)

3. 仮想化技術等によるネットワークの変遷と対応の方向性

(1) 基本的な対応の方向性

今後、電気通信事業者のネットワークにおける仮想化技術、クラウド技術、ネットワーク・スライシング技術等の導入は段階的に進むと想定され、これら技術の導入の進展状況等に応じ、サービスの提供形態やネットワークに関与する主体の範囲が変わり得ると考えられる。

特に、2020年代半ばと想定される、ネットワークにおけるコア機能の更なる仮想化、エンド・トゥ・エンドのスライス提供、ネットワークのクラウド化等の進展を受け、『「機能」を活用する主体』として、電気通信事業者以外の者がネットワークへの関与を強める等により、ネットワーク構造や市場構造が大きく変化する可能性が考えられる。

仮想化技術をはじめとする革新的技術の活用は、ネットワークを基盤とした機動的なビジネス展開や新サービス等の価値創造を可能とするものとして、これを促進するための政策的対応が求められる一方で、上記のようなネットワーク構造や市場構造の変化に伴い、ネットワークの安全・信頼性の確保、利用者利益の確保、新たな市場支配力に対応した競争環境の確保等、様々な観点から、必要なルールの適用等が求められる。

上記のルールの適用等に当たっては、イノベーションを阻害しないよう、これら技術の活用を通じたネットワークを巡る環境変化を適切に捉えた上で検討を行う必要があるため、こうした環境変化を継続的にモニタリングする仕組みが求められる。

想定時期		～2020年頃	2020年代～		
ネットワークの主な動向		4G普及期 5Gを見据えた展開	5G(NSA)導入	5G本格導入(SAの開始) PSTNのIP網への完全移行	5G普及期 Beyond 5G、フォトニクスネットワーク等を見据えた展開
ネットワークの特徴	ソフトウェア化/仮想化	コア機能の一部ソフトウェア化/仮想化	コア機能のソフトウェア化/仮想化が進展 基地局機能の一部ソフトウェア化/仮想化	コア機能の仮想化の更なる進展 基地局機能の仮想化が進展 伝送機能の一部ソフトウェア化/仮想化	コア機能、基地局機能の完全仮想化 伝送機能の仮想化が進展
	ネットワークスライス		単一事業者内で一部サービスにスライスが導入	単一事業者内でE2Eのスライスが進展	複数事業者間でE2Eのスライスが導入
	クラウド化	一部クラウド化(VM型)	クラウド化の進展(VM型からコンテナ型へ移行)		クラウドネイティブ化
ステークホルダー		電気通信事業者	電気通信事業者	電気通信事業者以外にも3rd Party(OTT等)が参入	電気通信事業者以外の3rd Party(OTT等)の役割増大

※ このネットワークの変遷イメージは現時点での想定であり、これらの技術が実際に導入される時期はばらつきがある。

図 1-3-1 仮想化技術等によるネットワークの変遷イメージ

(2) 主体の確認の在り方

2020年代半ばに想定される仮想化技術等の進展に伴い、『「設備」を設置する主体』と

『「機能」を活用する主体』の分離が進み、さらに「設備」と「機能」の両面において、これらを担う者が多様化することが考えられる。特に、ネットワークと、その利用者である消費者やユーザ企業の間を仲介し、ネットワークの管理・運用を担う『「機能」を活用する主体』として、新たなプラットフォーム事業者が出現する可能性も考えられる。

2017年8月に発生した経路誤設定に起因する大規模なインターネット接続障害や、2018年12月に発生したソフトウェアに起因する携帯電話サービスにおける重大事故等も踏まえれば、今後、『「機能」を活用する主体』が、ネットワークやその利用者に対して与える影響は大きなものになると想定される一方で、現行の電気通信事業法は、「設備」・「機能」・「役務」の一体的運用による事業形態を基本的な前提とした規律体系となっており、上記のような新たな主体やサービスの位置付けは明らかではない。

このため、仮想化技術等の活用に伴うネットワークを巡る環境変化を注視し、将来的に、上記のような新たな主体が登場した場合、それが担う役割、ネットワークや市場に対する影響の大きさ等に応じ、現行の電気通信事業者と同様またはこれに準ずる形で主体を確認する方策を検討することが適当である。

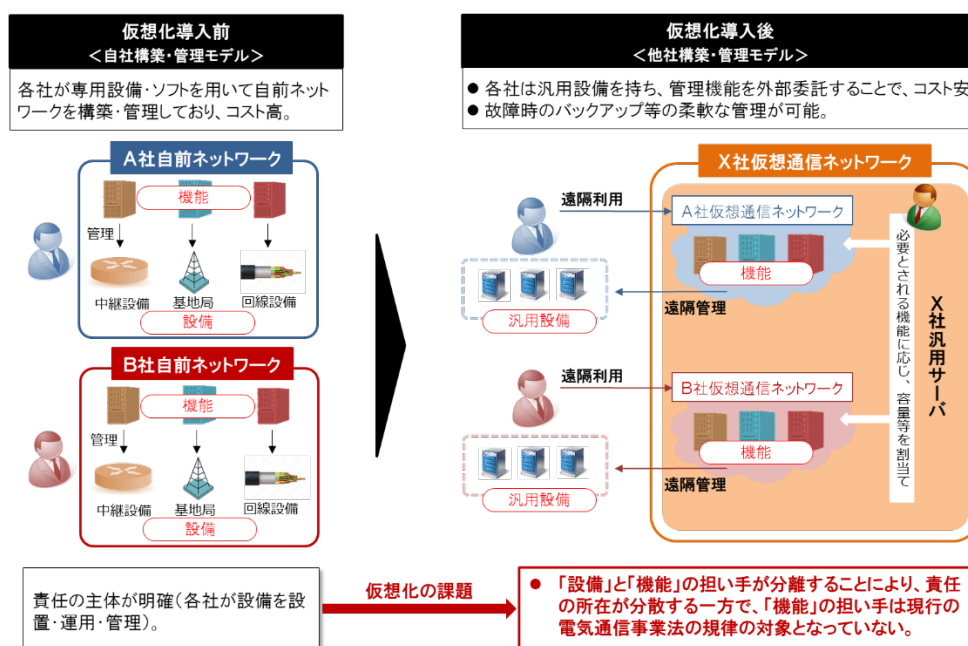


図 1-3-2 ネットワーク仮想化の進展と電気通信事業法上の課題

(3) ネットワークの安全・信頼性や利用者利益の確保の在り方

当面の対応として、ネットワーク構成におけるソフトウェアの役割が増大することを踏まえた現行の技術基準のフレームワークやネットワーク管理を担う人材育成の在り方等を適切に見直していくことが適当である。

中長期的には、仮想化技術等の本格的導入により、2020年代半ば以降、伝送機能を含めた全てのネットワーク機能がソフトウェア化することを見据え、現行の「設備」に着目したネットワークの安全・信頼性に係る規律を「機能」に着目したものへと本格的に転換することが

求められる。

具体的には、ネットワーク・オーケストレーション機能、スライシング・サービス機能等、それまで電気通信事業者のネットワークに閉じて運用されていた機能の一部が、上記(2)に述べた新たな主体をはじめとする第三者に開放されることも見据え、「機能」の利用における安全・信頼性を確保するための要件等を新たに規定することが求められる。

また、責任分界の考え方については、現行制度の下、電気通信設備の分界点を起点として、各電気通信事業者が品質水準を確保するとともに、障害発生時の対応等を行っている。今後、ネットワークやサービスの担い手が極めて多様化するとともに、上記の機能の利用を通じ、各担い手がネットワークに対して与える影響も拡大することを見据えれば、例えば、『「機能」を活用する主体』も含めた関係主体が多層的に責任を果たすことにより、ネットワーク全体としての安全・信頼性が確保される仕組み等について、今後のネットワークにおける機能の開放の状況、新たな主体が担う役割等も踏まえた検討が求められる。

上記の新たな責任分界の考え方にあわせ、最終消費者に対してサービスを提供する者が担うべき責任の在り方について、消費者利益の確保の観点からも検討することが適当である。

(4) 仮想化技術等を通じた円滑な事業者間連携の在り方

2030 年頃を見据えれば、様々な分野・産業におけるネットワークの一層の活用を促進し、新サービス・新事業を創出することが期待される。ネットワークにおける仮想化技術、クラウド技術、ネットワーク・スライシング技術等は、電気通信事業者以外の主体に対し、各々のニーズに対応したより柔軟なネットワーク利用を可能とするものであり、上記の観点から、これら技術を活用した円滑な事業者間連携を政策的に促進していくことが適当である。

具体的には、2020 年代半ばに想定される仮想化技術等の進展を見据え、ネットワーク・オーケストレーション機能、ネットワーク・スライシング機能等、より柔軟なネットワーク利用を可能とする機能について、多様な主体による利用を促進するための API のオープン化や標準化等に向けた検討を進めることが適当である。

一方で、API のオープン化等により、上記(3)に述べたとおり、ネットワークやサービスの担い手が極めて多様化し、ネットワークや利用者に対して与える影響も拡大すると想定されるとともに、上位レイヤ事業者によるネットワークの管理・運用への関与が拡大し、市場支配力の在り方にも大きな影響を及ぼすことが想定されることから、上記に当たっては、ネットワークの安全・信頼性、利用者の利益、公正競争の確保の観点等からも、総合的に検討を進めることが適当である。

第3節 我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備

1. 我が国発のイノベーション創出等に向けた課題等

ICT 産業については世界的な成長が認められる一方で、日本においてはその産業規模は横ばいとなっているのみならず、産業全体の国際的な競争力の観点から様々な変化が生じている。

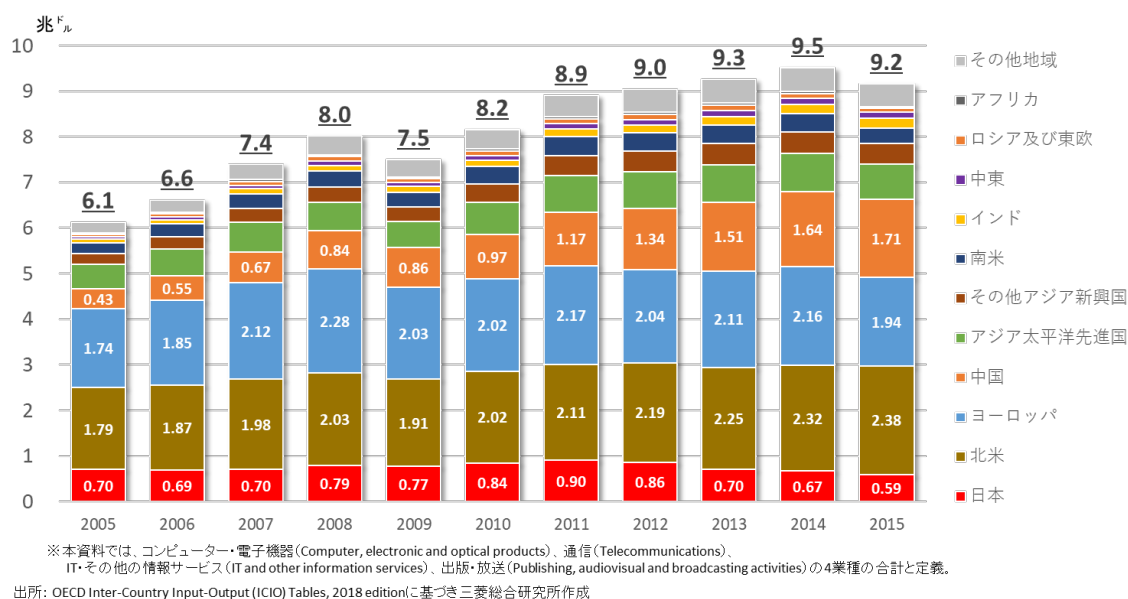


図 1-3-3 世界の ICT 産業の生産額(名目値)の推移

ICT 関連製品の貿易においては、輸出額は 2007 年をピークに減少、2013 年には輸入額と輸出額が逆転し、スマートフォン等の移動通信端末機器等の輸入が増加している。世界市場における日本企業のシェアは、ゲーム関連機器等、一部デバイスにおいて優位性を保っているものの、通信関連機器、クラウド関連機器・サービスのシェアは低調となっている。

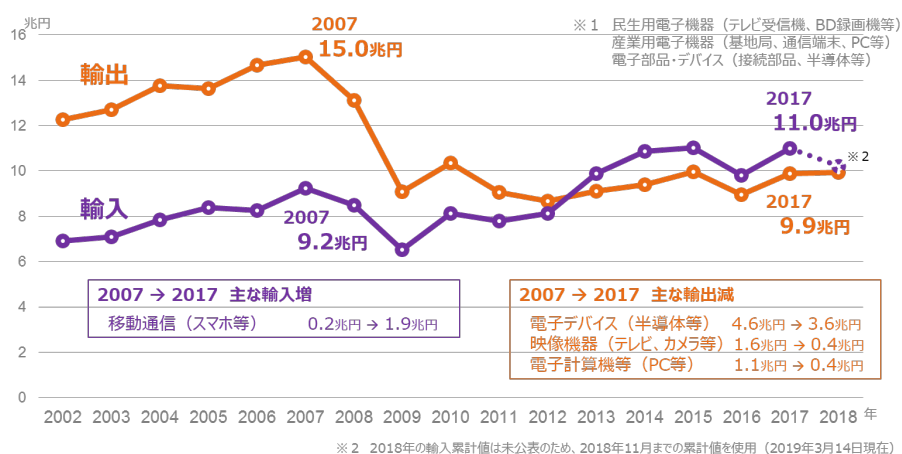


図 1-3-4 ICT 関連製品^{※1}の輸出入の推移

日本のICT産業における通信事業者とベンダの関係性も、IP化やブロードバンド化によるレイヤの垂直分離、設備のモジュール化やコモディティ化、通信産業全体の市場のグローバル化等の環境変化に伴って大きく変化し、通信事業者と国内ベンダの関係性が相対的に弱まるとともに、国内ベンダの通信分野の事業規模・領域の縮小化が進展している。

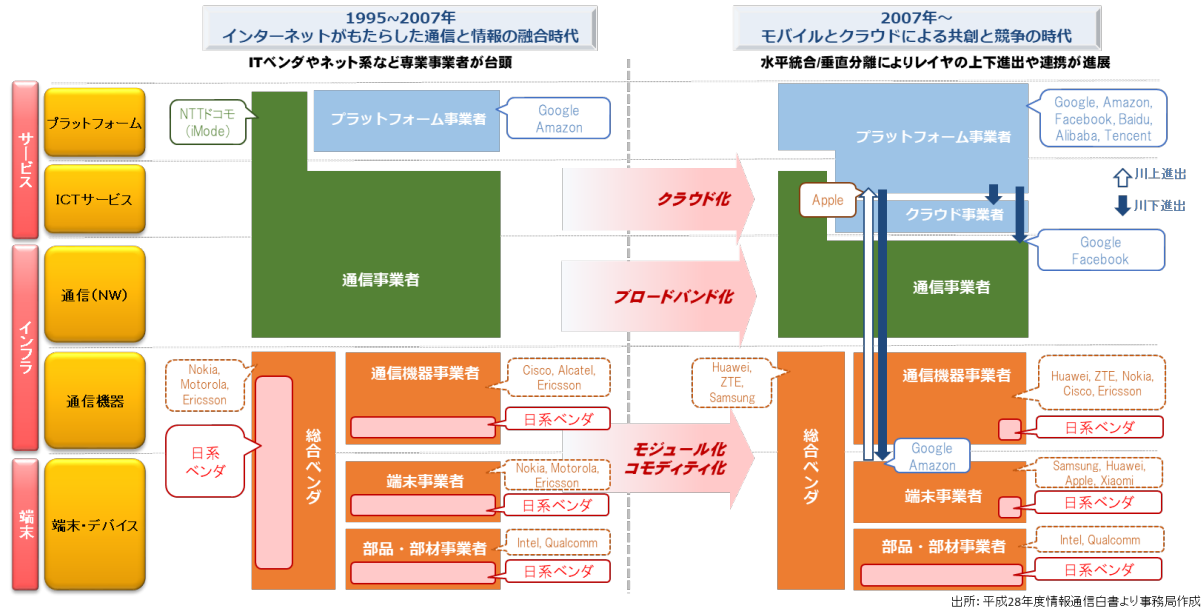


図 1-3-5 通信事業者とベンダの関係性の変化

ICT産業は、これまで、我が国の経済成長に大きく寄与し、また、研究開発、人材育成、標準化活動等において一定の役割を担ってきたものの、今後、人口減少等に伴う国内市場の縮小が想定されるとともに、上記のような通信事業者と国内ベンダの関係性の変化や国内ベンダの通信分野における競争力の低下、国外プラットフォーム事業者等の影響力の拡大等を踏まえれば、通信ネットワーク・サービスの高度化を一層促進するとともに、これを起点とした様々な事業者・産業間連携によるオープンイノベーションの創出に向けた政策的対応の必要性が高まっている。

以上を踏まえれば、我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備について、主に次の論点が考えられる。

- ・ 今後、国外プラットフォーム事業者等がネットワークレイヤにおいて影響力を拡大すると想定される中で、サプライチェーンのグローバル化等を見据え、国内通信事業者の競争力の確保の在り方についてどのように考えるか。
- ・ オープンイノベーションの創出に向けて、通信事業者・ベンダと他分野における様々なユーザ企業との連携強化を図るため、どのような制度的対応が考えられるか。
- ・ 将来的には、Beyond 5G、仮想化技術、フォトニクスネットワーク、AIの活用をはじめとする革新的技術を基盤とした通信ネットワーク・サービスの一層の高度化が期待される中で、国内通信事業者と国内ベンダの関係性の変化、国内ベンダの通信分野における競争力の低下を踏まえ、どのような政策的後押しが考えられるか。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

【政策的対応の方向性について】

- 狭義の「通信産業」にとどまらず、より広い意味での「情報通信産業」における日本のプレゼンスの見せ方を検討すべき。
- 通信産業は、それ自身で成立する垂直統合的なモデルから他の産業を支える黒子的なものへと変化しつつあることを踏まえれば、現に日本が国際競争力を有している自動車産業、建設機械産業等が国外において IoT ビジネスを展開しようとする際の課題について整理する必要があるのではないか。
- 各機能や設備のインターフェースのオープン化、標準化が進んだ場合、最後は価格競争の世界となってしまうので、品質の担保という観点からの競争力が求められるのではないか。
- ローカル 5G のような情報技術の「民主化」、サプライチェーンのグローバル化、AI の活用によるネットワークの自動最適化などは、今後のイノベーション創出に向けての重要な鍵となる。
- 日本はこれまで、通信の秘密や利用者利益の保護など、徹底した考え方に基つきながらも、品質の高いサービスを実現してきたので、今後は日本が国際的なリーダーシップを取り、日本のサービスに対する信頼性を高めていくべき。
- プライバシーの保護を巡り、競争法、電気通信事業法、個人情報保護法等が交錯してきていることを踏まえ、それが今後の日本の産業発展にどのように影響してくるかという視点も必要ではないか。

【通信事業者における投資の促進について】

- NTT グループにおける共同調達については、コスト低減により投資の促進が図られることについて、共同調達方針や調達状況を公表することを通じ、発信していくべきではないか。
- NTT グループを巡る公正競争環境は十分整ってきている中で、国内ベンダの存在感低下も踏まえ、日本の通信産業全体を育てる視点が必要ではないか。
- 産業政策としての NTT の在り方を考えないといけない時期にきているのではないか。それにあわせて国内ベンダの育成の在り方も検討すべき。

【事業者間連携を通じたイノベーションの創出について】

- ローカル 5G は日本の通信産業の起爆剤として期待されることから、MNO のコア機能等のアンバンドル化やクラウド化を進め、ローカル 5G 事業者を提供する取組を進めるべき。
- 通信モジュールに関する電気通信事業法の運用は時代に即して見直していくことが必要。

- 通信モジュールの概念については、電気通信事業法における他の規律も踏まえて、何通りかに分けて規律することも考えられるのではないか。
- 情報通信産業の競争力は、利用者の利益とニーズにバイ・デザイン的に寄り添うことで生まれてくる。IoT や AI の活用が様々な分野で進まないのは、分野間コミュニケーションが乏しいことが一要因。政府がそうした議論のプラットフォーム的機能を果たすことが必要ではないか。

【研究開発、標準化、人材育成、実証実験等の強化について】

- 通信産業における国内ベンダも含めたエコシステム作りが重要であり、Beyond 5G 等のエマージング・テクノロジー分野におけるエコシステム作りを追求することも一つの方法。競争力向上には、新しい技術に国民の目を向けて盛り上げていくことも必要。グローバルでレイヤ間競争を更に活性化するため、標準化の促進等を含めた政策手段のイノベーションが必要。
- 研究開発は、オープンソース化に向かうことが多いが、本当に新たな産業の創出につながっているのかは疑問。
- 外国政府との交渉や標準化、知財戦略、研究開発においては政府が果たすべき役割は依然として大きい。
- 競争力の向上に当たっては、ICT リテラシー育成等の裾野拡大も含めた人材育成の観点も重要ではないか。

また、関係事業者等からは次の意見があった。

【政策的対応の方向性について】

- 事業規模でまさるグローバルな OTT プレイヤー等が、ネットワークを自らのサービスの一要素として取り込む動きが広がると想定される中、それらと競争していくためには、20 数年前から変わることなく存在している各種整理の見直しが必要。(NTT)
- 国際競争力を強化するためには、優れた1社を国策として後押しするよりも、市場の健全な競争を通じて世界に立ち向かっていくような環境整備として、事業者間、国内外の公平性の確保が必要。(ソフトバンク)
- 政府に対しては、ICT を利活用した新規ビジネスの障壁となり得る既存の各種規制について緩和を期待。(ソフトバンク)

【通信事業者における投資の促進について】

- 日本の国際競争力の強化に向けては、セキュリティの確保の強化に加え、IOWN 構想等の研究開発力の強化や光サービス卸料金をはじめとするサービスの低廉化を実現していくためには、更なるコスト効率化が必要。NTT グループの共同調達スキームの対象に NTT 持株・NTT 東西を加え、更なる調達コストの低減を推進していきたい。(NTT)

【事業者間連携を通じたイノベーションの創出について】

- 今後の 5G・IoT 時代には、様々なパートナーの創意工夫により、多様なサービスを提供することで、情報通信市場のみならず他分野での新事業・新サービスの創出を図ることが必要。パートナーとのビジネス連携を促進するため、禁止行為規制の対象は、既に安定的な市場が形成されている携帯電話端末・タブレット・モバイルルーター・パソコン組込型端末に限定し、これから市場が形づくられていく IoT デバイス等の通信モジュールは、インターネット通信の可否に関わらず、対象から除外すべき。(NTT)
- NTT グループにおける共同調達の規制緩和、通信モジュールの範囲の明確化については、公正競争上の観点から十分な議論が必要。(KDDI)
- ネットワーク・スライシングにより異業種と通信産業の融合が実現することを見据えたビジネス展開が必要であり、そのための環境整備をお願いしたい。(楽天)
- 他業界との連携を強化し、通信を活用した価値創造を加速させていくことが一層必要。(NEC)
- 5G・仮想化においては、従来の通信産業の形態とは異なり、通信をいかに他産業で活用するかという視点が主眼となっていることから、標準化、実証実験を含めた通信産業と他業界の事業者間での連携強化が不可欠。(エリクソン)

【研究開発、標準化、人材育成、実証実験等の強化について】

- 他産業においては通信に関するノウハウに乏しいため、通信と他産業の連携が非常に重要。通信を利用する産業横串のプラットフォーム化、人材育成や投資の集約・効率化、他産業からの投資を含めた通信関係の研究開発の推進、政府による通信インフラの敷設とその利用の呼びかけ、他産業とのパッケージによるグローバル展開等が考えられ、関係省庁の連携も必要。(NEC)

2. 我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備の方向性

(1) 基本的考え方

我が国における人口減少等の社会構造の変化や、ICT 産業における新興国の存在感の増大を踏まえれば、今後もコスト面における競争力を維持することは困難であり、品質やイノベーション創出の観点から強化を図ることが適当である。

このため、国外プラットフォーム事業者等の影響力の拡大を踏まえた通信事業者の競争力の確保、様々な事業者・産業間の連携強化、様々な革新的技術を基盤とした通信ネットワーク・サービスの一層の高度化等に向け、制度的対応、研究開発、標準化等の支援等、あらゆる政策ツールを動員して我が国発のイノベーションの創出を図り、その成果を迅速にグローバル展開していくことが求められる。

特に、制度的対応の方向性としては、イノベーションを阻害しないよう留意しつつ、公正競争の一層の促進、利用者保護やネットワークの信頼性の確保等の観点から必要なルールづ

くりや、環境変化等を踏まえた現行制度の適切な見直しを行うことにより、我が国において、これら技術を活用した高品質なサービスを多様な主体が安心・安全に利用できる環境を確保する方向性が考えられる。

(2) 取組の方向性

我が国発のイノベーション創出に向け、通信事業者の競争力確保、様々な事業者・産業間の連携強化、革新的技術を基盤とした通信ネットワーク・サービスの一層の高度化を図るため、主に次の取組の方向性が考えられる。

① 通信事業者における調達力強化を通じた投資の促進

昭和63年以降、旧NTTから分離した新会社を対象に、公正競争条件の整備の観点から、新会社が旧NTTの巨大な購買力を使用することのないよう、旧NTTと新会社との間の資材共同調達は認められていない¹⁵。

一方で、資材調達を取り巻く環境が大きく変化し、かつては国内総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトするとともに、NTTグループ全体の調達額に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合自体が大きく低下し¹⁶、市場に与える影響は小さくなってきている。

以上の環境変化や、NTT再編時等と比較して禁止行為規制等の公正競争を確保するための一定の規律が整備されていることを踏まえれば、NTTグループの強い購買力を背景とした公正競争の阻害を防止するというNTTグループの共同調達に係るルール趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資すると考えられる。また、上記のスキームを通じ、希望に応じて他の事業者も含めた共同調達が行われることにより市場の活性化が期待される。

他方で、公正競争を確保する観点からは、NTTグループにおいて、公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定、共同調達の状況の公表等の自主的な取組を行うとともに、共同調達を求めるに当たり、総務省において公正競争への影響等を検証することとし、NTTに対して共同調達の運用状況等に関する定期的な報告を求める

¹⁵ NTTは、NTT再編成に当たり、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成9年法律第98号)附則第3条に基づき郵政大臣が定める基本方針に従い、実施計画を作成し、認可を受けなければならないとされ、当該承継計画に従い、各事業会社へ事業等を承継している。その際の公正競争条件として、NTT及びNTT東西は、NTTコミュニケーションズと共同して資材調達を行わないことを定めている。また、当該基本方針に関する意見及びそれに対する郵政省(当時)の考え方(1997年12月4日公表)において、NTT東西とNTTデータ、NTTドコモの共同調達に関し、「NTTデータ、NTTドコモの分社の際(略)のNTTとこれらの会社との間の共同資材調達の禁止を含む公正競争条件は、引き続き地域会社とNTTデータ、NTTドコモ(略)間においても同様に適用されるものとする。」との考え方を示している。

¹⁶ NTTによれば、NTTグループ各社^{※1}の調達額^{※2}に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合は、NTTドコモ分社時(1994年度)の約8割から2017年度には約2割まで低下するとともに、NTT及びNTT東西の調達額も、2017年度には、NTTドコモ分社時の約1割に低下している。

※1 NTT、NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア及びNTTファシリティーズを指す。

※2 ルータ・サーバ・伝送装置等のハードウェア、市販・開発ソフトウェア等(携帯端末等を除く。)に係る調達額を指す。

等の担保措置が必要である。

②事業者間連携を通じたイノベーションの創出

【ローカル 5G の普及促進に向けた制度整備】

ローカル 5G は、携帯電話事業者による全国向け 5G サービスとは別に、自らの建物や敷地において、地域の企業や自治体等の様々な主体による多様なニーズに応じて柔軟なネットワーク構築・利用を可能とする新しい仕組みである。ローカル 5G の活用により、地域における課題の解決や、建設業、製造業、農林水産業等の様々な産業における効率化やイノベーションの創出が期待される一方で、ネットワークの構築・運用においては、携帯電話事業者等による支援や連携が極めて重要な役割を果たすと考えられる。

このため、総務省においては、公正競争上の課題に留意しつつ、ローカル 5G の普及促進に向けた適切な制度整備を行う¹⁷とともに、制度整備後も、普及状況や公正競争環境への影響等をフォローアップし、必要に応じ見直しを検討することが適当である。

【IoT の進展を踏まえた禁止行為規制等の適切な運用】

現行のドミナント規制においては、市場支配力を有する事業者に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為をあらかじめ禁止している。このうち、移動通信市場における支配的事業者（現時点で NTT ドコモが指定）については、グループ内事業者（子会社、親会社、兄弟会社等の特定関係法人であって、総務大臣が指定する者）に対する不当に優先的な取扱いの禁止等の行為規制が課されている¹⁸。

上記の禁止行為規制に係るグループ内事業者の指定においては、事業内容や事業規模によっては公正競争等に及ぼす弊害が大きくない場合が考えられ、特に、IoT の進展を通じて様々な分野・産業との連携を図ることにより、新事業・新サービスの創出を促進する観点から、通信モジュール向けに電気通信役務を提供する者を指定の対象から除外している¹⁹が、通信モジュールの具体的な範囲についての考え方は必ずしも確立されたものはない。

今後、我が国の競争力の強化を見据えれば、IoT 分野においては、通信事業者と他の様々な産業における企業との一層の連携を通じたイノベーションの創出が期待されていることから、IoT の進展に伴い、通信モジュールそのものの形態や用途が多様化しつつあることも踏まえ、IoT 分野における事業者間連携が適切に行われるよう、禁止行為規

¹⁷ ローカル 5G 等導入のための制度整備として、2019 年 9 月 28 日より 10 月 28 日まで、ローカル 5G 導入に関するガイドライン案、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集を実施。

¹⁸ 電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号。

¹⁹ 「電気通信事業法第 30 条第 1 項及び第 3 項第 2 号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」（2016 年 3 月 29 日公表）において、「禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者であっても、①移動通信分野の電気通信役務や、これとのセット提供等が想定される電気通信役務を提供しない場合（移動通信分野の電気通信役務にあっては、通信モジュール（略）向けに提供する場合を含む。）（略）については、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいものとはならない。」としている。

制の運用においては、通信モジュールの範囲について実態等を踏まえた整理を図ることが適当である。

また、電気通信事業法における消費者保護ルールをはじめとする他の規律においても、規律の趣旨に照らし、必要に応じてIoTの進展を踏まえた見直しを行うことが適当である。

なお、上記においては、公正競争への影響等を注視し、必要に応じ運用を含めた制度の見直しを検討することが適当である。

③通信ネットワーク・サービスの高度化に向けた研究開発等の支援

中長期的には、第2節において整理した仮想化技術の進展に対応したルールづくりをはじめとして、革新的技術の登場に対応した制度上の環境整備を進め、我が国発のイノベーション創出を促進することが適当である。

また、Beyond 5G、フォトニクスネットワーク、AIの活用をはじめとする革新的技術は、2030年以降の新たなネットワークの基盤技術として期待されるものの、なお技術的な飛躍を要すると考えられる。通信事業者、国内ベンダにおけるこれら技術の研究開発、標準化等の取組について、政府の支援が果たすべき役割が依然として大きい。

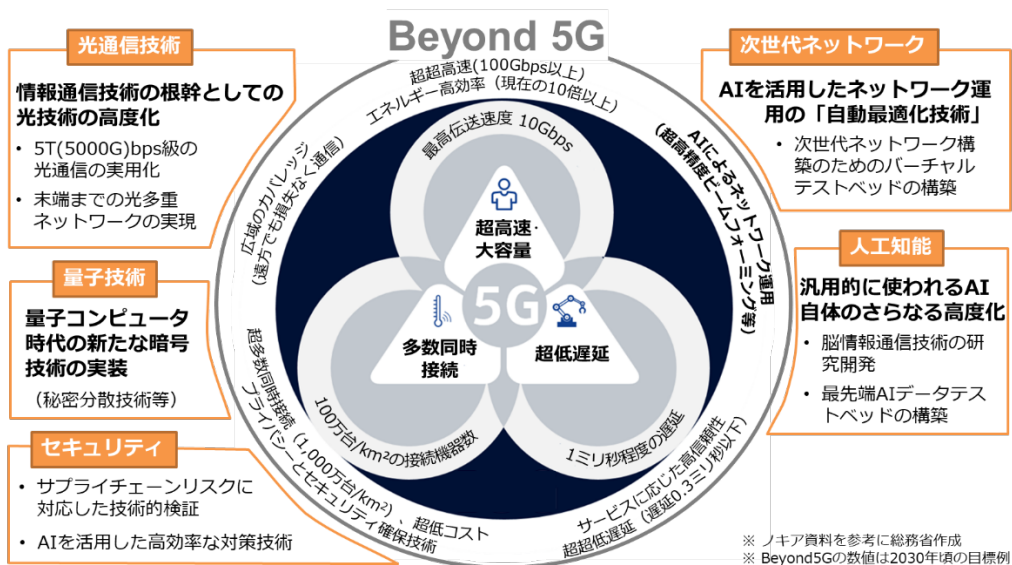


図 1-3-6 Beyond 5G と求められるエマージング・テクノロジー

このため、競争を通じた産業イノベーションの創出や国際競争力の強化へと適切に橋渡しされるよう、政府による将来のネットワーク像に関する検討や、研究開発等の支援の在り方、人材育成の在り方等に関する検討が求められる。また、研究開発、標準化等の取組においては、ネットワークのオープン化や相互運用性の必要性の高まり等の環境変化を見据えて、新たな時代における国際競争力の確立を図っていくことが求められる。

第4節 今後取り組むべき事項

1. 電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保

プラットフォームサービス事業者をはじめとする国外事業者の成長が著しく、これら国外事業者の提供するサービスが我が国の利用者にも与える影響が拡大し続けていることを踏まえ、我が国の利用者の利益を適切に確保するとともに、これら国外事業者と我が国の事業者間の公正競争を確保する観点から、総務省においては、第1節に述べた考え方を踏まえ、制度整備を迅速に行うことが適当である。

また、上記の制度的対応における実効性や国際的調和の確保、事業者のグローバル展開を促進する観点からは、総務省において、多国間の枠組み等も含めた外国政府機関との対話を進めるとともに、国外事業者との継続的な協議に努めることが適当である。

2. ネットワーク仮想化等の技術革新への対応

ネットワーク仮想化等の技術革新への対応として、第2節に述べた考え方を踏まえ、必要なルールの適用等の検討を今後行うに当たり、イノベーションを阻害しないよう、これら技術の活用を通じたネットワークを巡る環境変化を適切に捉えるための継続的なモニタリングの仕組みの導入が求められる。

3. 我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備

我が国の通信産業の競争力強化に向け、第3節に述べた考え方を踏まえ、制度的対応、研究開発、標準化等の支援等、あらゆる政策ツールを動員して我が国発のイノベーションの創出を図り、その成果を迅速にグローバル展開していくことが求められる。

特に、第3節に述べた制度上の具体的取組については、総務省において迅速な対応を図るとともに、必要なフォローアップ等を行うことが適当である。

第4章 次世代競争ルールにおける政策の具体的方向性

現行制度は、事業者間の設備利用として、「接続」を中心に、公正競争確保のためのルールの充実・強化を図ってきたが、柔軟に提供条件を設定できる「卸役務」の利用が近年拡大し、卸先事業者から提供条件の適正性等に関する課題が指摘されている。

今後、5G や IoT の普及・進展により、事業者間連携の多様化に伴い、他者設備の利用に当たって「卸役務」の形態が一層拡大すると想定されることに加え、固定・移動通信市場の融合等、市場・ネットワーク構造の変化を見据えば、将来的には、「設備」に着目した公正競争確保のための現行ルールの見直しが求められると考えられる。

以上を踏まえ、公正競争確保の観点から、他者設備の利用の在り方、市場の融合への対応の在り方について検討を行った。

第1節 他者設備の利用とルールの見直し

1. 中間答申において示された取組の方向性

他者設備の利用に当たっては、主に「接続」と「卸役務」による利用形態が存在し、近年、NTT 東西による光回線の卸売サービスや MNO による MVNO への卸提供等、「卸役務」の形態による他者設備の利用が拡大している。

今後、5G や IoT の普及・進展に伴う電気通信サービスの需要の多様化に応えるため、「卸役務」や「共用」等の柔軟に提供条件を決定することができる契約形態による他者設備の利用が一層拡大すると考えられるほか、スライシング・サービス等の新たなサービス提供を実現するために、他者設備の利用に当たっての事業者間連携等が多様化することが想定される。

一方で、関係事業者からは、「卸役務」は相対契約であり透明性が必ずしも担保されていないため、料金を含めた提供条件の適正性等の確保が不十分である、スライシング・サービス等の新しいサービス領域では、料金を含めた提供条件の適正性等を判断することが困難である、といった課題が指摘されている。

このような課題を踏まえ、これまで接続ルール等を通じて実現されてきた公正競争環境を引き続き確保していくため、「卸役務」における適正性等の一層の確保等、他者設備の利用に当たって必要な規律や、事業者間取引の柔軟性に留意しつつ一定の透明性を確保するための実態把握等の仕組み等を中心に、制度整備も視野に検討を深めることが提言された。

2. 他者設備の利用に係る制度の現状と主な課題

(1) 電気通信事業法について

第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備を用いて提供される卸役務(以下「指定設備卸役務」という。)の料金等の提供条件については、電気通信事業法において契約内容の事後届出制度が存在し、届け出られた情報を総務省が整理・公表することとされて

いる²⁰。

一方で、料金等の提供条件の具体的内容については、原則として非公表²¹であり、算定根拠も他事業者に開示されていないため、オープンな政策検討の対象にすることや、他事業者が適正性・公平性を自ら確認することが困難な状態にある。

(2) ガイドライン等について

指定設備卸役務の料金水準については、卸利用事業者から値下げや適正性確保を求める意見が累次にわたり寄せられている。この点、そうした指定設備卸役務のうち NTT 東西のサービス卸(光回線卸売サービス)の提供条件及び業務の状況については、「サービス卸ガイドライン」²²にもものっとり、届け出られた内容も用いて適正性・公平性に関して総務省が定期的に検証を実施しているところであるが、例えば料金水準については、おおむね、接続料水準以上利用者料金水準以下であればよい²³とされ、事業者間の公平性もごく少数の主要卸利用事業者に限って検証を行うなど、接続に比べれば抑制的な運用となっている(指定電気通信設備の接続ルールでは、コストベースで料金を算定し約款による一律の適用を担保している。)

電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、電気通信事業法第 35 条第3項又は第4項の規定に基づく総務大臣の裁定に関して、総務省において裁定方針²⁴を策定・公表した。同方針において、接続料についてはコストベースを基本として裁定を行うこととしており、卸料金についてもこれに準じて対応することとしている。

(3) 他者設備利用の拡大を踏まえた制度上の主な課題

指定設備卸役務について事後届出制度が存在するものの、料金等提供条件の具体的内容については原則非公表かつ算定根拠も開示されていないため、一定の適正性等の確保のための在り方が課題となっている。

適正性等の確保のための仕組みとしては、例えば、提供条件の適正性を直接確認する手法、透明性の向上を通じて構造的に実現する手法等が考えられる。

また、他者設備利用が拡大している現状や今後市場の融合が想定されることを念頭に、今後電気通信サービスの需要が多様化していくこと等を踏まえ、卸役務の形態により行われる一定の他者設備利用について、総務省において提供条件等の実態を適切に把握することを可能とする仕組みが求められる。

²⁰ 電気通信事業法第 38 条の2、第 39 条、第 39 条の2。

²¹ なお、現在、料金等の提供条件の具体的内容の届出を受けているのは、指定設備卸役務のうち光回線卸売サービス及びモバイル卸売サービスのみ。

²² 「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(2015年2月策定、2019年5月最終改定)

²³ ここでの「良い」とは、同ガイドラインに掲載されている「競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを下回る料金を設定すること」及び「利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること」に該当しないと考えられる状態をいう。

²⁴ 総務省において、意見募集を踏まえ、2018年1月16日に「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を公表。

提供条件等の実態を把握するための仕組みとしては、例えば、総務省からNTT東西への要請、届出対象・届出事項の充実化等が考えられる。

3. 中間答申を踏まえた論点及び主な意見

上記に述べた、他者設備の利用拡大を見据えた制度上の主な課題を踏まえれば、接続ルールを通じて実現してきた競争環境を維持し、提供事業者・利用事業者の創意工夫により多種多様なサービスを実現することを阻害しないよう配慮しつつ、指定設備卸役務については、公正競争上のリスクに応じて卸役務を類型化し、規制の程度を柔軟に設定する形で、適正性を確保するために必要なルールを検討する必要がある。

これに関しては、有識者から次の意見があった。

- NTT東西の利用部門に比べて需要が多くない競争事業者では接続を利用しても割高になってしまうため、卸を利用せざるを得ず、そこで競争が働かない可能性があることを踏まえて、卸料金の適切性について考える必要があるのではないかと。
- 例えばNGNの網内折り返しのように、接続ではできなくて、卸ではできるものがある。だから卸を規制しようという考え方があるが、反対に、卸と同じようなことを接続でもできるように新たな接続インターフェースを設けるような考え方もあるのではないかと。
- 重要卸役務については規制をするということだが、原則は公共サービスのため規制をかけて、特に問題のないものは規制を外していくという考え方もあり得るだろう。
- 光サービス卸について、NTTは問題は発生していないと説明しているが、切替コストが発生することや、NTTグループの各社が光サービス卸先の主な事業者になっていることなどを踏まえると、必ずしもそうとは言い切れないのではないかと。
- 光サービス卸に関しては、技術的には接続と卸の代替性は存在するが、経済的な観点から代替性がないものと認識。また、接続と卸について、時系列での料金推移などにより比較した上で、政策判断することは賛成。
- 他者設備利用に係る論点の1つとして、利用者料金水準とコスト水準の時系列比較を行い、結果を広く共有することにより、事業者自身はその適正性や公平性を確認できる仕組みを導入することに賛同する。卸料金と接続料の差について、関係事業者の協力のもと、提供事業者サイドと利用事業者サイドのそれぞれの観点でオープンな議論が実現されることを期待。
- 料金については、①コストに対して適正を超えて高くないかという水準の問題、②事業者ごとに差異がないか、ある場合はそれが合理的なものなのかという2点から検証すべき。
- モバイルの音声卸は、料金が高止まりしているとともに、適正性に疑問があるという意見が多数あり、今回の議論の対象になり得る。交渉上の優位性などがあり、適正性に疑問がある卸について、重要卸というものを考えるのは理解できる。何を重要卸として、何を対象外とするか、広く議論すべき。

- 他者設備利用については、料金だけではなくサービス品質の観点も含めた議論が必要。
- フレキシブルファイバの重要性が高まっていることに鑑みると、何らかのルールを導入して、その透明性などについて競争事業者にもより納得感のある仕組みとすることが良い考え方なのではないか。
- 不可欠性又は優位性を有する設備であるにも関わらず、接続ルールが実質的に適用されていないサービスについて、まずは、現行の制度やガイドラインをベースとしたソフトな対応を図るべきだが、当事者の状況を踏まえつつ、必要に応じ、法改正を含むハードな対応も検討すべき。
- 卸サービスの性格がどのぐらい接続類似なのかによっても対応は異なるのではないか。接続類似の卸サービスであれば、設備原価、営業費、利潤等から料金水準の分析は可能であるものの、現状では原価に関するデータを提供する義務はないので、総務省において、ガイドライン化や制度整備を通じ、事業者に対してどこまで情報提供義務を課すかがポイント。その上で、検証結果の共有の具体的なやり方については今後の大きな課題と認識。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- 光サービス卸について、法令に基づく届出を行っているほか、NTTグループの各社あるいは一定の規模を超えた卸先の契約書そのものについても、全て総務省に提出している。その提出したものについては、他のコラボ事業者の方の閲覧の用にも供することが可能となっており、チェック体制が構築されている。このことから、少なくとも透明性や公平性の観点では問題ないと考える。(NTT)
- 接続と卸の両方を選べるのは、理論的にはそのとおり。しかし、分岐、光の配線区画、収容効率等の観点から、運用も含めて卸から接続に置き換えるのは、今の段階では参入障壁が非常に高い。理論上は確かに選択肢があるものの、実質的にはほぼ選択肢がないという状況だと思っている。そのような状況の中、重要卸は何かを考えていくことが必要。(ソフトバンク)
- 卸は3パターンあるのではと思っている。①民営で自由にできる卸。②モバイルなど、ある程度競争という軸から見て相対的に重要性が相応にある領域。③ボトルネック性や1対Nなど、現実的には選択肢がないもの。例えば、③については重要卸役務として定義するとともに、それぞれのパターンに対してどのようなルールを当てはめるべきか、検証する必要がある。(ソフトバンク)
- 諸外国においても、ボトルネック設備については「公正報酬率規制」を課していることから、ボトルネック設備を利用した卸役務については同規制等の厳格な規律が必要ではないか。一方、一種指定設備と二種指定設備は接続において規律の差があるので、卸の規律に関する議論においてもその差異を意識することが必要。(KDDI)

- 固定では設備競争をされていて、移動では MVNO として MNO から回線を借りている立場から申し上げると、設備競争が第一にあることは間違いないと思っており、設備競争をするインセンティブがあるということが大原則だと思う。その上で、モバイル音声卸の料金については数年間見直されていないことから、重要卸の仕組みで検証すべきかを含め、検討いただきたい。(オプテージ)
- ベンチャー企業等を対象としたレベニューシェア型の柔軟な卸料金等を今後提案したいと考えており、コスト水準を基礎としたベンチマークがターゲットプライスを意味するものとなることを懸念。(NTT)

また、関係事業者からは、他者設備の利用として、特にフレキシブルファイバ²⁵に関する次の意見があった。

- 5G 基地局の展開において、NTT 東西の提供エリア内だけではなく、エリア外に新たに敷設を行う場合がある。このような状況が増加することが想定される場所、提供エリア外の部分については接続ルールが適用されず、全体を通して卸役務になっている。線路敷設基盤を NTT が公社から引き継いでいることを踏まえ、これについては、何らかの接続に準じたルールというものを適用して、公平性、透明性、適正性の確保が必要と考える。(KDDI)
- 自社のネットワーク構成上、基地局整備においては NTT のファイバを使用せざるを得ない。また、フレキシブルファイバは、構築のスピードや運用・保守という観点から、同サービスの利用が最も効率的である。また、今後の 5G 展開というものを見据えると、フレキシブルファイバの利用機会がますます高まると想定している。このことから、次世代インフラ整備の促進という観点から、重要な卸役務として定義が必要と考える。(ソフトバンク)
- 各事業者にて敷設されるケースや、電力系事業者の回線を使われるケースもあり、代替性は十分に備わっていると思うことから、新たな規律を課すということの必然性はないと考える。(NTT)
- 既設設備区間と個別設備区間を分けて検討する必要もあり得る。(ソフトバンク)
- フレキシブルファイバに接続ルールを適用することとなった場合、設備投資リスクを NTT 東西に押し付けることとなり、設備競争事業者の投資インセンティブが阻害され、設備競争が滞ることを懸念。(オプテージ)

4. 他者設備の利用とルールの見直しの方向性

指定設備は、他の事業者の事業展開上不可欠性や優位性を有する設備であるが、同設備の利用に当たっては、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、原則

²⁵ フレキシブルファイバとは、NTT東西から携帯電話事業者等に対し提供される、既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)等において、個別設備を設置し、既存設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス。提供形態は、現時点で、卸電気通信役務のみであり、相互接続での提供は受け付けていない。

非規制の「卸役務」の形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

しかし、現状、指定設備卸役務の中には、接続では実質的に代替困難なもの²⁶が存在するなど、利用事業者から提供条件等に関する課題の指摘が累次にわたり寄せられているところ、現行の制度を見直し、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保することで公正競争を確保する必要がある。

上記を踏まえ、指定設備卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当である。その際、卸役務により、柔軟な設備利用が実現し、利用者利便の向上に結び付いたという側面を考慮し、サービスの発展段階等に応じて規制の程度を柔軟に設定することも必要である。

指定設備卸役務の提供条件等の透明性・適正性・公平性を確保するための方策としては、指定設備卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点から必要な事項をガイドライン等で示すことなどが考えられる。

その上で、総務省において、各指定設備卸役務について接続と卸役務の代替性を検証し、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについては、接続での代替を困難にしている事由を確認した上で、設備投資等への影響も踏まえつつ、公正競争上の観点から接続・卸役務双方について更なる措置を講ずることが考えられる。

接続では実質的に代替困難な可能性がある指定設備卸役務について、一層の透明性・適正性・公平性を確保するため、下記のような措置が考えられる。

- ① 総務省において、コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマークを作成した上で、当該ベンチマークと実際の卸料金水準との乖離について提供事業者からの説明に基づき検証し、検証結果を共有すること
- ② コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較し、卸料金水準の適正性について提供事業者からの説明に基づき検証し、検証結果を共有すること
- ③ 総務省の検証結果を踏まえ、提供事業者において適切に卸料金等の見直しを検討すること

また、今後、サービスが多様化していくことを踏まえ、総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していくとともに、利用事業者が提供条件等の公平性等を自ら確認する仕組みを一層充実させることについても、検討を進めていく必要がある。

上記の一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当である。特に、卸料金水準の適正性等に関する検証結果の共有の在り方については、共有す

²⁶ 例:NTT 東西による光回線の卸売サービス、MNO による MVNO への音声卸サービス等。

る情報の粒度、共有先の範囲等の観点から、更に検討を進めることが適当である。

第2節 市場の融合とルールの見直し

1. 中間答申において示された取組の方向性

中間答申においては、設備の重要性が一層高まると想定されることを踏まえ、現行の非対称規制の考え方は維持しつつ、アクセス回線については、5G 時代以降における多様な事業者によるネットワーク構築を促進する観点から新たなボトルネック領域について検証を行うとともに、基幹的コア網については、相互運用性の確保や適切な新技術の導入等の観点から、関係事業者間で情報共有等を図る仕組みを検討すること等が提言された。

さらに、市場構造の変化の観点からは、今後、固定・移動通信市場における事業者間連携等の進展を通じ、市場支配力の在り方が変化する可能性²⁷や、電気通信回線設備を設置せず、これらの市場の外部にありつつ電気通信に密接に関連する事業を営む者²⁸が登場する可能性等が考えられることから、固定・移動通信の市場区分を超えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが提言された。

2. 中間答申を踏まえた主な意見

1.に述べた市場・ネットワーク構造等の変化を見据えた新たな競争ルールの在り方について、有識者から次の意見があった。

- 従来は個別法において全部規制がなされていたが、共同性がある場合をどういう要件で、どのようにくるかというのは大きな問題につながることから、その問題意識を共有した上で議論する必要がある。
- スライスを使って仮想化しても、一番下のレイヤの品質が悪かった場合、上位レイヤの品質にも影響が出てくることから、設備は依然として重要。
- 事業者が上位レイヤに進出して、OTT に対抗することとなった場合、「プライシング」と「コスト」の話がどんどん乖離していく。一方、設備との関連が強いサービスについては、上位レイヤに及ばないものもあることから、この2点の考え方についてどのように折り合いをつけていくかは非常に難しい。
- 将来的に、スライシング・サービス等においてソフトウェアが大きな役割を担う場合のコストの考え方が課題。技術導入を進めた結果、いつの間にか独占が進んでいたということにならないよう、振興と競争ルールの両面から検討を進めることが必要。

²⁷ 5G導入等を見据え、モバイルのバックボーン回線としての光ファイバの重要性が高まると予想されることに鑑み、関係事業者から、「NTTグループが固定・移動を統合したコア網を構築した場合、独占的なネットワークに収れんするおそれ。競争事業者は「不可欠なリソース(光回線、コロケーション等)と一体のNTTネットワークを利用することを強いられる」等の意見があった。(NTTからは、「光回線や局舎コロケーション等を組み合わせて提供されるトランスポートには、画一的で硬直的な接続ルールを適用するのではなく、卸サービスとして柔軟にサービス提供できるようにすることが適当」との意見があった。)

²⁸ 「仮想化等の技術革新により登場することが見込まれるオーケストレーションやエッジコンピューティング等の機能が、将来の電気通信サービスの提供において重要な役割を果たすことが考えられる。」との課題意識に基づく。

- 新たな競争阻害要因にもなりうるものとして、競争事業者に対する排除のみならず、様々な設備設置事業者間、MNOとMVNO等の競争事業者の間の連携を通じた協調的な競争回避のおそれも考えられる。

また、関係事業者からは次の意見があった。

- 5G時代における光回線の重要性やネットワーク形態の多様化等の環境変化に応じ、ボトルネック領域(コロケーションスペース等)の拡大、影響力増加に対応したルール整備が必要。(KDDI、ソフトバンク)
- 5G基地局の迅速な展開のためには、NTT東西の光回線提供エリア外におけるアクセス手段が必要であり、フレキシブルファイバの利用機会が増加すると想定。(KDDI、ソフトバンク)
- NTT東西とドコモのネットワーク統合は認められるべきではない。仮にやむを得ない場合、これまで以上に厳格な規律をかけることが必要。(KDDI)
- 次世代基幹的コア網に係る制度的課題として、NTTグループの一体化が懸念されることから、「機能」ベースでの規律を確保するとともに、基本機能の公平利用の観点から、次世代基幹的コア網の構想段階での仕様・実現機能のオープンな議論や、「機能」に着目した情報共有が必要。(ソフトバンク)
- MVNOによる5Gの利活用を促進するため、①これまでの「事業者間接続」に基づく規制の在り方の抜本的な見直し、②スライスの活用を巡るMNOとMVNO間の円滑な協業、③スライスを制御するためのAPIを含む、MVNOが5Gを利用するための標準的な技術的実装方式の定義付けが必要。(テレコムサービス協会)
- コグニティブ・ファウンデーションを通じ、グローバルなOTTプレイヤー等は、ネットワークを自らのサービスの一要素として取り込み、垂直統合的なサービスを展開してくるようになる想定。(NTT)
- 仮想化ネットワーク、クラウド化等の進展により、上位レイヤのプラットフォーム等は、スライス化されたネットワークを外からコントロール・運用して、サービス品質をダイナミックに管理する等により、「通信」と「自社サービス」を統合して、従来のインターネット網とは異なる高品質、低遅延等のサービスを提供すると想定。(KDDI)
- 上位レイヤ事業者による垂直統合と大型化があまりにも進んでしまうと、不採算地域におけるブロードバンドサービスをはじめ通信産業自体が立ちゆかなくなる可能性も考えられるため、上位レイヤを含め、全国あまねく競争が起きるようなルールづくりが必要。(JAIPA)

3. 市場の融合等を促す主な変化と制度上の課題

今後の市場の融合等を促す主な変化としては、次の(1)～(3)が想定されることから、将来の競争環境の維持に当たっては、主に設備をベースとして市場区分や市場支配力の概念を構築し、必要な規律を課す現行の競争ルールの考え方のみでは対応が困難となる可能性がある。

このため、「設備」に着目した規律体系から、「サービス/機能」にも着目して競争阻害的な行為に対する規律等を課す体系への転換が求められる。

(1) 5G 時代における設備の重要性の高まり

今後、MNO 各社により 5G 基地局の全国的な整備が予定されており、エントランスとして利用される光回線の重要性が一層高まると考えられる。

この他、5G 時代の通信サービスにおいては、これまで主にクラウド上でまかなわれていた情報処理を利用者端末により近い位置で分散的に行うモバイル・エッジコンピューティングや、サービスに応じて ICT リソースを最適に組み合わせるネットワーク・オーケストレーション等、新たな技術が活用されると想定され、これら技術の基盤となる新たな設備が、「固定」・「移動」通信の双方におけるサービス提供において重要な役割を担うと考えられるなど、設備を軸とした「固定」・「移動」通信市場の融合が進展すると考えられる。

(2) IP 化・仮想化等の進展によるネットワークレイヤの構造変化

ネットワークのオール IP 化²⁹等による設備の水平統合を通じ、特定の設備により特定のサービスが垂直統合的に提供される形態から、汎用設備が複数サービスの提供を支える形態へとネットワーク構造が変化し、これに伴い、電気通信事業者は複数サービス間において共通のビジネス基盤を構築することが容易となるなど、ビジネス構造にも大きな変化が生じている。インターネットサービスの普及やコンテンツのリッチ化の進展を通じ、これらサービスを支える汎用設備の重要性が一層高まることにより、不可避的に、市場支配的事業者の設備への依存度が高まり、他事業者との間で設備競争のバランスに変化が生じることが想定される。

NTT が提唱する IOWN 構想においては、ネットワーク・オーケストレーション等の機能を通じ、基幹網とアクセス回線を一体的なネットワークとして、サービスごとに最適な運用を行うことが想定されていることも踏まえれば、オール IP 化、中長期的にはネットワーク仮想化等の進展に伴い、「設備」と「サービス/機能」の融合が進展すると想定される。

(3) グローバル化・インターネット経済の進展によるコンテンツ・プラットフォームレイヤの構造変化

プラットフォームサービス事業者等の上位レイヤ事業者は、その急成長に伴い、インターネット上におけるサービス展開にとどまらず、近年、ネットワークレイヤ、端末レイヤに進出し、レイヤを超えたサービス提供を行いつつある。

これまで、利用者に対し上位レイヤ事業者と設備設置事業者が各々自身のサービスを提供してきた形態が変化し、上記(2)に述べた「設備」と「サービス/機能」の融合を通じ、上位レイヤ事業者がネットワークを含めて一体的にサービスを行うなど、「提供主体」の融合が進展すると想定される。

²⁹ 2015 年 11 月、日本電信電話株式会社は現在電話サービスのために用いられている公衆交換電話網(PSTN)の設備が 2025 年頃に維持限界を迎えるとして、PSTN を順次 IP 網(NGN)に移行する構想を発表。事業者間での協議等を踏まえて段階的に設備移行を進め、2025 年の移行期限までにネットワークのフル IP 化が実現する見込み。

4. 市場の融合への対応の方向性

上記 3.に述べた今後の主な環境変化と制度上の課題を踏まえ、「サービス/機能」にも着目した新たな競争ルールの在り方については、次のような、新たな市場支配力の概念を整理した上で、具体的なルールの方向性を検討することが適当である。

(1) 新たな市場支配力の考え方

現行の競争ルールでは、固定通信市場においてはアクセス回線の「ボトルネック性」、移動通信市場においては端末設備シェアの大きさによる交渉上の優位性に着目し、非対称規制を課すべき対象を確定している。

上記3. に述べた環境変化を踏まえれば、「設備」の重要性が一層高まると想定されることから、現行の競争ルールにおける「設備」(アクセス回線・端末設備)に着目した市場支配力の考え方は引き続き維持しつつ、新たな設備競争の要素を取り込んでいくことが適当である。

一方で、設備ベースの競争に加え、設備の規模によらず、「サービス/機能」自体が有する市場への影響力が今後一層拡大することが想定されることから、現行の競争ルールの考え方に加え、サービスが市場に対して与える影響の大きさ、その提供主体が果たす役割、機能等を総合的に踏まえ市場支配力を認定する考え方を導入することが求められる。

また、「設備」と「サービス/機能」の両面において、今後、事業者間の連携が一層進展する可能性を見据え、これら連携を通じた協調的関係が競争環境に与える影響にも留意することが求められる。

①「設備」に着目した市場支配力の可能性

5G 等の進展においては、基地局の整備等に必要な固定通信事業者の保有するアクセス網への依存度が高まる³⁰ことを通じ、固定通信事業者が移動通信事業者に対して優位性を高める可能性が考えられる一方で、通信サービスの効率的な提供手段として、移動通信が固定通信の代替的な役割を担い、設備投資等の面において移動通信事業者が固定通信事業者に対して優位性を高める可能性も考えられる。

これに加え、5G 時代のサービスにおいて重要な役割を担う新たな「設備」(例:エッジコンピューティングやオーケストレーションの基盤設備)を提供する主体が、「固定」・「移動」通信市場をまたぎ支配力を行使する可能性がある。

②「サービス/機能」に着目した市場支配力の可能性

オール IP 化、ネットワーク仮想化等の進展に伴い、基幹網とアクセス回線の一体化を含む「設備」と「サービス」の融合が進展すると想定され、融合サービスの卸売等を通じ、基幹網とアクセス回線を一体的に運用する電気通信事業者が、これに依存する競争事業者に対して支配力を行使する等の可能性がある。

³⁰ 高周波数帯を用いる 5G においては、例えば、屋内利用を実現するため、部屋ごとに基地局を設置する等の必要が生じるなど、稠密な基地局整備が不可欠となる。また、5G による超高速サービスを可能とするためには、基地局まで光回線を敷設する等の必要が生じるなど、広範囲のブロードバンド整備が不可欠となる。

上位レイヤ事業者がネットワークを含めて一体的にサービスを行うなど、提供主体の融合が進展した場合、上位レイヤ事業者が提供する「サービス」や「機能」（例：認証サービス等）が、「固定」・「移動」を問わずネットワーク市場全体に対して強い影響力を有する可能性が考えられるほか、こうした「サービス」や「機能」の提供に関し一部の電気通信事業者と連携することにより、ネットワーク市場において共同的な市場支配力を行使する等の可能性がある。

(2) 新たな市場支配力に対応したルールの方向性

現行の競争ルールでは、市場支配力を有する事業者に対し、市場支配力を濫用して公正競争を阻害することがないよう行為規制を課すとともに、設備に着目した接続ルールを設けている。

一方で、上記(1)に述べた新たな市場支配力の可能性を踏まえれば、次のように、「設備」の接続に着目した現行ルールの見直しに加え、「サービス/機能」の利用にも着目したルールが求められる。

①「設備」に着目した市場支配力に対応したルールの方向性

「設備」の重要性は一層高まることから、現行の指定電気通信設備制度は引き続き維持することが必要である。

その上で、アクセス回線については、フレキシブルファイバ等をはじめ卸役務を通じた提供の拡大が想定されることから、実態を適切に把握し、公正競争上の影響を検証した上で、必要に応じ、制度的措置を検討することが適当である。

このほか、5G時代の通信サービスにおいて重要な役割を担う「設備」については、利用者利便の向上の観点からは、普及促進に向け、インフラシェアリングの活用状況³¹等も踏まえつつ、必要に応じ、新たなボトルネック領域について検証を行うことが適当である。同時に、これら「設備」に関する市場動向等を把握し、公正競争上の影響を検証した上で、必要に応じ、公正競争確保の観点から、現行の非対称規制の範囲に含める等の弾力化を検討することが適当である。

②「サービス/機能」に着目した市場支配力に対応したルールの方向性

5G時代におけるサービス競争においては、基幹網とアクセス回線を一体化に運用する電気通信事業者が提供する「サービス/機能」の利用が競争上極めて重要となることから、その利用に関する公平性・透明性等を確保するため、料金、提供条件等に関するルール、利用に必要となるAPIの標準化、「サービス」や「機能」の仕様検討における利用事業者の参画や情報共有を図る仕組み等を検討することが適当である。

これに加え、上位レイヤ事業者が提供する「サービス/機能」（例：認証サービス等）について、ネットワーク市場全体における公正競争上の影響等を検証した上で、必要となるルール

³¹ 5Gの導入に当たっては、鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となることが想定されることを踏まえ、総務省は、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を2018年12月に公表。

について検討することが適当である。この際、これらの「サービス/機能」がネットワークと一体的に提供される場合には一層大きな影響力を持つとともに、一部の電気通信事業者と連携することにより、ネットワーク市場において共同的な市場支配力が行使され得る等の可能性に留意する必要がある。

以上のルールの対象となり得る主体や必要となるルールは、市場環境等によって変化する可能性も考えられることから、不断の検証を行い、柔軟に見直す仕組みが必要である。

第3節 今後取り組むべき事項

1. 他者設備の利用とルールの見直し

NTT 東西による光回線の卸売サービスや MNO による MVNO への卸提供等、「卸役務」の形態による他者設備の利用が拡大していることに伴い、利用事業者から「卸役務」の提供条件等に関する課題の指摘が累次にわたり寄せられている。今後、5G や IoT の普及・進展に伴い電気通信サービスの需要が一層多様化することを見据えれば、現行の制度を見直し、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保することで公正競争を確保する必要がある。

このため、総務省においては、第1節に述べた方向性に基づく措置を速やかに講じ、措置後の他者設備の利用に関する動向を注視した上で、必要に応じ、法改正を含めた更なる対応を検討すべきである。

2. 市場の融合とルールの見直し

第2節に整理した、市場の融合等を踏まえた制度的対応の方向性を具体化するに当たっては、上位レイヤの事業者が提供する「サービス」や「機能」、5G 時代における新たな「設備」等がネットワーク市場に対して及ぼす影響をはじめ、市場の融合を促し得る環境変化の兆候を的確に把握し、「設備」、「サービス/機能」、「主体」等の多角的な観点から、新たな競争阻害要因の分析等を行うことが必要である。

このため、総務省においては、将来を見据えたネットワーク市場の動向把握・分析を継続的に行う取組を強化することが適当である。

第2部 ネットワークビジョンを巡る個別の政策課題

第1章 モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言³²

第1節 提言の位置付け

携帯電話は、その契約数が1億7千万を超え、様々な社会・経済活動の基礎となるとともに、国民にとって不可欠なコミュニケーションの手段となっている。

携帯電話をはじめとする電気通信サービスの在り方については、利用者視点に立ち、①利用者がニーズに合ったサービスや端末を選択できるようにすること、②事業者間の公正な競争を促進することにより利用者利益の確保を図ること、③技術進歩の成果を利用者が速やかに享受できる環境を整備することという3つの基本的な視点から検討を進めることが重要である。

モバイル市場の競争環境に関する研究会(以下本章において「モバイル研究会」という。)及びICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG(以下「消費者 WG」という。)では、2018年10月以降、それぞれ3回にわたりヒアリングを行い、検討を重ねてきた。

「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(以下「緊急提言」という。)は、ヒアリングを通じ、多くの関係者及び構成員が共通して指摘する課題が明らかになってきたことを踏まえ、モバイル研究会と消費者 WG とが合同でモバイルサービス等の適正化に向けて早急に取り組むべき事項を整理したものである。

第2節 シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現

1. 背景

携帯電話の利用者料金に対する規律については、累次に渡る電気通信事業法の改正により規制緩和がされてきており、1995年に認可制から届出制とされ、2003年には事前規制が完全に撤廃されている。現在、携帯電話市場では設備面及びサービス面の両面での競争が行われ、携帯電話事業者がそれぞれ工夫しながら多様なサービスを多様な料金プランにより提供している。

一方で、料金プランの中には、利用者が正確に理解することが困難なものや利用者を過度に拘束するようなものなどが出てきており、その結果として、利用者の適切かつ自由な選択が阻害され、事業者間の公正な競争が不当に制限されているという問題が指摘されている。

携帯電話の利用者料金に関し、携帯電話事業者による継続的な工夫にもかかわらず、問題が指摘され続けている状況に鑑みると、利用者の利益を阻害するような料金プランを抜本的に見直し、携帯電話事業者による公正な競争の中で真に利用者のためになる工夫が進められるように取り組んでいくことが求められる。

³² モバイル市場の競争環境に関する研究会及びICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWGにおいて、2019年1月17日に「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」が取りまとめられ、公表された(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000529.html)。本章は同緊急提言の概要をまとめた上で、第4節に今後の検討の方向性及び取組状況等を記載したものである。

2. 通信料金と端末代金の完全分離

(1) 問題点

通信サービスと端末のセット販売については、次のような点が指摘された。

- 通信サービスと端末はセットで購入するものとの強い印象を与え、両者が本来は別のものであるという理解を妨げている。
- 同じ携帯電話事業者が提供する同じデータ通信容量のプランであるにもかかわらず購入する端末によって通信料金が異なるという不公平や、通信料金の割引が特定の端末の利用者に限定されているという不公平が生じている。
- 端末購入から一定期間で通信料金の割引が終了し、その後は通信料金が上昇するため、必要以上に新規端末に買い替える誘因が働く。
- ハイエンド端末を中心に過度な端末購入補助が行われることにより、ハイエンド端末とローエンド端末の実売価格が接近し、市場メカニズムが有効に機能していない。また、同様の補助ができないMVNOとの競争上のイコールフットィングの問題がある。
- 「実質0円」というような表示に見られるように、端末代金と通信料金との区分が不分明で、利用者が何に対して幾ら支払っているか理解しづらい。
- 一定の条件の下で端末割賦代金の残債を免除する販売手法(端末買換えサポートプログラム)は、依然として通信役務の継続を残債免除の条件としており、残債免除を受けるまでの間の解約を利用者に躊躇させるとともに、実質的に残債免除後の契約継続も求めるものであるため、利用者の囲い込みにつながっている。
- 他の業界にも残債設定クレジットはあるが、他の商材と結びつけられることはない。それに対して、通信役務と結びついた端末買換えサポートプログラムは、通信役務に関するスイッチングコストを高めている。

(2) 提言

端末は、通信役務を利用するに当たって欠かせないものであり、まず、こうした端末の購入等を条件とする通信料金の割引等については、通信料金と端末代金の分離が不十分であることにより、次のような問題を生じさせている。

- ・ 同じデータ通信容量等のプランであるにもかかわらず、購入する端末によって通信料金が異なるという不公平や、通信料金の割引等が特定の端末の利用者に限定されるという不公平があること
- ・ 利用者が料金プランを正確に理解した上で他の料金プランと比較することが困難となり、自らのニーズに沿って合理的な選択を行うことができないこと
- ・ 通信料金の割引等が一定期間に渡り行われるなど、割引等を受けるために通信役務の継続利用が求められる場合もあり、利用者を過度に拘束し、事業者間の公正な競争が阻害されること

したがって、端末の購入等を条件とする通信料金の割引等を廃止することにより、上記の問題点を解消することが適当である。

また、通信役務の一定期間の継続利用を条件とする端末代金の割引等については、上記2点目及び3点目の問題を有するものであり、分離の徹底の観点から、見直すことが適当である。このような割引等は、携帯電話事業者が直接行うだけでなく、キャリアショップや量販店等の販売代理店を通じて行われる可能性があり、それについてもあわせて対応することが必要である。

特に、端末買換えサポートプログラムについては、同じプログラムへの再加入が残債免除の条件から除かれたが、依然として次のような問題があり、抜本的に見直すことが必要である。

- ・ 残債免除までの間のプログラムへの継続加入が残債免除の条件とされており、その間の通信役務の継続利用が必要となっている。
- ・ 残債免除を受けないとプログラム加入の便益が全く得られないため、上記3点目の問題が格段に大きくなる上に、残債免除を受けないという選択肢が実質的に機能するか疑義がある。
- ・ 機種変更が残債免除の条件とされており、新端末の購入後に通信契約を解除する場合には新端末の残債や解約料等のスイッチングコストが存在するため、利用者は残債免除を受けた後も通信役務を継続利用することとなる可能性が高い。

3. 行き過ぎた期間拘束の禁止

(1) 問題点

期間拘束を伴う通信契約の関係については、次のような点が指摘された。

- 期間拘束とその自動更新により、事業者乗換えのスイッチングコストが高くなっている。
- 期間拘束なしの料金プランについて、その料金が高かったり、継続的に同じ事業者と契約しているにもかかわらず長期契約者割引を受けられなかったりするなど、利用者にとって実質的な選択肢となっていない。
- 契約途中で解約する際の違約金について、その算定根拠が明らかとなっておらず、また、その水準が高いことが、事業者乗換えの妨げとなっている。
- FTTH 等とセットで契約した場合、当該契約に係る拘束期間のずれが事業者乗換えの妨げとなっている。

(2) 提言

行き過ぎた期間拘束は、利用者が携帯電話事業者を乗り換える上での制約であり、事業者間の公正な競争を阻害することとなる。また、技術革新の著しい電気通信事業分野では、将来を見通した上で利用者が合理的な選択をすることは困難である。特に、ヒアリングにおいて、多くの関係者及び構成員が共通して指摘した以下の期間拘束については、見直すことが適当である。

- ① 期間拘束のない契約の料金その他の提供条件が、期間拘束のある契約の料金その他の提供条件に比べて著しく劣り、実質的な選択肢となっておらず、それについての合理的な理由がない場合には、利用者を過度に拘束するものであり、見直すことが求められる。また、期間拘束の期間が著しく長期に渡り、その合理的な理由がない場合も、同様である。
- ② 解約に係る違約金の水準については、合理的な算定根拠に基づき設定されるべきものであり、違約金の水準が著しく高い場合には、スイッチングコストにより利用者を過度に拘束し、事業者間の公正な競争を阻害するものであるため、見直すことが求められる。
- ③ 期間拘束の自動更新については、変化の激しいモバイル分野で拘束期間終了後の更新の可否を契約当初の段階で判断することは困難であり、利用者を過度に拘束するものである一方で、更新に係る手続の手間の省略を望む利用者もあり得る。このため、更新が利用者の真正な意思に基づき行われるよう、契約当初の段階で自動更新とするかどうか選択可能とし、拘束期間終了の段階で更新するかどうか及び自動更新の選択を変更するかどうかについて利用者の意思を確認するとともに、自動更新の有無により料金等に差を設けないことが求められる。

さらに、期間拘束のある複数の契約のセットでの締結は、各サービスの期間拘束の始期や長さが異なり、利用者が違約金を支払わずに複数のサービスを同時に解約できない場合には、利用者を過度に拘束するものであることから、いずれのサービスも同時に無料で解約できる期間を設定することなど改善策を検討することが適当である。

4. 合理性を欠く料金プランの廃止

(1) 問題点

上記のほか、過度に複雑な料金プランなどについて、次のような点が指摘された。

- 同じ携帯電話事業者が提供する同じ通話頻度、同じデータ通信容量の通信サービスであるにもかかわらず、プランによって通信料金が異なる場合がある。
- 基本料とデータプランを別々に提供しているにもかかわらず、基本料が安いプランでは少ないデータ量を選択できないなど、組合せに制約がある。

(2) 提言

通常の提供条件の説明により利用者が理解することが期待できないような過度に複雑な料金プランや合理性を欠く料金プランは、利用者の正確な理解を妨げるとともに、料金プラン相互の比較を困難とし、利用者の合理的な選択を阻害するため、見直すことが適当である。

例えば、音声通話について同一の内容の基本料について、使用する端末や選択するデータプランの別により料金が異なるなど、同じ通話頻度、同じデータ通信容量の通信サービスであるにもかかわらず、プランによって通信料金が異なり、不合理に「同一サービス同一料金」になっていない場合があり、利用者間の不公平を生じるとともに、利用者の混乱を招き、

その合理的な選択の妨げとなることから、見直すことが求められる。

5. 取組の方向性

市場競争の下においては、携帯電話事業者による工夫と競争によって多様なサービスが多様な料金プランで提供され、利用者が提供条件を十分に理解した上で、自らのニーズに応じてサービスを適切かつ自由に選択し、低廉な価格で利用できることが望ましい。その際、携帯電話事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないための最低限の基本的なルールを守りつつ行われることが必要である。

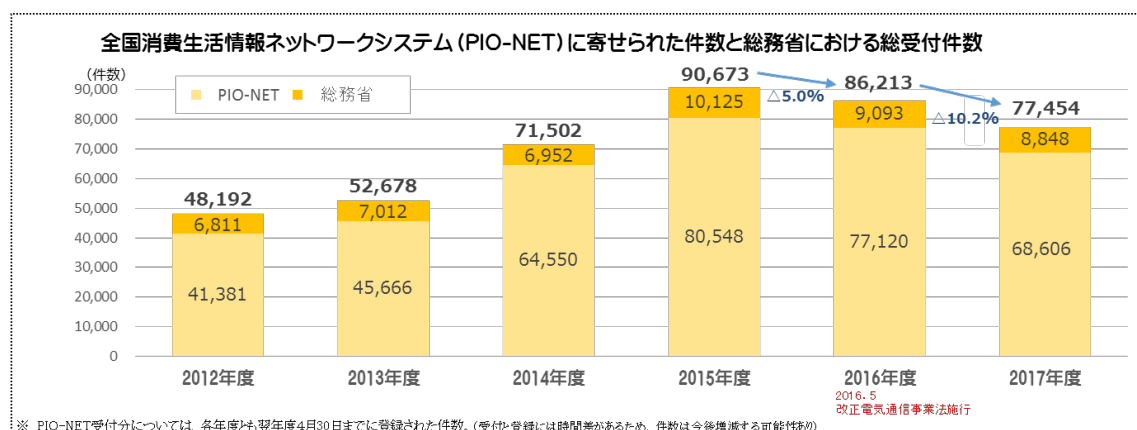
このため、以上で提言した事項について、携帯電話事業者による実効性のある料金プランの見直しが行われるよう、総務省において、最低限の基本的なルールとして料金その他の提供条件に関する禁止行為を定め、それに違反した場合には業務改善命令を行い得ることとすること等について、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討し、速やかに実施に移すことが適当である。また、措置の効果をデータに基づき検証できるよう、総務省において、携帯電話事業者における販売奨励金や端末購入補助の詳細や端末に係る収支の状況などのデータを定期的に把握することが必要である。

第3節 販売代理店の業務の適正性の確保

1. 背景

電気通信事業法では、新規参入や料金の事前規制を緩和する一方、消費者保護ルールを充実する等、累次の法改正が行われてきた。2003年にはサービス提供条件の説明義務や苦情等処理義務が導入され、2015年には契約書面交付義務、事業者による代理店に対する指導等の措置義務、初期契約解除制度、勧誘に当たっての不実告知等や勧誘継続行為の禁止等の規律が設けられたところである。

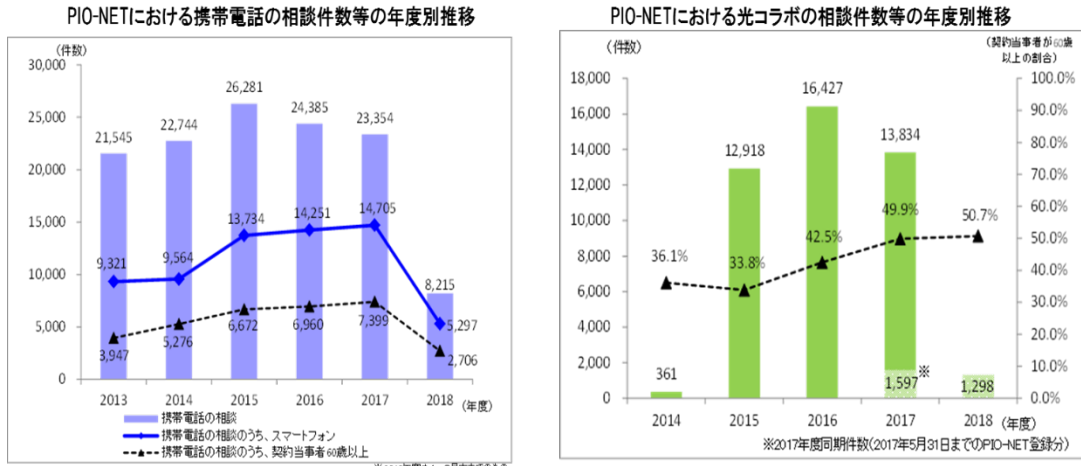
この2015年の電気通信事業法改正による消費者保護ルールの導入以降、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)及び総務省に寄せられた電気通信サービスに関する苦情相談件数は減少しており、消費者保護ルールの導入について一定の効果が見られる。しかしながら、その傾向は緩やかであり、依然として高い水準にある。



出典：総務省「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合（第5回）」（2018年6月28日）配付資料

図 2-1-1 電気通信サービスに関する苦情相談件数の推移

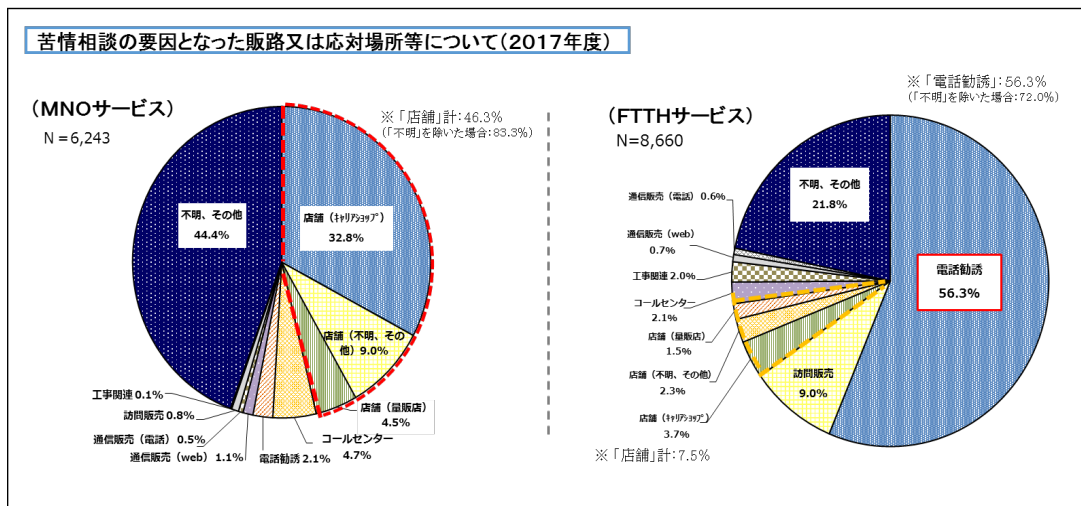
PIO-NET を用いた独立行政法人国民生活センターの分析によれば、携帯電話や FTTH サービスに関する苦情相談件数は、それぞれ2万件超(携帯電話)、1万件超(FTTH のうち光回線サービスの卸売(光コラボサービス))といった高い水準で推移している。



出典：「光回線サービスの卸売に関する勧誘トラブルにご注意！第2弾」（2018年7月26日 国民生活センター報道発表資料）、
「セット契約やスマートフォンの使い方などの携帯電話のトラブル」（2018年9月13日 国民生活センター報道発表資料）

図 2-1-2 携帯電話及び FTTH サービスに関する苦情相談件数の推移

また、2017 年度に PIO-NET 及び総務省に寄せられた苦情相談に基づく総務省の分析によれば、苦情相談の要因となった販路等としては、携帯電話(MNO)についてはキャリアショップや量販店等の「店舗販売」(46.3%:「不明」を除いた場合は 83.3%)が、FTTH サービスについては「電話勧誘」(56.3%:「不明」を除いた場合は 72.0%)という販売形態が、それぞれ高い比率となっており、販売代理店に起因した苦情相談が多く生じている。



出典：総務省「ICT サービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合（第5回）」（2018年6月28日）配付資料を基に作成。2017年度にPIO-NET及び総務省に寄せられた苦情相談の約3分の1を無作為抽出し、サービス別に分析したものの。

図 2-1-3 苦情相談の要因となった販路等 (2017年度)

2. 問題点

上述の PIO-NET 及び総務省に寄せられた苦情相談の中身を見ると、次のような内容が挙げられており、その多くが不適切な勧誘、説明に起因するものとなっている。

○ 携帯電話

- 通信容量が大きな料金プランを勧められ言われるまま契約したが、後で必要のないものだったと分かった。
- スマートフォンを契約したら、不要なタブレット端末やヘッドフォン、充電器等の付属品とのセット契約だった。
- スマートフォンに追加でタブレット端末、光回線等も契約したが、スマートフォンすら使いこなせない。

○ FTTH

- 大手通信事業者からの電話だと思い契約したが、別の事業者だったので費用負担なく解約したい。
- 契約先のプラン変更だと思ったら、別会社との契約になっていた。
- (変更する必要がないにもかかわらず) 光回線の変更が必要であるかのような勧誘により契約してしまった。

また、消費者 WG においては、販売代理店の業務について、次のような点が指摘された。

- 携帯電話について、契約内容が複雑化、説明時間も長時間化し、契約内容や料金を消費者が正しく認識できておらず、また必ずしも消費者が希望する契約内容になっていない。
- 光コラボサービスの代理店による電話勧誘に係る苦情相談が相変わらず多く、「新しいサービスのご案内です」と言われたので契約中の事業者だと思ったなど、勧誘時に事業者名について誤解を与える勧誘となっている。
- 携帯電話については、「〇万円キャッシュバック」、「実質0円端末」をうたうショップ店頭のパスターやロードサイドショップの立て看板がいまだに見られる。
- 「実質0円」等の広告表示においては特定の適用条件等を認識しづらいものもあり、結果、特典が受け取れないといった苦情が寄せられている。

消費者 WG で指摘のあった上記3点目の指摘に関しては、販売代理店独自の過度な端末購入補助が依然として行われていると考えられるが、これは通信料金の高止まり、利用者間の不公平及び MVNO の新規参入・成長の阻害という点で懸念がある。

通信サービスと端末をセット販売する場合の過度な端末購入補助については、総務省において「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」(2017年1月)が策定され、事業者に対してその適正化を図っているものの、販売代理店は同指針の対象外となっていることから、市場全体に対して十分な効果を上げていない状況にある。

なお、携帯電話の販売代理店においては、消費者利益の確保に向けた自主的な取組として、2014年に設立された一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会による「あんしんショッ

「認定制度」が全国的に展開されており、2018年12月末時点で認定ショップ5,422店(全キャリアショップの67%)の規模となっている。また、光コラボサービスの事業者・販売代理店については、一般社団法人テレコムサービス協会による「重要事項説明項目とトークの手引き」(光卸を利用したFTTHサービスの電話勧誘時の説明話法に係るガイドライン)が策定されており、それぞれの業界団体において独自に苦情相談の改善につながる取組が進められている。しかしながら、その浸透度合いは現状十分とは言えず、今後、これらの販売代理店への一層の普及・浸透が課題となっている。

3. 提言

販売代理店に対する指導については、2015年の電気通信事業法の改正により、事業者において、委託した業務に係る指導等の措置を行うことが義務付けられるとともに、総務省においても、「提供条件の説明義務違反」、「不実告知等の禁止違反」、「勧誘継続行為の禁止違反」に限っては、事業者のみならず販売代理店に対しても業務改善を命じることが可能となっている。

しかしながら、一次販売代理店の下にある二次、三次の販売代理店等を含め、事業者による指導が十分に行き届いていない状況が見られるとともに、販売代理店における独自の過度な端末購入補助や、利用者に誤認を与えるおそれのある勧誘や独自の店頭広告等の不適切な業務実態については、総務省において業務改善を命じることができない等、必ずしも適切な担保措置が講じられているとは言えない状況にある。加えて、総務省において、その実態把握が十分にできているとは言えない状況にある。

販売代理店は、電気通信サービスの契約において、利用者に最も身近な窓口であり、その業務が適正に行われることは、利用者の利益を確保する上で必要不可欠となっている。このため、これらの問題点の解消に向け、以下について、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を講ずることが適当である。

- ① 販売代理店の存在を事業者経由で間接的に把握するのではなく、行政が直接把握するための必要最小限の制度として、届出制を導入する。
- ② その上で、勧誘行為において社名や勧誘目的であることを明示しない等、利用者に誤解を与えるような電気通信事業者及び販売代理店の不適切な勧誘行為を禁止し、違反した場合には業務改善命令を行い得ることとする。
- ③ 加えて、電気通信サービス契約の媒介と一体として行われる販売代理店の業務において、電気通信サービスに関して利用者の利益を阻害するような不適切な実態があれば、業務改善命令を行い得ることとする。

なお、販売代理店においては、第3節2.に掲げた一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会が運営する「あんしんショップ認定」の取得や、一般社団法人テレコムサービス協会が策定しているガイドラインの活用等にさらに積極的に取り組むことにより、利用者にとって誠実に信頼できる販売代理店となっていくことが期待される。

第4節 今後の検討の方向性及び取組状況等

1. 中間答申で示された今後の検討の方向性

本章第1節から第3節までにおいて、総務省等において、早急に取り組むべき事項として、「シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現」及び「販売代理店の業務の適正性の確保」の2つの項目を軸に整理した。

以上を踏まえ、中間答申においては、今後の検討の方向性として、モバイル研究会において、引き続き、MVNO を含めた事業者間の公正な競争条件を確保する観点から、接続料の算定方法の見直し、IoT 向けサービスに係る競争ルール等について検討を深めるとともに、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)で取り上げられた事項について実施状況の検証を行うことが適当とした。

また、消費者 WG において、電気通信サービスの消費者保護の確保の観点から、契約手続時間の長さや高齢者への適切な対応など、契約時の説明の在り方のほか、利用中や解約時の説明の在り方、一定規模以下の法人のサービス利用の保護の在り方等について検討を深めることが適当とした。

あわせて、モバイル研究会及び消費者 WG において、緊急提言に沿った取組の進捗状況についてフォローアップを行うことが適当とした。

2. これまでの取組状況

モバイル研究会及び消費者 WG における緊急提言の取りまとめ(2019年1月)後、緊急提言の内容を踏まえた電気通信事業法の改正案が同年3月に閣議決定され、同年5月には電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「2019年改正法」という。)が国会で可決され、成立した。

これを受け、モバイル研究会及び消費者 WG においては、2019年改正法の成立後、同年5月から6月にかけて合同会合を4回開催し、電気通信事業者や販売代理店に対するヒアリングを含め、その詳細を定める省令等の案の方向性の議論を行った。

また、省令等の確定後の同年8月には、10月1日の2019年改正法の施行に向け、その準備状況等に関し、電気通信事業者等からのヒアリングを実施した。

その他のモバイル研究会及び消費者 WG における取組状況については、それぞれ第2部第2章第5節、第3章第4節において述べる。

3. 取りまとめに向けた検討課題等

モバイル研究会及び消費者 WG における報告書の取りまとめに向け、引き続き、2019年改正法による改正後の電気通信事業法の遵守状況について、事業者ヒアリング等を通じてフォローアップを行うとともに、改正法施行前後のモバイル市場の状況を確認していくことが適当である。

第2章 モバイル市場の競争環境の確保の在り方³³

第1節 検討の背景

モバイル市場について、情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備に向け、事業者間の公正な競争を更に促進するための方策について検討することを目的として、2018年10月からモバイル市場の競争環境に関する研究会(以下本章において「モバイル研究会」という。)が開催され、利用者料金その他の提供条件と事業者間の競争条件の両面について、利用者の視点に立った検討を行った。

具体的には、電気通信事業法の目的や過去の検討における問題意識を踏まえ、検討に当たって、①事業者間の公正な競争の促進による利用者利益の確保、②利用者のニーズに合ったサービス・端末の選択の確保、③技術進歩の成果を利用者が享受できる環境の確保という3つの基本的視点に立って検討を行った。

検討に当たっては、関係事業者、事業者団体、中古端末流通関係団体等からのヒアリング等を行い、議論を深め、今般、モバイル市場における公正競争を促進する観点から取り組むべき事項について、緊急提言で提案した事項や今後取り組むべき事項も含め、全体像を取りまとめた。

第2節 緊急提言を受けた対応

緊急提言を受け、電気通信事業法の一部を改正する法律案が2019年3月に第198回国会に提出され、同年5月10日に成立したところである。

電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「2019年改正法」という。)は、公布の日から6か月以内に施行することとされており、それまでに総務省令等で制度の詳細を定める必要がある。制度の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性ある取組が行われるよう、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましい。

携帯電話事業者等の関係者においては、緊急提言の趣旨や2019年改正法で措置される内容等を踏まえ、同法の施行を待つことなく、料金プランの抜本的な見直し等のモバイルサービス等の適正化に向けた取組を積極的に行うことが期待される。

緊急提言や2019年改正法を受けた見直しにより、料金プランが非常に大きく変わることが想定されることから、利用者に対する説明や情報の提供等の充実を図ることが必要であり、携帯電話事業者等の関係者において適切に取り組むことが求められる。また、総務省においては、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(以下本章において「消費者保護ガイドライン」という。)の見直しなどにより、混乱が生じることがないように適切なルール整備を検討することが望ましい。

また、通信料金と端末代金の完全分離等の料金プランの見直し等により、販売代理店におけ

³³ モバイル市場の競争環境に関する研究会において、2019年4月19日に中間報告書が取りまとめられ、その後公表された(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000545.html)。本章は同報告書の概要をまとめた(一部について、時点更新を実施)上で、第6節に今後の検討の方向性及び取組状況等を記載したものである。

る業務の在り方が変化していくことも想定される。販売代理店の果たす役割を含め、販売代理店の在り方について、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者において十分な検討と意識の共有が行われることが望まれる。

第3節 利用者料金に関する事項

1. 利用者の理解促進

料金プランが複雑化してきている中で、利用者が支払額を正確に理解し、必要に応じて比較検討を行うことが難しくなっている。特に、期間拘束のある契約が締結される中で、拘束期間よりも短い期間に限り適用される割引が提供され、その割引が適用された月の支払額を利用者に訴求することも行われており、結果として、支払額の正確な理解や比較検討にかかる手間が増大し、利用者による正確な理解や比較検討が難しくなっている。

少なくとも期間拘束のある契約については、利用者が拘束期間全体に渡る負担の総額を正確に理解し、比較検討できるようにするため、携帯電話事業者においては、単月の支払額のみでなく、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安をあわせて示すことが適当である。これは契約更新の際も同様である。

その際、提示すべき場面については、携帯電話事業者において、契約前の提供条件の概要の説明の際に行うとともに、利用者が料金プランを選択する際に参考とできるよう、各社のウェブサイトにおいて確認することを可能とすることが適当である。また、提示すべき内容については、従量制の料金部分がある場合には、複数の典型的に想定される利用方法ごとの目安を示すことや、ウェブサイトにおいて、利用者が条件を入力して確認することが可能な料金シミュレーションにおいて提示することなど、利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適当である。

以上のような支払総額の目安の表示を 2019 年改正法の施行の時点で実現するため、総務省においては、消費者保護ガイドラインの改正を含め、速やかに必要な措置を講ずることが適当である。

2. 広告表示の適正化

携帯電話に関する広告表示について、関係者による自主的な取組が継続的に行われてきているが、販売代理店の店頭広告、テレビ CM やウェブ広告などにおいて一部の利用者にしか適用されない安価な料金プラン(条件付最安値)を強調した広告が行われており、問題であるとの指摘がある。特に、MNO の販売代理店では、店頭で、「端末実質0円」という広告表示や、高額のカッシュバック等を訴求する広告表示が行われているとの指摘がある³⁴。

利用者は、広告表示にかかわらず、店舗などで具体的な条件等を確認することが可能であり、また、契約の締結等の前に提供条件の概要の説明を受けることになっているが、実際には、広告により一定の選択を行った上で店舗などでの説明を受けることになっており、より有利な選択肢があったとしても事前段階で排除されてしまうという問題が起こっている可能性がある。一

³⁴ 第3回会合(2018年11月14日)「第1回消費者保護ルールの検証に関するWG北構成員提出資料」

方で、広告については、商業的なものではあるものの、携帯電話事業者や販売代理店による表現行為であり、その内容についての規制は、最小限であることが望ましい。これらを踏まえ、まずは携帯電話事業者などの関係者において、景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましい。

具体的には、店頭での広告表示に関しては、携帯電話事業者や販売代理店において、モバイル研究会や消費者保護ルールの検証に関するWGでの議論、消費者庁の見解³⁵等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を自主的に進めることが望ましく、また、携帯電話事業者にあつては、販売代理店に対する指導を適切に実施することが求められる。この点については、各携帯電話事業者における新たな自主的な取組の着実な実施が期待される所であり、その実施状況等について注視していくことが適当である。なお、この取組は、キャリアショップにおける広告表示を対象とするものであるが、各携帯電話事業者においては、併売店や量販店における広告表示の適正化に関し、更なる自主的な取組の実施について検討することが望ましい。

また、電気通信サービス向上推進協議会においては、現行の自主基準等について、その見直しの要否も含め検討するとともに、自主基準等の運用の強化について検討することが望ましい。

3. 中古端末の国内流通の促進

利用者は、使用する端末を買い替えつつ携帯電話サービスを利用しており、最近の調査³⁶では、使い終えた古い端末について、56.9%の利用者が廃棄又は自ら保管している一方で、31.2%の利用者が携帯電話事業者の買取り又は無償での引取りを利用し、7.7%の利用者がリサイクルショップ等に譲渡している。しかし、国内での中古端末の供給量は、海外に比べて少ないとの指摘がある³⁷。

リユースモバイル・ジャパン(RMJ:Reuse Mobile Japan)及び一般社団法人携帯端末登録修理協議会(MRR:Mobile Terminal Registered Repair Council)に加盟する有志企業が2018年7月に立ち上げた「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」³⁸において、消費者・関連事業者にとって安心で安全な中古端末取引市場の形成と発展に向け、端末の格付基準、端末内の利用者情報の処理及び関連法令の遵守等に関し、基本的な考え方及び事業者等が中古端末の流通・検査・販売等を行う際に留意すべき事項を整理した「リユースモバイルガイドライン」を作成し、2019年3月8日に公表して、同日から適用することとした。

通信料金と端末代金の完全分離が行われることにより、利用者は、端末単体での代金を正確に認識した上で端末を購入することになることから、そのニーズに適合した適切な選択が行

³⁵ 消費者庁は、2018年11月に、携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)上の考え方等を公表している(消費者庁「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等の公表について」(2018年11月13日報道発表))。

³⁶ 「電気通信事業分野における市場検証(平成30年度)年次レポート」(2019年8月)

³⁷ モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書(2018年4月)、モバイル研究会第5回会合(2018年12月26日)リユースモバイル関連ガイドライン検討会提出資料。

³⁸ 総務省は、同検討会にオブザーバとして参加している。

われ、結果として、端末の選択肢の多様化が進むことが想定される。

また、モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針(以下「モバイル指針」という。)の改正により、2019年9月以降、中古端末のSIMロック解除が可能となることから、中古端末の流通が促進されることが期待されることとあり、SIMロックを行っている携帯電話事業者においては、モバイル指針に沿ったSIMロックの解除が円滑に行われるよう、必要な体制の検討・準備を進めることが求められる。

そのような中で、利用者が安心して中古端末を下取りに出したり、売買したりすることができることが必要である。そのため、電気通信事業者等及び流通を担う関係事業者において、端末データの確実な消去など利用者情報の取扱いが適切に行われることが重要である。また、中古端末は1台1台異なる状態にあるものであり、購入しようとする者が適切な判断をできるよう必要な情報を分かりやすく提供していくことが重要である。

そのため、リユースモバイル関連ガイドライン検討会によるガイドラインの作成等の取組は望ましいものであり、同検討会に参加している事業者においては、ガイドラインに沿った対応を可能な限り早期に開始することが望ましく、同検討会においては、関係事業者によるガイドラインへの準拠状況等について継続的にフォローアップを行っていくことが望まれる。また、利用者が安心して中古端末を売買できるようにするためには、ガイドラインに準拠した取扱いや格付が行われているかどうかを利用者が簡単に確認できることが重要であり、同検討会においては、ガイドラインの周知に取り組むとともに、ガイドラインの遵守を担保する仕組みの検討を進めることが期待される。さらに、同検討会では、関係事業者によるガイドラインの運用実態を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくことが望ましい。

4. 利用者料金等のモニタリング

モバイル市場に関する定期的なモニタリングとしては、現在、契約数シェア等の市場の状況及び主に事業者間関係に係る規律の遵守状況のモニタリング(電気通信市場検証会議)と、利用者に対する説明義務等の利用者規律の遵守状況のモニタリング(ICT サービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合)が実施されている。他方、利用者料金その他の提供条件については、事前規制が撤廃されていることもあり、研究会など政策課題についての検討の場は断続的に設置されてきているが、利用者料金その他の提供条件の状況や総務省の取組や事業者の取組による効果に特化した定期的なモニタリングは行われていない。

緊急提言を受けて行われた電気通信事業法の改正やそれを踏まえた携帯電話事業者各社の料金プラン・端末販売方法の見直し、MNOの新規参入など、今後、モバイル市場は大きく変わることが見込まれている。そのような中で、モバイル市場における公正競争の促進に関する取組の効果を定性的・定量的に検証していくことは重要であり、更なる取組の必要性や方向性についての検討の前提ともなるものであることから、従来から行われている市場の状況や事業者間関係に係る規律に関するモニタリング及び消費者保護に係る規律の遵守状況に関するモニタリングに加えて、利用者料金その他の提供条件の状況やこれに関する利用者の認識、総

務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析することが有用である。

そのため、個別の政策課題を議論する場とは別に、専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当である³⁹。

具体的な検証においては、定性的な分析に加え、定量的な分析が重要であり、必要なデータの整理と関係事業者からの提供に関する調整やそれらのデータを元にした分析手法等の検討が必要であることから、2019年度においては、その検討と並行して、まずは2019年改正法の施行後を目途に試行的に把握・分析を始めることとし、その結果も踏まえて、2020年度から本格的に実施することが適当である。

第4節 事業者間の競争条件に関する事項

1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

接続料算定については、第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定制度」という。）の導入の後、累次に渡る見直しが行われ、その適正性の向上が図られてきている。

具体的には、2010年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下「二種指定ガイドライン」という。）の策定により、接続料算定方法が整備されるとともに、その適正性の検証のため、算定根拠の総務大臣への提出が規定された。また、同年に行われた電気通信事業法の改正により、接続会計の整理・公表義務が導入された。2015年の電気通信事業法の改正を受けた2016年の第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）の制定及び施行規則の改正により、接続料算定方法及び接続料の算定根拠の提出の省令化が図られた。さらに、2017年の二種接続料規則の改正により、利潤（資本調達方法）の算定方法の厳密化等が行われ、2018年の総務省による事業者に対する要請により、BWAに係る原価及び需要の接続料への適正な反映が措置された。

その算定方法は、原価、利潤及び需要（以下「原価等」という。）の予測値に基づいて算定する「将来原価方式」を採用する第一種指定電気通信設備制度（以下「一種指定制度」という。）とは異なり、2010年の二種指定ガイドラインの制定当初から原価等の実績値に基づいて算定する「実績原価方式」が採用されている。原価等の実績値は、当年度終了後の接続会計の整理を経て、翌年度になって確定することから、当年度には、前々年度の実績値に基づいて算定される接続料により支払いを行った上で、当年度末及び翌年度末に前年度の実績値及び当年度の実績値に基づき算定される接続料により精算が行われることになっている。

接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末にならないと確定しないことから、MVNOにおいて、予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているとの指摘がある。また、接続料の低下局面にあっては、前々年度の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われる

³⁹ このほか、第9回特別委員会（2019年10月18日）においては、諸外国におけるモバイル分野の競争政策等についても把握・分析を行うべきとの意見があった。

ことになり、MVNOにおいて、過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘もある。

また、接続料の算定根拠については、認可制となっている一種指定制度では、認可に係る意見募集の際等に公表されているのに対して、届出制となっている二種指定制度では、現状においては、届出を受けた総務省においてのみ、届け出られた接続料の適正性の確認のために用いられている。

〔接続料の算定方法〕

接続料の算定方法は、例えば、データ伝送交換機能に係る接続料については、次のような形となっている。

- ・ 前年度末に、その時点での最新の実績値である前々年度の原価等の実績値に基づいて当年度の接続料が算定される。
- ・ 当年度の開始後、前年度末に算定された接続料により暫定的な月々の支払いが行われる。なお、一部のMNOは、MVNOのキャッシュフロー負担の軽減のために、支払猶予を行っている。
- ・ 当年度末に、その時点での最新の実績値である前年度の原価等の実績値に基づいて算定される接続料により、一次精算が行われる。
- ・ さらに、翌年度末に、その時点での最新の実績値である前年度の原価等の実績値に基づいて接続料が算定され、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料により、二次精算が行われる。

〔接続料算定の検証〕

現在、接続会計の整理・公表、接続料の算定根拠の総務大臣への提出により接続料の水準や算定プロセスが検証されている。

認可制である一種指定制度では、認可を行う場合も行わない場合も審議会への諮問が行われるが、二種指定制度では、届出制の下、電気通信事業法第34条第3項の規定により、接続料が接続約款に適正かつ明確に定められていないとき、二種接続料規則に定める方法により算定された金額を超えるものであるときは、変更命令の対象となるものの、変更命令を行わない場合には審議会への諮問等が行われない。

また、一種指定制度では、認可に係る意見募集の際等において接続料の算定根拠が公表されているが、二種指定制度では公表されていない。

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（以下「本章においてモバイル検討会」という。）報告書（2018年4月。以下「本章においてモバイル検討会報告書」という。）では、「接続料については、これを支払う事業者に対して、その算定根拠について透明性が確保されることが重要である」、「接続料の当年度精算を行うかどうかについては、その予見性の確保のため、実施基準の明確化が重要であり、これに向けた検討を、総務省において行うことが必要である」と指摘されている。

また、公正取引委員会調査(2018年6月)⁴⁰では、「接続料の検証における一層の透明化を図るために、例えば、有識者や専門家による定期的な議論を通じて、透明性・公平性を確保しつつ、接続料が能率的な水準となっているか、各大手携帯電話事業者は能率的な経営を持続的に行っているかどうかなどの観点から、接続料の具体的かつ定期的な検証を行うことが考えられる」と指摘されている。

(1) 適正性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要である。

その点において、「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものである。原価等の正確な予測は難しい面があるとの指摘もあるが、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況や近年の接続料の変化傾向等から、一定の精度の予測を行うことは可能と考えられる。また、予測と実績の乖離については、精算や乖離額調整を導入することによる対応が考えられる。

そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべきである。具体的な算定方法の在り方については、専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、次のような検討事項について集中的に議論を行うことが適当である。あわせて、現在該当年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて検討すべきである。

- ・ 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測の方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような方法とすることが適当か。
- ・ 予測と実績の乖離については、いずれかの方法により事後的に調整することが適当であると考えられるところ、具体的にどのような方法により調整を行うことが適当か。
- ・ 「将来原価方式」により算定する接続料は、データ伝送交換機能のみでよいか。
- ・ 算定期間及び算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
- ・ 原価等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

⁴⁰ 「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」(2018年6月28日公正取引委員会)

(2) 透明性の向上

MNO と MVNO との公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定のプロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である。また、一種指定制度において、算定根拠等についての審議会での検証や公表により、その算定方法の精緻化が徐々に進められてきた経緯を踏まえると、二種指定制度における接続料についても、その算定根拠等を踏まえて、算定方法の一層の精緻化を検討することが必要である。

一方で、一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、対象事業者が複数あり、競争環境下で役務の提供を行っていることから、一般に公表可能なデータの範囲には相違があることも考えられる。

そのため、総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料(2018年度末に届出)から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である。また、接続料の算定方法の検討に際しては、実際に提出された算定根拠をその検討の場に示すことが適当である。

2. ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証

モバイル市場において、MNO は、サブブランド等による低廉な料金でサービス提供を行い、また、グループ企業が MVNO として低廉なサービスの提供を行っている。

これらのサービスについて、モバイル検討会では、MVNO 側から、「ネットワークの速度が他の MVNO を大きく上回り、コスト面で他の MVNO は基本的に提供不可能な水準になっている」、「他の MVNO と比べて料金面で遜色がないが通信速度が圧倒的に速い」旨指摘され、MNO 側からは、「グループ内外問わず、同条件で MVNO にネットワーク提供している」、「サブブランドを含め、MVNO と同条件でコスト負担している」旨の説明がされている。

モバイル検討会報告書では、サブブランドを含む MNO サービスの料金等の提供条件がその費用等との関係で適正な水準にあるか、MNO のグループ内の MVNO が、MNO からの事実上の金銭的補助があるために他の MVNO よりも利用者当たりで多額の料金を支払うことが可能となっているのではないかなど、MNO グループにおけるサービス提供条件やグループ内取引について、早急な検証の必要性が指摘されている。

MNO の低廉な料金プランや MNO のグループ内の MVNO の料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出(回線容量の確保等)が行われると、他の MVNO は、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えられる(図 2-2-1 参照)。一方で、そのような補助については、具体的にどのような形態で行われるのか、また、どのような場合に問題となるのかについては、さらなる検討が必要である。

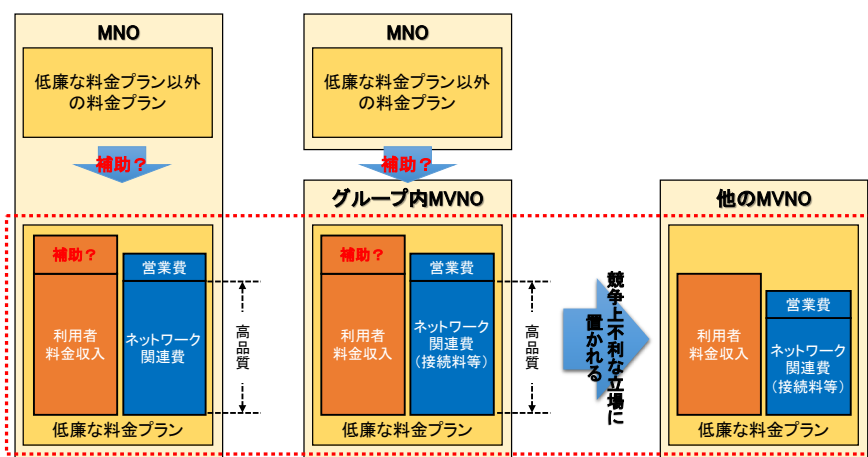


図 2-2-1 検証の必要性 (イメージ)

モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずは MNO の低廉な料金プラン及び MNO のグループ内の MVNO のプランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等についての確認を行うことが適当である。

そのため、総務省において、事業者から全ての料金プランについて必要なデータの提供を受けて確認を実施し、その結果についてモバイル研究会等で報告を受け、さらなる検証の在り方について検討していくことが適当である。

3. 音声卸料金の適正性の確保

現在、MVNO は、音声役務について、自社の設備を MNO の設備に接続せずに卸契約による提供を受けており、その料金は、音声接続料ではなく、音声卸料金が適用されている。

MNO は、その音声卸料金について、従量制の料金のみを設定しており、またその設定方法については、利用者料金から割引いて設定する「リテールマイナス」方式により設定しているとしている。例えば、株式会社 NTT ドコモ(以下本章において「NTT ドコモ」という。)は、基本料 1,486 円、通話料 20 円/30 秒の従量制の利用者料金をベースとして、基本料 666 円、通話料 14 円/30 秒の従量制の音声卸料金を 2011 年に設定しており、その後接続料の低廉化や利用者料金の多様化が進んでいるが、音声卸料金の見直しは行われていない(表 2-2-1 参照)。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
2011年	12月「従量制」音声卸料金設定		
2014年	6月「定額制」利用者料金設定 「カケホーダイ」 ・ 2,700円/月で通話無料	4月「従量制」音声卸料金設定 8月「定額制」利用者料金設定 「カケホ」 ・ 2,700円/月で通話無料	7月「定額制」利用者料金設定 「スマ放題」 ・ 2,700円/月で通話無料
2015年	9月「準定額制」利用者料金設定 「カケホーダイライト」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	9月「準定額制」利用者料金設定 「スーパーカケホ」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	9月「準定額制」利用者料金設定 「スマ放題ライト」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒 10月「従量制」音声卸料金設定

※ 各社の利用者料金は、2年契約適用に係る金額を記載。

表 2-2-1 音声卸料金等の設定状況

モバイル検討会では、MVNO から「引き下げる余地があるのではないか」、「準定額・定額プランの設定を希望する」旨の意見が示され、その報告書では、「音声サービスの公正な競争のためには、MVNO が依存する音声の卸役務において、適正な料金設定がなされていることが重要」と指摘されている。

音声卸料金は約 10 年に渡り見直しが行われていない例があるが、その間に、利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えてきているなど変化が生じている。MNO が利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料金が音声卸料金を下回る場合には、音声役務についてMNO とMVNO との間の公正な競争が期待できない。この点に関しては、一部の携帯電話事業者からは見直しの意向が示されているところ、音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要がある。

そのため、まずは現行制度の下で、音声役務を提供する際の実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について、利用者料金から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出した上で、両者の比較を行う等の方法により、検証を行うことが適当である。

具体的には、MNO から、音声料金プランごとの契約者数、音声通話時間、収入等必要なデータの提供を求め、総務省において速やかに検証を行うべきである。

また、MNO は、自社のユーザに対し定額制料金や準定額制料金を設定しているが、MNO がMVNO へ提供する音声卸役務は、従量制料金のみとなっている。この料金設定が、MVNO における定額制料金や準定額制料金の設定を実質的に困難にするものであるか等、MNO とMVNO との間の公正な競争環境の確保の観点から検討が必要である。

4. MVNO による多様なサービス提供の実現(セルラーLPWA の提供)

セルラーLPWA は、低消費電力、ワイドエリアといった特長を有する IoT 向けの通信サービスの提供を可能とする技術であり、電力、ガス、水道等のスマートメーター、各種センサ・機器の維持管理、物流等の M2M(Machine-to-Machine)分野のほか、ウェアラブル、医療ヘルスケア等様々な分野での活用が期待されている。5G による本格的な IoT 時代の到来を控え、4G におけるセルラーLPWA について、MNO とMVNO との間の公正競争が確保され、MVNO に

よって多様なサービスが低廉な料金で提供されることが期待されることである。

一部のMNOは、セルラーLPWAを従来のLTE方式のサービスに比べて低廉な料金でIoT事業者向けに提供している。他方で、データ伝送交換機能について、MNO各社とも、従来のLTE向けの接続料しか設定していないため、MVNOがセルラーLPWAを低廉な料金で柔軟に提供することが困難な状況である(表2-3-2参照)。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
セルラーLPWA専用プランにおける基本料最安値(IoT事業者向け)	150円/回線・月(※1) (2019年4月設定)	40円/回線・月(※2) (2018年1月設定)	10円/回線・月(※3) (2018年4月設定)
データ伝送交換機能における「回線管理機能」の接続料(MVNO向け)	89円/回線・月	82円/回線・月	70円/回線・月

※1：内包データ量200KBの場合。 ※2：契約回線数500万1回線以上、内包データ量10KBの場合。

※3：内包データ量10KB、ソフトバンクのIoTプラットフォーム(初期費用：1万円/契約、月額費用：1万円~/契約)と併用する場合。

表 2-2-2 セルラーLPWAに係る料金・接続料設定状況

セルラーLPWAについて、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MNOだけではなくMVNOによっても多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになるためには、MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAが適正な料金で提供される必要がある。

セルラーLPWAの特性が十分発揮されるネットワーク開放が適正な条件の下で早期に実現するよう確保する方策について、専門家による検討体制により、集中的に議論を行うことが適当である。

5. MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与

MNOによるMVNOへのネットワーク提供の促進については、事業者間の競争促進、利用者利益の保護の観点からだけではなく、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき実施されている①周波数割当てに係る審査、②電波の利用状況調査・評価において、電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点からも進められている。具体的には、次のとおり実施されている。

① 周波数割当てに係る審査

- ・ 周波数割当てに係る審査は、事業者が最低限満たすべき基準(絶対審査基準)を満たした者について、よりよい計画を有する者を評価するために競願時審査を実施。
- ・ 2014年の周波数割当てからMVNOによる特定基地局の利用促進を認定の絶対審査基準としており、MVNOのより一層の促進を図るため、2019年4月10日に実施した5Gの導入のための特定基地局の開設計画の認定に際しては、「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針」(平成31年1月24日総務省告示第24号)において、競願時審査の配点について他の評価項目と比べて重み付けを実施。
- ・ また、特に、L2接続によりMVNOへネットワーク提供を行う具体的な計画がより充実している者を評価。

- ・ さらに、周波数割当ての開設計画に記載した MVNO に関する事項については、次回の周波数割当てにおいて計画の進捗状況等を審査基準として評価する方針を公表。

② 電波の利用状況調査

- ・ 周波数割当て計画の作成・変更や電波の有効利用に資する施策の推進のため、電波が有効利用されているかどうか調査を実施。
- ・ 周波数区分ごとに3年に1度行うこととされていた電波の有効利用調査について、技術革新のスピードが他周波数帯と比べて速い移動通信システム(携帯電話・全国BWA)については、2018年度より毎年実施。
- ・ 調査の中で、無線局の開設計画に加え、周波数の逼迫度(トラヒック)や MVNO 促進の状況等について、周波数別、免許人ごとに調査・評価を実施し、公表。

競争政策の観点のみならず、電波の有効利用の観点からも MVNO に対するネットワーク提供は重要であり、MNO がネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えることが適当である。

MNO による MVNO へのネットワーク提供については、その料金のみならず、MVNO への機能開放の形態やサポート品質、多様かつ多数の者へのネットワーク提供など多様な要素が存在している。また、MVNO に対するネットワーク提供について、将来的な提供計画の内容だけでなく、多様かつ多数の者への MVNO サービス提供の実績についても考慮することが重要である。

周波数割当てに係る審査に当たっては、上記のような多様な要素や提供実績の確認の必要性等を考慮し、多様かつ多数の者へのネットワーク提供が行われているかという観点のみならず、HLR/HSS 連携機能開放等の MVNO へのネットワーク提供の多様性の観点からも実施することが必要である。また、競願時審査における配点の重み付けについては、MVNO に対するネットワーク提供の促進に向けた取組等個々の配点の重み付けを行う趣旨が適切に審査結果に反映されるよう配点のバランスに留意することが必要である。

電波の利用状況調査においては、その評価・公表を行うに当たり、より一層 MVNO へのネットワーク提供に資するよう、継続的な取組が行われているかの検証等、評価・公表方法について引き続き検討を進めて行く必要がある。

6. 第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用

2001 年の電気通信事業法の改正で創設された二種指定制度は、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、特定移動端末設備シェアの大きい MNO が、交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、一定規模を超える特定移動端末設備シェアを有する MNO に接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課すものである。二種指定制度における指定は、電気通信事業法において、当該電気通信事業者が設置する伝送路設備に接続される特定移動端末設備のシェアにより判断されることとされてい

る。その基準値は施行規則において定められており、2001 年の二種指定制度の導入当初は 25%とされ、その後、2011 年 12 月の情報通信審議会答申⁴¹を踏まえ、2012 年6月に 10%に改正された。また、対象となる特定移動端末設備は施行規則で定められており、二種指定制度の導入当初は携帯電話端末のみであったが、2014 年 12 月の情報通信審議会答申⁴²を踏まえ、2016 年3月に BWA(WiMAX2+、AXGP に限る。)端末が追加された。

具体的な第二種指定電気通信設備としては、2002 年2月に NTT ドコモ及び沖縄セルラー電話株式会社の設備が、2005 年 12 月に KDDI 株式会社の設備が、さらに、2012 年 12 月にソフトバンク株式会社の設備が、それぞれ指定されている。その後、全国 BWA 事業者2社(Wireless City Planning 株式会社及び UQ コミュニケーションズ株式会社)の特定移動端末設備のシェアは、指定の基準値である 10%を超える状況になっている。

これらの全国 BWA 事業者の特定移動端末設備は、その大半が「電波利用の連携」の結果によるものである。すなわち、携帯電話事業者において、全国 BWA 事業者の設置する電気通信設備を卸契約により利用することで、自社の電波と全国 BWA 事業者の電波を組み合わせることで、自社のデータ伝送役務を提供しているものであり、一部の携帯電話事業者では、MVNO への役務提供においても電波利用の連携を行っている(図 2-3-2 参照)。この点については、前述の 2014 年 12 月の情報通信審議会答申においても、その検討の前提として指摘されているところである。

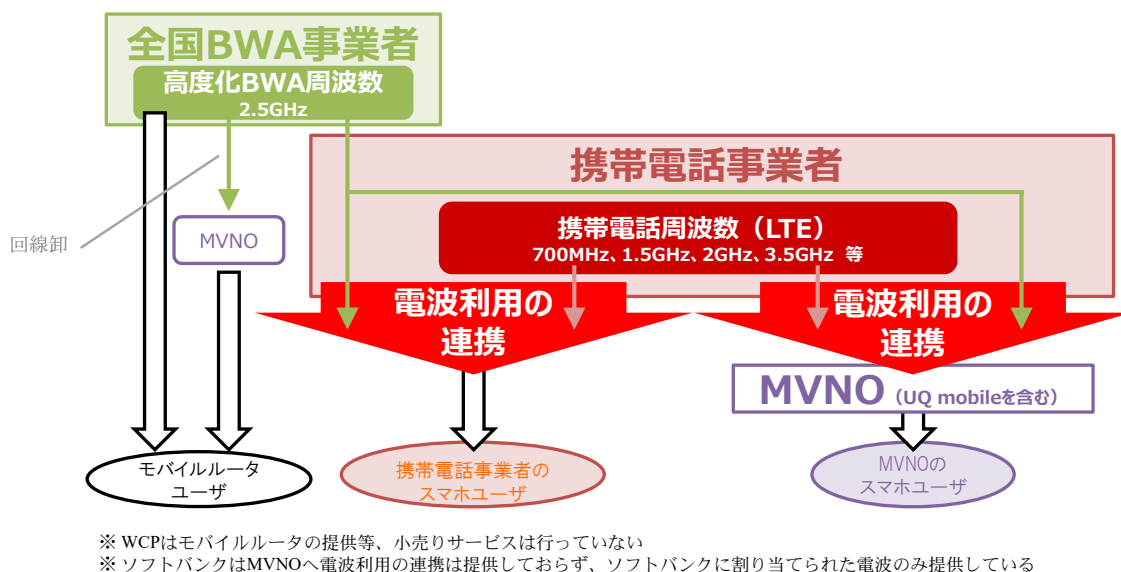


図 2-2-2 携帯電話事業者と全国 BWA 事業者との関係 (イメージ)

全国 BWA 事業者の設置する電気通信設備は、音声伝送役務の提供には利用されていない。また、全国 BWA 事業者の設置する電気通信設備は、基地局設備が中心であり、全国 BWA 事業者がデータ伝送役務を提供するためには、携帯電話事業者が設置するコア網設備

⁴¹ 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(2011 年 12 月 20 日)

⁴² 情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」(2014 年 12 月 18 日)

(中継系交換設備、端末系交換設備、サービス制御局等)を利用することがほぼ必須な状況であって、その場合には、MVNO が L2 接続する際の接続箇所は携帯電話事業者の設置する設備上に設けられることになる。なお、全国 BWA 事業者の設置する基地局設備は、前述のとおり、携帯電話事業者によるデータ伝送役務における電波利用の連携に利用されている(図 2-3-3 参照)。

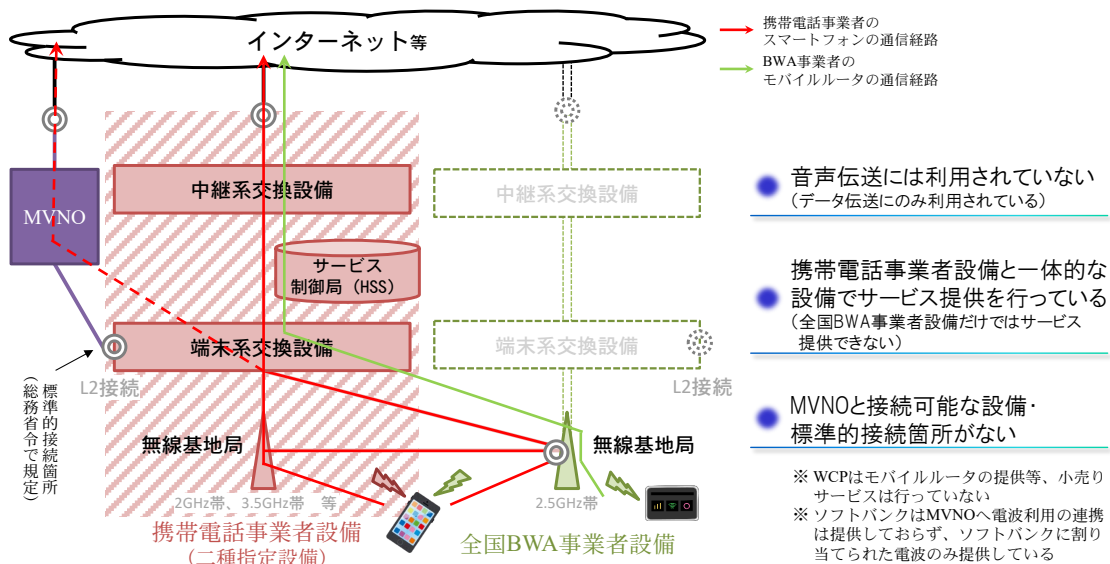


図 2-2-3 全国 BWA 事業者の設置する電気通信設備の状況 (イメージ)

[二種指定制度における特定移動端末設備数のカウント]

- ある事業者の電気通信設備の指定の要否は、その事業者の電波を受け得る特定移動端末設備の数によっているところ、2016年3月の施行規則改正において、特定移動端末設備の範囲に、携帯電話端末と同等性のあるBWA(WiMAX2+、AXGPに限る。)端末が追加された。
- その際、卸元MNOから提供されたサービスを卸先MNOが自社のサービスとセットで提供する場合、卸元のサービス、卸先のサービスのそれぞれについて端末数として1カウントすることと整理されている。

全国 BWA 事業者の設置する電気通信設備の指定について、モバイル検討会では、「MNO によるネットワーク提供について、透明性と MNO と MVNO 間、MNO のネットワークの提供を受ける MVNO 同士の公平性等を確保するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、総務省で、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要である」、「その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要である。そして、不要なアンバンドル(接続料の設定)を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある」と指摘されている。

「交渉上の優位性」に関しては、次のとおり、電波利用の連携の結果であっても、全国 BWA 事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、「交渉上の優位性」を有しているも

のと考えられる。

- ・ 前述の 2011 年 12 月の情報通信審議会答申では、従来の MNO 間の関係に加え、新たに MNO と MVNO との関係について、次のとおり整理している。

① 周波数の割当てについて

「MVNO の事業運営には周波数の割当てを受けた MNO のネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、全ての MNO は MVNO との関係においては交渉上の優位性を持ち得ると考えられる」

② 収益の拡大を図るインセンティブについて

「しかしながら、端末シェアが相当程度低い MNO は、むしろ MVNO に自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合まで MNO が MVNO との関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる」

- ・ 同答申の考え方は、全国 BWA 事業者の端末設備シェアが電波利用の連携の結果一定割合を超える場合においても当てはまる。すなわち次のとおりである。

① 周波数の割当てについて

全国 BWA 事業者も、周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が形成されているモバイル市場においては、MVNO に対する「交渉上の優位性」を持ち得る。

② 収益の拡大を図るインセンティブについて

全国 BWA 事業者は、大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNO への設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない。

これまで端末設備シェアが一定割合を超えた電気通信事業者の設備は速やかに第二種指定電気通信設備として指定されてきており、全国 BWA 事業者の設置する電気通信設備について、特定移動端末設備のシェアが 10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても第二種指定電気通信設備として指定するべきである。総務省において、速やかにそのための手続を開始すべきである。その際、会計整理については、会計システムの準備には一定の期間を要することなどを考慮し、2020 年度から実務上円滑に開始できるように、手続を進めることが適当である。

また、全国 BWA 事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律について、次のような対応を行うことが適当である。総務省においては、関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である。

- ① BWA は、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現在の全国 BWA 事業者は音声伝送を行っていないため、接続約款において音声伝送交換機能

に関する記載を不要とすることとすること(接続機能及び標準的接続箇所の見直し)。

② 全国 BWA 事業者のネットワークは、現状において、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われており、標準的接続箇所及び接続箇所ごとの技術的条件について携帯電話事業者の接続約款を参照する形で規定することを可能とする特例を設けること。

③ ②に加え、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われている場合にあっては、接続料の算定について、携帯電話事業者と全国 BWA 事業者のそれぞれの接続会計を基に、携帯電話事業者が一体的に接続料を算定することを可能とする特例を設けること。

なお、今後 5G の導入等により、更に様々な形態の事業者間連携が登場することも想定される中で、それに伴う多様な交渉上の優位性の発現が想定される。そのような環境の変化も踏まえつつ、事業者間連携が行われる場合における交渉上の優位性など、二種指定制度に関し、事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、第 5 節に記載のとおり、将来的な課題として引き続き検討を行うこととすることが適当である。

第5節 将来的な課題についての検討

モバイル市場は技術の進展が早く、今後も様々な技術の進展やそれに応じた新たなサービスの提供が見込まれる。特に、次世代の移動通信システムである 5G の導入、通信回線の柔軟な選択を可能とする eSIM の普及は、モバイル市場におけるサービス提供に大きな影響を与えるものとなることが想定されるところである。

5G については、更なる通信速度の向上だけでなく、「多数同時接続」や「超低遅延」といった特徴を持っており、我が国では 2019 年のプレサービス開始、2020 年からの本格導入が予定されている。2019 年4月 10 日、総務省において、5G の導入のための特定基地局の開設計画に対して、周波数を指定して認定を行った。

eSIM については、GSMA により IoT/M2M 向け及びコンシューマデバイス向けのそれぞれで標準化が進んでおり、例えば Apple の最新携帯端末である iPhone XR に搭載され、世界 24 カ国の通信回線を eSIM により利用可能な状況となっている。

モバイル市場においては、5G の進展、eSIM の普及等、今後も様々な技術進展やそれに応じた新たなサービスの提供が見込まれており、その中で、予想される様々な動向を見据えつつ、将来生じることが想定される課題に関し、その対応方法や詳細な検討を行うべき時期などについて、現時点で検討しておくことが適当と考えられる。そのため、こうした課題について、中間報告書の取りまとめ以降、議論を深めることとすることが適当である。

【5G の進展に伴う課題例】

- ① 5G 時代における MVNO による柔軟で多様なサービス提供の実現
 - ・ 仮想化、事業者間連携等に対応した MVNO による適切なネットワーク利用形態の実現等
- ② 5G 時代に対応した二種指定制度に係る規律の見直し
 - ・ 仮想化、事業者間連携等に対応した指定対象、指定基準、接続料算定方法等の見直し

- ・ 4G・5G の並存状態に対応した両用端末のカウント方法の扱い、接続料算定方法等の整理
- ・ IoT/M2M 向け端末数の急激な増加に対応した指定基準の在り方の整理 等

【eSIM の普及に伴う課題例】

- ① MVNO による eSIM を活用した柔軟で多様なサービス提供の実現
 - ・ 対応端末へのプロフィール提供の実現(MNO によるリモート SIM プロビジョニング基盤の開放等)
 - ・ 超短期的なサービス等新たなサービスの提供に係る効率的なオンライン契約の実現 等
- ② eSIM に対応した二種指定制度に係る規律の見直し
 - ・ 一つの端末で複数の SIM を柔軟に使い分ける形態等に対応した端末カウント方法の在り方の整理 等

第6節 今後の検討の方向性及び取組状況等

1. 中間答申で示された今後の検討の方向性

本章第1節から第5節までの検討を踏まえ、中間答申においては、今後の検討の方向性として、モバイル研究会において、引き続き、MVNO を含めた事業者間の公正な競争条件を確保する観点から検討を深めるとともに、緊急提言に沿った取組の進捗状況についてのフォローアップ、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)で取り上げられた事項についての実施状況の検証を行うことが適当とした。

2. これまでの取組状況

上記1. に述べた中間答申における今後の検討の方向性を踏まえ、モバイル研究会中間報告書(2019年4月19日)以降、モバイル研究会において、①5G時代におけるネットワーク提供に係る課題についての検討、②2019年改正法の施行に伴う事業者ヒアリング及び評価・検証等についての議論、③モバイル検討会報告書の指摘に係るフォローアップの3点を具体的な検討事項として、検討を実施している。

(1) 5G時代におけるネットワーク提供に係る課題についての検討

MVNO による 5G の円滑な提供開始、eSIM の普及への対応、仮想化の進展等の予想される様々な環境変化を見据えた MNO と MVNO の競争環境の一層の整備に向けた課題について、2019年9月より、次のとおり論点を設定の上、MNO 及び MVNO へのヒアリングを行いつつ、検討を実施している。

- ① MVNO による 5G の円滑な提供開始
 - 5G については、来年春のサービス提供開始が見込まれるところ、MNO と MVNO の公正競争確保の観点から、MVNO においても利用者への提供を円滑に開始できるようにすることが重要。
 - MNO における 5G の利用者への提供予定(提供開始時期、利用者料金設定の考え

方等)、MVNO への開放予定(開放開始時期、設備改修等開放開始までのスケジュール、接続料設定の考え方等)を確認し、課題を抽出の上、適切な対応を促す必要があるのではないか。

② MNO と MVNO の競争環境の一層の整備

- 4G から5G への移行は、LTE 基地局と連携する構成から5G 単独の構成へ段階的に移行することが想定され、それに伴い、ネットワークの仮想化やスライシング導入、クラウド等他者設備利用の拡大、様々な形態の事業者間連携等の環境変化も進展していくことが想定される。
- こうした環境変化の進展とその対応については、「IP ネットワーク設備委員会」「次世代競争ルール検討 WG」において検討が行われているが、二種指定制度における規律の観点からも、アンバンドル機能、接続料の算定方法等、生じ得ることが想定される課題について、現時点で検討しておく点がないか確認する。

③ eSIM の普及への対応

- eSIM については、IoT 向けのみならずスマートフォンにおいても搭載端末が今後増加することが見込まれている。また、海外では既に多くの通信事業者が eSIM に対応したサービスを提供しているところ、日本では MVNO の IIJ が提供しているのみとなっている。
- 今後、例えば、2020 年オリパラ大会等を契機として、訪日外国人が日本国内における通信契約を eSIM により簡便に行うといったニーズが高まることに加え、eSIM による 2 回線目の利用等の新たなニーズが生まれてくるものと考えられる。
- eSIM の普及に伴い、日本国内の MNO においても、eSIM 対応サービスの開始が期待される場所、MNO と MVNO の公正競争の促進及び利用者利便向上の観点から、MVNO が同様のサービスを行うことができるよう、適切な機能開放について、検討を行うことが必要ではないか。

(2) 2019 年改正法に伴う検討

第2部第1章第5節に述べたとおり、2019 年改正法による改正後の電気通信事業法の遵守状況に係る事業者ヒアリング等を通じてフォローアップを行うとともに、改正法施行前後のモバイル市場の状況の確認を消費者 WG とも連携しつつ実施している。

(3) モバイル検討会フォローアップ

MNP 手続の円滑化、SIM ロック解除の着実な実施、中古端末流通促進等、モバイル検討会報告書の指摘を踏まえた各種取組の実施状況について、フォローアップを実施している。特に、SIM ロック解除の着実な実施に関し、SIM ロック解除に係るルールの見直しの方向性について議論した。

3. 最終取りまとめに向けた検討課題等

2020年1月を目途に最終報告書の取りまとめを目指し、引き続き、上記の検討事項について議論を進め、必要な政策等の方向性の具体化を図ることが適当である。

第3章 消費者保護ルールの在り方⁴³

第1節 検討の背景

電気通信サービスはいまや広く国民が利用する、日常生活に不可欠なライフラインとなっており、消費者が安心して電気通信サービスを利用できる環境の確保が求められている。

他方、電気通信分野は、急速に技術革新が進む分野であることから、消費者が利用する様々なサービスの内容や提供主体、契約形態は日々高度化・多様化・複雑化している。さらに、固定系・無線系サービスを問わず、通信速度はいわゆるベストエフォート型とされ、また、無線系サービスは具体的なサービスエリア等について必ずしも個別事例における状況が事前に把握できないという特質がある。

このような状況の下、電気通信サービスを提供する電気通信事業者及び販売代理店と消費者との間には、情報の非対称性、交渉力の格差が生じる傾向にあり、消費者が契約時にサービス内容・品質や契約内容を十分に理解するには一定の限界がある。電気通信サービスが高度化・多様化・複雑化し、かつ消費者の高齢化が進行している現状において、正確な情報を把握し、適切に選択する「インフォームドチョイス」を確保することが一層難しいことなどを踏まえれば、消費者保護ルールの重要性はますます高まっていると言える。

「消費者保護ルールの検証に関するWG」においては、2015年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について、次の3つの視点に立って、検討を行った。

- ・ 契約時の分かりやすい説明等、事業者から消費者に対しリテラシーに応じた適切な情報提供が行われているか
- ・ 実際に利用してみないと品質が分からない電気通信サービスの品質の不確実性という特性を踏まえた消費者保護が十分になされているか
- ・ 利用者のニーズに合ったサービスを選択できる環境が確保されているか

検討に当たっては、有識者、消費者団体、通信事業者、事業者団体、販売代理店等からのヒアリングを行い、議論を深めてきた。

今般、電気通信事業分野における消費者保護ルールを更に充実する観点から取り組むべき事項の全体像を取りまとめた。

第2節 2015年消費者保護ルールの実施状況と評価

1. 消費者保護ルールの概要と実効性の確保に係る取組

電気通信事業法では、新規参入や料金の事前規制を緩和する一方、消費者保護ルールを

⁴³ ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWGにおいて、2019年4月17日に中間報告書が取りまとめられ、公表された(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_03000283.html)。本章は同報告書の概要をまとめた(一部について、時点更新を実施)上で、第4節に今後の検討の方向性及び取組状況等を記載したものである。

充実する等、累次の法改正が行われてきた。2003年にはサービス提供条件の説明義務や苦情等処理義務が導入され(2004年4月施行)、2015年には契約書面交付義務、初期契約解除制度、事業者による販売代理店に対する指導等の措置義務、勧誘に当たっての不実告知等や勧誘継続行為の禁止等の規律が設けられたところである(2016年5月施行)。

新たに導入された消費者保護ルールの実効性を確保するため、2016年5月に策定した「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、2016年9月より、半年に1回程度、苦情相談の分析や、説明義務の履行を確認するための実地調査、行政や各事業者団体の取組状況等を共有し、各主体の改善につなげる「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」(以下本章において「モニタリング会合」という。)を開催している。

モニタリング会合において指摘された要改善事項等については、総務省から対象事業者・事業者団体に対し行政指導を行うとともに、その後の取組状況のフォローアップを実施している。これまでのモニタリング会合の指摘を踏まえた事業者における改善事例としては、利用者に対する月々の総支払額の説明・書面交付、オプションサービスの無料期間終了前の通知、電話勧誘後の後確認の実施等が挙げられる。総務省においても、事業者における改善事例のうちの一部については、その継続的な実施及び調査対象外事業者による実施等の観点から、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインに明記する改定を行った。

また2018年2月には、「MVNO音声通話付きサービスについての苦情相談も少ないとは言えない状況となってきたことから、MVNO音声通話付きサービスを初期契約解除制度の対象とすることが適当」とのモニタリング会合での意見集約を受け、同サービスを初期契約解除制度の対象とする省令・告示の改正を行った(2018年10月施行)。

このほか、最新のサービスの仕組や苦情・相談事例を共有することで消費者トラブルを共同で縮減していくための取組として、国(各地域の総合通信局等)、地域の消費生活センター、電気通信事業者等の関係者が意見交換等を行う電気通信消費者支援連絡会を、全国11ブロックで年に2回程度開催している。

2. 苦情相談件数の推移等

2015年の電気通信事業法改正による消費者保護ルールの導入以降、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)及び総務省に寄せられた電気通信サービスに関する苦情相談件数は減少している。しかしながら、その傾向は緩やかであり、依然として高い水準にある。第5回モニタリング会合(2018年6月28日)における苦情相談分析によると、2017年度の苦情相談件数のサービス別内訳は、FTTHサービス(35.6%)、MNOサービス(25.7%)の順に多く、次いでプロバイダサービス(8.3%)、MVNOサービス(7.0%)が続いている。また、苦情相談の要因となった販路等としては、携帯電話(MNO)についてはキャリアショップや量販店等の「店舗販売」(46.3%:「不明」を除いた場合は83.3%)が、FTTHサービスについては「電話勧誘」(56.3%:「不明」を除いた場合は72.0%)という販売形態が、それぞれ高い比率となっている。(「第2部 第2章 第3節 1. 背景」参照)

これに関し、消費者 WG において構成員から次の意見があった。

- 電気通信サービスの相談自体は減少傾向だが、光卸の販売代理店による電話勧誘の相談は法施行後もあまり減っていない印象。ただし、消費者が意図していなかった契約などについては、初期契約解除や、事業者団体による工事前無償解除のルール化により、契約解除できている事例が多くなっており、一定の法律の効果はあるのかと思う。
- 消費者保護ルールの規定自体は、書面交付、初期契約解除、確認措置による解除等で一定の効果が表れているが、消費者に契約内容を理解してもらうような啓発も必要。
- 自主規制と共同規制の有効性が強調される昨今ではあっても、消費者保護分野においては、法規制が有効に機能する場面があるのは間違いない。しかし規制を守らない者が競争上有利になるため、モニタリングを通じた法執行が絶対に必要。
- モニタリング会合の開催など継続的な検討で改善していくことが必要。
- 消費者法は事業法に含まれるという欧米の考え方にならない、2015 年に電気通信事業法で消費者保護ルールを導入したのは画期的。

3. 消費者保護ルール等の評価

2015 年に導入された消費者保護ルールについては、その後のモニタリングの取組も含めて、以下のような点で、消費者保護の水準を高める一定の効果があったと認められる。

- ・ 2015 年まで増加を続けていた電気通信サービスに関する苦情相談件数は、制度導入以降、減少傾向に転じている。
- ・ 消費者が意図していなかった契約等について、初期契約解除（又は確認措置による解除）を行うことが可能となった。制度導入直後は、不適切な運用を行う事業者も見受けられたが、その後、運用が改善されており、権利行使を行う消費者の割合の推移を踏まえれば、制度が着実に定着・実施されつつあると考えられる。
- ・ 2016 年度と 2017 年度に行われた MNO の実地調査の結果⁴⁴において、法令に基づく個別の説明事項が適切に説明された比率を年度で比較すると、説明がされた比率が全体として改善している。2017 年度と 2018 年度に行われた MVNO の実地調査の結果⁴⁵を年度で比較しても、同様に全体として改善しており、消費者が契約時に適切に情報提供を受けられるための環境整備が徐々に整いつつあると考えられる。

一方で、苦情相談件数は減少傾向に転じたものの、FTTH の電話勧誘に関する相談や、携帯電話の店舗を要因とする苦情など、販売代理店に係る苦情は依然として高い水準にあるため、モニタリング会合でも取り上げられているように、料金プランの分かりにくさへの対応や、電話勧誘適正化等について、緊急提言や「第 3 節 個別の論点」に掲げたような更なる取組が必要である。

⁴⁴ 第3回モニタリング会合(2017年6月22日)及び第5回モニタリング会合(2018年6月28日)。

⁴⁵ 第4回モニタリング会合(2018年2月16日)及び第6回モニタリング会合(2019年2月1日)。

また、以上の評価を踏まえると、今後の方向性としては、消費者保護ルールとその履行を担保するモニタリングの実施という枠組みは今後も維持しつつ、苦情相談等で明らかになった課題を踏まえ、事業者の取組や制度面を改善していくというアプローチで考えていくことが重要である。その際、緊急提言を踏まえて行われた電気通信事業法の改正後の市場環境の変化も踏まえ、モニタリングの実施・評価を行っていくことが適当である。

第3節 個別の論点

1. 携帯電話の料金プランの理解促進のための取組

(1) 拘束期間全体での総額表示

① 現状

2017年2月の第2回モニタリング会合において、MNO3社に対し、「総支払額(初期費用及び毎月等の支払いのそれぞれの合計金額)の見込みも明示し、これを記載した説明書面等を交付する運用を基本とするよう検討すべき」との指摘を行った。これを受けて2018年2月までに、MNO3社全てが、説明書面や料金シミュレータ(タブレット画面)の使用・印刷等によって、初期費用の総支払額及び月ごとの総支払額を明示し、書面交付する措置を開始している。

しかし、2年間の期間拘束のある料金プランについて、一定の条件の下で最初の1年間だけ等の限られた期間のみ割引が行われる中で、月ごとの支払額を提示するだけでは、利用者が適切に拘束期間全体での自らの支払額を把握することが難しいのではないかと指摘もある。公正取引委員会調査(2018年6月)⁴⁶では、「MNOと契約した場合の一定期間の費用総額のイメージを持ってないまま、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて、本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性がある」ことから、「MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい」と指摘している。

② 主な意見

これに関し、消費者WGにおいて構成員から次の意見があった。

- 2年間の期間拘束を行っているにもかかわらず、1年目だけに適用される割引を設定した上で、1年目の月額料金を前面に出した広告が行われており、消費者が惑わされている。期間拘束を行う場合には、一定期間の定期契約であることを明示するとともに、その期間での料金を利用者に示すべきではないか。
- 初月の料金の安さを利用者に訴求するが、利用者は先々のことまで把握していないので、単月の金額を表示する場合には、拘束期間とその期間の総額を表示してもらった方が良いのではないか。
- 総額表示に賛成。ただし、緊急提言を受けて、端末の提供方法が今後変更・多様化

⁴⁶ 脚注 40 参照。

していくことが想定されるため、従来はなかった端末の提供方法が出てきた場合にどのように表示すべきかについても検討いただきたい。

③ 取組の方向性

料金プランが複雑化してきている中で、利用者が支払額を正確に理解し、必要に応じて比較検討を行うことが難しくなっている。特に、期間拘束契約が行われている中で、拘束期間よりも短い期間に限って適用される割引が提供され、その割引が適用された月の支払額を利用者に訴求することも行われており、結果として、利用者による支払額の正確な理解や比較検討にかかる手間が増大し、正確な理解や比較検討が行いづらくなっている。

このような状況を踏まえると、少なくとも期間拘束のある契約については、利用者が拘束期間全体にわたる負担の総額を正確に理解し、比較検討できるようにすることが、利用者による自らのニーズに応じたサービス選択の確保及びそれを通じた公正競争の促進のために重要である。そのため、携帯電話事業者においては、期間拘束を伴う料金プランについては、単月の支払額のみでなく、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安をあわせて示すことが適当である⁴⁷。これは契約更新の際も同様である。

その際、提示すべき場面については、携帯電話事業者において、契約前の提供条件の概要の説明の際に行うとともに、利用者が料金プランを選択する際に参考とできるよう、各社のウェブサイトにおいて確認することを可能とすることが適当である。また、提示すべき内容については、従量制の料金部分がある場合には、複数の典型的に想定される利用方法ごとの目安を示すことや、ウェブサイトにおいて、利用者が条件を入力して確認することが可能な料金シミュレーションにおいて提示することなど、利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適当である。

以上のような支払総額の目安の表示を、緊急提言を踏まえた 2019 年改正法の施行の時点で実現するため、総務省においては、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正を含め、速やかに必要な措置を講ずることが適当である。

(2) 利用実態に応じた料金プランへの見直し推進

① 現状

現行の消費者保護ルールにおける説明義務、書面交付義務、初期契約解除制度等は、主に契約締結時や契約初期における電気通信事業者や販売代理店の行為を規律対象としているが、携帯電話(MNO 及び MVNO)サービスに対する利用者からの苦情を発生時期別に分類すると、「利用中(※書面交付(到着)後9日目以降)」の苦情が最も多く、MNO サービスの利用中の苦情相談を項目・観点別に見ると、通信料金に関する苦情が多い。

MNO 各社は、これまでにライトユーザやヘビーユーザ向けの新たな料金プランや、端末購入に伴う通信料金からの割引の適用を受けない利用者向けの安価な料金プランなどを導入してきており、多様な料金プランの提供が進んでいる。

⁴⁷ 「第3章モバイル市場の競争環境の確保の在り方 第3節利用者料金に関する事項 1.利用者の理解促進」(59 ページ)参照。

他方、利用者が契約しているデータ通信料金プランの分布と実際のデータ通信量の分布を見ると、スマートフォンのデータ通信量について、実際の使用量は約半数のユーザで2GB未滿だが、1GB や2GB のプランを契約しているユーザは2割程度にとどまっているなど、利用実態と契約プランとの間で乖離が生じている(2018年6月末時点)。総務省は、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)にてこの課題を指摘し、2018年6月、MNO3社に対し、2019年3月末までに次の措置を講ずるよう行政指導を実施している。

- ・ データ使用量と契約している料金プランに乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プランの例を案内すること。
- ・ 契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実させる等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施すること。

MNO 各社は利用中の利用者への適切な料金プランの案内について、以下のような取組を実施又は実施予定としている。

- ・ 利用実態に基づくおすすめプランのサイト上での表示を実施。
- ・ データ利用量に応じて段階的な料金が適用となる料金プランを提供。
- ・ 利用者の料金プランへの理解促進のため、店頭にて「料金相談フェア」を開催。

また、利用中の情報提供の事例としてMNO 各社から、データ利用料や請求金額のオンライン・アプリ上での確認やチャットでの相談受付の実施を行っているという取組事例の紹介があった。

② 主な意見

これに関し、消費者WGにおいて構成員から次の意見があった。

- 料金プランの乖離を定期的に見直そうという運動ができないか。MNO 各社は料金プランの見直し案内を積極的に周知すべき。
- 利用期間中でも、使い方や料金プランの変更などが相談できる体制作りをすべき。
- かなり多くの方が利用実態に合わない高い料金のまま契約をし続けているという実態はあると思う。企業のお知らせは、新しいサービスの勧誘だと受け止められて、利用者がショップに出向かないということもあるため、お知らせの方法については、「あなたの場合はこうだ」といったところまで知らせる方法は必要。
- 月々の料金支払額について、契約時にグラフ化したものを紙で渡されても、なくしてしまう場合もあるので、利用中に Web 等で簡単に確認できる仕組みを作っていただけるとありがたい。
- 事業者は情報提供していると言うが、利用者の方に伝わってこないというすれ違い感をもう少し分析する必要。新しい勧誘だと思って見なかったり、自分に関係ないと思って見なかったりなど、原因はいろいろ考えられる。

- 利用中に Web やアプリでいつでも確認できるようにすることは今後重要。リテラシーの問題でアナログの対応も必要ではあるが、できる限りデジタルの手段で実現されることが望ましい。
- 自動更新の通知など、SMS やメールで来ていても一切見ていない、気づいていない人たちがいることを忘れてはいけない。
- 利用中の料金プランの見直しなど、販売代理店が行う契約中の契約者に対するさまざまなサービスについても、キャリアが評価の対象にしていくというように体制が変わらないと解決していかない。保険業界が保険の代理店の評価のやり方を変えたように、キャリアが自発的に変えていただく必要があるのではないか。
- 不必要に高いプランのままの利用者がたくさんいる実態というのを踏まえて、場合によっては、本人が現在のプランにとどまりたいという積極的な意思を示さない限りおすすめプランのほうに切り替えるということを考えてもいいのではないか。
- 期間拘束でユーザを囲い込んでいる以上、事業者は契約中のユーザに対して配慮すべき相当重い責務がある。

③ 取組の方向性

各社の料金プラン改定により、データ使用量が少ない利用者向けのプランは提供されるようになってきている。しかし、利用実績に照らせばこれらの新しいプランに移行した方が有利であるにもかかわらず、従来のプランに留まったままである利用者が一定数存在する。利用者の利用実態と契約プランとの間の乖離の状況については、総務省で継続的にモニターし、改善が見られないようであれば、これら利用者に料金プランの見直しを促すため、携帯電話事業者に更なる取組を求めていくことが適当である。

料金プランを自ら見直す意思があり、かつ Web 上で自身の利用実績を確認することのできる利用者については、現状 MNO 各社が提供する料金シミュレータ等を用いて適切なプランを選択することが一定程度可能になっていると考えられる。一方で、料金プランを定期的に見直すという意識が薄く、Web 上での利用実績の確認等を行うことが困難である利用者については、それら利用者に届く情報伝達手段により、事業者側からより能動的な料金プランの見直しの案内を行うことが適当である。

特に、緊急提言を受け、2019 年度には携帯電話事業者において大幅な料金プランの見直しが行われることが見込まれる。携帯電話各社は、新しい料金プランとこれまでの料金プランとの相違を利用者に丁寧に説明することが必要であるほか、新プランに移行することで恩恵を得られるにもかかわらず、そのことを十分に認識せずに自動更新によって従来プランを使い続ける利用者が多数出ることのないよう、既存契約者に対してもさまざまな周知手段を用いて、プラン切替えについての周知を徹底することが適当である。

2. 携帯電話ショップでの手続時間等の長さへの対応

① 現状

携帯電話販売代理店での待ち時間・契約手続時間が長いことにより、消費者・販売代理店双方の負担が発生していることがモニタリング会合や報道で指摘されている。

MNO3社において自社の新規契約時の待ち時間及び手続時間を調査したところ、各社とも待ち時間は概ね 10～40 分程度、手続に 80～100 分程度かかるとしている(調査時期: 2018 年5月～10 月)⁴⁸。

待ち時間の短縮については、来店予約の拡大(MNO3社)、来店せずに手続可能なオンラインショップの強化などで対応を行う方向性を示している。

手続時間の短縮については、MNO 各社は、次のような既存のまたは今後行う取組を通じて手続時間を短縮する方向性を示している。

- ・ 待ち時間等にパンフレットやタブレット等で説明事項等を表示し、接客時に説明を省略して良い事項を利用者に選択してもらうことにより、説明時間を削減
- ・ 初期設定の専用スタッフの配置
- ・ 利用者の行う設定作業や基本操作説明について、サポートツールを用意
- ・ 料金プランの理解度向上のためシミュレータを活用
- ・ ICTソリューションの活用により、店頭オペレーションのセルフ化・自動化や更なる効率化を推進

② 主な意見

これに関し、消費者 WG において構成員から次の意見があった。

- ショップの待ち時間が長く、説明時間も長いので短縮すべき。
- 携帯電話の料金プランが複雑で分かりにくくなっていることが問題。結果的にキャリアのショップにおいて説明時間の長時間化を生んでいる。
- たくさんの商材を売らなければならないことが接客時間の長時間化につながっている。
- 手続時間短縮のため説明義務の履行の仕方の合理化は検討してよい。同時に、きちんと説明したことの記録を残すことも必要。
- 契約時間の短縮に関して、発表にあった待ち時間の活用のような取組は、今後アンケート等で利用者の評価を収集・展開し、良いものについては他のキャリアにも展開いただきたい。
- 来店予約などの事業者の取組が利用者に知られていないことが問題。またショップに行かなくてもできる手続を増やし、待ち時間を短縮してほしい。
- スマートフォンの使い方を教えてほしい、機種変更時のデータ移行を代行してほしいなどの依頼が日常的にショップに寄せられており、ショップ側では顧客の満足度向上

⁴⁸ 第2回電気通信事業者協会発表資料。

のためやむなく受けているが、負担も大きい。通信事業者や販売代理店が義務として行う部分とそこから先のサービスに当たる部分の役割分担、費用分担の線引きの作業が必要。

③ 取組の方向性

待ち時間、手続時間の短縮に向けた MNO 各社の取組については、構成員から概ね賛同の意見が示されたところ、今後、消費者 WG で、各社の取組による待ち時間・手続時間の削減の効果、利用者の反応、有効であった方策等について、MNO 各社から報告を受け、検証を行い、ベストプラクティスの共有を行うことが適当である。また、MNO 各社が既に取り入れている取組であっても、利用者の認知があまり進んでいない取組については、認知向上に向けた方策もあわせて検討することが適当である。

また、緊急提言で述べた今後の MNO において実現することが期待されるシンプルで分かりやすい料金プランが手続時間や利用者の理解度に与える影響についても検証することが適当である。

一方で、料金その他の提供条件の概要や青少年フィルタリングの必要性についての説明義務や、通信役務提供契約とセットで販売される携帯電話端末についての青少年フィルタリングの有効化措置義務の履行は必須であることから、その確認のため、モニタリング会合で実施している、窓口における実地調査については、制度改正や苦情相談の状況を踏まえつつ、今後も実施・検証し、事業者の取組の改善を促していくことが適当である。

また、説明時間の短縮のためには、利用者側の方でも、アカウント設定等の一般的な ICT サービス利用のリテラシーを備えることが有効であると考えられるところ、各関係者が利用者のリテラシー向上方策を推進することも重要である。特に、高齢者のリテラシー向上方策について、引き続き検討していくことが適当である。

3. 広告表示の適正化に向けた対応

① 現状

販売代理店の店頭広告、テレビ CM や Web 広告などにおいて、一部の利用者にはしか適用されない安価な料金プラン(条件付最安値)を強調した広告が行われており問題との指摘がある。特に、MNO の販売代理店においては、「端末実質0円」、高額のキャッシュバック等を訴求する店頭広告表示が行われているとの指摘がある。

消費者庁は、2018 年 11 月に、携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。)上の考え方等を公表した⁴⁹。

電気通信サービス向上推進協議会では、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」を策定し、通信サービス特有の広告表示について、実例を交えて規

⁴⁹ 消費者庁「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等の公表について」(2018 年 11 月 13 日報道発表)。

定している。当該自主基準及びガイドラインは、問題となった広告表示など、その時々課題に沿って改訂を実施してきている(最終改訂 2018 年1月)。

また、同協議会では、電気通信4団体⁵⁰参加社の全国向けテレビ広告・新聞広告について、全件を四半期に一度、自主基準及びガイドラインに沿って問題がないかを事後的に審査する取組を実施している。審査後、問題あり等の指摘を受けた広告については、事業者へのフィードバックを行うとともに、指摘内容を事業者名・サービス名を伏せた形で同協議会ホームページに公表している。なお、店頭広告や、近年テレビに並ぶ有力な広告媒体となっている Web 広告については、情報量の多さ等から、現状では同協議会による審査の対象とはなっていない。

② 主な意見

これに関し、消費者 WG において構成員から次の意見があった。

- 利用者に伝わる広告表示とし、誤認を与える表示をやめるべき。
- 広告表示の改善は自主的取組の中で実行していただくのが良い。
- 「この広告は自社の信頼を損なうことがないだろうか」というような基準で自主的にしっかりとチェックする必要がある。
- 店頭広告に関しては、まず自主的に取り組んでいただくのが一番良い。景品表示法の考え方では、受け手がどう感じるかが大事であり、その観点で問題のあるものは指摘できるような運用にできたら良い。誤認させる広告がある今の状態は改善が必要。
- Web や店頭広告のチェックは、キャリアの各支店担当のルート、ラウンダーと呼ばれる担当者がチェックするべき。その後、問題のある広告の数が少なくなってきた段階で、微妙な表現などについて、アドバイザリー委員会等でその基準の検討をするようにすべき。
- 現在の事業者団体の自主基準に基づくチェック体制では、文字サイズなど明確に問題ありと線引きできる広告しかチェックできていない。テレビ CM や新聞広告に限っても良いので、消費者目線の業界の新たなガイドラインを作るべき。
- 料金プランそのものがもっとシンプルになれば、苦勞して打消し表示を見やすくしなくてもよくなるのではないか。それは規制ではなく自主的努力で対応すべき。

③ 事業者及び事業者団体の今後の取組

携帯電話事業者では、広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組として、キャリアショップの広告表示に関し、次のとおり、新たな取組を行う予定としている。

- ・ 事前チェックの取組として、2018 年 12 月から、店頭掲示物について、原則として携

⁵⁰ 一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の4団体。

帯電話事業者の指定する様式に限定する(指定外の広告については、従前より実施している事前チェックを徹底する)とともに、SNSについて、端末売価訴求及び還元訴求を不可とする等の事前のルールを定める(実施済)。

- ・ 事後チェックの取組として、2019 年度上期中に、店頭掲示物及びチラシについて、電気通信事業者による自主的な調査を行い、不適切事例の是正及び再発防止を図るとともに、その結果について、業界団体(電気通信サービス向上推進協議会を想定)へ報告する。

また、電気通信サービス向上推進協議会では、今後、広告表示適正化のために、次のとおり、新たな取組を行う予定としている。

- ・ 現在実施している全国向けテレビ広告及び新聞広告の事後的な審査の取組について、新たに消費者目線での確認を行う体制を整備し、2019 年8月から運用開始する。
- ・ 次の課題に関し、2019 年6月までに自主基準等の改訂の可否を検討し、改訂を要する場合には、2019 年中に改訂し、運用を開始する。
 - ・ キャッシュバックなどに関する注記の在り方など店頭における広告表示に関する課題
 - ・ 料金の安さが殊更に強調され、制約条件が分かりづらいことなど条件付最安値表示に関する課題
 - ・ 強調表示と注釈表示との近接性などのウェブ広告での課題
- ・ 携帯電話事業者における販売代理店の店頭での広告表示に関する事後的な確認の取組について、その結果の報告を受け、適切に機能しているか外部から監査する。

④ 取組の方向性

利用者は、広告表示の内容にかかわらず、店舗などで具体的な条件等を確認することが可能であり、また、契約の締結等の前に提供条件の概要の説明を受けることになっているが、実際には、広告により一定の選択を行った上で店舗などでの説明を受けているため、より有利な選択肢があったとしても事前段階で排除されてしまうという問題が起こっている可能性がある。一方で、広告については、商業的なものではあるものの、電気通信事業者や販売代理店による表現行為であり、その内容についての規制は、最小限であることが望ましい。

これらを踏まえ、電気通信事業者等の関係者において、景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましい。

店頭での広告表示に関しては、携帯電話事業者や販売代理店において、消費者 WG での議論や消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を自主的に進めることが望ましい。携帯電話事業者にあつては、販売代理店に対する指導を適切に実施することが求められる。

この点については、前述のとおり、各携帯電話事業者や電気通信サービス向上推進協議会において広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組を行う予定であることから、そ

これらの取組の着実な実施が期待されるところであり、その実施状況等について注視していくことが適当である。

なお、この取組は、キャリアショップにおける広告表示のみを対象とするものであるが、各携帯電話事業者においては、併売店や量販店における広告表示の適正化に関し、更なる自主的な取組の実施について検討することが望ましい。

また、電気通信サービス向上推進協議会においては、現行の自主基準等について、その見直しの要否も含め検討することが望ましい。

テレビ CM に関しては、「条件付最安値を強調した広告が行われており問題である」、「現在の事業者団体の自主基準に基づくチェック体制では、文字サイズなど明確に問題ありと線引きできる広告しかチェックできていない」等の指摘があることを踏まえ、電気通信サービス向上推進協議会において、条件付最安値を強調したテレビ CM の内容が表示全体として利用者にどのように伝わっているのかという観点や、消費者庁の近年の調査等⁵¹を踏まえた動画広告における打消し表示についての留意点も考慮しつつ、現行の自主基準等の内容及びその運用について、見直しの要否も含め、検討することが望ましい。

この点については、前述のとおり、電気通信サービス向上推進協議会において、新たに消費者目線での確認を行う体制を設ける等の取組を実施することとしていることから、それらの実施状況等について注視していくことが適当である。

また、Web 広告(動画広告を含む)に関しても、電気通信サービス向上推進協議会において、消費者庁の近年の打消し表示に関する調査等⁵²も参照しつつ、現行の自主基準等の内容及びその運用について、見直しの要否も含め検討することが望ましい。

4. 不適切な営業を行う販売代理店等への対策

① 現状

携帯電話については、「通信容量が大きな料金プランを勧められ契約したが、不要なものだった」、「スマートフォンを契約したら、不要なタブレット等の付属品とのセット契約だった」等の消費者のニーズに合わないサービス・商品の販売が行われたことによる苦情が引き続きみられる。また、「端末実質0円」、高額のカッシュバック等を訴求する販売が行われているとの指摘がある。

FTTH については、二次、三次の販売代理店の営業活動に対して、事業者による指導が十分に行き届いていないケースがある。総務省の苦情分析によれば、2017 年度においても、FTTH の電話勧誘において、勧誘主体や勧誘目的について利用者に誤解を与えるような勧誘が行われているとの苦情が多く寄せられる状況となっている。

総務省は、現在は、一定規模以上の電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTH サービス

⁵¹ 消費者庁「打消し表示に関する実態調査報告書」(2017 年 7 月)、「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」(2018 年 5 月)、「広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書」(2018 年 6 月)、及び「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点(実態調査報告書のまとめ)」(2018 年 6 月)。

⁵² 脚注 51 参照。

ス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの報告により、一部の販売代理店については存在を把握しているが、その他の電気通信事業者から業務委託を受けた販売代理店については通常は把握しておらず、現在、消費者保護規律の対象となる販売代理店がどの程度存在するのか等、全体像を把握できているとは言い難い状況にある。

携帯電話(MNO)の販売代理店においては、消費者利益の確保に向けた自主的な取組として、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会による「あんしんショップ認定制度」が全国的に展開されており、2019年1月末時点で認定ショップ5,404店(全キャリアショップの67%)の規模となっている。「あんしんショップ」加盟店舗においては、消費者保護ルールの法令遵守を宣言し、定期的なスタッフの研修を行う等、消費者保護の意識を高めるための取組が行われている。

光コラボサービスの事業者・販売代理店については、一般社団法人テレコムサービス協会による「重要事項説明のポイントとトーク集」(光卸を利用したFTTHサービスの電話勧誘時の説明話法に係るマニュアル)が策定されている。

このように、それぞれの業界団体において独自に苦情相談の改善につながる取組が進められている。しかしながら、その浸透度合いは現状十分とは言えず、今後、これらの販売代理店への一層の普及・浸透が課題となっている。

② 主な意見

これに関し、消費者WGにおいて構成員から次の意見があった。

(FTTH・携帯電話等共通)

- 固定・移動ともに卸先の事業者や、その一次代理店、二次代理店等に関する相談も多くなっており、どこが指導・監督するのかよく分からなくなっている状況。販売代理店について、指導・監督すべき電気通信事業者を明確にし、電気通信事業者は販売代理店の監督義務をしっかりと果たすべき。
- 販売代理店の監督が課題であり、自主規制を守らないアウトサイダーをどのように規制するか検討すべき。
- 業界での「自主規制」は事業者による苦情の多い販売代理店への指導や契約解除のようなところまで行って初めて「自主規制」として機能するものであり、先駆的な団体の取組も見習ってPDCAを徹底すべき。
- 販売代理店が最低限これだけやっておけばよいという姿勢でなく、顧客によりよいサービスを提供していくように、事業者が販売代理店との関係において、インセンティブの設計も含めて、責任を持って全体を回す仕組みを考えていただきたい。

(携帯電話サービス関係)

- 販売代理店に不適切な営業をさせているのは事業者である。過度な目標設定があり、それを達成するために無理な販売をする販売代理店がいる。獲得した数だけではなく、その回線をどうやって獲得したかのプロセスの質についても、更には、取っただけでな

く、その後ちゃんと使われているのか利用率などまで含めて、しっかりと販売代理店を管理・評価すべき。

- 一般消費者には、高額なキャッシュバック自体が不信感を与える販売方法と捉えられているため、適正で公正な販売となるよう業界全体として取り組んでいくべき。
- キャッシュバック等の特典について、期間が過ぎて受け取れなかった等の相談事例があるが、消費者は契約条件の一部として認識しているため、特典が受け取れないことがあるのは問題。確実に特典を受け取れるようにすべき。

(FTTH サービス(光コラボサービス含む)関係)

- 電話勧誘販売で光の契約内容を理解するというのは難しい。勧誘時に、後から送られてくる契約書面で契約内容を確認すべきこと等も説明し、後確認が実効性のある内容となるよう対応願いたい。
- 光回線・光卸の苦情の多くは販売代理店による勧誘によるものであり、電気通信事業者が販売代理店の監督をすべき。
- 光回線とケーブルテレビの契約については、期間拘束があることがあまり認識されていない相談事例も存在。契約時に十分な説明が必要ということに加え、そもそも固定回線についても、長期間の期間拘束は自由な選択の阻害要因となるため、再考いただきたい。

③ 取組の方向性

販売代理店が顧客へのより良いサービス提供を競い合うような「質の競争」が行われるようにする観点からも、事業者による販売代理店の指導措置をより適切・実効性のあるものとする必要がある。例えば、販売代理店における、適合性原則に則った丁寧な説明や、青少年フィルタリングの設定(有効化措置)・説明等については、法令に基づく事務であることから、より着実な遂行に向け、販売代理店へのインセンティブ(動機付け)の設計等も含め、事業者がより責任をもって対応することが適当である。

また、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会は、販売代理店の業務適正化に向け、あんしんショップ認定制度を設け運用しているが、今後さらに高齢者対応等に係るスタッフ研修の充実や、あんしんショップの認定率向上などの活動を強化していくことが期待されていることから、同協会に対する携帯電話事業者(MNO)における一層の活動支援及び総務省における協力強化を推進していくことが望ましい。

さらに、一般社団法人テレコムサービス協会については、同協会策定のマニュアルの事業者及び販売代理店への一層の普及・浸透等に取り組むことが期待されていることから、関係事業者及び総務省が引き続きその活動を支援していくことが望ましい。

総務省においては、販売代理店の業務の適正性の確保等を含む緊急提言を踏まえた法

改正等の作業を速やかに進めるとともに⁵³、これら業界団体による販売代理店の営業適正化の取組について引き続き団体との意見交換やフォローアップを行い、取組の成果をWGやモニタリング会合の場で報告し検証を行っていくことが適当である。

5. 高齢者のトラブルへの対応

① 現状

高齢者の電気通信サービスの利用に関しては、光コラボサービスや携帯電話の契約に係る苦情相談が全国の消費生活センター等において多く発生しており、中でも60歳以上のトラブルの割合が増加している。

独立行政法人国民生活センターでは、光コラボサービスについては、光回線の乗換えを勧める電話勧誘に関し、別事業者との契約になることを気づかずに契約を結んでしまったというトラブルが高齢者に多く見られることを、携帯電話については、「販売代理店でスマートフォン、タブレット等を勧められるまま契約してしまったが使いこなせないため解約したい」、「必要以上のデータ量のプランを契約させられた」等のトラブルが多く発生していることを、それぞれ消費者に対して注意喚起している⁵⁴。

また、総務省の苦情相談分析によれば、高齢者はその利用実態と比して、苦情相談の発生頻度が高いという傾向も示されている。

② 主な意見

これに関し、消費者WGにおいて構成員から次の意見があった。

- 高齢者でスマートフォン等を使いたいという人も多いので、事業者の方で機器のお試しや使い方の講習会といった機会を増やしてほしい。
- ある事業者で、高齢者のスマートフォンの契約に関して、契約申込み後に改めて事業者から意思確認を行い、高齢者から「望まない契約になっている」との申告があった場合には、端末も含めて無料キャンセルを受け付けているとの説明があった。そのような対応が必要なケースも多いと想定されるので、ぜひ続けてほしい。
- 高齢者のスマートフォン利用やその契約に関するリテラシーの向上も重要。地元の福祉施設やキャリアショップ、コミュニティカフェなどで無料のスマホ講座を開催している。
- FTTHの電話勧誘に関して、電話で契約が成立することを認知していない人が高齢者に限らず多く、注意喚起が必要。

③ 取組の方向性

高齢者を対象とした契約については、各電気通信事業者や事業者団体等において、より丁寧な説明や契約意思の再確認の徹底といった取組が進められているものの、苦情相談件

⁵³ 緊急提言を受け、電気通信事業法の一部を改正する法律案が2019年3月に第198回国会に提出され、同年5月10日に成立している。

⁵⁴ 「光回線サービスの卸売に関する勧誘トラブルにご注意！第2弾」(2018年7月26日 国民生活センター報道発表資料)、「セット契約やスマートフォンの使い方などの携帯電話のトラブル」(2018年9月13日 国民生活センター報道発表資料)。

数に占める高齢者の割合は依然として高い状況にある。特に、電話勧誘においては契約意思の有無に関して、勧誘する側と利用者(高齢者)側との間で認識に齟齬が生じるケースが多い。

このため、契約締結に際しては、次のような取組により、勧誘する側からの十分な情報提供や、利用者(高齢者)側の理解促進・意向確認をより一層徹底するとともに、高齢者のICT及び契約に係るリテラシー向上を図ることで、高齢者の合理的な選択を確保していくことが重要である。その際、電気通信事業者及び販売代理店においては、高齢者の中には多様な方がいること、年齢とともに認知能力の衰えという制約を抱える方も多くなる傾向にあることについて、配慮することも肝要である。

これらの取組や関係者の努力を通じ、高齢者という消費者が安心してネット社会に参画できるようにしていく必要がある。

- ・ 高齢者に対する十分な情報提供や意向確認の徹底

携帯電話については、高齢者向け説明ツールの使用、80歳以上の高齢者に対する契約時の家族同伴等の推奨といった取組を、引き続き推進することが望ましい。その上で、高齢者から「望まない契約になっている」との申告があった場合には、柔軟な対応を行うことについても引き続き検討することが望ましい。

FTTHについては、事業者団体において、高齢者に対する十分な情報提供や意向確認の話法について定めた既存の高齢者向けの対応マニュアルに関し、現場での活用・浸透をより一層徹底する方策を検討することが適当である。

- ・ 高齢者のリテラシー向上(事業者・事業者団体の取組)

スマートフォンの高齢者層への普及が今後も進むことが予想されることから、電気通信事業者や販売代理店、事業者団体等においては、スマホ教室の拡充・契約前のスマホ無料貸出体験といった取組等を一層推進していくことが適当である。

FTTHの電話勧誘に関して、電気通信サービスの契約が電話により成立することが十分に知られておらず、トラブルにつながっているとの指摘もあることから、事業者団体や総務省において、啓発の方策を検討していくことが適当である。

- ・ 高齢者のリテラシー向上(地域における取組)

高齢者のリテラシー向上に関しては、事業者側だけでなく、地域レベルでの取組が一部で進められているところである。今後、こうした取組が広く展開されていくよう業界団体等による取組への支援など、国、事業者、地域の連携を推進していくことが適当である。

なお、その際には、総務省の有識者会議⁵⁵において提案された「デジタル活用支援員」など、高齢者等が住居から地理的に近い場所で、心理的に身近な人から学ぶことができるような仕組みも活用していくことが望ましい。

⁵⁵ 総務省デジタル活用共生社会実現会議 ICT 地域コミュニティ創造部会(2018年12月27日～2019年3月18日)。

6. 法人契約者のトラブルへの対応

① 現状

現行の消費者保護ルールでは、法人契約者は、「不実告知等の禁止」、「事業の休廃止に関する周知義務」等の消費者保護規律の対象となるものの、交渉力及び情報量の面から個人契約者とはその性質が異なると考えられることから、「提供条件の説明義務」、「書面交付義務」、「初期契約解除制度」、「勧誘継続行為の禁止」といった消費者保護規律の対象外となっている。

しかしながらその一方で、総務省電気通信消費者相談センターに寄せられた法人(個人事業主を含む)からの苦情相談件数(2018年4月～11月分)は、241件となっており、全件数(5,659件)の4.3%を占めている。

また、この苦情相談の内容を分析すると、個人における相談事例と変わらないような被害内容を訴えるものが継続的に見受けられる。

② 主な意見

これに関し、消費者WGにおいて消費者団体及び業界団体から次の意見があった。

- 元個人事業主に対して、もう廃業したという現状を確認しないまま勧誘している事例がある。個人事業主への勧誘でも、消費者の場合と同様に、説明不足に起因するトラブルが発生している。
- 小規模事業者が全企業の85%を占めていることを考えれば、小規模な法人についても消費者保護ルールの対象とすべきと考えるが、その場合は、店頭での説明の要否判断を適切に行えるようにすべき。

また、構成員からは次の意見があった。

- 消費生活センターにも、一般消費者と同様の内容の相談が個人事業者から入ってきている。事業者契約であっても十分な説明と書面交付は必要。
- 「インターネット接続回線」に関する苦情相談の約1割が法人系からの相談ということは重く受け止めるべき。小規模事務所でもうっかりだまされてしまう勧誘電話は多くある。リテラシーのない方々が困惑する事態を救う措置を検討してほしい。

③ 取組の方向性

電気通信事業者及び販売代理店が法人等と契約するに際し、次に掲げる事項等について改めて強く認識するよう、周知に努めることが適当である。

- ・ 契約主体が法人名義であった場合等でも、消費者保護ルールの対象外(=法人契約扱い)と判断されとは限らないこと
- ・ 法人等の営む事業の実態や、当該事業と契約内容(電気通信サービス)との関連性等を踏まえ、消費者保護ルール適用の是非が判断されること

- ・ 当該事業との関連性が乏しいと判断されれば、法人契約扱いではなく、消費者保護ルールが適用され、説明義務や書面交付義務等の遵守が求められること

さらに、上記の認識の醸成により、苦情相談の状況がどのようになるかを把握し、その上で、どのような措置が可能なのか、改めて検討を進めていくことが望ましい。

また、消費者保護ルールの対象とならない法人向けの電気通信サービス等については、苦情相談の状況等を見つつ、個々に対応を検討していくというアプローチを取っていくことが適当である。

7. その他

(1) 成年年齢引下げに対応した消費者教育の推進

① 現状

2018年6月13日に成立した民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)により、2022年4月より成年年齢が18歳に引き下げられることとなったことに伴い、18歳、19歳の若年者に対する未成年者取消権が消滅するため、これら若年者が不当な契約による消費者被害に遭う危険性の増大が懸念されている。消費者庁においては、青少年に対する消費者教育として、「社会への扉」(高校生向け)等の教材の展開とともに、大学等と消費生活センターとの連携支援や消費者教育コーディネイターの育成・配置に向けた取組等の施策を推進している。

② 主な意見

これに関し、消費者WGにおいて構成員から次の意見があった。

- 成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、消費者トラブルの増加が予想されることから、成人になるまでに契約に関する消費者教育を行うなど、対応を検討すべき。

③ 取組の方向性

消費者教育の推進に関する基本的な方針(2013年6月28日閣議決定、2018年3月20日変更)においては、当面の重点事項として、成年年齢引下げに向けた検討を踏まえた「若年層への消費者教育」を推進していくこととしている。電気通信サービスの契約に関しての苦情相談やトラブルは少なくないことから、若年層に対する、電気通信サービスの契約に関する消費者教育の推進に、総務省や電気通信事業者が貢献していくことも考えられる。

(2) 青少年フィルタリング利用の促進

① 現状

昨今、青少年へのスマートフォンの普及は大きく進展しており、SNSを利用して犯罪の被害にあう児童・生徒の数も高止まりするなど、スマートフォンの普及に伴うトラブルも増加している。

一方で、スマートフォンを利用する青少年のフィルタリングの利用率は 44% (2017 年度)⁵⁶ となっており、フィーチャーフォンの時代よりも低下している。

このような状況の下、2018 年2月の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 75 号)(以下「改正青少年インターネット環境整備法」という。)の施行に伴い、電気通信事業者及び販売代理店には 18 歳未満の青少年に対するフィルタリングの有効化措置の実施等が義務付けられ、取組が進められているところであり、青少年によるフィルタリングの利用促進は、重要な課題となっている。

② 主な意見

これに関し、消費者 WG において構成員から次の意見があった。

- フィルタリング義務について、店頭でも説明があるものの、親自身も実効性やどう対応したらよいか良く分かっておらず、子供たちが悪意なく有害コンテンツにリーチしてしまう現実がある。より実効性のあるアプローチを検討すべき。
- フィルタリングの利用率が 44%に止まるのは保護者側の意識の問題にも一因がある。携帯電話販売代理店では、フィルタリング対応についてかなりの時間を消費している。
- 今の子どもたちの親がきちんとリテラシー教育を受けている年代ではないことを踏まえることが必要。
- フィルタリングの普及においては親同士の口コミも非常に重要。PTAの巻き込み、学校と地域が一体になった取組が不可欠。
- 消費者向けの啓発ツールが利用者に届いていない。その要因を分析して、届くようにすべき。事業者がテレビ CM や短い動画等の啓発ツールを作り、ネット等に掲載されれば、若者等の利用者に届きやすくなるだろう。

③ 取組の方向性

青少年によるフィルタリング利用の促進及び保護者等への啓発は、改正青少年インターネット環境整備法の着実な履行の観点から重要な課題である。当該課題は、「ICT 安心・安全研究会 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」にて検討を行うこととしていることから、必要に応じて消費者 WG で検討結果の報告を受けることが適当である。

(3) 在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化

① 現状

近年、我が国に在留する外国人は増加を続けており、2018 年6月末時点で 264 万人、国内で就労する外国人も 2017 年 10 月末時点で 128 万人と、それぞれ過去最多を記録している。さらに今般、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)の改正により、2019

⁵⁶ 内閣府「平成 29 年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果」(2018 年3月)。

年4月より新たな在留資格が設けられ、今後日本国内への外国人材の受入れが一層進むことが想定されている。

外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するため、2018年12月には「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられた。この中には、在留外国人の生活サービス環境の改善等に係る施策の一つとして、在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、多言語対応の推進等の施策が盛り込まれている。

② 取組の方向性

MNO3社においては、これまでも店舗、コールセンター、カタログ、契約書面等において、一定程度の多言語対応を進めてきているところ、今後の外国人材の流入動向などを踏まえ、更なる取組について検討することが適当である。

8. 2030年を見据えた消費者保護の在り方

① 現状

通信技術や各種センサ・テクノロジーの進化等を背景に、パソコンやスマートフォンなど従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットへつながるIoT時代が到来している。インターネットに接続されるIoTデバイスの数を分野別に見ると、2017年時点ではスマートフォン等の「通信」に該当するものが多いが、今後はコネクテッドカーの普及により「自動車・輸送機器」分野や、デジタルヘルスケアの市場が拡大している「医療」分野などの高成長が予測されている。また2020年時点の予測値では、家電、PC周辺機器等を含む「コンシューマー」分野のデバイスも一定の割合を占めることが予測されている⁵⁷。

これらIoTデバイスには、用途によりさまざまな規格の通信モジュールが組み込まれ、利用者に提供・販売されることとなると考えられる。消費者WGの検討課題との関係では、これらIoTデバイスに備わる通信機能について、「法的にどのような主体(通信事業者、IoTデバイスメーカー、IoTソリューション提供者等)が利用者との通信サービス提供契約を結ぶ主体となり得るか」、また「それら主体に対し電気通信事業法上の消費者保護ルールが適用されるのか(どのように適用されるべきか)」といった点が論点となり得る。

② 主な意見

これに関し、消費者WGにおいて電気通信事業者から次の意見があった。

- 今後、多様なプレーヤーが多様な販売現場で様々なIoT商材を取り扱うことが想定される中、通信を意識せず、物販に近い形で商品を販売するケースもあり得る。その場合、スマートフォンと同じような高いリテラシーが必ずしも求められるものだけではないため、そのようなものについては、説明義務や書面交付義務の一部緩和等を行うこと

⁵⁷ 「平成30年度情報通信白書」第1部第1節参照。

で、消費者保護と利用者利便向上あるいはサービス革新とのバランスがとれたルール設定も検討いただきたい。

また、構成員からは次の意見があった。

- 5G 時代にはスマートデバイスなどモバイルの世界にはないものが取り込まれていくことを消費者保護の観点でどう考えるかは重要な論点ではあるが、まだ市場やユーザのニーズが見えない段階ではあまり拙速に規制を考えない方がよい側面もあり、バランス感を持った議論が必要。
- コネクテッド時代には、通信事業者と消費者が直接向かい合う B2C モデルだけでなく、サービスプロバイダーが通信を使ってさまざまな付加価値サービスを提供するという間接モデルも想定される。その際に通信に何か問題が起きたときの在り方をどのように整理しておくのかは論点として必要。
- あらゆるものに通信が搭載されるようになるのはさほど遠くない未来。イノベーションは阻害せず、一方で安全に使用できるようなルール整備に向けて議論しておくべき。

③ 検討の方向性

現状提供されている IoT サービスや近い将来において提供が想定される IoT サービスについて、販売形態、使われている通信技術、サービス内容等を踏まえ、電気通信事業法上の消費者保護ルールがどのように適用されるか、現時点での概念的整理を試みることは有益であると考えられる。

その後の 2030 年を見据えた消費者保護については、今後、顕在化していく新サービスの具体的な内容やその提供形態、消費者との接点の変化、消費者のリテラシーの状況等を踏まえて、検討を深めていくことが適当である。

第4節 今後の検討の方向性及び取組状況等

1. 中間答申で示された今後の検討の方向性

本章第1節から第3節までの検討を踏まえ、中間答申においては、今後の検討の方向性として、総務省及び電気通信事業者等の関係者において、「第3節 個別の論点」においてそれぞれ示した取組の方向性にに基づき、必要な取組を早急を実施することを求めるとともに、今後、消費者 WG において、同節に掲げた事業者等の取組のフォローアップや、IoT の新サービス等が顕在化した際の消費者保護に係る課題について、引き続き検討を行うことが適当とした。

また、中間答申においては、緊急提言を踏まえた 2019 年改正法の施行前後において、大きな市場環境の変化が予想されるため、消費者保護の観点から新たに生じる課題や、それに対する関係者の取組についても、引き続き注視していくことが適当とした。

さらに、消費者 WG において、今後も、行政、事業者（電気通信事業者、販売代理店等）、消費者団体等の関係者による不断の取組や、関係者間の一層の連携を促すことを通じて、消費者が安心して電気通信サービスを利用できる環境の整備に努めていくことが適当とした。

2. これまでの取組状況

消費者WGにおいては、上記1.に述べた中間答申における今後の検討の方向性を踏まえ、消費者WG中間報告書の取りまとめ(2019年4月17日)以降、次の2点について検討を行った。

(1) IoTサービスの進展と消費者保護について

① 現状

IoTサービスの進展に伴い、多様な通信サービスが登場し、中には通信を含むものの、利用者との契約の内容としては「モノ」の販売契約が主体となるものが登場することが想定される。このような場合には、これまでの携帯電話や固定電話等の従来型の「通信サービス」を念頭に置いて課されている事業法の消費者保護ルールについて、そのまま適用することがそぐわない可能性があること等から、IoTサービスの消費者保護ルールの適用に関して関係事業者へのヒアリングを行うとともに、検討の方向性について議論を行った。

② 主な意見

これに関し、関係事業者からは次の意見があった。

- IoTのビジネス領域については、携帯電話等を主な対象として想定されているような消費者保護ルールの適用を当初は一部除外するなど、より多様で利便性の高いサービスを適切なコストで提供できるよう配慮ができないか。

また、構成員からは次の意見があった。

- IoTサービスについて、事業法を含めた様々な法律が重畳して利用者を保護しているものや、どの法律にも保護されていないものがある可能性があるので交通整理を十分にすべきではないか。
- オール・オア・ナッシングの議論ではなく、個別のサービスに応じた検討をする必要があるのではないか。
- ビジネスモデルによっては最終消費者が通信サービスの契約主体とならない場合があることに留意すべきではないか。

③ 検討の方向性

消費者向けIoTサービスはいまだ揺籃期にあり、ビジネスモデル等が十分に把握できている訳ではないことから、今後、総務省において調査研究等を通じて国内外のIoTサービスの実態や市場の動向等を精査した上で、サービスの内容や契約形態に着目した分類を行い、その分類を踏まえて、消費者保護ルールの各規定について適用の可否等を検討・分析していくことが適当である。

(2) 個別の論点のフォローアップ

消費者WG中間報告書における個別の論点(第3節の1.～7.)に関する進捗状況について、MNO各社並びにMVNO、FTTH及び販売代理店の事業者団体からのヒアリングを実施した。

3. 取りまとめに向けた検討課題等

本年内に予定されている消費者 WG における報告書の取りまとめに向け、上記 2.においてなされた議論の内容をより精査することが適当である。特に、IoT サービスの進展と消費者保護ルールの在り方については、各規定の適用の要否等を検討・分析する上で、総務省が進める予定としている調査研究がその基礎となることから、今後の検討・分析に資するよう調査の具体的な方向性を示すことが適当である。

第4章 ネットワーク中立性の在り方⁵⁸

第1節 検討の背景

1. インターネットの役割

インターネットは、標準化された通信規約に基づき、世界中の多様な主体により自律・分散・協調して運営されるネットワークが相互に接続された「ネットワークのネットワーク」であり、誰もがその上で自由に活動できる共通基盤として「オープン性」が確保されてきたことで、「高度かつ低廉な通信手段の提供」、「自由かつ多様な表現の場の提供」、「イノベーションの場の提供」といった役割を果たしてきた。

このような役割を果たすことで、インターネットは、実社会での活動・業務の効率化、利便性の向上、新たな市場の創出等をもたらしてきたのみならず、社会参加の促進(物理的・身体的制約等の軽減・緩和)等を通じた社会の公平性・公正性の向上や民主主義の発展に寄与するなど、社会に対し多大な効果をもたらし、今や経済活動や国民生活にとって不可欠なものとなっている。

今後もインターネットの「オープン性」が維持されるためには、「通信事業者はインターネット上のトラフィックを公平(無差別)に取り扱う」といういわゆる「ネットワーク中立性(Network Neutrality)」の確保が、非常に重要な意味を持つ。

「ネットワーク中立性に関する研究会」(以下本章において「中立性研究会」という。)では、2018年10月以降、8回の会合及びヒアリング等を通じ、「ネットワーク中立性に関する懇談会」(2006年～2007年)などのこれまでの我が国における中立性に関する議論をベースに、インターネットを巡る近年の環境変化や諸外国の動向等を踏まえながら、我が国における「ネットワーク中立性」の在り方について検討を行った。

2. 我が国におけるこれまでの議論及び取組

(1)「ネットワーク中立性に関する懇談会」(2006年～2007年)

ブロードバンドの普及と通信量の拡大が進んだ2000年代、米国をはじめとした諸外国において、「ネットワーク中立性」又は「オープンなインターネット」の確保の在り方について、様々な議論が行われた。

我が国においても、2006年から2007年にかけて「ネットワーク中立性に関する懇談会」が開催され、電気通信事業法の第4条(通信の秘密の保護)、第6条(利用の公平)、第26条(提供条件の説明)、第29条(不当な差別的取扱いに対する業務改善命令)、第30条(指定電気通信事業者に関する禁止行為規制)等の規律を背景として、キャリア管理型のネットワークである次世代ネットワーク(NGN)とインターネット(“the Internet”)を区分した上で、ネットワークの中立性の確保策について検討が行われた。

⁵⁸ ネットワーク中立性に関する研究会において、2019年4月3日に中間報告書が取りまとめられ、その後公表された(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000150.html)。本章は同報告書の概要をまとめた上で、第3節に取組状況等を記載したものである。

同懇談会においては、次のような「ネットワークの中立性を確保するための三原則」が取りまとめられた。

- (ア) 消費者がコンテンツ・アプリケーションレイヤに自由にアクセス可能であること
- (イ) 消費者が技術基準に合致した端末をネットワーク(IP 網)に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること
- (ウ) 消費者が通信レイヤ及びプラットフォームレイヤを適正な対価で公平に利用可能であること

その上で、これら3つの原則に合致したネットワークが維持・運営されている場合、ネットワークの中立性が確保されていると考えることが適当である、と整理された。

さらに、このような中立性確保のため、当時の電気通信市場における具体的課題事例について、「ネットワークのコスト負担の公平性」、「ネットワークの利用の公平性」という二つの基本的視点から、通信事業者が採るべき又は採ることが許容される措置について検討された。

なお、同懇談会で検討対象としたネットワーク(IP網)は主に固定系を想定したものであり、例えば固定ブロードバンドサービス普及に伴うインターネットのトラフィック増加については、一部のヘビーユーザ又はP2Pベースのファイル交換ソフトの利用によりネットワーク帯域が占有等されている事態に対処するため、帯域制御に係る必要最小限の運用基準に関するガイドラインの策定と、各ISP(インターネット・サービス・プロバイダー)等による具体的運用方針の設定・実施・情報提供という2段階アプローチが提言された。

同懇談会の報告書を踏まえ、関係事業者団体により設立された帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会が、2008年に「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」(以下「帯域制御ガイドライン」という。)を策定した。帯域制御ガイドラインでは、原則としてISPは、ネットワーク設備の増強等によってトラフィック増加に対応することとしつつも、特定のアプリ(例:P2Pファイル交換ソフト)の通信帯域の制御や、一定のトラフィック量を超えたヘビーユーザの通信帯域の制限といった例外的な場合に限り帯域制御を実施するといった、基本的枠組みを提示するものとなっている。

(2) ネットワークの品質に関する議論

ネットワーク中立性の議論とは別に、我が国では、インターネットの現状の把握や、利用者へのネットワーク品質に係る情報提供のための取組を行ってきた。

例えば、インターネットにおけるトラフィックの実態を把握するため、総務省は、インターネット・サービス・プロバイダー(ISP)、インターネットエクスチェンジ(IX)及び研究者の協力を得て、2004年から日本国内のインターネットにおけるトラフィックの集計を行っている。また、移動通信におけるトラフィック(非音声)について、移動通信事業者の協力を得て2010年より集計を行っている。この結果は、我が国における電気通信分野の政策を議論する上で、重要な基礎データとなっている。

また、2013年に開催された「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究

会」における検討結果を踏まえ、総務省は、2015年7月に「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」を策定し、速度計測や情報提供の在り方に関する統一的な手法を提示した。MNOは、利用者が正確な情報に基づき契約可能となるよう、本ガイドラインに基づき、実効速度の計測と利用者への情報提供に努めている。

さらに、時間帯によりばらつきが大きいMVNOの実効速度の変化の傾向を利用者に分かりやすい形で提供するため、2019年3月には電気通信サービス向上推進協議会により「MVNOが提供するインターネット接続サービスの速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」が策定された。

3. 近年の環境変化

(1) ブロードバンドサービスの普及・高度化とモバイル通信の重要性の高まり

DSLやFTTHをはじめとする固定ブロードバンドサービスは、2000年頃から徐々に契約数を伸ばし、近年においても着実に増加している。近年の変化としては、DSLから、より通信速度の上昇が見込めるFTTHへの移行が進展している。一方、携帯電話の契約数はこのところ毎年500万件を超える増加を見せており、特に、より高速な通信を可能とする3.9-4世代携帯電話(LTE)(2010年からサービス提供開始)の契約数は、2018年時点で固定ブロードバンドサービスの契約数の3倍、約1億2000万件まで急増した。2010年以降、スマートフォンが急激に普及し、2017年にパソコンの世帯保有率を上回るなど、モバイル通信の重要性が大きく高まった。

(2) インターネットトラフィックの増加

インターネットトラフィックについては、総ダウンロードトラフィックが2004年以降、一貫して増加傾向を示している。直近の推計(2019年5月時点)においても、日本のブロードバンドサービス契約者の総ダウンロードトラフィックは前年同月比17.5%増(約12.1Tbps、1日当たり約131PB)、移動通信の総ダウンロードトラフィック(2019年3月)は前年同月比21.3%増(約2.7Tbps、1日当たり約29PB)となっており、その増加傾向は大きく変化していない。

また、ブロードバンドサービスの1契約当たりのトラフィックについても、ダウンロードトラフィックは前年同月比14.7%増(約299.4kbps、1日当たり約3.2GB)となっており、同様に増加傾向が続いている。

ブロードバンド、とりわけFTTHやLTEの契約数の増加、スマートフォンやタブレット等の情報通信機器の普及率の上昇などを踏まえれば、このようなトラフィックの増加傾向は今後も継続すると想定される。

(3) コンテンツの高品質・大容量化と新たなサービスモデルの登場

動画配信サービスの契約数は全体として増加傾向にあり、特に、視聴制限のない定額制サービスの売上高が急増している。音楽配信サービスでも、従来はダウンロード課金型サービスが主流となっていたが、2016年に課金型と定額制の売上高が逆転している。

配信コンテンツについても、高品質・大容量化が進んでおり、今後4K・8Kによる動画配信が普及することで、トラフィックの更なる増加が予想されている。

世界のインターネットにおけるトラフィックのシェア状況によれば、ダウンストリームトラフィックの約6割を動画視聴が占めるなど、動画コンテンツの配信が大きな影響を及ぼしており、キャッシュサーバーを活用したコンテンツ配信ネットワーク(CDN)等、コンテンツの効率的配信の重要性が一層高まっている。

このような状況の下、我が国では、従量料金制又は上限データ通信量を定めた定額料金制が採られているモバイル通信において、特定のアプリ・コンテンツの利用について使用データ通信量にカウントしないゼロレーティングサービスが提供されるようになっている。

さらに、コンテンツ自体の高品質・大容量化に加え、コンテンツの利用に当たって(コンテンツ及びその通信料金について)追加的な費用を必要としないサービス形態(コンテンツの定額制配信やゼロレーティングなど)の普及により、コンテンツの配信者(事業者)と視聴者の間において、トラフィックの増加傾向に拍車がかかると考えられる。

(4) インターネット利用形態の多様化と将来見通し

現在は主にパソコンとスマートフォンが普及しているが、今後は AI スピーカーをはじめとしたスマート家電、ウェアラブル端末など、利用者端末の高度化・多様化が進み、これらの端末を通じて大容量化した様々なコンテンツが利用されていくと考えられる。また、農林水産業、自動車、インフラ維持など様々な分野における IoT 機器の普及により、多様かつ大量のデータがインターネットを通じてデータセンターに蓄積され、集約されたビッグデータと AI を活用したサービスがより普及していくと思われる。

また、インターネット利用形態は、「ネットワーク中立性に関する懇談会」が開催された 2007 年から、各レイヤにおいて、関係主体やサービスの高度化・多様化が進んでいる。

例えば、モバイル通信では、近年、MVNO サービスの契約数が一年当たり約 300 万件ずつ増え、その売上高も上昇傾向にあるなど、市場において MVNO サービスを提供する電気通信事業者の存在感が高まっているほか、前述のとおり、LTE の普及によるネットワークの高速化や iOS・Android などの OS を搭載したスマートフォンの普及が進み、このような市場環境の移り変わりにあわせて多様なサービス・コンテンツを提供する事業者等が登場してきた。

従来は、MNO である電気通信事業者の提供するプラットフォーム上でコンテンツ・アプリが提供されるなど、MNO を中心した垂直的なエコシステムが形成されていたが、スマートフォンが普及した近年は、

- ・コンテンツ等を提供するマーケットを有し、グローバルに事業展開するプラットフォーム事業者
- ・プラットフォームを利用しながら、動画・音楽配信サービス、SNS 等の様々なアプリケーションを提供するコンテンツ事業者
- ・利用者には移動通信サービスを提供しながらも、コンテンツ等の提供に係る新たなビジ

ネスモデルを模索しつつある電気通信事業者(MNO、MVNO)

などが多様に組み合わせたり、レイヤを超えた重層的な連携が進むなど、モバイル通信のエコシステムも大きく変化してきている。

今後もインターネットの利用形態は高度化が進み、さらに多様化していくことが見込まれる。近年インターネットに接続可能な機器(IoT 機器)が急速に普及しており、その数は 2017 年には約 270 億となっており、2020 年には 2017 年の約 1.5 倍に当たる約 400 億になると予測されている⁵⁹。また、多数の機器が継続的に通信を行うための基盤として、5G の導入が進められようとしている。今後は、5G の超高速、多数同時接続、超低遅延といった特徴を活用した様々なサービスが生まれてくると思われる。中でも、IoT に関しては、従来のクラウドコンピューティングと比べ、より利用者端末に近い位置で情報を処理するエッジコンピューティングと呼ばれる技術等により、多数の IoT 機器からの情報を、分散して効率良く、少ない遅延で処理可能となることが期待されている。

さらに、上記のような多様なサービスを支えるため、近い将来には、SDN や NFV 等の仮想化技術を活用することで、5G の機能や通信設備の機能の一部を自在に切り出して組み合わせ、ネットワークを論理的に分割する「スライシング・サービス」の提供が見込まれている。

3. 諸外国におけるネットワーク中立性に関する政策動向

(1) 米国

米国では、2004 年に連邦通信委員会(FCC)のパウエル委員長(当時)が、スピーチの中で、「インターネットフリーダムに関する4原則」(①コンテンツへアクセスする自由、②アプリを使う自由、③個人端末を接続する自由、④サービス・プランの情報を得る自由)を自主的に採択するようインターネット事業者に対し要請した。

FCC は、2005 年8月5日に地域電話会社(Local Exchange Carriers)の公衆向け有線ブロードバンドアクセスサービスを、不合理な差別的取扱いの禁止等の厳格な規律(通信法の Title II)が適用される「電気通信サービス」ではなく、「情報サービス」(通信法の Title I が適用)に分類する命令を採択した。また、FCCは同日付けで、ブロードバンドサービスの普及を促進するとともに、オープンかつ相互接続されたインターネットの性質を維持・強化する観点から4つの原則(①コンテンツへアクセスする権利、②アプリ・サービスを利用する権利、③個人端末を接続する権利、④ネットワーク事業者、アプリ・サービス事業者、コンテンツ事業者の間の競争を享受する権利)を定めた「インターネット政策声明」を採択した。

その後、民主党政権の下で、FCCは2010年に「オープンインターネット規則」を採択した。具体的には、ブロードバンドインターネットアクセスサービス(BIAS)を「情報サービス」とした分類を変更することなく、BIAS プロバイダによる合理的なネットワーク管理を許容した上で、透明性の確保のほか、ブロッキングの禁止、固定 BIAS における不合理な差別的取扱いの禁止を盛り込んだ。

⁵⁹ 平成 30 年版情報通信白書(7ページ)参照。

2014年1月に連邦控訴裁判所で2010年の「オープンインターネット規則」の透明性の確保を除く主要部分が無効化されたことを受け、FCCは2015年2月に「新オープンインターネット規則」を採択した。同規則では、固定及びモバイルのBIASを通信法 Title IIが適用される「電気通信サービス」として再分類(同時にモバイルBIASを同じく通信法 Title IIが適用される「商業モバイルサービス」に再分類)した上で、ブロッキング、スロットリングや有償優遇措置の禁止に加え、不合理な差別的取扱いに係る一般行為基準(general conduct standard)の導入、苦情処理手続の創設、透明性確保ルールの強化など、厳格な規律が盛り込まれた。

共和党への政権交代後の2017年末に、FCCは、2015年に導入された通信法 Title IIに基づく規制はブロードバンドの高速化及び展開に対する投資を阻害した等を理由として、「インターネットフリーダム規則」を採択した。同規則は、BIASを通信法 Title Iが適用される「情報サービス」として再々分類(同時にモバイルBIASを通信法 Title Iが適用される「プライベートモバイルサービス」に再々分類)するとともに、透明性の確保を除く大部分のルールを廃止した。透明性の確保に関するルールは、消費者による情報に基づく選択が可能となるよう、ネットワーク管理手法、品質、サービス提供条件等に関する正確な情報の公開をBIAS事業者に対して義務付けており、FCCは2018年5月に透明性情報公開ポータルサイトを開設し、2019年1月現在34社がFCCサイト上で情報を公開している。

このようなBIAS事業者に対する義務付けの大部分を廃止した連邦レベルの動きに対して、2018年1月に22州及びワシントンD.C.の司法長官が連邦控訴裁判所にFCCを提訴したほか、連邦議会でも「インターネットフリーダム規則」を無効化しようとする動きがあった。さらに、ワシントン州、カリフォルニア州等の一部の州では中立性の規律を復活させようという動きがある。

例えば、カリフォルニア州では、2018年9月に、州内でBIASを提供する事業者に対し、ブロッキングの禁止等のネットワーク中立性ルールの遵守を義務付ける「2018年カリフォルニアインターネット消費者保護及びネット中立性に関する法」が成立した。

同州法は2019年1月に施行予定であったが、州際サービスに関する連邦法の規制権限を先占するものだと司法省や通信事業者団体が提訴したことを受け、2018年10月にカリフォルニア州と司法省との間で同州法の執行を当面停止することについて合意した。

このように米国では、BIASの分類や連邦と州の規制権限を巡る議論が盛んになされている。

(2) EU

EUでは、2009年12月のテレコム改革パッケージの採択に合わせ、欧州委員会が公表した「ネットワーク中立性に関する宣言文書」の中で、2009年テレコム改革パッケージで盛り込まれた関連規定(透明性の確保や最低限のサービス品質要件を事業者に義務付ける権限を各加盟国規制機関に対し付与)の施行状況をモニターするとの方針を明示した。

その後、欧州委員会は意見公募等を経て、2013年9月にネットワーク中立性関連規定を

含む「テレコム単一市場規則案」を発表した。これは、利用者の権利保護に関し適用されているルールが加盟国によって異なることにより、事業者のコストを増加させ、越境サービスの提供を妨げ、ひいては利用者のサービス利用意欲を阻害しているとの現状分析に基づき、加盟国による国内法制化を要する指令(directive)ではなく、加盟国に一律に適用される規則(regulation)の制定を提案したものである。

同提案については、EU 理事会及び欧州議会での審議等を経て、2015 年 11 月に「オープンインターネット規則」が採択され、2016 年4月に施行された。

同規則は、最終利用者の権利を明確に規定した上で、IAS 事業者による権利侵害行為等を禁止する形となっているが、本規則の首尾一貫した適用を確保するため、IAS 事業者による行為を各国規制当局が監視する上でのガイダンスとして、BEREC(欧州電子通信規制者団体)が 2016 年8月に「ネット中立性ガイドライン」を策定した。

同ガイドラインでは、ゼロレーティングについては、利用者の権利行使に影響を与える可能性があるとしつつも、一律に禁止はせず、ケースバイケースで判断するための基準を示している。

2018 年 12 月に BEREC が公表した「オープンインターネット規則及びネット中立性ガイドラインの適用に関する意見書」では、規則及びガイドラインは機能していると評価するとともに、ガイドラインの実質的変更は必要ないとしつつ、2019 年にガイドラインの文言明確化とゼロレーティングの評価手法の提供を行うなど、規則の首尾一貫した適用を引き続き確保している。

(3) インド

インドでは、一部のウェブサイト又はアプリについてデータ通信料金を無料又は割引するデータ通信サービスが提供されていたが、電気通信規制庁(TRAI)が 2016 年2月にデータ通信サービスについて、コンテンツによって無料や割引など差別的に取り扱うことを禁止する規則を制定した。

2017 年 11 月に TRAI は、インターネットアクセスにおける特定コンテンツのブロッキング、速度低下又は優先的取扱いの禁止、合理的トラフィック管理の許容、一定条件下での特別サービスの許容、指定された重要 IoT サービスについての適用除外等を内容とする勧告を通信省・電気通信局(DoT)に対して提出した。

TRAI 勧告を踏まえ、2018 年7月に DoT が、インターネットアクセスサービスにおける無差別的取扱原則等を盛り込む形で、インターネットアクセスサービスを提供する通信事業者に対する免許条件を修正する方針を決定した。

このように、インドでは、欧米諸国と比べて非常に厳格なネットワーク中立性に関する規律が導入されている。

第2節 取組の方向性

1. 基本的視点

我が国においては、電気通信事業者間の競争下で、ネットワークの高度化に向けた持続的な投資が行われ、世界最高水準のブロードバンドサービスが多くの地域において利用可能な状況となっている。

また、利用の公平の確保、不当な差別的取扱いの禁止等の電気通信事業法の規律の下で、通信事業者は、「ネットワーク中立性に関する懇談会」によって 2007 年に取りまとめられた「ネットワークの中立性を確保するための三原則」を踏まえて様々な取組を行ってきたこともあり、通信事業者が一部コンテンツに関するトラフィックの品質を不当に低下させるといったネットワーク中立性に関する大きな問題は発生してこなかった。

一方で、モバイル通信の重要性の高まり、動画コンテンツの浸透によるトラフィック量の増大、特定のコンテンツに係る通信については課金しないゼロレーティングサービスといった新たなビジネスモデルの登場、SNS の普及やプラットフォームレイヤの存在感の拡大等、インターネットを巡る内外の環境が大きく変化している。

このような環境変化の中、インターネットがこれまで同様「オープン性」を維持し、「高度かつ低廉な通信手段の提供」、「自由かつ多様な表現の場の提供」、「イノベーションの場の提供」といった役割を引き続き果たし、Society 5.0 の基盤として社会の公平性・公正性の向上に寄与していくために、これまでの「ネットワーク中立性」に関するルールの見直しが必要となっている。

ネットワーク中立性に関する基本的ルールである、同懇談会によって打ち出された三原則は、現在も引き続き有効との意見もあるが、インターネットに関係する主体の多様化等の環境変化やネットワーク中立性の確保の重要性が高まっていることに鑑み、「消費者」を主語とした 2007 年の三原則を、事業者等も含む「利用者」を主語とする形に改め、「インターネットの利用に関する利用者の権利」として明確に位置付けることとした。あわせて、(ア)に示す「自由にアクセス可能であること」を、コンテンツ提供者側から見たものとして(イ)に明記した。

権利として明確に位置付けることで、電気通信事業者等の関係者がそれを十分に尊重して対応していくことが期待される。

◎インターネットの利用に関する利用者の権利

- (ア) 利用者がインターネット を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションに自由にアクセス・利用可能であること
- (イ) 利用者が他の利用者に対し自由にコンテンツ・アプリケーションを提供可能であること
- (ウ) 利用者が技術基準に合致した端末をインターネットに自由に接続・利用可能であること
- (エ) 利用者が通信及びプラットフォームサービスを適正な対価で公平に利用可能であること

中立性研究会では、これら利用者の権利が保障されることでネットワーク中立性が確保され

るとの考えに基づき、現在あるいは近い将来において想定される具体的事項に対して、利用者の権利保障のためにどのようなルールが必要か、検討を行った。

インターネットがこれまで果たしてきた3つの役割、インターネット関連市場の特性(市場の二面性、情報の非対称性、交渉力の差)、内外の環境の変化を踏まえると、ネットワーク中立性の確保に関する具体的ルールの検討に当たっては、同懇談会における「ネットワークの利用の公平性」、「ネットワークのコスト負担の公平性」の2点に加え、公正な競争の促進、電気通信業務の円滑な提供の確保、利用者の利益の保護、電気通信の健全な発達と国民の利便性の確保といった電気通信事業法の目的に鑑み、以下の5点を基本的視点とした。

なお、次の各視点に基づき検討を進める際には、レイヤ内のみならず、レイヤを超えた各主体の関係性に留意することが重要である。

◎ルールを検討するに当たっての基本的視点

- ・ ネットワークの利用の公平性の確保
- ・ ネットワークのコスト負担の公平性の確保
- ・ 十分な情報に基づく消費者の選択の実現
- ・ 健全な競争環境(支配的事業者によるレイヤを超えた不当な影響力の行使の防止を含む)の整備を通じた電気通信サービスの確実かつ安定的な提供の確保
- ・ イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進

2. ルールが必要な具体的事項

現在、我が国のインターネットは環境変化の渦中にある。それ故、トラフィック増大等への対策として講じられる措置や新たな商業的慣行等の中には、一部のインターネットトラフィックを制限又は優先するものなど、外形的には上記の利用者の権利を制限している、又は電気通信事業法の規定に抵触していると解される可能性があるものもあり、関係者は課題解決に向けた取組を躊躇している状況である。

そこで、次の具体的事項について、予見性を確保する観点から、合理的な措置又は慣行として許容される要件等を明確化するものとして「ネットワーク中立性のルール」の検討を行った。

◎ネットワーク中立性に関するルールが必要な具体的事項

- (ア) 一部のトラフィックの通信帯域を制限する「帯域制御」
- (イ) 一部のトラフィックを優先的に取り扱う「優先制御」
- (ウ) 一部のトラフィックを使用データ通信量にカウントしない「ゼロレーティング」や「スポンサーデータ」

(1) 帯域制御に関するルール

① 課題及び主な意見

現行の帯域制御ガイドラインは、主に固定ブロードバンドサービスの普及に伴うトラフィックの急増及び一部ヘビーユーザ又は P2P ファイル交換ソフトによるネットワーク帯域の占有等に対処するために策定されたものであり、「あくまで例外的状況」においてネットワークの安定的運用と通信品質(通信サービスの円滑な提供)を確保するための正当業務行為として、ヘビーユーザ、P2Pファイル交換ソフト等の特定アプリ、災害時の3類型に限定して帯域制御を許容(「通信の秘密」侵害の違法性が阻却されると整理)している。

一部の事業者においては、ネットワークの安定的運用を図り、他の利用者の通信品質を確保するため、帯域制御ガイドラインに基づき、一定期間に一定以上の通信量があったヘビーユーザを対象として一定期間通信速度を制限する帯域制御(総量規制方式)が実施されている。

一方で、現行の帯域制御ガイドラインは、有限希少な周波数を利用するため場所・時間帯により通信の集中が生じやすいモバイル通信(従量料金制又はデータ通信量を定めた定額料金制)を念頭に置いた記述となっていない。

最近では、動画や音楽等のコンテンツ配信が普及し、多数の一般利用者が大容量の通信を行うようになってきており、これまでのようなヘビーユーザのみを対象とした帯域制御では限界があるとの指摘がある。

また、スマートフォンの OS やアプリケーションの頻繁なバージョンアップによるトラフィックが、モバイル通信から(無線 LAN 等のアクセス回線である)固定ブロードバンド通信にオフロードされている、PC 等の OS のバージョンアップ時のトラフィックの増大などによりネットワークがひっ迫するような状況になってきているとの指摘もある。

帯域制御については、その実施対象や態様により、利用者間の公平性やコンテンツ・アプリケーション事業者間の公平性に問題を生じさせる。例えば、ヘビーユーザ等の特定利用者を対象として実施される場合は、利用者間の公平性への配慮が必要となる。また、特定のコンテンツ又はアプリケーションを対象に実施される場合は、潜在的参入者を含めたコンテンツ・アプリケーション事業者間の公平性や競争に与える影響について配慮が必要となる。

これに関しては、中立性研究会において、次の意見や議論があった。

- ネットワークを運用する事業者として、OTT 事業者のコンテンツ等による帯域ひっ迫時には帯域制御を柔軟に行えるよう、帯域制御ガイドラインを見直すことが必要ではないか。
- 従前のような、ごく少数のヘビーユーザがネットワークの多くを占有している事例に限らず、1利用者当たりのネットワーク利用量も増加しているところ、利用者間の公平性を踏まえつつ、ネットワークの柔軟な制御の在り方について検討しても良いのではないか。

- ネットワーク管理の範囲を制限することは、ネットワークの安定的運営が損なわれるおそれがあるため、利用者の承諾や透明性の確保を前提に、ネットワーク管理上必要な措置は認めるべきではないか。
- 通信の最適化は、適切なネットワーク管理のためにやむを得ず実施しているものだが、その効果として、全体の利用者利便に寄与している。ただし、利用者への情報提供の徹底、利用者自ら選べる仕組みが必要であり、通信の最適化に関する同意の有効性、通信の秘密の侵害との関係性を検討すべきではないか。
- 電気通信事業者は「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」等に基づき、利用者に対して帯域制御の内容等を説明することとなっているものの、実際には、利用者はその内容を十分理解していないのではないか。

② 考え方

現行の帯域制御ガイドラインにおいては、「トラフィックの増加に対しては、本来、ISP 等はバックボーン回線等のネットワーク設備の増強によって対処すべきであり、帯域制御はあくまでも例外的な状況において実施すべきもの」という基本原則を定めている。今後も基本原則を維持しつつ、「合理的なトラフィック制御」として認められる要件について検討を進めることが適当である。その際には、利用者が十分な情報に基づきサービスを合理的に選択して利用することを確保するため、帯域制御の具体的な運用方針や実施状況等に関し利用者や他の事業者に対して周知すべき内容を充実・明確化することが必要である。

具体的には、コンテンツの高品質・大容量化等に伴いブロードバンドサービスの1契約当たりのトラフィックの増加が今後も見込まれること等を踏まえ、透明性の確保を前提に、例えば、次のような柔軟なネットワーク管理が可能となるよう、現行の帯域制御ガイドラインを改定することが望ましい。

- ・ ネットワークの混雑時に、できるだけ多数の者に一定の品質以上のネットワーク利用を可能とするために実施する、いわゆる「公平制御（全ての利用者の通信帯域を一律割合で制限するのではなく、ある時点において多くの帯域を占有している利用者から順に利用帯域を一定の水準以下に制限すること）」
- ・ 場所・時間帯により通信の集中が生じやすいモバイル通信において、移動通信事業者（MNO、MVNO）が利用者の QoE を確保するために実施する制御（ストリーミングのバーストラフィックを制限、OS アップデートについて速度を制限等）

このほか、現行のモバイル通信の料金制度⁶⁰（上限データ通信量を定めた定額料金制）の下における、上限データ通信量に達した後の通信速度制限のあるべき水準、コンテンツに関する不可逆圧縮等についても、利用者の利便性確保の観点から、実際に影響を受ける利

⁶⁰ 株式会社 NTTドコモは、2019年6月1日より、新たな定額型料金プラン「ギガホ」（上限データ通信量 30GB。上限到達後の通信速度 1Mbps）を提供。また、KDDI 株式会社は、2019年6月1日より、新たな定額型料金プラン「au フラットプラン7プラス」（上限データ通信量 7GB。上限到達後の通信速度 300kbps）を提供、また、同年7月 26 日より、「au データ MAX プラン」（上限無制限）を提供。

利用者の意向等を確認しながら、ルールの特明確化(利用者に対する事前周知とオプトアウト措置の提供等)を検討する必要がある。

(2) 優先制御に関するルール

① 課題及び主な意見

現在、一部の電気通信事業者においては、主に NGN などを活用し、電話などの一定品質の確保が必要な通信について、既に優先制御を実施している。このように電気通信事業者が構築したネットワークの内部において、限定的な利用者に関する通信品質を管理し、サービスを提供することについては、一定の合理性を有するものと考えられる。

他方、インターネットとの接続に当たって通信品質を確保した優先制御を行う場合、優先制御の対象となる特定のサービス・コンテンツの選別方法やその制御の在り方、当該優先制御に関する利用者間の公平性、コスト負担の在り方など、検討すべき課題は多い。例えば、ある電気通信事業者が特定コンテンツに係るトラフィックを優先制御することで、当該コンテンツを利用しない者によるインターネットへのアクセスに影響が生ずれば、その者のインターネットの利用に関する権利を損なうこととなりかねないことから、優先制御を実施するに当たっては慎重な運用が求められる。

これから将来にわたりさまざまなサービスがインターネットを通じて提供されていくことが見込まれる中、「自動運転」や「遠隔医療」など一定の通信速度・品質の確保が不可欠となるサービスもあり、このようなサービスを中心に、優先制御へのニーズが高まることが予想される。また、ネットワーク・スライシング、SDN、5G ネットワークにおける QoS 管理(5QI)やエッジコンピューティングなどの技術が普及し、電気通信事業者以外の者によるものも含め、より柔軟なネットワーク管理が可能となるものと想定される。

仮に特段のルールを設定することなく優先制御が行われた場合、「優先されるサービス・コンテンツ事業者(及びその利用者)」と「優先されないサービス・コンテンツ事業者(及びその利用者)」との間において、通信サービスの公平利用という点から利害が対立することになる。また、電気通信事業者は、優先制御を行う一部の業種やサービスに限ってトラフィックを優先制御することとなり、その結果として、利用者によるコンテンツへの自由なアクセスなどに影響を及ぼす可能性が生じる。優先制御のルールの設定に当たっては、このような状況を見据えつつ、検討を行っていくことが必要となっている。

これに関し、中立性研究会においては、次のような意見や議論があった。

- 自動運転や遠隔医療等のトラフィックを優先させることは一定の合理性を有する。他方、利用の公平性の確保に支障が生じないよう、優先される対象サービス・コンテンツや技術的条件等について一定のルールが必要ではないか。
- 優先させるコンテンツ(事業者)、優先する帯域など制御に関わる諸条件について、透明性や公平・公正性が確保されるべきではないか。
- 現在検討中の放送の常時ネット同時配信など、ネットワークに相当の負担がかかり得

る通信に対して、仮に優先制御するような場合については、コスト負担の観点から「受益者」自体の考え方の整理が必要ではないか。

- 優先制御は、プロバイダが市場でのビジネスをするための特徴的なサービスとして認めることが妥当ではないか。ただし、それが、最終利用者が持つべき基本的権利を侵害しないようにすることが必要ではないか。
- 利用者にとっての QoE を確保するために、どう QoS をコントロールするかという観点で、マルチステークホルダーによる合意形成が必要ではないか。

② 考え方

今後、ネットワーク・スライシングや SDN などの技術が普及していくことにより、電気通信事業者は、インターネットへのアクセスに関しても、帯域等について柔軟に管理することが可能となるものと想定される。

優先制御の対象を検討する上では、優先制御の必要性について合理的説明が求められるとともに、利用の公平性の確保やインターネットの利用に関する権利の確保の観点から、技術的条件等を公表するなど透明性や公平・公正性の確保が必要となる。

また、インターネットへのアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、特定のトラフィックに関して優先制御を行う場合には、その優先されたトラフィックを利用する一部の利用者のみならず、それ以外の利用者に及ぼす影響についても適切に検証を行い、不公平なサービスの提供とならないよう、十分な対処を行っていくことが求められる。

具体的には、インターネットアクセスサービスと同一の(アクセス)ネットワークを共用するサービスを優先制御する場合には、他者のインターネット利用に関する権利の確保の観点から、「優先制御」の対象サービスを利用しない利用者のインターネットアクセスに、過度な影響を及ぼさないといったことが、基本的な原則になるものと考えられる。

また、優先制御が認められるサービス・コンテンツやその技術的条件等についても、一定の合理的な基準等の必要性や、情報開示・透明性の確保、優先制御時におけるネットワークコストの分担など、適切なルールの在り方について検討を行うことが必要である。

ただし、現時点では、一定の通信品質の確保を必要とするユースケースが必ずしも明確になっておらず、このような状況下で、将来登場し得るサービスに対しても適用されるルールを定めることは、事業活動を過度に抑制し、事業者におけるイノベーションの芽を摘む可能性も否定できない。

したがって、まずは総務省において、一定の通信速度・通信帯域の確保が不可欠となるサービスなどについて、継続的に情報収集・調査を行うこととし、具体的なユースケースの登場に当たり、インターネットへのアクセスサービスを提供する電気通信事業者と、幅広い業種・業界を含むコンテンツ事業者、プラットフォーム事業者及び消費者団体など、優先制御に関わるマルチステークホルダーによる議論の場を設置し、合意形成を進めていくことが適当である。その際、関係者の利害が複雑に絡み合うことが想定されることから、総務省は、レ

イヤ間・事業者間の立場の差異などを調整し、合意形成に向けた議論が適切に行われるよう努めるべきである。

(3) ゼロレーティングやスポンサードデータに関するルール

① 課題及び主な意見

従量料金制又は上限データ通信量を定めた定額料金制が採用されているモバイル通信分野において、利用者による特定のコンテンツ・アプリの利用について、使用データ通信量にカウントしないゼロレーティングサービスを一部事業者が提供している。

ゼロレーティングやスポンサードデータについては、サービス内容の差別化に加え、トラフィック増に対する設備増強費用を捻出するための財源の一つとして一部の電気通信事業者から期待されている。また、利用者にとっても、選択可能なサービスの幅の拡大につながることが期待されている。

ゼロレーティングやスポンサードデータについては、当該サービスの利用者と利用しない者との間の費用負担の公平性や、対象コンテンツと非対象コンテンツとの間のネットワークの利用に関する公平性、通信レイヤ、コンテンツ・アプリケーションレイヤにおける競争への影響といった論点がある。

このような商業慣行は、特定の者又はサービスを優先的に取り扱うものとも言えるため、電気通信事業法第6条(利用の公平)、同法第26条(提供条件の説明)、同法第29条(不当な差別的取扱いに対する業務改善命令)、同法第30条(指定電気通信事業者に関する禁止行為規制)等の規律、「全てのインターネットトラフィックを平等に取り扱うこと」というネットワーク中立性に関する一般原則等との関係では是認されるかについて、第1節の基本的視点等を踏まえた整理が必要である。

これに関し、中立性研究会においては、次のような意見や議論があった。

- ゼロレーティングやスポンサードデータについては、利用者獲得に資するという点で通信レイヤにおける競争促進や、利用者によるコンテンツ利用の促進などプラスの効果が期待される一方で、電気通信事業者がコンテンツ市場における事業者間の競争に影響を与える(「勝者を選別する」)、市場支配力を有する電気通信事業者とコンテンツ事業者が排他的な関係を構築した場合には両レイヤにおける競争が制限されるといったマイナスの効果も予想される。
- コンテンツ事業者によるコスト負担がない形でのゼロレーティングについては、データ通信に要する費用に関し、ゼロレーティングを利用する利用者と利用しない利用者との間での負担の公平性、ゼロレーティング対象のコンテンツ事業者と非対象のコンテンツ事業者との間の負担の公平性といった論点もある。他方、ゼロレーティングについてコンテンツ事業者に過大なコスト負担を求める場合には、資本力に乏しい中小コンテンツ事業者にとっての参入障壁となり、コンテンツ市場における競争を阻害する可能性がある。

- 有限希少な周波数を利用するため場所・時間帯により通信の集中が生じやすいモバイル通信においては、ゼロレーティングサービスがトラフィックの急増による通信のひっ迫を招くおそれもある。
- ゼロレーティング対象コンテンツを使用データ通信量のカウントから除外するために利用者のパケットを分析する必要があるが、そのような行為については通信の秘密の侵害に当たる可能性も指摘されている。具体的には、ゼロレーティングを利用する利用者については、契約時にパケットを分析することについて個別具体的な同意を得ることは可能であるが、ゼロレーティングを利用しない利用者のパケットを分析することについては通信の秘密の侵害に該当することになるのではないかと。
- 自社が提供するコンテンツのみをゼロレーティングの対象とする電気通信事業者が、通信当事者の立場で、ゼロレーティングを利用する利用者のトラフィックを分析し使用データ通信量のカウントから除外するのであれば、通信の秘密の侵害には当たらないとの指摘がある。この場合、自社提供コンテンツのみをゼロレーティング対象とすることが、利用の公平性との関係で問題ないか(不当な差別的取扱いに該当しないか)、コンテンツ市場における競争に与える影響をどのように考えるかといった論点も惹起される。

また、アジェンダ案に対するパブリックコメントやヒアリングでは、通信事業者やコンテンツ事業者団体等から、様々な意見が寄せられた。

通信事業者からは、セット割引、ゼロレーティング・スポンサード課金など自由な料金やサービスによって新たな需要を刺激・創出し、消費者利益に寄与することが重要であり、新たなビジネスモデルがスムーズに導入されるよう、規制は最小限とする方向で、「通信の秘密」や「利用の公平性」の観点からの考え方をガイドライン等で整理すべきとの意見が出された。

また、MNO と大手プラットフォーム事業者の双方の強大な市場支配力が結びつく状況が常態化すると、市場競争の停滞が予想され、中長期的には利用者利便が大きく損なわれかねないことに留意が必要であり、コンテンツホルダーによるキャリア・プラットフォーム事業者の差別的取扱いには、一定の制限を設けるべきとの意見もあった。

コンテンツ事業者団体からは、ゼロレーティングとスポンサードデータのスキームは、消費者からのデータ需要に対応すべく、民間企業間で確立しつつある解決策であり、「無差別の原則」の維持が必要、有償のゼロレーティングは認めるべきではないといった意見が出された。

最後に、消費者の立場からは、消費者がよく理解しないまま、通信パケットの分析をされたり、コンテンツ・サービスの選択範囲が狭められ、一定の方向に誘導されたりすることのないような方策を考える必要があるとの意見が寄せられた。さらに、ゼロレーティング対象コンテンツについてのパケットのカウントの実態が消費者向けに開示されておらず、課金の適切性を検証できないとの指摘もある。

② 考え方

ゼロレーティングやスポンサーデータは萌芽的なサービスであり、このような商業的慣行については、一律に禁止するのではなく、予見性を確保する観点から一定の判断基準を示した上で、ケースバイケースで事例を検証・分析し、問題事例については電気通信事業法等に基づき事後的に対応することが有効である。

検証・評価に当たっては、インターネット・エコシステムの維持や、利用者の権利確保、レイヤ内・レイヤ間の競争に与える影響、情報の流通の促進を含む社会公共的な価値など、様々な観点から、プラス・マイナス面の比較考量が重要である。

したがって、市場における予見性を高め、電気通信事業者とコンテンツ事業者が適正かつ柔軟に連携してゼロレーティング等を提供できる環境を整備するため、総務省は、電気通信事業者、コンテンツ事業者、消費者団体等の参画を得て、次のような事項を整理した上で、「ゼロレーティングの提供に関する電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針」として取りまとめ、運用することが適当である。

- ・ 電気通信事業者がゼロレーティングの対象となるコンテンツ事業者に対し、他の電気通信事業者による同等のサービス提供を困難にするような契約の締結を求めることは、ネットワークレイヤにおける競争確保の観点から、不適切ではないか。
- ・ MNO によるゼロレーティングの提供に関しては、自社ネットワークを活用する MVNO による同等のサービス提供が不可能な条件で、ゼロレーティングサービスを提供していないか監視が必要ではないか。
- ・ 市場支配力を有する電気通信事業者が自己の特定関係事業者のコンテンツのみをゼロレーティングの対象とすることは、コンテンツ・プラットフォームレイヤにおける競争確保の観点から不適切ではないか。
- ・ 電気通信事業者がコンテンツ事業者を不当に差別的に取り扱わないよう、ゼロレーティング対象コンテンツの選定に関する条件等の公開を、市場支配力を有する電気通信事業者に対し求める必要があるのではないか。
- ・ 市場支配力を有する電気通信事業者については、ゼロレーティングの普及に伴うトラフィック増加に対応可能となるようなネットワーク整備(設備投資等)が確保されていることが必要ではないか。
- ・ 市場支配力を有するコンテンツ事業者(プラットフォーム事業者である場合もある)が電気通信事業者に対し、競合コンテンツをゼロレーティング対象とすることを困難にするような契約の締結を求めることは、他のコンテンツ事業者(プラットフォーム事業者を含む)にとって、コンテンツ・プラットフォームレイヤにおける競争確保の観点や、当該電気通信事業者の電気通信サービスの利用の公平性の観点から不適切ではないか。
- ・ 十分な情報に基づく消費者による選択を確保するため、電気通信事業者はゼロレーティング対象コンテンツに関する条件(料金等)やパケットのカウントの実態を利用者に

対し適切に、かつ、分かりやすく情報提供する必要があるのではないかと。

総務省は、ゼロレーティングを提供する事業者から提供条件等に関する情報を収集し、提供条件の公平性、適正性が確保されているかを検証した結果を公表するなどの取組を通じ、透明性を確保することが必要である。

そのような取組を通じて、電気通信事業法違反となる事例、違反に該当しない事例等を具体的に明示していくことが望ましい。

なお、電気通信事業者とコンテンツ・プラットフォーム事業者の間で紛争が生じた場合に、電気通信事業者又はコンテンツ・プラットフォーム事業者が苦情等を申し立てることができる仕組み（総務大臣に対する意見申出や、電気通信紛争処理委員会その他の裁判外紛争処理制度（ADR:Alternative Dispute Resolution）の活用を含む）を検討することが必要である。

このほか、ゼロレーティングの実施に当たり、通信の秘密の侵害に当たらない要件等についても整理が必要である。

(4) ネットワークへの持続的投資を確保するための仕組み

① 課題及び主な意見

日本国内のインターネットトラフィック量は年に 1.2～1.4 倍の割合で増加する傾向が続いているが、4K 動画の普及を含めたコンテンツの大容量化等により、このトレンドは今後も維持されることが見込まれる。コンテンツのリッチ化や多様な新サービスの登場等にあわせてインターネットサービスの品質を維持・向上させるためには、ネットワークインフラへの持続的投資が必要不可欠である。

インターネットを基盤として活用し提供されるコンテンツ・サービスが多様化・大容量化する一方で、インターネットアクセスサービスそのもののビジネスモデルは、ナローバンドの時代から基本的には変化しておらず、ISP は、自身が提供するインターネットアクセスサービスの直接の「受益者」である利用者から受け取る料金を主たる原資として、インターネットインフラの運用、増強投資を行っている。

上位 ISP の場合は、消費者に加えて、直接接続（インターネットへのアクセスサービスを提供）するコンテンツ・プラットフォーム事業者から追加料金を徴収することが可能であるが、下位の ISP はインターネット全体への接続性を確保するために、上位 ISP に対してトランジット料金を支払うことが通常である。

インターネットトラフィックの増加に対応したネットワーク投資としては、例えば以下のような取組がなされている。NTT 東西のフレッツ上でサービス提供する（PPPoE 方式）ISP の場合、NTT 東西との接続帯域の増強（網終端装置の増設）とともに、上位 ISP との接続回線帯域の増強を行うこととなる。

ケーブルテレビ事業者の場合、自社のアクセス網の光化や伝送装置の増強とともに、上位 ISP との接続回線帯域の増強を行うこととなる。

MVNO の場合、MNO との接続帯域の増強とともに、上位 ISP との接続回線帯域の増強を行うこととなる。

このような下位 ISP によるネットワーク増強について、当該 ISP の利用者だけでなく、当該 ISP と接続する上位 ISP や上位 ISP と直接接続するコンテンツ・プラットフォーム事業者も、その便益をコンテンツ配信の品質向上等の形で享受しているのではないかとの指摘もある。

消費者向けの固定インターネットアクセスサービスについては、契約数が頭打ちとなるとともに、現在の厳しい競争環境下では料金の値上げが困難なため、大幅な収入の増加が見込めない状況であり、コンテンツプロバイダ等にインターネットアクセスサービスを直接提供していない下位の ISP では、利用者へのインターネットアクセスサービスの品質を維持し、増加し続けるトラフィックに対応するための設備投資が大きな負担となりつつある。

これに関し、中立性研究会においては、次のような意見や議論があった。

- OS のアップデートなどのトラフィックによるネットワークの負荷に関し、事業者団体とコンテンツ事業者等の間で協議を行ったことがあるが、両者の立場の違い等から不調に終わるなど、ネットワーク事業者と上位レイヤ側の間で十分なコミュニケーションが取れておらず、現実的な課題解決に至っていない。
- (現在、総務省の「接続料の算定に関する研究会」で議論が行われているが、) 詳細な実態は不明であるものの、NTT 東西のフレッツ網内の網終端装置がボトルネックとなり、トラフィックの混雑が発生している。
- ネットワークの高度化や利用者への安定したサービスを継続する観点から、ネットワークコスト負担の在り方についての検討が必要である。その際、いわゆるオフロードトラフィックを含め、中立的な機関が電気通信事業者と協力して測定し、現状のトラフィックを正確に把握することが必要ではないか。
- 今後、大容量デジタルコンテンツの配信に伴いトラフィックがますます増加していくことが予想される中、トラフィックの増加要因となるサービスについて、そのコスト負担を関係事業者にどのように求めていくべきか、議論するべきではないか。
- コンテンツ事業者側においても、流通させるコンテンツの容量を減らす技術の開発や CDN の活用等、コンテンツをより効率的に配信するための投資を行っている。
- 通信サービスの高度化は望ましいものであるが、社会全体における様々な負担をどのように配分していくかが問題。最終的に国民が安心・安全に通信を利用できることを確保するという観点から、どのような負担の配分が望ましいのかを議論するべきではないか。
- 都市部だけでなく、地方においても、サービスの質が維持されていくことが重要ではないか。

② 考え方

総務省は、関係ネットワーク事業者の協力を得て、トラフィックの実態(例えば、インターネットトラフィックの総量の推計だけでなく、地域・事業者間の偏在や、コンテンツの種類分析等)を収集・把握し、客観的なデータを公開することが適当である。

あわせて、電気通信事業者によるインターネットアクセスサービスの品質に係る情報(例えば、遅延や実効速度等)の自主的な開示を促すことが必要である。

そのようなインターネットトラフィックの「見える化」によって、インターネットのボトルネック(接続帯域や特定コンテンツによるトラフィック集中)や“受益者”が明確になり、関係者間での負担や協力に関する議論が進展することが期待される。

OSベンダーを含めたコンテンツ事業者、ネットワーク事業者ともに、最終利用者の利益の向上を目指す点では一致することから、今後も見込まれるインターネットトラフィックの増加に対応していくため、コンテンツの効率的かつ安定的な配信の実現に向けた幅広い関係者による協力体制を整備し、ネットワークひっ迫対策の取組を促進するべきである。取組を進める上で、総務省は、レイヤ間・事業者間の立場の差異などを調整し、合意形成に向けた議論が適切に行われるよう、努めるべきである。

なお、現状、下位の地方ISPは、主にコストの観点から、上位ISPとの都市部でのトランジットによりインターネットへの到達性を確保している。しかしながら、今後、都市部だけでなく、地方のIoT機器からも小規模ながら大量のインターネットアクセスが発生することが想定され、それらを効率的かつ低遅延に処理するためには、より利用者に近い位置で情報を処理するエッジコンピューティングなどの技術が重要になると考えられる。トラフィックを地域内で折り返すことで、IoT機器等を活用した地域課題の解決に資する様々なサービスの出現が期待されることから、都市部一極集中型のネットワーク構成・トラフィック交換を見直す必要がある。また、大規模災害が都市部で発生した際に我が国全体のネットワーク利用に影響が及ぶことを避けるためにも、地域分散型のネットワーク構成への移行を進めることが重要である。

総務省においては、地域におけるトラフィック交換の促進を通じた通信品質や耐災害性の向上を実現するため、これまでのデータセンターの地域分散支援に加え、地域IXやCDNの活用に向けた関係事業者の取組を支援することが望まれる。

(5) ネットワーク中立性確保のための仕組み

① 課題及び主な意見

これまで記載してきたとおり、ネットワーク中立性を確保する上で、第2節の各項で提言されたルール・仕組みを、関係事業者が尊重・遵守していくことが必要であるが、当該規律を検討する上では、次の2点に特に留意が必要である。

(ア) 技術革新を含めたインターネットを取り巻く環境の流動性の高さ、予見可能性の低さ：様々なイノベーションによって常に大きく変化しているインターネット関連分野において、その変化を完全に予見することは困難であり、このため、規律については、一定

の柔軟性・迅速性を有することが望ましいと考えられる。

(イ)ステークホルダーの多様性・関係の非対称性:インターネットは、既にインフラとして機能しており、ISP等の電気通信事業者に加え、利用者である消費者やコンテンツ・プラットフォーム事業者等、規律によって影響を受けるステークホルダーが多岐にわたっている。更にはそれぞれのレイヤ間の関係性は流動性が高く、また、必ずしも対称では無い。このため、規律については、レイヤを跨いだ場合も含め、関係者間の公平性を考慮する必要がある。

これに関し、中立性研究会においては、次のような意見や議論があった。

- 公正性を保つためには情報公開が不可欠であり、どのような情報をどこまで公開すべきかについては消費者視点も含めて検討する必要がある。
- 第三者機関又は信用できる機関が正確な情報を提示し、事実に基づいた議論ができるような基盤と体制を作るべき。その際、客観的なデータを用意することが必要であり、マルチステークホルダー体制での継続的なデータ・事実を収集・提示する体制をどのように作り、支えていくかが重要ではないか。
- 利用者の権利や、選択の阻害性などのバランスが市場において解決されるかの判断に当たっては、市場についての定点観測的な情報収集・公表と、レイヤ間の競争状況も含めた評価が必要ではないか。

② 考え方

これらの議論を踏まえ、ネットワーク中立性を確保する上で必要な規律については、共同規制アプローチ(法的規制と自主規制のそれぞれの利点を活かす中間的な政策手段によって最適な規律を実現しようとするもの)が適切と考えられる。

具体的には、電気通信事業法の規律を前提とした上で、消費者の権利として最低限確保されなければならない水準や、正当な措置として許容される事例等を示したガイドラインを全てのステークホルダーの参加の下で自主規制として策定し、その遵守状況を行政が監視し、違反事案について行政が関与するといった方法が適切である。

また、レイヤ内及びレイヤ間の公平性を担保するとともに、十分な情報に基づく消費者の選択を可能とするためには、電気通信事業者における適切な情報公開が必要不可欠であり、例えば、次のような情報が公開されることが適当である。

- インターネットアクセスに係る実効速度(モバイル通信の場合、上限データ通信量に達した後の実効速度も含む。)
- ゼロレーティングサービスに係る対象コンテンツに関する条件・料金等(対象コンテンツに係るパケットのカウンタの実態等、課金に関する情報も含む。)
- 帯域制御に係る具体的な運用方針や実施状況等の制限の内容

加えて、電気通信事業者等は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラ

イン」を踏まえ、消費者が理解しやすい内容及び方法で情報を伝えるなど、分かりやすい説明を行うことが求められている。総務省は、必要に応じて、同ガイドラインの見直し等を検討することが適当である。

さらに、レイヤ内及びレイヤ間の公平性・サービスの透明性維持の観点から、これら公開された情報を持続的にモニタリングし、公正・中立的に検証するための体制整備が必要である。その際、検証の結果により、開示情報との差異が認められる場合には、電気通信事業者に対し、サービスの品質の是正や、当該開示情報の修正を求める機能を持たせるなど、実効性の確保についても検討を行うべきである。

なお、ブロードバンドサービスの実効速度の計測・情報公開に関連し、民間団体や国際機関等においても様々な取組がなされているが、公正、中立的かつ効率的な計測手法の確立は容易ではない。第2章第2節でMNOに関する実効速度の計測及び提供に関する取組を紹介したが、データの収集・公開に際しては、公正、中立的かつ効率的な計測手法の確立と、消費者に分かりやすい情報提供が重要である。

また、データの公開に際しては、行政のみならず、事業者や消費者団体等の多様な関係者が分析・検証できるよう、例えば「オープンデータ」として公開することが望ましい。このような形でデータが公開されることで、多くの主体がネットワーク中立性の確保状況について関心を持つようになることも期待される。

総務省は、上記のようなマルチステークホルダープロセスが持続的に機能するよう、努めるべきである。

3. 今後の取組方針

これまでの議論を踏まえ、総務省は国内外の関係者の協力を得て、マルチステークホルダーアプローチで次の取組を推進することが適当である。

① 帯域制御ガイドラインの見直し

関係業界団体により策定された現行帯域制御ガイドラインについて、ネットワークを適切に管理・運用し、インターネットアクセスサービスの品質を維持できるよう、いわゆる「公平制御」などの運用を可能とする改定を、2019年内を目途に行う。ただし、このようなネットワークの運用について、消費者が正しく理解し、サービスを選択できるよう、消費者の選択に必要な情報公開についても、あわせて盛り込む。

② ゼロレーティングに関する指針の策定

予見性を高め、電気通信事業者とコンテンツ事業者が適正かつ柔軟に連携してゼロレーティングサービス等を提供できる環境を整備するため、総務省は関係者の参画を得て、「ゼロレーティングサービスの提供に関する電気通信事業法の適用についての解釈指針」(消費者への情報公開に関する事項も含む)を、2019年内を目途に取りまとめ、運用する。

③ モニタリング体制の整備

上記①及び②のルールへの遵守状況や情報公開の状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて事業者等に改善を促す体制（「ネットワーク中立性に関するモニタリング会合（仮称）」等）を、2019年夏頃までに整備する。

さらに、総務省は優先制御が必要なサービスや関連技術動向等について情報収集・調査を行い、「ネットワーク中立性に関するモニタリング会合（仮称）」に情報提供するとともに、具体的なニーズが出てきた場合には、マルチステークホルダーによる議論の場を設置し、合意形成を進める。

④ トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備

総務省においては、トラヒックの効率的な処理のための幅広い関係者による協力体制を早期に整備し、ネットワークへの持続的投資に係るレイヤ間を跨いだ議論を行うとともに、ネットワークひっ迫対策の取組を促進する。

さらに、地域におけるトラヒック交換の促進を通じた通信品質や耐災害性の向上を実現するため、これまでのデータセンターの地域分散支援に加え、地域IXやCDNの活用に向けた関係事業者の取組を支援するための具体策について、2019年夏頃までに検討する。

さらに、第2節で述べた「インターネットの利用に関する利用者の権利」と、上記①～④の「ネットワーク中立性のルール」については、電気通信事業者のみならず、国内外のコンテンツ・プラットフォーム事業者を含めた多様な関係者によって尊重・遵守されることが重要である。

そのためには、中立性研究会で取りまとめた方向性に基づき、事業者、消費者、行政等の幅広い関係主体が参加するマルチステークホルダープロセスでネットワーク中立性に関する具体的ルールを「規範」として合意し、各関係者が当該内容を尊重・遵守する共同規制による規律として機能させることが有効である。

総務省においては、ネットワーク中立性に関するルールを運用し、モニタリングを継続していくとともに、必要に応じてルールを見直すなど、PDCAサイクルを回していくことが必要である。

第1節で述べたように、インターネット上では国境を越えて多様なサービス・コンテンツが提供されており、近年ではプラットフォーム・コンテンツ事業者が自らネットワークを整備するなど、OTT事業者によるグローバルな活動が盛んである。

さらに、近い将来到来するSociety 5.0の社会では、実空間で得られる膨大なデータをAIで解析し、サイバー空間の価値創出につなげていくいわゆるサイバーフィジカルシステムと呼ばれる構造が想定されている。そこでは、データが両空間の垣根を越えて循環するいわば「血液」の役割を果たす。サイバーフィジカルシステムは、日本国内に閉じたものではなく、データの越境流通によって世界的な広がりを持ち得るものである。

インターネットの「オープン性」を維持し、インターネット上での持続的イノベーションやグローバルかつ自由なデータ流通を実現する上で、ネットワーク中立性の確保は不可欠なものである。

ため、我が国がまとめるネットワーク中立性の在り方を OECD 等の国際会議の場に積極的に提案し、コンセンサス作りに努めることで国際的な制度の整合性の確保を図ることが重要である。

第3節 取組状況等

1. これまでの取組状況

中間答申において示した、第2節3. の「今後の取組方針」を踏まえ、ネットワーク中立性に関する研究会における中間報告書(2019年4月3日取りまとめ)以降、次の取組を実施している。

① 帯域制御ガイドラインの見直し

2019年5月より、インターネット・サービス・プロバイダー、ケーブルテレビ、MNO、MVNO等の関係業界団体で構成される「帯域制御ガイドライン協議会」を開催。同協議会では、事業者からのヒアリングや、事業者に対するアンケートを行い、帯域制御の実態調査が行われた。

また、同協議会においては、同協議会が策定した「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」の改定に向け、「通信の秘密」や「利用の公平」等の観点から、許容される合理的な帯域制御手法(公平制御等)及びその際の利用者への周知方法等について、具体的な議論が進められた⁶¹。

② ゼロレーティングに関する指針の策定

中間報告書における取組方針を踏まえ、2019年7月から、ネットワーク中立性に関する研究会の下でゼロレーティングサービスに関するルール検討WGを開催し、ネットワーク事業者、国内外のコンテンツ・プラットフォーム事業者からのヒアリング等を実施し、ゼロレーティングサービスに関する課題や「ゼロレーティングサービス等の提供に関する指針(仮称)」の構成案について議論が行われた。

③ モニタリング体制の整備

ネットワーク中立性に関するモニタリングについては、電気通信市場検証会議の下で、ネットワーク中立性に関するモニタリングを実施する方針を決定した。電気通信市場検証会議における議論を経て、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)」(2019年8月公表)において「ネットワーク中立性に関する事項」を「当面の重要事項」に位置付け、市場検証に関する取組の一環として実施することとされた。

④ トラフィックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備

総務省は、2019年5月より、コンテンツ事業者、通信事業者等の幅広い関係者に個別にヒアリングを行い、インターネットトラフィックの増加に対応し、我が国のインターネットを安定的に運用するため、実態や課題点等の把握に努めた。さらに、地域におけるトラフィック交換の促進を通じた通信品質や耐災害性の向上を実現するため、2020年度予算概算要求

⁶¹ 同ガイドラインは2019年12月11日に改訂・公表された。

において、地域 IX や CDN の活用等に向けた実証事業に係る予算要求(「地域 IX・CDN 等を活用したローカルコンテンツ配信効率化等促進事業」(要求額:11.4 億円))を行うとともに、2020 年度税制改正要望において、「地域データセンター整備促進税制」に係る拡充・延長を要望している。

2. 今後取り組むべき事項等

上記1. の①～④の各項目について、今後、次のとおり取組を進めていくことが適当である。

① 帯域制御ガイドラインの見直し

引き続き、「帯域制御ガイドライン協議会」において取りまとめた改定案を公表し、意見募集を経て、年内を目途に改定版の公表を行う⁶¹。

② ゼロレーティングに関する指針の策定

ゼロレーティングサービスに関するルール検討 WG において、これまでの議論を踏まえつつ、引き続きゼロレーティングサービスの在り方や論点等について議論を行い、これを踏まえて、総務省においてゼロレーティングサービス等の提供に関する指針案を公表、年内を目途に策定する。

③ モニタリング体制の整備

来年以降、電気通信市場検証会議の下にネットワーク中立性に関する WG を設置し、改定後の帯域制御ガイドラインや新たに策定するゼロレーティングに関する指針等の遵守状況のモニタリングを開始する。

④ トラフィックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備

これまでのヒアリングを踏まえ、コンテンツ事業者、ネットワーク事業者等の関係事業者による協議会等の協力体制について、構成員や運営について具体的な検討を行い、本年内を目途に設立ができるよう検討を進める。

第5章 プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方⁶²

第1節 プラットフォームサービスの拡大に伴う利用者情報の取扱いの確保等に係る検討の背景

近時のスマートフォンの普及や IoT の進展により、大量のデジタルデータの生成・集積が飛躍的に進展するとともに、人工知能(AI)によるデータ解析等を駆使した結果が現実社会にフィードバックされ、様々な社会的課題を解決する本格的な「データ主導社会(Data Driven Society)」の実現が志向されている。

また、こうした ICT の進展は、従来の産業・ビジネスのバリューチェーンの各要素の分離(モジュール化)、市場のレイヤ構造化をもたらし、多様なサービスを提供するサプライヤー及びそれらのサービスを楽しむユーザの双方が利用する基盤としての機能を提供するプラットフォーム事業者が市場プレゼンスを増大させるようになっている。

このような ICT の進化と市場のレイヤ構造化を背景に、プラットフォームサービスはイノベーションを促進する存在として、また、社会基盤として今後さらに重要な役割を果たしていくことが見込まれる。

また、プラットフォームサービスの中には、ヒトやモノの間のコミュニケーションを可能とする機能を提供するものが多く、電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスは今後とも拡大・普及が進んでいくものと考えられる。

他方、プラットフォーム事業者が取得・活用する大量のデータの活用のメカニズムが分かりづらいとの声(「ブラックボックス化している」との指摘もある。)もあり、通信の秘密やプライバシー保護の観点から、電気通信事業法の規律の趣旨が適切に確保されているか、確保されていないとすればどのような点が課題となるかについて検討することが必要となっている。

さらに、国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和の観点も勘案し、プラットフォームサービスの普及に伴うグローバルな市場環境に即した政策対応が求められるようになっている。

このほか、ID を活用して様々なサービスを利用できるようにする ID 連携が進展する中、通信の相手先となるヒトや組織の認証にとどまらず、ネットワークにつながるモノの認証やネットワーク上を流れるデータの完全性(Data Integrity)の確保等を実現するため包括的な政策対応が求められる。

加えて、EU では、フェイクニュースや偽情報に対応するためのプラットフォーム事業者の行動規範(Code of Practice)の策定を求め、今後、当該行動規範をレビューすることとしており、我が国においても、フェイクニュース等への対応の検討が必要になっている。

このため、今次「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について、イノベーションの促進の観点及び通信の秘密やプライバシー保護の観点から政策対応を検討する上で

⁶² プラットフォームサービスに関する研究会において、2019年3月22日に中間報告書が取りまとめられ、その後公表された(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/index.html)。本章は同報告書の概要をまとめた上で、第6節に今後の検討の方向性及び取組状況等を記載したものである。

必要となる主要論点等の整理を行った。

第2節 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状

1. 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る法制度等の現状

(1) 通信の秘密の保護

日本国憲法第 21 条は、基本的人権の一つとして表現の自由を保障するとともに(第1項)、通信の秘密の保護について規定している(第2項後段)。同条は、表現の自由の保障と通信の秘密の保護をあわせて規定している。すなわち、憲法において通信の秘密を保護する意義は、プライバシーの保護にとどまらず、国民の表現の自由や知る権利を保障すること、さらに、国家権力が自ら通信の秘密を侵害しないのみならず、私人による侵害から通信の秘密を保護すること、国民が安心・安全に通信を利用できるよう通信制度を保障することにより、国民の通信の自由を確保することにあると考えられる。

電気通信事業法においては、通信の秘密の保護に関して「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。」(第4条第1項)と定めている。同規定は、我が国の憲法の特長を踏まえて、同第 21 条第2項後段の要請を担保するために法律レベルで具体化したものであると考えることができる。つまり、同法の通信の秘密の保護規定は、これによって電気通信事業者を含めて何人からも通信がみだりに侵害されないよう利用者⁶³の通信を保護し、もって利用者が安心して通信を利用できるようにすることで、表現の自由や知る権利を保障するとともに、電気通信ネットワークや通信制度そのものへの利用者の信頼を確保し、多様なサービスやビジネスの実現による電気通信の健全な発展と国民の利便の確保を図ることが、その意義であると考えられる。

こうした趣旨に鑑み、「通信の秘密」の範囲には、個別の通信に係る通信内容のほか、個別の通信に係る通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所・居所、電話番号などの当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の意味内容を推知されるような事項全てが含まれると従来から整理がなされている。

また、通信の秘密の侵害行為には、「知得」(積極的に通信の秘密を知ろうとする意思のもとで知得しようとする行為)、「窃用」(発信者又は受信者の意思に反して利用すること)、「漏えい」(他人が知り得る状態に置くこと)の3類型がある。ただし、利用者の同意がある場合には、通信の秘密の侵害に当たらないほか、通信の秘密を侵害した場合であっても、正当行為(刑法(明治40年法律第45号)第35条)、正当防衛(同法第36条)、緊急避難(同法第37条)に当たる場合等違法性阻却事由がある場合には、例外的に通信の秘密を侵すことが許容される、と解されている。

特に電気通信事業者には、通信の秘密の厳格な保護が求められており、通信の秘密の侵害罪について電気通信事業に従事する者にはより重い量刑が科されるとともに(電気通信事業法第179条第2項)、業務の方法に関し通信の秘密の保護に支障があるときには、総務

⁶³ 電気通信事業法第4条は適用対象に法人も含めていることから、以下、同条の「通信の秘密の保護」との関連で言及する「利用者」には事業者等の法人も含まれる。

大臣が業務の改善を命ずることができる旨が規定されているほか(同法第 29 条第1項第1号)、電気通信事業者による通信の秘密に属する事項の具体的な取扱いについての指針等が総務大臣により策定されており(例えば「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(平成 29 年総務省告示第 152 号)など。以下本章において「ガイドライン」という。)、これらによって、電気通信事業者による通信の秘密の厳格な保護の確保が図られている。また、登録・届出を要しない電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても、「検閲の禁止」「通信の秘密」に関する規律が適用される(同法第 164 条第1項、第3項)。

なお、現行の電気通信事業法は、国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有さずにサービスを提供する者には、日本国内の利用者に向けてサービスを提供する場合であっても規律が及んでいない。

(2) 電気通信事業における個人情報の保護

電気通信事業は、上記のとおり通信の秘密と直接関わる事業であり、通信の秘密に属さない情報であってもプライバシー保護を必要とする多くの情報を取り扱っている。また、電気通信サービスの高度化・多様化は国民に大きな利便をもたらしている反面、これらの電気通信サービスの提供に伴い取得される個人情報が不適切な取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。したがって、電気通信分野における利用者情報の適切な取扱いを確保する必要性は大きい。

こうしたことを踏まえ、電気通信事業を行う者に対し、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いについてできるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲内での自由な流通を確保して電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び電気通信事業法の関連規定に基づく具体的な指針として、ガイドラインが総務大臣により定められている。ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第6号～9号)の規定に準拠しつつ、通信の秘密その他の電気通信事業に特有の事情等に鑑み必要となる規定もあわせて、電気通信事業を行う者に適用される規律を一元的に示したものとなっている。

2. IoT 化・デジタル化の進展に伴う電気通信分野における変化の現状

(1) 利用者情報を始めとするデータの流通量の飛躍的増大

近年の AI や IoT 化、デジタル化の進展によるサイバー空間とフィジカル空間の融合の加速化に伴い、様々な事象のデータ化により大量かつ多様なデータが生成・集積され、データ流通がグローバル規模で飛躍的に増大している。スマートフォン、タブレット端末の急速な普及と利活用の拡大、HD(高精細)映像などの高品質・リッチコンテンツの流通がデータ流通量の増大に寄与し、さらに今後の超高速・広帯域の 5G の実現などブロードバンド・ネットワークの拡大により利用できるサービスが多様化することから、その利用者の更なる拡大が見込まれる。

様々なヒト・モノ・組織がネットワークにつながるようになれば、多くの分野や業種において

モノとモノとの間のデータのやりとり(いわゆる M2M 通信)が飛躍的に増加するのみならず、利用者情報の流通も増大することが想定される。

なお、特にプラットフォームサービスにおいては膨大な利用者情報が収集・蓄積・活用されるが、昨今、国外に拠点を置いてグローバルにプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者情報の大量流出事案が相次いでいる。また、そうした状況において、我が国の利用者の利用者情報の取扱いや被害状況の詳細が必ずしも十分に明らかにされていない等により、利用者の不安・懸念が高まっている。また、サイバー攻撃に伴う利用者情報の漏えいリスクへの不安・懸念も高まっている。

(2) 産業・ビジネスのレイヤ構造化を始めとする市場構造の変化

① レイヤ構造化によるプラットフォームのプレゼンスの増大

近時、デジタル化の急速な進展に伴ってもたらされる、モジュール化、ソフトウェア化、ネットワーク化により、企画・調達・製造・販売といった各業務・工程が連鎖的につながり、最終的な価値を生み出す既存のバリューチェーン構造からバリューチェーンを構成する各要素の分離が進み、業種の垣根を越えた連携や統合の進展等によるレイヤ構造化を始め市場構造が変化している。

こうした状況の下、業種横断的なプラットフォーム領域を形成し、アプリケーション等の様々なサービスを提供するサプライヤー及びそれらのサービスを享受するユーザの双方が利用する基盤を提供するプラットフォーム事業者が市場プレゼンスを増大させるようになっていく。

プラットフォームサービス・ビジネスの例としては、オンライン上におけるシェアリングエコノミー型のサービス、検索サービス、SNS、動画配信、ショッピングモール、アプリストア、オークションやフリーマーケットなどの消費者参加型の e コマース(電子商取引)等が挙げられる。

プラットフォームを通じたこれらのサービスの提供形態は、提供するサービスの内容等に応じて、水平統合、垂直統合若しくは垂直分離又はそれらの混合形態など、多様な形態が窺えるものとなっており、一律にプラットフォームサービスの提供形態を論じることはできないが、今後も ICT の進化によってレイヤ構造化が進展すると考えられることから、プラットフォームサービスはイノベーションを促進する存在として、また、社会基盤として、今後さらに重要な役割を果たしていくと予想される。

② 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体的な提供形態の普及・拡大

プラットフォーム事業者の提供するサービスを見ると、ヒトやモノの間のコミュニケーションを可能とする機能を提供するものが多くあり(電気通信事業法に規定する、従来からの電気通信役務と整理できるサービスの場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービス又はそれらの混合形態の場合などがあり、複雑な態様となっていることが多い。)、こうした電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機

能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスは今後とも拡大・普及が進んでいくものと考えられる。

また今後、電気通信分野において提供される通信サービス自体も、デジタル化の進展と相まって AI や IoT などの最新技術を駆使したものに¹変遷・進化していくと考えられるとともに、通信ネットワークにおける仮想化技術の進展により、その提供形態についても、電気通信設備(ハード)と機能(ソフト)を分離した形でのビジネスモデルへと変化していくことが想定される。そして、それに伴い新たなスタイルを有するプレーヤーが登場することも考えられる。すなわち、通信サービスの提供主体の質・量がともに変貌し、既存のスタイルに囚われない電気通信事業者の登場や電気通信事業者とプラットフォーム事業者との協業や連携・融合が進み、市場環境が一変することも想定される。

(3) グローバルなプラットフォーム事業者の台頭に伴う、利用者情報のグローバルな流通の進展

プラットフォームは、ネットワークとコンテンツやアプリケーションとの間をつなぐ共通的な機能を有することから、垂直統合する場合と比較してコンテンツやアプリケーションを機動的に提供できる。このため、ネットワーク効果(利用者が増加すればするほどサービスの価値が高まる経済原理)が働き、コンテンツやアプリケーションが多様となることに伴い利用者数が増加し、その結果、サービス価値がより増加するとのシナジーが生まれることとなる。また、コンテンツやアプリケーションについて、それらがデジタル技術を用いるものであり、生成のための限界費用が限りなくゼロに近づくものであることから、ビジネスを比較的容易に拡大させやすいとの構造があることも指摘されている。

こうしたプラットフォーム機能の特徴から、プラットフォーム事業者は国境を越えてグローバルにビジネスを展開し、より多くのユーザを対象とすることで、より多くの成功を収めることが可能となっており、我が国においても、こうした国外のグローバルプラットフォーム事業者のプレゼンスが大きくなっている。

グローバルなプラットフォーム事業者は、グローバルな規模で利用者情報を始めとする大量のデータを取得・活用することが可能となることから、こうした国境を越えたデータ流通の拡大を背景にして、諸外国においても、利用者情報の適切な取扱いに係るルール²の整備や議論が行われている。

(4) 利用者情報の取得・活用に対する、サービス提供者のニーズの高まり

① 利用者情報の取得・活用のインセンティブ

ICT の進展と市場環境の変化により、斬新で革新的なサービスを利用者が享受できるようになる一方で、プラットフォーム事業者を含む電気通信分野におけるサービス提供者は、より付加価値の高いサービスを利用者に提供するために、利用者情報をより積極的に取得し、かつ、活用しようとするインセンティブが働くと考えられる。

例えば、検索連動型広告に見られるように、プラットフォーム上では、利用者は無料でサー

ビスを利用できる一方、企業は広告料を支払うことにより利用者に対し自社の商品を PR するといった両面市場 (Two sided market) のモデルが適用されることにより、サービス提供者が利用者情報を取得し、かつ、活用するインセンティブが働きやすい。

② 利用者情報の取得・活用に係る利用者保護の必要性

このような利用者情報の取得・活用が新たなサービスを生み出し、利用者に最適なサービスを提供するとのスパイラルの中で、利用者はサービスに魅力を感じ、サービス規約に同意し、あわせてプラットフォーム事業者による利用者情報の取得・活用にも同意することとなるが、前述のとおりサービス提供者にはできるだけ利用者情報の取得・活用の同意を得ようとするインセンティブが働くと考えられることから、利用者の保護の観点から、同意取得に当たっては、サービス提供者から利用者に対して、取得する利用者情報の種類やその活用の方法等について分かりやすい説明が行われるよう確保することがより一層重要となる。

また、利用者情報を活用したサービス・ビジネスの提供に当たっては、データの寡占化によるロックイン (囲い込み) により、利用者の選択肢が狭められる可能性も考えられる。すなわち、近時のブロードバンド化やスマートフォンの急速な普及等を背景に、クラウド上のサービスが進展し、クラウド上にデータが集約されやすい構造となり、また、AI の更なる進展により質の高いデータセットの確保が競争優位性を左右する状況が生じており、プラットフォーム機能と不可分となっている。さらに、サイバー空間とフィジカル空間が融合する中で、リアルの世界でも利用者情報等のデータを集約する能力を持つプラットフォーム事業者がサービス面でも優位になる市場構造が形成されつつある。

こうしたデータ寡占によるロックイン効果の結果、電気通信分野において適切な競争が行われず、利用者にとって質の高いサービスが中長期的に提供されない、又は質の高いサービスの選択肢が与えられないなどの懸念が生じ得る。その場合、適切なデータ流通・利活用によるイノベーションの促進が阻害されるおそれがあるほか、更なるデータの集中・データの支配などのデータ寡占が進展すれば、電気通信分野における市場環境にも影響が及ぶこととなる。

(5) パーソナルデータ提供等に係る利用者意識の変化

① パーソナルデータ提供に関する利用者の不安感の高まり

総務省の「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」(2017 年)によれば、パーソナルデータの提供について「不安を感じる」という回答の割合は、日本、中国及び韓国のアジア3か国で7割超となっているのに対し、米国、イギリス及びドイツの欧米3か国は6割程度で明確な差があり、我が国の利用者は「とても不安を感じる」割合が他国と比べて高い。

また、6か国共通で提供に強い不安感があるデータは、「口座情報」、「公的な個人識別番号」、「生体情報」、「位置情報、行動履歴」となっている。特に、アジア3か国では、基本情報である「氏名、住所」、「連絡先」及び「生年月日」が欧米3か国に比べて警戒心が強く、我が国では、「Web サイトへのアクセス履歴」の提供に対する不安感が6か国の中で最も高い。

② プラットフォーム事業者の情報管理態勢に対するユーザの懸念

利用者はプラットフォームを介して多様なサービスを享受することができる反面、プラットフォーム事業者は膨大な利用者情報を取得・活用しているが、その活用のメカニズムが分かりにくいといった声もあり、利用者の不安・懸念が高まっている。また、特に昨今、国外に拠点を置いてグローバルにプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者情報の大量流出事案が相次いでいるが、そうした状況において、我が国の利用者の利用者情報の取扱いや被害状況の詳細が必ずしも十分に明らかにされていないとの声もあり、利用者の不安・懸念がさらに高まっている。

こうした「ブラックボックス化している」とも言われる利用者情報の活用メカニズムや大量流出事案が相次いでいる現状に鑑みれば、プラットフォーム事業者の情報管理態勢への不信任は払拭されているとは言い難い。

③ いわゆる「同意疲れ」

通信の秘密に係る利用者情報の取扱いについて有効な同意と言えるためには、従来原則として「個別具体的かつ明確な同意」が必要とされている。しかしながら、利用者から取得される利用者情報が増えるにつれて、類似の同意取得手続が繰り返され、かつ、その活用の方法が複雑になり多岐にわたるにつれて、同意取得時の説明も複雑で分かりにくくなる結果、利用者が十分に理解しないままに同意をしてしまう、いわゆる「同意疲れ」の問題が今後大きくなっていくことが予想される。

なお、これに関連して、例えば現下の市場では、あるサービスにおいて利用者情報が収集・蓄積・活用される場合には、その都度それを示すアイコンを表示する機能をデバイスに具備させることによるなど、利用者に明示的に注意喚起を行うために設計段階からプライバシーに留意するプライバシー・バイ・デザインを志向する動きもある。

3. 欧米等における利用者情報の保護等を巡る動き

(1) GDPR による利用者情報の保護

EU では、デジタルサービスやコンテンツが EU 域内の国境を越えて自由に流通する「デジタル単一市場(Digital Single Market)」の構築を政策目標として、GDPR(一般データ保護規則)が制定され、2018年5月より施行されている。

GDPR は、主として個人データの取扱い(処理)と移転を規律するものである。具体的には、個人(データ主体)の権利保護を明確化するため、識別された又は識別され得る自然人に関するあらゆる情報(any information)を個人データと定義し、その取扱いは個人データに係る全ての操作に関して適法性、公正性及び透明性を求めている。

その他、地理的適用範囲(域外適用を含む。)については、①個人データの取扱いが欧州経済領域(EEA: European Economic Area)内における管理者・処理者の拠点(establishment)の活動の文脈で行われるもの、また、EEA内に管理者・処理者の拠点が無い場合であっても②EEA内のデータ主体に物品・サービスを提供するもの、③EEA内にお

ける個人の行動の監視については、GDPRの適用対象とされる(②及び③では、EEA内の代理人(representatives)を指定)。

さらに、GDPRにおいて新たに法的位置付けを付与され、導入された規律のうち注目すべきものとして行動規範(Codes of Conduct)がある。

なお、日EU間の個人データ越境移転について、欧州委員会は、GDPR第45条に基づく我が国の充分性認定を決定した(2019年1月)。

(2) eプライバシー規則(案)における利用者情報の保護

GDPRに引き続き、インターネットベースのサービスの進展に伴う通信分野におけるプライバシー等の保護を拡充するため、通信の秘密等の適用対象を従来の通信サービス(traditional electronic communication service)に加え、ウェブメールやSNSなどのOTTの通信サービス(Over-the-Top communications services)に拡大するeプライバシー規則(ePrivacy Regulation)(案)の策定作業が進められている。

GDPRは全ての個人データ(all personal data)を保護対象とし、個人データの権利(the right to personal data)を規定するのに対して、eプライバシー規則(案)の保護対象は個人データか否かを問わず、通信と端末機器の情報(electronic communications and the integrity of the information on one's device)であり、通信の秘密とプライバシーの権利(right to the privacy and confidentiality of communication)を規定しようとするものであるほか、地理的適用範囲については、事業者の拠点がEEA内か外かを問わず、EEA内でのサービス提供があれば規制対象となる(拠点が無い場合は代理人を指定)。

(3) 米国における利用者情報の保護

EUに呼応するように、米国でも動きが見られる。現在連邦レベルでは事業分野・情報の分野ごとの規律が存在しているが、包括的な利用者情報の保護法制は存在しない。州法レベルにおいても包括的な保護法制はみとめられなかったものの、近時包括的な保護法制として、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CaCPA:The California Consumer Privacy Act of 2018)が成立し、同法ではカリフォルニア州に拠点のない事業者も規制対象(域外適用)となる可能性がある。なお、直近では包括的な連邦法を志向する動きも見られる。

米国とEUの間では、個人データ移転についての原則を規定した「セーフハーバー協定(Safe Harbor)」(2000年)が締結され、EUのプライバシー保護基準に沿ったルールを適用することにより米EU間の個人データの移動が可能となるものとしていたが、これが「プライバシーシールド(Privacy Shield)」(2016年)として引き継がれた。これに基づいて、米国企業はプライバシーポリシーを公表し(自主規制)、商務省に対して自己認証を行うこととし、仮に当該プライバシーポリシーに反した場合にはFTC法(Federal Trade Commission Act)に基づき執行されること等により履行確保が担保されている。

(4) 韓国における利用者情報の保護

韓国では、憲法及び電気通信事業法において、通信の秘密を保護する規定があり、情報通信網の利用及び情報保護等に関する法律においても、情報通信サービス提供者を対象に情報通信網における他人の秘密を侵害等してはならないとして、利用者情報の保護を図っている。2018年、国外における韓国国民の利用者情報の流通の安全を確保することを目的に同法が改正され、国内に住所又は営業所がない情報通信サービス提供者に対して、国内代理人の指定を義務付ける規定が新設された。

(5) 多国間における利用者情報の保護

OECDでは、1980年に「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」が採択され、附属文書である「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」にOECD8原則と総称される基本原則が示されている。本勧告は2013年に改訂され(同原則については改訂されておらず、規定の追加等が行われたもの。)、2018年からは、2013年の改訂から5年を契機として加盟国における履行状況のレビューが行われている。

また、欧州評議会(Council of Europe)では、1980年に「個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約(ヨーロッパ第108号条約)」が採択された。現時点で我が国は適用を受けるものとはなっていないが、プライバシー等の保護を拡充する動きがあるなど、多国間においてもプライバシー等の保護を志向する動きが見られる。

第3節 プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性

1. 基本的視点(利用者情報の利活用とプライバシー保護とのバランス)

前節で見たとおり、電気通信分野においては、技術の進歩と市場構造の変化を背景としたプラットフォーム事業者の台頭と、プラットフォーム機能を通じた多様で利便性の高いサービスの創出が相次ぐなど、提供する事業者、提供されるサービス、提供の形態(ビジネスモデル)が劇的に変化しつつある。

また、新たなサービスやビジネスにおいて取得・活用される利用者情報についても質・量ともに進展・拡大が著しく、これに伴って利用者情報に対する利用者の意識にも多くの変化がみられるようになっている。

これらの変化を踏まえて、電気通信分野における通信の秘密を含む利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策についても、必要な見直しを検討する必要がある。

利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応の在り方の検討に当たっては、電気通信事業法の目的に鑑み、利用者が安心して通信を利用できるようにすることで、電気通信ネットワークや通信制度そのものへの利用者の信頼を確保し、多様なサービスやビジネスの実現による電気通信の健全な発展と国民の利便の確保を図るためにはいかなる対応が適当か、という観点で検討することが適当である。

すなわち、利用者情報の利活用により、利用者の嗜好やニーズに沿った様々なサービスがプラットフォームを介して提供され、利用者に新たな便益をもたらす。プラットフォームサービスは、技術革新の急速な進展とともに、より一層利便性に優れ、高品質で付加価値の高いサービスの創出を促し、イノベーションにつながる側面があり、電気通信の健全な発展と国民の利便の確保を図るための社会基盤として今後ますます重要な役割を果たしていくと考えられる。

一方で、履歴情報や位置情報などの利用者個人に係る様々なデータが生成・集積され、これらのデータが他のデータと結合することにより、利用者個人の人格も表す性格を帯びてくることとなれば、利用者個人のプライバシーが把握されることへの懸念・不安がより一層拡大し、利用者が安心してサービスを利用することが難しくなるおそれがある。

このため、プラットフォームサービスに関する利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等の検討に際しては、次の3点を基本的視点として政策対応を図っていくことが適当である。

- ① プラットフォームサービスは新たなサービスの創出を促し、イノベーションを促進するための社会基盤として今後更に重要な役割を果たしていくと考えられることから、利用者情報以外の情報も含めた自由なデータ流通の確保を図ることにより、プラットフォーム機能によるユーザの便益の最適化が図られること
- ② 一方で、プラットフォーム機能が十分に発揮されるようにするためにも、利用者が安心してサービスを利用できるよう、利用者情報の適切な取扱いを確保すること
- ③ 自由なビジネス環境の実現を通じたイノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保すること

2. 各検討項目に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性

(1) 利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方

① 政策対応上の主要論点

第2節2.のとおり、プラットフォーム事業者は国境を越えてグローバルにビジネスを展開するようになっており、我が国においても、国外に拠点を置いてグローバルにプラットフォームサービスを提供する事業者のプレゼンスが大きくなっている。

我が国の電気通信分野においても、メッセージングサービスやSNSを始め電気通信事業者が提供する通信サービスと同様の、又は類似したサービスがプラットフォーム事業者によって多様なビジネスモデルにより提供されており、我が国の多くの利用者がこれらのサービスを利用している状況にある。

一方で昨今、国外のプラットフォーム事業者による利用者情報の大量流出事案が相次いでおり、プラットフォーム事業者による利用者情報の取扱いに対する利用者の懸念が高まっている。

利用者情報、特に通信の秘密に係る情報の取扱いの確保については、電気通信事業法に通信の秘密の保護規定(第4条ほか)を設けることによって、その適切な取扱いの確保を

図っているところである。しかしながら、従来、電気通信設備を国外のみに設置する者であって、日本国内に拠点を置かない者に対しては、同規定による規律が及んでいない。そのため、上記の状況の変化に対応する観点から、国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有さずにサービスを提供する国外のプラットフォーム事業者に対する同規律の適用の在り方が論点として挙げられる。

② 政策対応上の基本的方向性

第 2 節 1.において我が国の憲法の特長として触れているように、表現の自由の保障と通信の秘密の保護をあわせて規定していることに照らして、憲法において通信の秘密を保護する意義がプライバシーの保護にとどまらず、国民の表現の自由や知る権利を保障すること、国民が安心・安全に通信を利用できるよう通信制度を保障することにより、国民の通信の自由を確保することにある点に鑑みると、提供主体が国内か国外かを問わず国民の通信の秘密を保護することこそが上記憲法上の要請に適うものと考えられる。

すなわち、今日国外のプラットフォーム事業者のプレゼンスが増大し、多くの利用者がこれらの事業者が提供するプラットフォームサービスを利用している状況や国外のプラットフォーム事業者による利用者情報の大量流出事案が相次いでいる状況に鑑みると、国外のプラットフォーム事業者による利用者情報の適切な取扱いの確保がなされなければ、利用者が安心してサービスを利用することができなくなり、ひいてはプラットフォームサービスに対する利用者の信頼の確保が図られず、プラットフォームを通じた多様なサービスの普及による電気通信の健全な発展と国民の利便の確保に支障が生じ得ると考えられる。

したがって、我が国の利用者を対象にサービスを提供する場合には、提供主体が国内か国外かにかかわらず等しく利用者情報及び通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律を適用することにより、我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようにすることが適当である。

また、国内外の事業者間の公平性を確保し、イコルフットイングを図る観点からも、国内か国外かに関わらず、利用者情報及び通信の秘密等に係る規律が等しく適用されることが適切であると考えられる。

具体的には、国外のプラットフォーム事業者が、我が国の利用者を対象として電気通信サービスと同様の、又は類似したサービスを提供する場合についても、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行うとともに、あわせてガイドラインの適用の在り方についても整理することが適当である。

(2) 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方

① 政策対応上の主要論点

第 2 節 2.で見たように、今後、電気通信分野において提供される通信サービスは、デジタル化の進展と相俟って AI や IoT などの最新技術を駆使したものに変遷・進化し、ビジネスモ

デルも大きく変貌を遂げていくと考えられる。すなわち、電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスの拡大・普及や、通信サービスの提供主体の質・量がともに変貌し、既存のスタイルに囚われない電気通信事業者の登場や電気通信事業者とプラットフォーム事業者との協業や連携・融合が進み、市場環境が一変することも想定される。

こうした変化に伴い、より多様なサービスを通じてより多くの利用者情報が取得・活用されるなど、利用者情報の取扱いが質・量ともに深化・拡大することが想定される。したがって、電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展に伴う利用者情報の適切な取扱いの確保を図るため、現行のガイドラインの適用対象や適切な取扱いの在り方の見直しが論点として挙げられる。

また、ガイドラインの適用や該当条文が明確になっていないために、利用者情報のサービス・ビジネスへの活用が十分に図られないケースなどもあり得ることから、法律やガイドラインの適用関係の明確化が論点として挙げられる。

具体的には、ウェブ上の行動履歴や位置情報、とりわけ、スマートフォンやタブレット端末などのユーザ端末から発せられる、又はユーザ端末に蓄積される端末 ID やクッキーなど端末を識別する情報等(以下「端末情報」という。)は、プロファイリングや行動ターゲティングなど多様なサービス・ビジネスにおいて活用されることが考えられるが、例えば、これを行動ターゲティングのために取得・活用する行為が通信の秘密・プライバシー保護との関係で如何に整理されるかが論点として挙げられる。

このほか、電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展は、通信ネットワークレイヤとプラットフォームレイヤの両レイヤにおけるドミナント性を強めることとなり、結果として利用者に質の高いサービスの選択肢が与えられないなどの懸念が生じ得るのみならず、市場における公正競争が阻害されるなど電気通信分野の市場環境にも多大な影響が及ぶ可能性があり、これへの対応の在り方も論点となる。

② 政策対応上の基本的方向性

憲法において通信の秘密を保護する意義の1つが、国民が安心・安全に通信を利用できるよう通信制度を保障することにより国民の通信の自由を確保することにある、という憲法の趣旨に立ち返ると、今後とも電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合などの環境変化が進展していくことが予想される中で、これら一体的に提供する形態のサービス・ビジネスを利用者が安心して受け入れられるようにするためには、こうした新たなサービス・ビジネスの提供に伴って取得・活用される利用者情報の適切な取扱いを確保することが必要であることから、まずはガイドラインの適用対象の見直しを進め、ガイドラインに定める規律をこれらのサービス・ビジネスに適用できるようにすることが適当である。

また、ガイドラインの適用関係等の明確化に関して、端末情報を行動ターゲティングのために取得・利用する手法としては、広告事業者等がウェブ上の行動履歴を把握・分析するために利用するサードパーティクッキー等の仕組みがあり、それぞれの技術的特性や利用実

態も異なることから、現状では、これらが一律に電気通信事業者の取扱中に係らない行為とは言いきれないが、今後更に技術的特性や利用実態の把握を行い、明確化を図っていくことが適当である。

他方、利用者の端末情報の適切な取扱いを確保することにより、利用者が自らの端末を用いて安心して通信サービスを利用できるようにすることは重要と考えられる。すなわち、利用者の端末情報が、OS 事業者、通信事業者、プラットフォーム事業者、アプリ事業者等によって、利用者の意思に反して取得・活用されているとすると、通信の秘密の対象であるか否かに関わらず、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じ得るところ、端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、e プライバシー規則(案)の議論も参考にしつつ、今後引き続き検討が必要と考えられる。なお、M2M 通信、すなわちモノとモノとの間のデータのやり取りも今後飛躍的に増大すると想定されるが、これら M2M 通信の中には利用者のプライバシーに直接に関わらないものもあり得るところ、M2M 通信への通信の秘密に係る規律の適用の在り方についても検討することが適当である。

さらに、通信の秘密に係る情報の活用にあたっては、従来原則として利用者の「個別具体的かつ明確な同意」の取得が求められるとの整理がなされているところ、利用者から取得する方法が複雑になり多岐にわたるにつれて、同意取得時の説明も複雑で分かりにくくなる結果、かえって利用者が十分に理解しないままに同意をしてしまう、いわゆる「同意疲れ」が課題となっていることから、同意取得やその際の説明の在り方についても検討することが適当である。

このほか、ガイドラインの適用関係等の明確化に関連して、現状、通信の秘密の保護に関しては、電気通信事業法第4条第1項において「電気通信事業者の取扱中に係る通信は、侵してはならない」旨が規定されており、また、通信の秘密に属する事項の一部についてはガイドラインに定めるとともに、解説を示すことにより明確化を図っているところであるが、より一層の明確化を図る観点から、例えば、通信の秘密に係る情報の取得・活用・外部提供が許容されるケースを法律に明記するなどすべきとの意見があった。

また、ガイドラインにおける通信の秘密に係る情報等の適切な取扱いに係る規定に関して、情報の種別に着目して定めるのではなく、今後は具体的な要件や態様(取得・活用・外部提供が許容されるケース)に着目した規定振りや考え方を取り入れていくことが必要になるとの意見もあった。

これらの課題については、いずれも利用者情報の取得・活用によるイノベーションの促進と、利用者情報の適切な取扱いを確保するための枠組みとのバランスをいかに確保するかという基本的な方向性を踏まえつつ、新たなサービス・ビジネスの創出を巡る市場動向、さらには規律のグローバルスタンダード化の観点を勘案し、諸外国のプライバシー保護に係る制度の動向も参考にしながら、今後引き続き検討していくことが適当である。

なお、電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展に伴うドミナント性の高まりへの対応に関しては、今後の通信ネットワークの仮想化に伴

う電気通信設備(ハード)と機能(ソフト)の分離の進展も見据えつつ、従来ドミナント規制が主として対象としてきた通信ネットワークレイヤに限定することなく、レイヤを超えた支配力の行使に適切に対応できる規律の在り方について、電気通信分野の市場環境の変化に応じた適切な規律を確保する観点から、今後引き続き検討することが適当である。

(3) プラットフォーム事業者による、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方

① 政策対応上の主要論点

前述(1)及び(2)で検討したように、プラットフォーム事業者に対して利用者情報及び通信の秘密に係る規律を適用したとしても、当該規律に従った適切な取扱いがこれら事業者によって実際になされなければ、我が国の利用者の保護が十分に図られないこととなる。

国外のプラットフォーム事業者に対する法律の執行を担保するための方策としては、例えば、国際的な執行協力や GDPR に見られるように域内に代理人を設置する方法などが考えられるところ、まずは法律の執行を確実に担保するためにどのような方策が望ましいかが論点となる。また、法律の執行の担保を前提として、これを補完するものとして事業者による自主的な取組と合わせた共同規制的なアプローチも考えられるところ、規律に従った適切な取扱いを確保するためどのような方策が望ましいかが論点となる。

また、最近相次いだ国外のグローバルプラットフォーム事業者による利用者情報の大量流出事案においても、我が国の利用者の利用者情報の取扱いや被害状況の詳細が必ずしも十分に明らかにされていないとの声が聞かれたところであるが、我が国の利用者が、事業者がどのように利用者情報を取り扱っているか等についての的確に理解・把握して、安心してサービスを利用できるようにするため、これら事業者による利用者情報の取扱いに係る透明性をいかに確保するかについても論点となる。

さらに、国外のプラットフォーム事業者が提供するサービスに係る利用者情報の取扱いに関し、我が国の利用者からの問合せに応じる窓口が分かりづらい、日本語では対応しないなどの事例もあり、我が国の利用者が不便を強いられるのみならず、利用者情報が漏えいした場合等に適切な利用者への対応がなされず、通信の秘密やプライバシー保護の観点から看過できないケースが生じ得るおそれもあることから、こうした利用者情報の管理態勢・苦情相談態勢の在り方も論点として挙げられる。

② 政策対応上の基本的方向性

国外のプラットフォーム事業者による規律に従った適切な取扱いを確保するための方策について、上記①において言及した EU の事例をはじめとして多様な選択肢が考えられるところ、まずは我が国の法律の執行をより確実に担保できるようにすることに検討の力点を置いて、e プライバシー規則(案)の議論の動向等も踏まえつつ検討を深めていくことが適当である。

その際留意すべきことは、ICT 分野は変化のスピードが速いことのほか、個々のプラットフォームサービスによってビジネスモデルが異なり、取り扱う利用者情報も、また、利用者情報の活用の仕方もまちまちであるという点である。

また、各プラットフォーム事業者は、自らが提供するサービスができるだけ多くの利用者に受け入れられるよう、サービスの魅力を高めようとするが、サービスによっては、また、事業者によっては、サービスの魅力を高める一環として自ら利用者情報の適切な取扱いを図ろうとするという面もある。

したがって、法律のみによるのではなく、法律の執行を確実に担保するための方策を講ずるとともに、これを補完するものとして国内外のプラットフォーム事業者、電気通信事業者など関係者による継続的な対話を通じた自主的な取組を促すことで、機動的かつ効果的に履行の確保を図り、その履行状況をモニタリングするという共同規制的なアプローチを適切に機能させることが望ましく、今後その具体的な方策についても検討を深めることが適当である。

また、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の実施に当たっては、より効果的な行政の実現という観点から、他の法律を所管する他省庁との連携の可能性も念頭において検討を行うことが望ましい。

なお、プラットフォーム事業者による自主的な取組として期待される具体的な事項としては、例えば、利用者情報の取扱いについて利用者が的確に把握・理解できるよう確保することが重要であるところ、利用者情報の取扱い方策の透明性の確保・向上や、利用者からの問合せに応じる窓口を始めとする苦情相談態勢についても、利用者の通信の秘密及びプライバシー保護の観点から充実した対応が求められるところであり、こうした共同規制的なアプローチの具体化を検討するに当たっては、これらの自主的な取組が適切に機能するよう留意することが適当である。

(4) 欧米におけるプライバシー保護法制を始めとする国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和に係る政策対応

① 政策対応上の主要論点

第 2 節 3. で見たように、EU では、新たなインターネットベースのサービスの進展に伴う通信分野でのプライバシー・個人情報の保護を拡充するため、通信の秘密等の適用対象を従来の通信サービス (traditional electronic communication service) に加え、ウェブメールや SNS などの OTT の通信サービス (Over-the-Top communications services) に適用を拡大する e プライバシー規則 (案) の策定作業が進められ、米国においても、カリフォルニア州では CaCPA が成立し、また、包括的な連邦法を指向する動きが見られる。こうした諸外国のプライバシー保護の潮流との制度的調和の確保が論点となる。

② 政策対応上の基本的方向性

諸外国においても通信の秘密を含むプライバシー保護に関する制度の見直し等が進められている中で、国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和を図ることなく規律のレベルを乖離させると、国内事業者の競争力低下や国内事業者による利用者情報の取扱いが不十分となる。また、各国がバラバラに方策を推し進めれば、一国マルチ制度のような状況を招き、プラットフォーム事業者やその提供するプラットフォームサービスの利用者に混乱を来たすおそれもある。

以上の観点を踏まえ、電気通信事業法における通信の秘密の保護規定の法目的や趣旨は維持しつつ、これら諸外国の動向を引き続きフォローし、電気通信分野における通信の秘密及びプライバシーの保護に係る規律についての国際的な調和(ハーモナイゼーション)を図っていくことが適当である。

また、国外のプラットフォーム事業者が我が国の利用者に対して通信サービスを提供する過程で取得した利用者情報への外国政府等からのアクセスについても、あわせて論点や考え方を整理していくことが必要と考えられる。

このほか、国外事業者に対して、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策についても、グローバルな相互運用の可能性も展望しつつ、国際的な調和を図っていくことが適当である。

第4節 トラストサービスに関する主な検討事項

1. トラストサービスの必要性

Society 5.0 の実現に向けて、サイバー空間と実空間の一体化が加速的に進展し、実空間での様々な活動がサイバー空間に置き換わる中、その有効性を担保するための基盤として、ネット利用者の本人確認やデータの改ざん防止等の仕組みであるトラストサービスが必要である。

(1) サービスに応じた ID の利用

プラットフォーム事業者の提供するサービスの規模が拡大する中、当該事業者の発行する ID を利用して当該事業者以外の事業者が提供するサービスにもログインすることが可能になるなど、ID を利用した様々なサービス間の連携が進展している。ただし、当該 ID の発行に際して行われる本人確認のレベルは様々であり、必ずしも厳格な本人確認が行われていないものも存在している状況にある。

例えば、無料動画視聴サービスや写真共有サービスのように、利用に当たって必ずしも高いレベルでの厳格な本人確認を必要としないものが存在する。一方、オンラインでクレジットカード番号などの機微な情報をやりとりする金融サービスや企業の重要情報を取り扱う電子契約のように、利用に当たって高いレベルの本人確認を必要とするオンラインサービスも存在する。

求められる本人確認のレベルが様々である状況を踏まえると、利用者や利用可能なサービスの多寡を基準に ID を選ぶのではなく、利用するサービスに求められる本人確認のレベ

ルに応じたポリシーに基づいて発行された ID を選ぶことができ、同等のポリシーに基づく ID 同士での連携も可能な環境を整えることが必要である。

多種様々なオンラインサービスについて、それらの内容・重要度に応じて ID 情報の信頼度をレベル分けする LoA (Level of Assurance) の考え方にに基づき、トラストサービスの全部又は一部を多数の事業者等が連携して提供することが可能な環境を整備することによって、プラットフォーム事業者がトラストサービスを寡占することなく、健全な市場環境の構築に資することが期待される。

(2) Society 5.0 を支えるトラストサービス

サイバー空間と実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する Society 5.0 の時代が到来しつつある。Society 5.0 においては、実空間にあるセンサなどから大量のデータがビックデータとしてサイバー空間に収集され、収集されたビックデータを人工知能 (AI) により解析し、実空間に高付加価値をフィードバックすることで、生活の利便性の向上や産業の高度化を実現することが期待されている。

このシステムが有効に機能するためには、センサを始めとする様々なモノがネットワークにつながる中、正当でないモノがネットワークにつながったり、誤ったデータや改ざんされたデータが紛れ込んだりしないようにし、サイバー空間の安全性や信頼性を確保することが重要である。したがって、ヒトだけでなく、組織やモノも認証するとともに、データの完全性を確保するためのトラストサービスの実現が必要である。

Society 5.0 に向けて、トラストサービスの基盤を活用することが考えられる例として、他国に先行する我が国における取組である情報銀行が挙げられる。情報銀行は、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、個人のデータを管理するとともに、個人の指示又はあらかじめ指定した条件に基づき、データを第三者 (他の事業者) に提供する事業であり、その普及が期待されている。当該事業においては、情報銀行を利用する利用者、情報銀行、データ提供先の第三者等、多種多様な関係者によってデータが取り扱われることが想定され、情報銀行による個人に向けたサービスが適切に行われるには、各関係者の正当性の確認や、データ流通の過程において改ざん等が行われていないかを担保する完全性の確保が重要となることから、その基盤として、トラストサービスを活用することが考えられる。

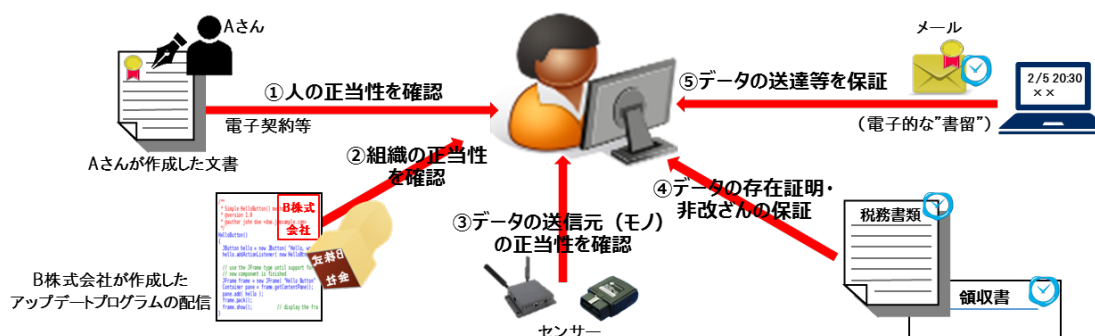


図 2-5-1 トラストサービスの活用例

2. 欧州におけるトラストサービスの動向

EU は、eIDAS (electronic IDentification and Authentication Services) 規則を 2016 年7月に発効した。eIDAS 規則では、一定の要件を満たすトラストサービスの提供者を適格トラスト・プロバイダーとして規定し、EU 各国はトラストリスト(適格トラスト・プロバイダーのリスト)を公開し、維持しなければならないとされている。

eIDAS 規則には、具体的に、①電子署名(自然人が電磁的に記録した情報について、その自然人が作成したことを示すもの)、②タイムスタンプ(電子データが、ある時刻に存在していたこととその時刻以降に改ざんされていないことを示すもの)、③ウェブサイト認証(ウェブサイトが真正で正当な主体により管理されていることが保証できることを示すもの)、④e シール(文書の起源と完全性の確実性を保証し、電子文書等が法人によって発行されたことを示すもの)、⑤e デリバリー(データの送受信の証明も含め、データ送信の取扱いに関する証拠を提供するもの)等の法的枠組みが規定されている。

他方、我が国には、eIDAS 規則に相当するトラストサービスを包括的に規定する法令が存在しない。今後、Society 5.0 に向けて、国際的なデータ流通が加速することから、国際的な相互運用性の確保の観点からも、トラストリストの構築を含め、我が国としてのトラストサービスの在り方について検討が必要である。

なお、データを国外とやり取りする国民や企業等が、国外での訴訟等においてその真正性や完全性を主張する場合など、国民や企業等が国外での権利実現を図る基盤としても、我が国における法制度に基づくトラストサービスの構築が期待されている。

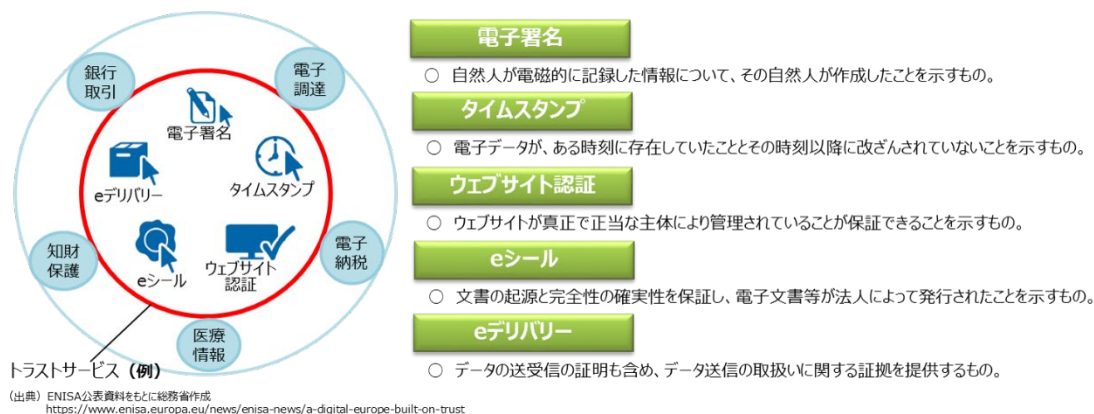


図 2-5-2 EU におけるトラストサービスのイメージ

3. トラストサービスの在り方の検討における基本的視点

(1) ネットワークにつながるヒト・組織・モノの正当性を確認できる仕組みの確保 (Identification / Authentication)

プラットフォーム事業者が提供するIDによる認証は、必ずしも厳密な本人確認が行われていない場合があり、本人確認に限界があることから、金融サービスや企業の重要情報を取り扱う電子契約のような利用に当たって高いレベルの本人確認が求められるオンラインサービ

スにおいては、プラットフォーム事業者が提供する ID の活用が十分に進んでいない現状がある。

信頼性の高いサービスを実現するためには、ヒトやモノの真正性を適切に確認して ID が発行される (Identification) とともに、誰からの / 何からのデータであるかを確認する仕組みとして PKI (Public Key Infrastructure) 等を活用して、よりハイレベルで、より厳格にネットワークにつながるエンティティ (Entity) を認証 (Authentication) する仕組みが必要である。

具体的には、Society 5.0 の実現に際しては、(1) 誰からのデータであることを保証する利用者認証、(2) 組織が発行したデータであることを保証する組織を対象とする認証、(3) ネットワークにつながる IoT 機器等のモノからのデータであることを保証するモノの認証の在り方についての検討が必要である。

こうした認証を行うことは、認証された利用者、組織やモノがどのようなデータにアクセス可能か、データへの認可 (Authorization) をサービスごとに柔軟に変えることができる仕組みの実現に寄与する。

(2) データの完全性の確保 (Data Integrity)

大量のデータが流通する Society 5.0 において、データの利用価値を高めるためには、Integrity (完全性) の観点も重要であり、具体的な仕組みとしてトラストサービスは有効である。

データの信頼性を保証するためには、データの完全性 (改ざんされていないか) を確保することが必要であり、(1) データの存在証明・非改ざん証明の仕組みや、(2) データの完全性と送受信の正当性の確認を組み合わせた仕組みについての検討が必要である。また、トラストサービスが長期的に確保できる検証サービスについての検討も必要である。

(3) トラストサービスの実現に当たって配慮すべき事項

Society 5.0 において、サイバー空間におけるサイバーセキュリティの確保は重要であり、トラストサービスの実現に当たっては、サイバーセキュリティの三要素である機密性 (Confidentiality) や、データの真正性を含めた完全性 (Integrity) とともに、利用者が簡便に利用できるような可用性 (Availability) を確保することが求められるとともに、トラストサービスの実現に当たっては、技術革新のスピードに鑑み、最新の技術動向を踏まえつつも、特定の技術に依拠することなく、要件志向で検討する必要がある。

また、トラストサービスの実現に当たっては、技術的な堅牢さや強度だけを追求するのではなく、利用者にとって使いやすいインターフェースであることや、ID 登録の際に取得する情報について必要最小限のものに留めるなどプライバシー・バイ・デザインにも配慮が必要である。さらに、トラストサービスを提供する事業者や利用者にとって過度なコスト負担や不便を強いることが無いよう、検討することが必要である。

4. トラストサービスの在り方の検討事項

(1) ヒトの正当性を確認できる仕組み

① 利用者認証

例えば、近年の金融サービスにおけるフィンテックの進展等によりオンラインで機微な情報を扱う新たなサービスの創出も見込まれているところ、その基盤となる利便性と信頼性を合わせ持った利用者認証のためのトラストサービスが期待されている。

トラストサービスの起点として、PKI ベースの電子証明書の活用が有力な方策となり得るが、これについては、公的個人認証制度 において、電子署名のための電子証明書に加え、マイナポータルに接続する際の本人確認等に用いる利用者認証のための電子証明書も発行されている一方、電子署名のための電子証明書を発行する民間の認証局に係る規律(電子署名法)はあるものの、利用者認証のための電子証明書を発行する民間の認証局については規律されておらず、官民で制度上の非対称が存在している。

こうした状況を踏まえ、民間の認証局が発行する電子証明書を利用するサービスの具体的なニーズと、当該認証局への規律の必要性について検討する必要があると考えられる。

② リモート署名

近年、クラウドの急速な普及に伴い、様々なオンラインサービスにおいて、データやアプリケーション等をクラウド上に保管し、ネットワークを通じて必要なときに必要なデータやアプリケーション等を利用することができるクラウドサービスが進展している。

こうした利便性が高いサービスが進展する一方、現行の電子署名法においては、電子証明書(鍵)を IC カード等に収納し、ユーザが当該カードを用いてパソコン等から電子署名を付すことを前提としている。

そのため、電子署名に関しても、クラウドを介して電子証明書(鍵)を利用するリモート署名について、一定のネットワーク環境があれば、端末を選ばずに電子署名を利用できるようになり、利便性が大幅に向上する、IC カードの紛失等のリスクが無くなるといったメリットから、ニーズが見込まれている。

こうした状況を踏まえ、リモート署名を実現する上での技術的課題や制度的課題について検討する必要があると考えられる。

(2) 組織の正当性を確認できる仕組み

① 組織を対象とする認証

商業登記に基づく電子認証制度 においては、法人の代表者に対する電子証明書が発行されている。また、企業による行政への電子申請等、代表者の委任を受けて行う行為については、社員個人に発行された電子証明書をを用い、代理権等については電子委任状による確認をすることで一定の措置がなされている。

一方、例えば、企業がソフトウェアアップデートプログラムを配布する場合やプレスリリースを行うような場合には、組織として情報やデータを発行するものであり、企業の社員の意思に基づくものではないため、社員個人による署名はなじまず、企業名による署名により発行するニーズが存在している。

受信者から見ても、組織のなりすましの防止により、安心してさまざまなサービスを利用できる基盤となり得る。EU では、eIDAS 規則において、文書の起源と完全性の確実性を保証し、電子文書等が法人によって発行されたことを示すものとしてeシールが規定されている。

こうした状況を踏まえ、我が国における組織を対象とする認証のユースケースの具体化や制度的課題について検討する必要があると考えられる。

② ウェブサイト認証

利用者がウェブサイトを閲覧する際、ウェブブラウザでサーバ証明書を確認することにより、そのウェブサイトが正当な企業等により開設されたものであるかどうかを確認することができるウェブサイト認証という仕組みが利用されている。

ウェブサイト認証のための電子証明書を発行する認証局に求められる基準については、認証局事業者とウェブブラウザベンダ等からなる団体である CA/ブラウザフォーラムが定める要件がデファクトスタンダード化されており、当該要件を満たすと認められなくなると、必ずしもセキュリティ上問題がない場合であっても、ウェブブラウザ上、安全ではないサイトと表示されるおそれがある。

EU では、eIDAS 規則に基づき適格な認証局を公的にリスト化しており、当該認証局については、CA/ブラウザフォーラムにおいても安全なものと認定されている。

こうした状況を踏まえ、現行のデファクトスタンダード化の状況における問題点を具体化した上で、認証局に係る我が国として適切な要件を設定することの必要性を検討する必要があると考えられる。

(3) モノの正当性を確認できる仕組み

IoT 時代において、例えば、各種センサから送信される環境情報(気温や雨量等)や生体情報(体温や心拍数等)、自動走行する車の部品から送信されるプローブ情報(走行位置や速度等)等を活用する際、モノの正当性を確認することで、データのなりすまし等を防止する仕組みが求められる。

また、API(Application Programming Interface)を活用したさまざまなプログラムが機械的にサーバ等と情報を送受するようになり、AI の活用が進展する中、モノがサーバ認証を行うケースが増えることが見込まれる。

利用者認証や組織を対象とする認証と同様に、モノの認証においても例えば PKI による認証の仕組みが考えられるが、センサなどの IoT 機器に PKI の仕組みを導入することには、機能的な制約もある。

モノの認証においてどのような認証の在り方があるか、技術的課題や制度的課題について検討する必要があると考えられる。

(4) データの存在証明・非改ざん証明の仕組み

電子データと時刻情報を結合することで、その時刻にそのデータが存在したこと(存在証明)と、その時点から現在に至るまでデータが変更・改ざんされていないこと(非改ざん証明)を証明することができる仕組みとして、タイムスタンプが利用されている。

現在は、総務省指針「タイムビジネスに係る指針」(2004年11月5日)に基づき、一般財団法人日本データ通信協会による民間の認定スキーム(タイムビジネス信頼・安心認定制度)により、タイムスタンプ事業者がサービスを提供しており、国税関係の帳簿保存への利用をはじめ、着実に利用が拡大している。法律上の位置付けがあれば、一層の利用拡大が見込まれることが期待される。

今後、タイムスタンプを付した電子文書を国際的にやりとりする機会が拡大することが見込まれている。EU においては、eIDAS 規則に基づき一定の基準を満たすタイムスタンプ事業者が適格なサービス提供者として認められているところ、今後、我が国の事業者が発行するタイムスタンプが EU において有効とみなされない事態や、我が国のタイムスタンプビジネスが EU の事業者に席卷されるような事態を招くおそれがある。

EU との政策対話において、タイムスタンプを含むトラストサービスに関して、具体的なユースケースに基づいて相互の制度を比較するマッピングを進めることを合意している。その交渉状況を踏まえ、国際的な相互運用性の確保等の観点から、タイムスタンプの制度の在り方について検討する必要があると考えられる。また、トラストサービスが長期的に確保できる検証サービスについても検討する必要があると考えられる。

(5) データの完全性と送受信の正当性の確認を組み合わせた仕組み

送信・受信の正当性や送受信されるデータの完全性の確保を実現するサービスとして、eIDAS 規則においてはeデリバリーが規定されている。

例えば、ドイツでは、暗号化されたメッセージの送受信の証拠を保証する「De-Mail」サービスが提供されている。送受信されるデータは、end to end 間での暗号化がされているとともに、郵便における書留のように、データの送達確認等ができるものである。

こうした状況を踏まえ、送信・受信の正当性を確認するとともに送受されるデータの完全性の確保を実現するサービスに対するニーズの具体化について検討する必要があると考えられる。

第5節 オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応

(1) 欧米等におけるフェイクニュースや偽情報を巡る動き

近年、欧米諸国を中心に、フェイクニュースや偽情報の問題が深刻化しており、EU では、フェイクニュースや偽情報対策を喫緊の課題として、プラットフォーム事業者を巻き込んで政

策対応を行っている。これは、2015年3月に欧州委員会が、ロシアが進めていた偽情報（disinformation）のキャンペーンに対処するための行動計画を策定するため代表者を招集し、「イースト・ストラトコム・タスクフォース（the East StratCom Task Force）」を立ち上げたことが端緒となっている。

その後、2018年1月、ハイレベル専門家グループを欧州委員会に設置し、検閲的な措置ではなく、利害関係者が協力することで社会としての耐性を向上させるべきとする旨の答申を提出した。

これを受け、同年4月、欧州委員会は政策文書（報告書）を公表し、プラットフォーム事業者、広告事業者等を含むステークホルダーが集まり、フェイクニュースや偽情報に対応するため、プラットフォーム事業者に対して行動規範（Code of Practice）の策定を求め、同年9月に行動規範が公表された。

また、2019年1月、行動規範の取組状況に関するレポートが公表され、同様のレポートを同年5月まで毎月公表し、同年末には行動規範の包括的な評価を行うこととし、仮に取組が不十分と認められる場合には、法律による規制も含めた追加措置を行うこととされている。

(2) フェイクニュースや偽情報に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性

① 政策対応上の主要論点

フェイクニュースや偽情報の問題は、特に欧米諸国等において、プラットフォーム事業者が、利用者情報を分析して閲覧者の嗜好に働きかけるコンテンツ表示技術を通じて拡散することにより年々深刻化しており、また、AI時代におけるディープフェイクの手法の問題も顕在化しているところ、今後、我が国においても同様な事象が社会問題となる可能性があるため、これらへの対応が論点として挙げられる。

前述のとおり、フェイクニュースや偽情報の対応に関し、EUでは、2018年4月に欧州委員会が公表した政策文書の中で、今後の活動計画として、プラットフォーム事業者などが参照できる行動規範の策定を求め、その後、行動規範の効果測定（レビュー）などの検証を行うこととしている。また、その検証結果が不十分な場合には規制の導入を含む更なる行動を取ることとしている。

同時に、EUでは、オンライン上のスポンサー付コンテンツが容易に識別できる仕組みづくりを検討するとしているほか、AIやブロックチェーン等を活用したフェイクニュースや偽情報対策のための研究開発の支援、ファクトチェックを行う組織を支援するためのデータやツールを提供するための公的プラットフォームの構築、メディアリテラシー教育の充実等に取り組むとしている。

なお、放送は憲法上の表現の自由の保障の下で言論報道機関として健全な民主主義の発達に寄与するものであるとの考えを踏まえて、我が国の放送分野については、放送法（昭和25年法律第132号）において、放送番組編集の自由の保障の下（第3条）、「報道は事実をまげないですること」といった番組準則（第4条）が定められており、放送事業者は、自ら番

組基準を定め、これに従って放送番組を編集し(第5条)、放送番組の適正を図るために放送番組審議機関を設置することとされている(第6条)。また、放送の質の向上等を図るため、放送事業者による自主的な運営組織である放送倫理・番組向上機構(BPO)が設置されている。

② 政策対応上の基本的方向性

フェイクニュースや偽情報への対応については、民間部門における自主的な取組を基本として、正しい情報が伝えられ、適切かつ信頼し得るインターネット利用環境となるよう、ユーザリテラシー向上及びその支援方策、また、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討をすることが適当である。

その際、憲法における表現の自由に配慮し、EUにおけるデジタルジャーナリズムの強化を含む様々な対策を始めとする諸外国の動きを念頭に置くとともに、今後とも通信と放送の融合・連携の更なる進展が予想されるところ、上記の放送分野における取組も参考にしつつ、プラットフォームサービスを通じて流布されるフェイクニュース等に対して求められるプラットフォーム事業者の役割の在り方にも留意して、プラットフォームサービスに関する研究会において更に検討を深めることが適当である。

第6節 今後の検討の方向性及び取組状況等

1. 中間答申で示された今後の検討の方向性

本章第1節から第5節においては、IoT化・デジタル化の進展に伴う電気通信分野における変化の状況及び欧米等における利用者情報の保護を巡る動き等を踏まえ、プラットフォームサービスの拡大に伴う政策対応上の主要論点と基本的方向性を取りまとめた。

これらの主要論点と基本的方向性を踏まえ、中間答申においては、今後、次の事項を中心に、プラットフォームサービスに関する研究会において、政策対応上解決すべき課題を洗い出し、具体的な整理について最終報告書として取りまとめることが適当とした。

なお、トラストサービスの在り方については、別途開催しているトラストサービス検討WGにおいて検討を更に進め、その検討結果及びこれを踏まえた具体的な整理を同報告書に盛り込むこととしている。

- ① 利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に関し、国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理
- ② 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律(ガイドライン等)の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理

- ③ フェイクニュースや偽情報に係る政策対応に関し、民間部門における自主的な取組を基本として、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について、プラットフォーム事業者の役割の在り方にも留意して検討を深めるなど、具体的な施策の方向性の検討に向けた整理

プラットフォームサービスを巡る課題は多岐にわたる。また、市場構造が急速に変化している中、硬直的な施策展開を図ることは、プラットフォームの健全なイノベーションを阻害する可能性があり適切ではない。このため、中間答申においては、本章第3節1. で示した3つの基本的視点、国際的なハーモナイゼーションや関係者間のコンセンサス作りを図りながら具体的な施策を検討することが適当とした。

2. これまでの取組状況

プラットフォームサービスに関する研究会においては、上記1.に述べた中間答申における今後の検討の方向性を踏まえ、プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書の取りまとめ(2019年4月5日)以降、次の3点について検討を行った。

(1) 利用者情報の適切な取扱いの確保等に関する取組

利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応や通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律の見直し等に係る課題の洗い出しに向け、関係事業者等における課題認識やあるべき規律の考え方等を把握するため、グローバル課題検討WGとの合同会合によるヒアリングを実施した。

同ヒアリングにおいては、国内事業者等から、国内事業者であるか国外事業者であるかを問わず、電気通信事業法の通信の秘密の保護等に係る規律の適用を公平に及ぼすべきとの意見、国内代理人の設置など法執行の実効性を確保すべきとの意見、共同規制など自主的ルールの実効性確保の在り方や問題点に関する意見などが示された。

これに対して、構成員からは、通信の秘密以外の個人情報保護について電気通信事業法においても一定の手当てを行う必要があるのではないか、執行管轄権の観点から国外事業者に対する罰則等の適用は難しいのではないか、行政上の規律と刑事罰における規律を区別の上検討すべきではないか等の指摘がなされた。

同ヒアリングにおける意見・指摘及びこれまでの本研究会における意見を踏まえ、通信の秘密の保護規定の適用に関する課題、履行確保に関する課題、市場環境の変化を踏まえた規律の適用範囲・対象の見直しについて、多角的な観点から主要課題の検討を行った。

(2) フェイクニュースや偽情報に係る政策対応に関する取組

フェイクニュースや偽情報に係る政策対応については、諸外国における状況の調査結果を踏まえ、諸外国におけるフェイクニュースの定義及び分類、具体的な事例について整理を行った。

これにより、特に、EUにおける政策対応について本年5月に実施された欧州選挙をター

ゲットに行われた政策対応の最新状況や、イギリスにおける政策対応状況や、フランス・ドイツ・マレーシア・シンガポール・台湾における立法状況等を受けて、ファクトチェックなどフェイクニュース等を取り巻く我が国の対応状況や諸外国における取組状況等の現状認識が深化されたところである。

あわせて、国内外の主要プラットフォーム事業者5者から、フェイクニュースへの対策状況についてヒアリングを行うとともに、有識者から、国内外におけるファクトチェックの状況、アメリカにおけるフェイクニュース対策の動向と議論状況、自然言語処理等の技術を活用したフェイクニュースへの技術的アプローチ、フェイクニュース拡散の仕組みに関する科学的分析、インターネットメディアの信頼性確保に向けた取組、メディアリテラシー理論についてそれぞれヒアリングを行い、課題の整理に向けた討議を集中的に行った。

(3) トラストサービスの在り方に関する取組

トラストサービス検討 WG においては、ヒトの正当性を確認できる仕組み(リモート署名等の電子署名)、組織の正当性を確認できる仕組み(組織を対象とする認証である e シールやウェブサイト認証)、IoT 機器等のモノの正当性を確認できる仕組み、データの存在証明・非改ざんの保証の仕組み(タイムスタンプ)、データの送達等を保証する仕組み(e デリバリー)などのトラストサービスについて、先進的な取組を進める EU の動向調査や、ユーザ企業へのヒアリング、構成員の意見・発表等を踏まえながら、制度化に向けた課題の抽出・検討を幅広く行ってきた。

特にタイムスタンプや e シールについては、電子データの長期保存における不安への対応や、請求書・領収書等の電子的な処理における効率性の向上への寄与等の観点から、国による制度化の必要性等について意見が示された。

これらのヒアリングにおける意見や指摘及びこれまでのトラストサービス検討 WG における議論等を踏まえ、本年8月に、タイムスタンプ、e シール、リモート署名等について制度化に向けた検討を深める必要性等が中間取りまとめとして示されたところである。

3. 今後取り組むべき事項等

今後、第1部第3章「グローバル課題への対応における政策の具体的方向性」も踏まえ、上記 1.において①から③までに掲げた各事項について、主要論点を検討し、プラットフォームサービスに関する研究会最終報告書の取りまとめに向けて、具体的な整理を行っていくことが適当である。

この際、電気通信分野を取り巻く環境変化、プラットフォーム事業者や電気通信事業者等によるサービス展開の状況、諸外国におけるプライバシー保護政策等の動向や国際的なハーモナイゼーションにも留意しつつ、主要な政策メニューを提示していくこととする。

また、トラストサービス検討 WG においては、今後、リモート署名、タイムスタンプ、e シールなどの制度の具体的な在り方につき、本年12月の最終的な取りまとめに向け、引き続き、関係省庁と連携しながら検討を行うことが適当である。

第3部 終わりに

本報告書は、中間答申において整理された方向性を受け、ネットワークビジョンの実現に向けて必要となる電気通信事業政策における取組について更なる具体化を図ったものである。

第1部各章においては、基盤整備等、グローバル課題への対応、次世代競争ルールに関し、今後必要となる取組について、時間軸を意識して提言を行った。

このうち、当面の対応として、制度整備を含めた取組が必要とされた事項については、電気通信事業を巡る環境が今後ますます急速に変化すると考えられることを踏まえ、総務省において迅速な対応を行うことが適当である。

また、中長期的な対応の方向性として提言した事項について、制度整備を含めた具体的な政策として取りまとめるためには、なお整理すべき課題は多い。今後の具体化に向けては、電気通信事業を巡る環境変化を的確に捉えるとともに、関係事業者・団体や有識者の意見を踏まえながら、関係する委員会や研究会等とも連携し、引き続き、イノベーションの創出も念頭に置きつつ利用者視点に立った検討を深化していくことが求められる。

参考資料

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 名簿

(令和元年12月17日時点)(敬称略)

	氏名	主要現職
部会長	やまうち ひろたか 山内 弘隆	一橋大学大学院 経営管理研究科 特任教授
部会長代理	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
委員	いしど ななこ 石戸 奈々子	特定非営利活動法人 CANVAS 理事長/慶應義塾大学 教授
委員	いずもと さよこ 泉本 小夜子	公認会計士
委員	おかだ ようすけ 岡田 羊祐	一橋大学大学院 経済学研究科 教授
委員	くまがい みつまる 熊谷 亮丸	(株)大和総研 常務取締役 調査本部副本部長 チーフエコノミスト
委員	ちの けいこ 知野 恵子	(株)読売新聞東京本社 編集局記者
委員	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学大学院 工学系研究科 教授

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会 名簿

(令和元年10月18日時点) (敬称略)

	氏名	主要現職
主査	やまうち ひろたか 山内 弘隆	一橋大学大学院 経営管理研究科 特任教授
主査代理	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
委員	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学大学院 工学系研究科 教授
専門委員	いけだ ちづる 池田 千鶴	神戸大学大学院 法学研究科 教授
専門委員	いしい かおり 石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
専門委員	いしだ ゆきえ 石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事
専門委員	うちだ まさと 内田 真人	早稲田大学 基幹理工学部 情報理工学科 教授
専門委員	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
専門委員	きた しゅんいち 北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー
専門委員	きむら たまよ 木村 たま代	主婦連合会 事務局長
専門委員	ししど じょうじ 尖戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
専門委員	せきぐち ひろまさ 関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
専門委員	なかお あきひろ 中尾 彰宏	東京大学大学院 情報学環 教授
専門委員	なかむら おさむ 中村 修	慶應義塾大学 環境情報学部 教授

	氏 名	主 要 現 職
専門委員	にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学 名誉教授
専門委員	まつむら としひろ 松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
専門委員	もり りょうじ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士
専門委員	よしかわ なおひろ 吉川 尚宏	A. T. カーニー株式会社 パートナー

基盤整備等の在り方検討WG 名簿

(令和元年 10 月 11 日時点) (敬称略)

	氏 名	主 要 現 職
主査	ししど じょうじ 宍戸 常 寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
主査代理	せきぐち ひろまさ 関口 博 正	神奈川大学 経営学部 教授
構成員	いしだ ゆきえ 石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事
構成員	うちだ まさと 内田 真人	早稲田大学 基幹理工学部 情報理工学科 教授
構成員	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
構成員	ながた みき 長田 三 紀	情報通信消費者ネットワーク
構成員	まつむら としひろ 松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
構成員	もり りょうじ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士

グローバル課題検討WG 名簿

(令和元年 10 月 11 日時点) (敬称略)

	氏 名	主 要 現 職
主査	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
主査代理	ししど じょうじ 尖戸 常 寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
構成員	いしい かおり 石井 夏生 利	中央大学 国際情報学部 教授
構成員	きむら たまよ 木村 たま 代	主婦連合会 事務局長
構成員	なかお あきひろ 中尾 彰 宏	東京大学大学院 情報学環 教授
構成員	なかむら おきむ 中村 修	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
構成員	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学大学院 工学系研究科 教授
構成員	よしかわ なおひろ 吉川 尚 宏	A. T. カーニー株式会社 パートナー

次世代競争ルール検討WG 名簿

(令和元年10月11日時点)(敬称略)

	氏名	主要現職
主査	にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学 名誉教授
主査代理	つじ まさつぐ 辻 正次	大阪大学 名誉教授・神戸国際大学 経済学部 教授
構成員	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
構成員	おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科 教授
構成員	きた しゅんいち 北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー
構成員	さかい よしのり 酒井 善則	東京工業大学 名誉教授・ 津田塾大学 総合政策学部 客員教授
構成員	さとう はるまさ 佐藤 治正	甲南大学 マネジメント創造学部 教授
構成員	せきぐち ひろまさ 関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
構成員	たかはし まさる 高橋 賢	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
構成員	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
構成員	にしむら のぶみ 西村 暢史	中央大学法学部教授
構成員	にしむら まゆみ 西村 真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会代表

諮 問 第 25 号
平成 30 年 8 月 23 日

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 野田 聖子

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証

諮問第 25 号

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証

1 諮問理由

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 9 条において、同法の施行後 3 年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされており、電気通信事業分野における規律等に関連して検証を行う。

また、情報通信は、我が国の経済・社会活動の基盤として重要な役割を果たしており、近年の動きとして、I o T（Internet of Things：モノのインターネット）、ビッグデータ、A I（Artificial Intelligence：人工知能）の普及等の技術革新により、様々なサービスの実現や社会的課題の解決を通じて生活・経済の多様な分野における役割が著しく増大している。

移動通信については、第 5 世代移動通信システム（5 G）の 2020 年のサービス実現を目指して研究開発、実証試験等の取組が進められており、大容量化、高速化に加えて多様なニーズに応えるサービスの実現が期待されている。また、固定通信については、ブロードバンド基盤整備の推進や卸売サービスを含む F T T H サービスの進展等アクセス網の光化・ブロードバンド化が進められるとともに、N T T 東西が 2025 年までにメタル回線を N G N（Next Generation Network：次世代ネットワーク）に收容する計画を発表する等中継網のフル I P 化が進められているところである。

さらに、S D N（Software-Defined Network）や N F V（Network Function Virtualization）等、ネットワークの柔軟性・効率性を高め、多様な主体によるネットワークの制御を実現し、I o T 時代に対応したネットワーク運用を可能とする仮想化技術の実装が進められていくことが見込まれている。

こうしたことに加え、映像コンテンツの流通拡大に伴うトラヒックの急増や、プラットフォーム事業者の成長・拡大等、データ流通環境も大きく変化しつつあり、更なるブロードバンド化への対応が求められている。

このように、情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化していく中で、これまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野における競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直しが急務となっている。

以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するため、平成 27 年改正法の

施行状況を含め、これまでの政策について包括的に検証した上で、2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルール等について検討を行うことが必要である。

2 答申を希望する事項

(1) 通信ネットワーク全体に関するビジョン

技術革新や市場環境の変化等の観点から、2030年頃の実現が見込まれる通信ネットワークの未来像について検討することにより、電気通信事業政策の在り方を包括的に検証する。その際、通信ネットワークのIP化の進展やソフトウェア制御等の仮想化の実装により、電気通信設備と役務・機能の関係性の変化、電気通信事業者以外の主体の役割拡大等が見込まれることも見据え、新たに求められる施策の方向性を検討する。

(2) 通信基盤の整備等の在り方

5Gの普及等のモバイル化の進展、IP網への完全移行や光化の一層の進展を視野に入れ、通信基盤の整備の在り方やユニバーサルサービスの対象・確保手段等について検討を行う。

(3) ネットワーク中立性の在り方

近年のトラフィックの急増やプラットフォーム事業者の拡大、ゼロレーティング等の新たなビジネスモデルの登場等を踏まえ、ネットワークに係る関係者間の費用負担や利用の公平性についてのルールの在り方、利用者に対する透明性の確保の在り方等について検討を行う。

(4) プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

プラットフォーム事業者の市場支配力が拡大し、レイヤを超えたサービス提供が進展している中、通信の秘密の保護等の観点から、利用者情報の適切な取扱いを確保するための方策等について検討を行う。

(5) モバイル市場の競争環境の確保の在り方

IoTサービスをはじめとする多様なニーズに対応するMVNOの役割の増大が見込まれていること等を踏まえ、MNOによるMVNOへのネットワーク提供条件の同等性・透明性の確保に係る方策、その他モバイル市場の競争促進に向けた政策の在り方について検討を行う。

(6) 消費者保護ルールの在り方

光回線の卸売（サービス卸）等により複数事業者によるコラボレーションが進展する等、電気通信サービスの提供条件や料金体系等が複雑化する中、不適切な勧誘や広告表示等の課題が指摘されていることを踏まえ、消費者保護ルールの見直し等必要な方策についての検討を行う。

(7) その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

平成 31 年 12 月目途

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。

審議経過

会議	回数	日付	主な検討事項
情報通信 審議会	第 40 回	2018 年 8 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について(諮問) 【平成 30 年 8 月 23 日付け諮問第 25 号】
電気通信事業 政策部会	第 44 回	9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について ・ 特別委員会の設置について
特別委員会	第 1 回	10 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について
特別委員会 主査ヒアリング	第 1 回	10 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係事業者・団体等ヒアリング① (日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイルネットワーク(株))
	第 2 回	10 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係事業者・団体等ヒアリング② (ケイ・オプティコム(株)、インターネットイニシアティブ(株)、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、黒坂慶應義塾大学大学院特任准教授)
	第 3 回	10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係事業者・団体等ヒアリング③ (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、アカマイ・テクノロジーズ(同)、(株)東芝、日本電気(株))
特別委員会	第 2 回	11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主査ヒアリングにおけるこれまでの検討状況及び提案募集の結果概要 ・ 委員等からの発表 (内田委員、中尾委員、中村委員、(株)野村総合研究所)

会議	回数	日付	主な検討事項
特別委員会 主査ヒアリング	第4回	11月12日	・ 関係事業者・団体等ヒアリング④ (曾我部京都大学大学院教授、トヨタ自動車(株)、東日本旅客鉄道(株)、東京電力パワーグリッド(株))
	第5回	11月22日	・ 関係事業者・団体等ヒアリング⑤ ((株)AbemaTV、日本マイクロソフト(株))
	第6回	11月27日	・ 関係事業者・団体等ヒアリング⑥ (LINE(株)、(一社)インターネットユーザー協会、(株)日本レジストリサービス)
	第7回	11月29日	・ 関係事業者・団体等ヒアリング⑦ (Apple Inc、ヤフー(株)、日本テレビ放送網(株))
特別委員会	第3回	12月4日	・ 研究会等の検討状況等の報告 ・ 特別委員会における検討の進め方等について ・ 基盤整備の在り方に関する個別論点について
電気通信事業 政策部会	第46回	2019年 1月23日	・ 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する検討状況の報告

会議	回数	日付	主な検討事項
特別委員会	第4回	1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国のユニバーサルサービス制度の動向等について ・ 基盤整備の在り方に関するヒアリング (日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ・ ネットワークビジョンを巡る政策課題に関する個別論点について
	第5回	2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争ルール等の在り方に関するヒアリング (日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟)
	第6回	3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークビジョンを巡る政策課題に関する中間論点整理骨子(案)について ・ 基盤整備等に関する中間論点整理骨子(案)について ・ 包括的検証に関する主要論点(案)について
	第7回	4月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別委員会中間報告書骨子(案)について ・ 包括的検証に関する他研究会・WGからの中間報告
	第8回	5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別委員会中間報告書(案)について ・ 特別委員会における今後の検討の進め方(案)について
電気通信事業 政策部会	第48回	5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別委員会中間報告書の報告 ・ 中間答申(案)に対する意見募集について
	—	5月29日 ～ 6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見募集
	第49回	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間答申(案)に対する意見募集の結果概要 ・ 中間答申(案)取りまとめ
情報通信 審議会	第41回	8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間答申

会議	回数	日付	主な検討事項
基盤整備等の 在り方検討 WG	第1回	6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークビジョンを見据えた基盤整備等の在り方について ・ 基盤整備等の在り方に関するヒアリング (日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株))
	第2回	8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備等の在り方に関するヒアリング (長崎県対馬市、愛知県設楽町・東栄町・豊根村、日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)オプテージ、(一社)日本ケーブルテレビ連盟)
	第3回	9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワイヤレス固定電話の実現に向けたNTTの取組状況 ・ 論点整理骨子(案)について
	第4回	10月7日 ～ 10月11日 (メール開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論点整理(案)について
次世代競争 ルール検討 WG	第1回	7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代競争ルールの在り方に関する検討について
	第2回	8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代競争ルールに関するヒアリング (日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)オプテージ、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会)
	第3回	9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ローカル5Gにおける公正競争に関するヒアリング (日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟)
	第4回	9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論点整理骨子(案)について
	第5回	10月7日 ～ 10月11日 (メール開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論点整理(案)について

会議	回数	日付	主な検討事項
グローバル 課題検討 WG	第1回	6月26日	・電気通信事業分野におけるグローバル課題の対応の在り方について
	第2回	8月8日	・グローバル課題に関するヒアリング (日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、日本電気(株)、ノキアソリューションズ&ネットワークス合同会社、エリクソン・ジャパン(株))
	第3回	9月4日	・グローバル課題に関するヒアリング (ヤフー(株)、LINE(株))
	第4回	9月11日	・ローカル5Gにおける公正競争に関するヒアリング (日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟)
	第5回	9月17日	・グローバル課題に関するヒアリング (一社)新経済連盟、関係事業者[非公開]
	第6回	9月30日	・論点整理骨子(案)について
	第7回	10月7日 ～ 10月11日 (メール開催)	・論点整理(案)について
特別委員会	第9回	10月18日	・特別委員会最終報告書(案)について
電気通信事業 政策部会	第50回	10月23日	・特別委員会最終報告書の報告 ・最終答申(案)に対する意見募集について
	—	10月24日 ～ 11月22日	・意見募集
	第51回	12月6日	・最終答申(案)に対する意見募集の結果概要 ・最終答申(案)取りまとめ
情報通信 審議会	第42回	12月17日	・最終答申

最終答申(案)に対する意見募集結果

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申(案)」に対する意見及びこれに対する考え方

- 意見募集期間：令和元年10月24日(木)から令和元年11月22日(金)まで
- 意見提出数：33件(法人・団体:27件、個人:6件)
- 意見提出者：以下のとおり

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	弁護士	15	日本電気株式会社
2	株式会社NTTドコモ	16	楽天モバイル株式会社
3	LINE株式会社	17	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
4	鹿児島県情報政策課	18	富士通株式会社
5	東日本電信電話株式会社	19	日本電信電話株式会社
6	西日本電信電話株式会社	20	一般社団法人テレコムサービス協会
7	公益社団法人消費者関連専門家会議	21	Facebook, Inc.
8	中部テレコミュニケーション株式会社	22	UQコミュニケーションズ株式会社
9	スカパーJSAT株式会社	23	在日米商工会議所
10	株式会社ジュピターテレコム	24	一般社団法人新経済連盟
11	株式会社オプテージ	25	NGN IPoE協議会
12	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス	26	ソフトバンク株式会社
13	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会	27	KDDI株式会社
14	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	—	個人(6件)

■はじめに

	意見	考え方	案の修正の有無
総論			
	意見1-1 Society 5.0の実現に向け、政府はICTによる新たな社会づくりを促すような取組を後押しする政策を推進すべき。	考え方1-1	
1	<p>2030年頃までの我が国の社会・経済を展望すると、少子高齢化や人口減少に伴う産業競争力の低下や地方の空洞化、自然災害の激甚化、インフラの老朽化、教育格差の拡大等、社会的課題が山積しています。</p> <p>こうした社会的課題を解決し、Society 5.0に掲げられる社会を実現するには、様々な産業や社会システムにICTの力を取り入れていくことが必要です。</p> <p>そうした中、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証(以下、包括的検証)において、2030年を見据えたネットワークビジョンに係る議論を含め、多岐に亘る議論が行われたことは有意義であったと考えます。</p> <p>5Gや光をはじめとする情報通信サービスは、通信事業者のみならず多様なプレイヤーの自由かつ柔軟なイノベーションを支えていくものであり、政府においても電気通信事業者がこうした多様なプレイヤーのニーズに機動的かつ柔軟に対応できるよう政策検討を進めていただきたいと思います。</p> <p>NTTグループとしては、様々な産業や社会システムのデジタルトランスフォーメーションの推進や、事業者や産業の垣根を越えてつながり、集積されたデータを分野横断的に利活用する仕組み等、ICTによる新たな社会づくりをサポートしていく考えです。その際、政府においても、こうした取組みを後押しする政策を推進いただきたいと思います。</p> <p>【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	基本的に賛同の御意見として承ります。	無
	意見1-2 電気通信事業分野においては技術進展のスピードが今後一層速まることから、環境変化を的確に把握し、迅速かつ柔軟な政策的対応を図るべき。	考え方1-2	
2	<p>答申(案)にあるとおり、「電気通信事業分野においては技術進展のスピードが今後一層速まり、様々な政策課題が顕在化」しています。こうした環境変化を的確に把握し、迅速かつ柔軟に政策に反映することは、ネットワークにおける発展の適正化を通じて国民生活の向上に資するものであり、当該方針に賛同します。</p>	賛同の御意見として承ります。	無

	【楽天モバイル株式会社】		
意見1-3 固定電話を主に念頭に置いた現行の法体系は、多種多様な情報通信サービスを提供する事業者が存在する現状にはそぐわないため、長期的な見直しの検討が必要。		考え方1-3	
3	<p>最終答申(案)において指摘されている、レイヤを超えた事業展開については、近年、国内事業者・国外事業者の別を問わず行われています。また、固定電話を主に念頭に置いていた電気通信事業法の制定当時と異なり、関連する研究会においても再三議論されているとおり、現在は多種多様な情報通信サービスを提供する事業者が存在している状況にあります。旧来のレイヤ構造を前提とし、それらを「電気通信事業者」として一律に同一の規制に服させる現行の法体系は、一部には過剰又は不十分な規制となるおそれがあることから、現在の情報通信産業の在り方を踏まえ、提供される情報通信サービスに沿った段階的な法規制の在り方を長期的に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	<p>答申案に示した各課題への対応の在り方においては、今後、5G や IoT、仮想化技術等の普及・進展に伴い、ネットワークやサービスの担い手が今後一層多様化すると想定されること等を踏まえ、柔軟な政策的対応の必要性を強調しているところです。</p> <p>答申案の第3部に示したとおり、電気通信事業を巡る環境変化を的確に捉えつつ、いただいた御意見も参考に、中長期的な対応の方向性が今後具体化されることが必要と考えます。</p>	無
意見1-4 5G 時代に向けた環境整備として、ビジネス上の萎縮効果がないように規制制度を見直すべき。		考え方1-4	
4	<p>「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間答申(案)に対する意見募集」においての当社意見(令和元年6月)でも申し述べたとおり、5Gの導入等によるイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出や社会的課題の解決をより一層促進していく観点から、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を行うための環境整備が重要と考えます。</p> <p>5G時代に向けた環境整備という点で、諸外国の取組みも参考にしながら、ビジネス上の萎縮効果がない様に規制制度を見直すなど、5Gの特長を活かしたサービスの提供を後押しするような検討を引き続きお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>答申案は、「はじめに」で示したとおり、市場メカニズムや自由なデータ流通を通じたイノベーションの創出と、公正競争の促進や利用者の安心・安全の確保に向けたルールづくりの適切なバランスの確保を図ることを基本的な視点として検討を行ったものです。</p> <p>御意見にある「5Gの特長を活かしたサービスの提供を後押しするような検討」については、答申案においても方向性を示しているところですが、引き続き、市場動向等を捉えつつ、上記の視点等を踏まえた検討が必要と考えます。</p>	無
意見1-5 電話時代の競争環境を前提とした規制の廃止についても検討すべき。		考え方1-5	
5	<p>包括的検証においては、諮問書において「情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化していく中で、これまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野における競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直しが急務となっている」とされていたため、電話時代の競争環境を前提とした規制(長期増分費用方式(LRIC)による接続料算定、上限価格方式(プライスキャップ)による料金規制、固定電話に対する接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)等)の廃止についても今後、何れかの場においてテーマとして取り上げていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>御意見にある各事項については、今後、環境の変化を踏まえ適時適切に検討されることが必要と考えます。</p>	無

第1部 ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の具体的方向性

■第2章 基盤整備等における政策の具体的方向性

□第1節 電話サービスの持続可能性の確保

	意見	考え方	案の修正の有無
基本的考え方			
意見2-1-1 NTT東西の電話サービスの提供において他者設備の利用を例外的に認めることに賛同。		考え方2-1-1	
6	<p>ワイヤレス固定電話の提供により、メタルケーブル等の再敷設や日常的な設備保守稼働を減らすことが可能となり、「固定電話の安定的な提供の確保」というNTT東西に課された責務の遂行に寄与できることから、今回、最終答申(案)において、今後、必要な制度整備を迅速に進める方向性が示されたことに賛同します。</p> <p>【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
7	<p>基礎的電気通信役務の維持において、人口減少や過疎化等の社会情勢の変化により経済性が極端に損なわれる場合に、他社設備の利用を例外的に認めること、およびその利用を認める範囲を明確にすることについて賛同する。</p> <p>【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>		
意見2-1-2 具体的な認可条件等について、真に必要・合理的な場合に限ることを確保するとともに、公正競争の観点から留意が必要。		考え方2-1-2	
8	<p>基本的な考え方として、ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠な通信サービスを利用者の少ない高コスト地域を含めて地域間格差なく利用できることを確保するものであり、必要以上に効率性を追求することで、本来の趣旨に反して、利用者の利便性が損なわれることのないよう留意すべきと考えます。</p> <p>NTT東・西による他者設備の利用に当たっては、所要の要件を満たすことを確認すべく、NTT東・西の申請に基づく認可制を導入する考えに賛同いたします。</p> <p>NTT東・西の電話サービスの提供については、自己設備設置を基本としたうえで、他者設備の利用は、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するものに限り、かつ、利用者利便を損なわない、公正競争に影響を与えない場合のみ、限定的・例外的に認可できることを担保するため、(2)～(5)の考え方に基づき、具体的な認可条件等について</p>	<p>いただいた御意見のとおり、ユニバーサルサービスに関する現行制度の趣旨を踏まえれば、NTT東西の他者設備の利用を例外的に認めるに当たり、利用者利益、公正な競争環境等を引き続き確保することが必要と考えます。</p> <p>このため、答申案では必要な担保措置を示したところであり、いただいた御意見も参考に、今後、総務省において、答申案を踏まえて適切に制度整備を行うことが適当と考えます。</p>	無

5

	<p>てNTT法・省令等で定めることが必要だと考えます。</p> <p>また、認可申請にあたっては、他者設備(無線)を利用することによって、メタル回線の更新・再敷設や光ファイバを新たに敷設する場合と比べて、どの程度、投資金額や維持費用等のコストが削減されるのか、具体的な金額を示すことが必要です。</p> <p>その他、公正競争の観点からは、以下の点に留意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社設備(無線)の利用については、例外的に認めるものであっても「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせないために行うものであるため、加入電話と同様、NTT法上の本来業務(地域電気通信業務)として位置付けられるものと考えます。今般の他社設備(無線)の利用が、その本来業務の目的を越えて、活用業務としての移動通信役務の提供に道を開くことのないよう、例外的な利用の目的を限定する制度的担保が必要です。 ・仮に無制限に他者設備の利用が進むと、NTT東・西の市場支配力の構成要素である顧客基盤は維持されたままであるにも関わらず、NTT東・西の設備ベースの加入者回線数が減少し、都道府県単位で第一種指定電気通信設備の指定が徐々に外れ、あわせて禁止行為規制も外れてしまうおそれがあります。他者設備の利用が例外的に認められるものである以上、利用の上限を定めることが必要です。 <p>【KDDI株式会社】</p>		
意見2-1-3 他者設備の利用について、個別事案ごとの認可とすることを明記すべき。		考え方2-1-3	
9	<p>「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(案)」(以下、「最終答申案」)にあるとおり、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」)殿(以下、「NTT東西殿」)による他者設備の利用は、「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがある場合(最終答申案 P.12)に限り、例外としてあくまでも限定的に認められるべきものです。</p> <p>したがって、NTT東西殿の他者設備利用に係る認可を包括的に実施することは認められず、例外適用を求める地域(收容局)ごと及び個々の案件ごとに実施すべきであり、この趣旨を明確にするため、以下下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>「NTT東西の個別事案ごとの申請に基づく認可制を導入することが適当である。」</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>NTT東西による他者設備の利用に係る認可を具体的にどのような単位で行うかという点については、いただいた御意見も参考に、今後、総務省において、他者設備の利用を認める範囲や必要となる担保措置の具体化等とあわせて、総合的に検討した上で適切に制度整備を行うことが適当と考えます。</p> <p>このため、原案のとおりとします。</p>	無

6

他者設備の利用を認める範囲			
意見2-1-4	他者設備の利用を認める範囲を、「需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合に限る」ことに賛同。	考え方2-1-4	
10	<p>他者設備の利用を認める範囲は、「他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合に限られるべき」「具体的には、需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合（極めて高コストな地域等）に限る」との考えに賛同いたします。</p> <p>他者設備の利用が例外的に認められる「極めて高コストな地域等」の具体的な基準を総務省が明確化するにあたっては、他者設備の利用により影響を受ける利用者だけでなく、競争事業者を含めて国民全体からパブリックコメントを通じて広く意見を求めて、国民的なコンセンサスを得ることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、答申案を踏まえ、今後、総務省において制度整備を行うに当たり、いただいた御意見も参考に、他者設備の利用を認める範囲を具体化することが適当と考えます。</p>	無
意見2-1-5	他者設備の利用を可能とする基準の検討に当たり、柔軟な運用が可能となるよう留意すべき。	考え方2-1-5	
11	<p>他者設備の利用を可能とする基準の設定にあたっては、メタルケーブルを再敷設する際の敷設距離や敷設区間の地理的条件等（山間部や海底区間が含まれるか等）、個々の事例における設備実態を踏まえた柔軟な運用を可能とするよう、検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>答申案に示したとおり、今般、他者設備の利用を例外として認めようとする趣旨は、提供手段の効率化を通じて、電話サービスのあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とするものであり、当該目的に照らし、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合に限られるべきと考えます。</p> <p>答申案を踏まえ、今後、総務省において制度整備を行うに当たり、他者設備の利用を認める範囲を具体化することが適当と考えます。</p>	無
意見2-1-6	被災時における固定電話の迅速な復旧に他者設備を利用する場合、復旧後の継続利用を可能とすべき。	考え方2-1-6	
12	<p>ワイヤレス固定電話の利用が認められる範囲として、津波によるメタル回線の流出や台風による設備故障の多発等、自然災害等の要因で固定電話が利用できなくなった地域において、迅速な復旧を確保する観点からの利用も追加されたことに賛同します。</p> <p>なお、その際、追加コストを発生させない観点、及びお客様に電話機を変更していただくという手間を</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、答申案に示したとおり、今般、他者設備の利用を例外として認めようとする趣旨は、提供手段の効率化を通じて、電話サービスのあまねく日本全国における適切、公平か</p>	無

7

	<p>おかけしない観点から、お客様要望等がある場合には、ワイヤレス固定電話の利用を一時的なものに留めず、継続利用できるようにしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>つ安定的な提供の確保に寄与することを目的とするものであり、当該目的に照らし、他者設備の利用は真に必要・合理的と認められる場合に限られるべきであることから、被災時における他者設備の利用については、一時的なものに留めることが適当と考えます。</p>	
意見2-1-7	被災時における固定電話の迅速な復旧に他者設備を利用する場合、復旧後の継続利用を認めるべきではない。	考え方2-1-7	
13	<p>津波による大規模なメタル回線の流出等、被災時における迅速な復旧対応のため、無線設備等の他者設備の一時的な利用が手段の一つとなり得ることも考えられますが、被災時における利用はあくまでも特例的・一時的なものであり、なし崩し的に実質的な恒久利用に繋がることのないようにする必要があります。</p> <p>そのため、一時的な利用が行われる際には、総務省はNTT東・西に対して、一時的な利用数やメタル回線の復旧状況、加入電話への切り替え予定時期等について、定期的な報告を求めるとともに、報告内容については公表して、外部からも一時的な利用であることを確認することができるようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>被災時における他者設備の利用については、考え方2-1-6のとおりです。</p> <p>また、答申案の修正に関する御意見については、本節3.(1)において、他者設備の利用を例外的に認めるに当たっての「基本的考え方」を明確に示していることから、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p> <p>いただいた御意見も参考に、今後、総務省において、答申案を踏まえて適切に制度整備を行うことが適当と考えます。</p>	無
14	<p>NTT 東西殿に他者設備の利用を認める趣旨は、「人口減少・過疎化等の社会構造変化に対応した、持続可能性の確保」(最終答申案 P.7)、「2030 年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる低廉で安定的なサービス提供に資する」(最終答申案 P.8)というものであり、「自然災害等の要因で固定電話が利用できなくなった地域において、迅速な復旧を確保する」(最終答申案 P.13)ことは上記の趣旨と異なります。</p> <p>加えて、他者設備の利用については認可制を導入しようとするところ、「迅速な復旧を確保する観点」からは認可手続の簡素化等が必要と考えられ、例外的な認可のさらに例外を設けることとなり、適正な認可の運用が図られなくなる懸念があります。</p> <p>したがって、被災時の迅速な復旧における他者設備の一時的な利用を手段の一つとして検討するにあたっては、上記の認可運用に関する懸念も踏まえていただきたく、以下下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>「今後、制度化に当たっては、自然災害時における利用のニーズを精査した上で、必要に応じ、被災時における他者設備の一時的な利用が可能となるような柔軟性に留意することが適当であるが、他者設</p>		

8

<p>備の例外的な利用を認めるにあたっては所要の要件を満たすことを確認すべく認可制としている趣旨を十分考慮し、被災時の迅速な復旧における手段として他者設備の一時的な利用を認めることの適否を検討する必要がある。」</p> <p>なお、仮に被災時の迅速な復旧のため、無線設備等の他者設備の一時的な利用を認めた場合であっても、本格的な復旧時には光ファイバ整備等の自己設備設置を行うべきと考えます。その際、自己設備設置が極めて不経済となり、かえって「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがあるため NTT 東西殿が恒久的に他者設備の利用を希望する場合には、あらためて個別に当該地域に係る無線設備等の他者設備利用の認可を必要とすべきです。</p> <p>災害からの早期復旧のため、一部の利用者に暫定的に提供した無線設備等の他者設備を継続的に利用することは、当該地域の利用者に対し「電話の役務のあまねく提供」に差異を生むものであり認めるべきではありません。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

安定的なサービス提供の確保

意見2-1-8 他者設備を利用した電話サービスの安定性を確保するための詳細な担保措置が必要。

<p>15 「仮に他者設備が利用できなくなった場合にもサービス提供の維持を可能とするための措置を講ずることが求められる」とありますが、NTT東・西の電話サービスの提供については自己設備設置が基本であることから、他者設備の利用が例外的に認められたとしても、他者設備が利用できなくなった場合には、NTT東・西が自己設備設置により電話サービスを提供・維持する必要があることを、NTT法により明確に担保しておく必要があります。</p> <p>また、「他者設備の利用に係る卸役務提供等に係る契約について、設備提供事業者が一方向的に契約を破棄すること等がないよう長期的に安定的なものであることが確保され、また、NTT東西を主体として設備提供事業者と連携した適切な運用・管理体制を構築する等の内容となっていることについて、総務省が確認することが必要である。」とされていますが、他者設備を利用するにあたって安定的なサービス提供を確保する観点から、どのような契約条件が必要なのかについては議論がなされておらず、総務省が確認することが必要な観点から上記2点のみで充足しているのかについて、更なる議論が必要であると考えます。</p> <p>特に、設備提供事業者が全部又は一部の設備提供を中止・中断する可能性があることを想定した場合や、設備提供事業者の通信方式の変更・周波数の移行により端末が使えなくなることを想定した場合等、サービスの提供に支障が生じることを想定した場合にどのような契約条件としておく必要があるのかについては、事前に明確化が必要だと考えます。</p>	<p>考え方2-1-8</p> <p>答申案に示したとおり、NTT東西による他者設備の利用を例外的に認めようとするものであり、仮に他者設備が利用できなくなった場合には、NTT東西の責務(NTT法第3条)を踏まえれば、自己設備を設置して電話サービスを継続的に提供することが求められることは明らかです。</p> <p>その他の安定的なサービス提供の確保に必要な措置については、いただいた御意見も参考に、今後、総務省において、他者設備の利用を認める範囲や必要となるその他の担保措置の具体化等とあわせて、総合的に検討した上で適切に制度整備を行うことが適当と考えます。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9

<p>16</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」)の趣旨に照らし、設備を設置する他事業者が撤退した場合等、他者設備が利用できなくなった場合にはNTT東西殿に対して自己設備設置等の電話サービスを継続的に提供するための措置を講ずる義務を課すことに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

サービス品質の確保

意見2-1-9 現行の固定電話を利用して提供されている付随サービスの利用の確保等、最大限、利用者保護に努めることが必要。

<p>17</p> <p>現行の固定電話を利用して提供されている付随サービスの利用可能性については、自治体が提供する「あんしん電話」やセキュリティー会社が提供する「緊急通報サービス」等、利用できなくなった場合の影響が大きいサービスもあるため、NTT東・西は、利用者に対し十分な説明を行い、個別具体的なかつ明確な同意を得るとともに、仮に固定無線電話でそれら付随サービスの利用が確保できない場合は、光IP電話を提供して付随サービスの利用を確保する等、最大限、利用者保護に努める必要があります。</p> <p>本来、メタル回線での固定電話の提供が継続できない場合には、5G普及やブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化等の将来を見据えれば、光ファイバを整備し、光IP電話の提供を優先して行っていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>考え方2-1-9</p> <p>答申案に示したとおり、現行の固定電話を利用して提供されている付随サービスの利用可能性については、NTT東西において、利用者目線に立った改善の取組を不断に講じていくことが求められます。また、他者設備の利用により、仮にこれらのサービスが利用できない可能性が生じる場合、利用者に対し十分な説明を行うとともに、代替手段の確保等に努める必要があります。</p> <p>また、答申案に示したとおり、他者設備の利用を認める範囲は、「メタル回線の更新・再敷設や光化を行うとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合」であり、NTT東西においては、メタル回線の代替手段として、他者設備の利用に優先し、まずは光ファイバの整備を検討することが求められると考えます。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公正競争環境の確保

意見2-1-10 公正競争環境の確保の観点から、他者設備の調達手続きの透明性を確保する考え。

<p>18</p> <p>ワイヤレス固定電話の提供にあたっては、公正競争確保の観点から、公募による入札等によりモバイル網の調達を行う考えですが、その実施にあたっては、契約条件やサービス仕様、品質管理に向けた連携体制等の要件について事前の説明会等を通じて関係事業者へ十分な説明を行う等の取組みにより、調達手続きの透明性を確保する考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>考え方2-1-10</p> <p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、答申案に示したとおり、総務省において、NTT東西が契約条件等に関して不当な差別的取扱いを行うことがないよう確認する等、公正競争上の影響が生じることのないよう制度を適切に運用することが必要と考えます。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見2-1-11 公正競争環境の確保の観点から、他者設備の調達において、地域単位での公募の実施、十分な公募期間の確保等の措置が必要。		考え方2-1-11	
19	<p>NTT東・西が携帯電話事業者等から回線設備を調達する場合は、実質的にグループ会社のみしか入札し得ないような仕組みとならないよう、公募調達において公正な競争環境を確保する担保措置が必要です。</p> <p>具体的には、以下のような担保措置が必要だと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話網等の調達に当たっては、全国一括の公募調達を事前に行うのではなく、実際に他社設備の利用を行う認可申請にあわせて、該当する市町村単位等のエリア毎に行い、公募調達が公正競争上問題なく行われたことを条件に他社設備の利用を認可すべき。 また、契約期間満了に伴い再調達を行う場合においても同様に、公募調達が公正競争上問題なく行われたことをもって他社設備の利用継続を認めるべき。 ・公募調達に係る契約条件・技術仕様等については、競争事業者においても必要な開発等を検討する時間が十分に確保され、グループ会社と公平な条件で入札に応じることができるように、公募調達を行う1年以上前に詳細を公表するとともに、公表前に事前にNTT東・西とグループ会社との間で仕様検討等が行われないように厳格に規律すべき。 NTT東・西がNTTドコモ等グループ会社と契約を締結する場合には、どのような契約形態であれ、契約条件等においてグループ会社を不当に優先的に取扱っていないか、公募調達時の条件から不当に内容を変更して優遇していないか等について、総務省が確認したうえで、契約条件等について公表する等、透明性を確保する取組みが必要です。 <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>答申案に示したとおり、NTT 東西による他者設備の利用が、固定・移動通信市場の公正競争環境に対して影響を及ぼさないよう留意する必要があります。今後、御指摘の点も参考に、総務省において適切に制度整備を行うことが適当と考えます。</p> <p>また、公正競争環境の確保の観点からの制度運用については、考え方2-1-10のとおりです。</p>	無
意見2-1-12 公正競争環境に対して影響を及ぼさないよう留意すべき。		考え方2-1-12	
20	<p>今後の規律や基準策定においては、公正な競争環境を損なわない事を大前提として議論を進めることを、また、策定される基準は、各事業者やその他関係組織等において明確に判断ができるものとなるよう希望する。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>考え方2-1-11 のとおりです。</p>	無
21	<p>NTT 東西殿による電話サービスの提供において他者設備の利用が認められる場合、それにより固定とモバイル双方の市場支配力が結合するおそれがあるため、公正競争環境へ影響を及ぼすことがないよう制度的措置を講じることは不可欠と考えます。</p>		

11

<p>総務省殿においては、現行の指定電気通信設備制度の趣旨や旧 NTT の移動体通信業務分離の経緯等を踏まえ、他社設備の利用を例外的に認めたことが公正な競争に影響を与えていないか等を継続的に注視いただくとともに、問題がある場合には、早期の解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>			
現行の交付金制度との関係			
意見2-1-13 他者設備を利用して電話サービスを提供する場合、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要があるとの考え方に賛同。		考え方2-1-13	
22	<p>例外的に認められた範囲内において無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合には、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要があるとの考え方に賛同いたします。</p> <p>交付金の算定にあたっては、他者設備(無線)を利用することによって、メタル回線の更新・再敷設やファイバを新たに敷設する場合と比べて、どの程度、投資金額や維持費用等のコストが削減されたのか、外部からの検証が可能となるよう、情報開示を徹底すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度が、国民利用者の利益に深く関係するものであることにかんがみ、適格電気通信事業者においては、基礎的電気通信役務の提供に係る一層の経営効率化の推進を図ることが必要と考えます。また、支援機関及び適格電気通信事業者においては、引き続き、基礎的電気通信役務の提供等に係る情報の開示に努めることが必要と考えます。</p> <p>さらに、他者設備を利用して電話サービスを提供する場合における交付金の具体的な算定方法については、今後、総務省において、ネットワークの実態等も踏まえ、適切に検討することが適当と考えます。</p>	無
23	<p>基礎的電気通信役務に係る交付金の算定にあたっては、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を反映し、交付金の規模を縮小することに賛同します。</p> <p>NTT 東西殿が他者設備の利用による収益改善と重複して、交付金算定にあたり不採算地域の見直しを行わなかったことにより過大な交付金を得ることは、基礎的電気通信役務に係る交付金制度の趣旨に反するものであり、決して認められるものではありません。このため、NTT 東西殿の他社設備利用に係る効率性向上の効果を速やかに交付金の算定に反映させることが必要なことは明らかです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
その他の論点			
意見2-1-14 NTT 東西以外の事業者が提供する固定無線電話までも基礎的電気通信役務に追加することは適当ではない。		考え方2-1-14	
24	<p>国民の生命・身体・財産の保護にとって極めて重要な緊急通報の社会的役割や、電話サービスの安定性・信頼性を確保するため、可能な限り現行の固定電話の品質水準に近接させる取組をNTT東・西に対して引き続き求めるとともに、NTT東・西の取組結果を、総務省及び関係する委員会等において検証し、サービス品質を適切に確保する観点から必要に応じて制度整備を行うことに賛同いたします。</p> <p>ただし、他者設備の利用による固定無線電話の提供に際して、可能な限り現行の固定電話の品質水</p>	<p>御指摘いただいた点については、NTT 東西による他者設備の利用を例外的に認める趣旨、現行の基礎的電気通信役務に係る制度における NTT 東西の位置付け等も踏まえ、総務省において適切に制度整備を行うことが適当と考えます。</p>	無

12

<p>準に近接させる取組が求められているのはNTT東・西のみであることから、「基礎的電気通信役務」の指定にあたっては、上記目的を達成するために必要な最小限の範囲に留めるべきだと考えます。</p> <p>この点、加入電話相当の光IP電話が「基礎的電気通信役務」に追加された前回の見直しにおける整理では、基礎的電気通信役務を提供する事業者のメタル回線と光ファイバ整備の二重投資の回避という趣旨等を踏まえ、加入電話を提供している事業者が提供する光IP電話のみを「基礎的電気通信役務」に追加しております。</p> <p>前回の見直しにおける整理同様、今回の固定無線電話についても、「基礎的電気通信役務」に追加するのは、加入電話を提供している事業者が提供する固定無線電話のみとすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

■第2章 基盤整備等における政策の具体的方向性

□第2節 新たなサービスの利用可能性の確保

目指すべき全体の方向性		
意見2-2-1 新たなサービスの利用環境の確保については、社会や市場の環境変化、負担等を踏まえた国民的な議論が必要。	考え方2-2-1	
<p>25 「固定電話」を使わない方々が増えてきている中、いつまでも東西の加入電話がユニバーサルサービスであり続けるとは考えていません。</p> <p>ただし、新たなユニバーサルサービスを検討する場合には、市場環境の変化を踏まえた上で、技術中立的かつ経済合理的な観点から、何がユニバーサルサービスであるかについて、国民の費用負担への影響も含め、国民的なコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくことが必要と考えます。</p> <p>その際、過疎化や高齢化が進む中、古くからある社会インフラ(電話・水道・電気・道路等)をどのようなエリアでどう維持していくかは、重要な社会課題であり、コンパクトシティ化の議論と併せた提供区域や料金の在り方等の検討も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>いただいた御意見のとおり、国民生活を支える基盤となるサービスに係るルール作りに直結することから、答申案に示したとおり、新たなサービスの利用可能性の確保について、別途検討体制を設け、多様な関係者の意見を踏まえながら検討を進めていくことが適当としています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無
<p>26 ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすべきか否かを検討するにあたっては、それによって何を実現し、どのような社会を目指すのかについて丁寧に議論することが重要であると考えます。</p> <p>また、その是非を検討する場合には、市場環境の変化を踏まえた上で、技術中立的かつ経済合理的な観点から、国民の費用負担への影響も含め、国民的なコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めていくことが必要と考えます。</p> <p>その際、過疎化や高齢化が進む中、古くからある社会インフラ(電話・水道・電気・道路等)をどのようなエリアでどう維持していくかは、重要な社会課題であり、コンパクトシティ化等の議論と併せた提供区域や料金の在り方等の 検討も必要と考えます。</p> <p>なお、制度の枠組みについては、現行のユニバーサルサービスである加入電話とブロードバンドサービスは歴史的な背景、サービス提供の実態等が大きく異なることから、少なくとも、提供の主体、対象となるエリア、支援の内容は、現行の加入電話に係るユニバーサルサービス制度とは異なる別のサステイナブルな仕組みとすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>		

意見2-2-2 新たなサービスの利用環境の確保については、多様な事業者によってブロードバンドサービスにおける競争が促進されていることを踏まえ、公正競争環境に影響を及ぼすことがないよう多角的かつ慎重な議論が必要。		考え方2-2-2	
27	<p>固定ブロードバンドサービスについては、これまで多様な事業者が参入し、設備競争とサービス競争の両方を展開してきたことで、提供エリアの拡大や料金の低廉化が進んできたものと考えます。</p> <p>今後も引き続き、多様な事業者による設備競争・サービス競争を促進していくことが重要と考えるところ、現行の基礎的電気通信役務の対象となっている固定電話サービス等以外の新たなサービスの利用可能性を検討するにあたっては、公正競争環境に影響を及ぼすことがないよう多角的かつ慎重に議論することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	考え方2-2-1のとおりです。	無
意見2-2-3 新たなサービスの利用環境の確保については、負担金の拠出、事業者に課される規律の在り方をはじめ多くの課題があるため、事業者の懸念を払拭しつつ慎重な検討が必要。		考え方2-2-3	
28	<p>携帯電話サービスが地方を含めて基盤整備が進んでいることや、条件不利地域の超高速ブロードバンド基盤の財政支援が行われていることもあり、ブロードバンドサービスは経済合理性に従った提供が基本と考えています。</p> <p>ブロードバンドサービスのユニバーサル化については、現時点では不明点・懸念点が多く、その説明・払拭が必要と考えており、慎重な検討・取り進めをお願いしたい。なお、一社のみ提供している地域の一部事業者からは、条件不利地域へのサービス維持・設備更新は高コストであり、安定的なサービス提供維持のために交付金が受けられるなら有難いという声も聞かれるものの、大半の事業者がユニバーサル化による事業への影響等に懸念を持っている。</p> <p>中期的な制度的対応の方向性として、(1)ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置付けることを見据えた制度的検討、(2)ユニバーサル・アクセスへの転換に向けた制度的検討が示されている。</p> <p>前者(1)については、従来の制度はNTT東西の固定電話を対象としているが、本制度では数多くの中小事業者から構成されるケーブルテレビ業界をはじめ多様なISP事業者によるサービスが対象となるため、最終答申(案)にCATV連盟の意見として引用いただいた点を含め、品質水準の在り方、交付金制度の在り方、負担金の拠出の在り方、規律の在り方等に多くの課題があると認識している。</p> <p>後者(2)については、今後の5Gも含めた携帯電話サービスのバックホールとしての利用や2025年までの公衆交換電話網(PSTN)のIP移行も踏まえ、負担金の拠出にあたっては公平な受益者負担となること、約款規制等の利用者利益の確保等について留意いただき、慎重に検討することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	考え方2-2-1のとおりです。	無

15

29	<p>ブロードバンドサービスが、今や国民生活に不可欠なサービスとなった現状を踏まえると、広く国民全体が利用できる環境や方策を検討することは理解できます。しかしながら、固定電話サービスを対象とした現行のユニバーサルサービス制度の枠組みを、そのまま固定ブロードバンドサービスに拡大することは、適切ではないと考えます。</p> <p>既に携帯電話による超高速インターネットサービスは、山間部等も含め広く整備が進んでいる現状を踏まえると、ブロードバンドサービスの普及の手段を固定ブロードバンドサービスに限定する必要はなく、4G等によるブロードバンドサービスを活用することも考慮すべきと考えます。</p> <p>また、現在のユニバーサルサービスの制度は、条件不利地域も含め固定電話を「あまねく提供」することが求められるものですが、政府としてコンパクトシティの議論等もあるなかで、そもそもあまねく日本全国どこでもブロードバンドを提供する義務を負わせることが必要なのかという点や、その場合の費用も含めた幅広い議論が必要であると考えます。</p> <p>また、現状のユニバーサルサービス制度は、固定電話サービスをNTT東西殿があまねく提供する義務を負う一方、所用の支援を受けるにあたっては必要となる額の算出のためにNTT東西殿は会計整理義務等の厳格な対応を求められる制度となっていると認識しております。</p> <p>零細なケーブルテレビ事業者のみがブロードバンドサービスを提供しているようなルーラル地域が存在するとされていますが、ブロードバンドサービスを現在と同じような制度で行い当該ケーブルテレビ事業者が提供義務を負った場合、NTT東西殿が現在課されている会計整理等と同様のことを行うこととなり業務的な負荷は非常に大きいものと考えられます。そうした場合の実効性なども含め慎重な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
意見2-2-4 ブロードバンドは Society 5.0 が発展する社会において無くてはならないインフラであり、条件不利地域において新たな支援の仕組みが必要。		考え方2-2-4	
30	<p>ブロードバンドは、今後の社会、特に、Society 5.0 が発展する社会において無くてはならないインフラであり、現行の交付金制度が想定していた環境や進展を超えて発達していることから、条件不利地域においては、新しい支援の仕組みが必要であると考えます。</p> <p>また新しい支援の仕組みを考えるにあたり、条件不利地域においては、電気通信事業者(例:ケーブルテレビ事業者)がインターネット・サービスプロバイダーを兼ねているところも多いため、その二つを別の枠組みで考えることは、合理的ではないと考えます。</p> <p>さらに、新しい支援の仕組みを考える際、固定回線がモバイル通信のオフロードの役割を担っていたり、携帯端末のアップデートの通信を担っていることから、固定回線は、モバイル回線に対して補完的でもあります。このことから、新しい支援の仕組み検討に際しては、電波利用料などの制度からの負担も考</p>	考え方2-2-1のとおりです。	無

16

	<p>える必要があると考えます。</p> <p>報告書に書かれているように条件不利地域におけるブロードバンド基盤の維持は喫緊に解決すべき課題であり、今後それらの地域の安心・安全・将来に対する希望が、遠隔医療や遠隔教育になっていく事からもいち早く対応すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	
31	<p>今後の社会、特に、Society 5.0 の発展に伴って高速インターネットは無くしてはならない情報基盤であり、現行の電話に由来する交付金制度が想定していた環境を著しく超えていることから、条件不利地域に於いては、新しい支援の仕組みが必要である。</p> <p>さらに新しい支援の仕組みを考えるにあたり、条件不利地域に於いては、小規模のケーブルテレビ事業者や小規模のインターネット・サービスプロバイダーによってインターネットが支えられていることが多いため、これらの事業者を生かし、地方の活性化に役立てるような新しい支援の仕組みを求めたい。</p> <p>さらに、新しい支援の仕組みを考える際、家庭内のWiFiに繋がっている固定回線がモバイル通信のオフロードの役割を担っていたり、携帯端末のアップデートの通信を担っていることから、固定回線は、モバイル回線に対して補完的でもある。このことから、電波利用料などの制度からの負担も考える必要がある。</p> <p>報告書に書かれているように条件不利地域におけるブロードバンド基盤の維持は喫緊に解決すべき課題であり、少子高齢化のスピードも早く、自然災害に見舞われることが多いこれらの地域の安心・安全が、遠隔医療や遠隔教育など、情報基盤によって守られて行くことを念頭に置くべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】</p>	

予算施策等を活用した支援の在り方

意見2-2-5 民設民営方式で整備を行う場合も、一般的に自治体の財政負担が大きいことから、答申案において「財政負担が大きく軽減される」との記述は不適当。		考え方2-2-5
32	<p>第1部第2章に関して、全体的には自治体の置かれた状況等にも配慮された案となっておりますが、以下の点に関しては、記載の検討をお願いしたい。</p> <p>1 答申(案)中に、「当面の対応」、「中長期的な制度的対応」のほか、「早急に検討に着手」などの記載がある。答申として示すことは困難なのかかもしれないが、「当面」「中長期的」等は、概ねいつ頃を想定しているのか記載ができないか検討をお願いしたい。</p> <p>2 25頁の下から2段落目の「一般的に、3「民設民営方式」においては、民間事業者が設備の整備、維</p>	<p>いただいた御意見のうち1については、答申案として具体的な時期を一律に示すことは困難ですが、答申案の第3部に示したとおり、「当面の対応」とした事項は、総務省において迅速な対応を行うことが適当なもの、「中長期的な対応」とした事項は、取組の具体化に向けてなお検討が求められるものとしてご理解ください。</p> <p>また、御意見のうち2については、いただいた御意見を踏まえ、実態に即した表現として次のとおり修正することといたします</p>

17

	<p>持管理、更新等を担うことから、自治体等の財政負担が大きく軽減される・・・」は、記述の変更をお願いしたい。</p> <p>不採算地域の設備の整備に関しては、自治体が整備時に民間事業者が整備費及び維持管理費の負担をしなければ民間事業者が整備自体を行わない事が一般的であり、整備後の費用負担こそないものの整備時の財政負担は未だ大きく、場合によっては整備費より多額の負担が必要なものもあり、「大きく軽減される」の表現は適当でないと考えます。</p> <p>また、民設民営方式で整備を行う場合に民間事業者に負担金を支払う自治体等への財政支援等についても言及できないか検討をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【鹿児島県情報政策課】</p>	<p>す。(答申案 P.25)</p> <p>「一般的に、③「民設民営方式」においては、民間事業者が設備の整備、維持管理、更新等を担うことから、自治体等の維持管理等に係る財政負担が大きく軽減されるほかことに加えて、災害時における柔軟かつ迅速な復旧対応、効率的な整備・運営が図られることが期待される。」</p> <p>なお、民設民営方式で整備を行う際の財政支援も含め、自治体等に対する財政支援等のあり方については、多様な関係者の意見を踏まえながら、総務省において検討を進めていくことが適当と考えます。</p>
意見2-2-6 なお民間事業者の参画が見込めない場合について、無線や衛星等の活用を含めたより合理的なサービス提供手段への転換等、多面的な取組を講ずる方向性に賛同。		考え方2-2-6
33	<p>無線や衛星等の活用を含めたより合理的なサービス提供手段への転換等、多面的な取組を講ずることが示されたことに賛同いたします。</p> <p>ブロードバンドサービスの整備済みエリアにおいて、基盤の維持・更新等に大きな役割を担う自治体に大きな財政的負担が生じていることが指摘されていますが、コスト面を含めたより合理的なサービス提供手段への転換は、自治体の財政的負担の軽減につながることも、予算措置等による機動的な支援、中長期的な制度的対応においても、公的資金による負担の軽減につながり得ると考えます。</p> <p>今後の専門的・集中的な検討においては、自治体による合理的なサービス提供手段への転換が積極的に行われるための取組についても検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置付けることを見据えた制度的検討

交付金制度の在り方

意見2-2-7 交付金による支援対象とすべき地域について、民間の努力ではサービス提供が困難な非競争エリアに限定する方向性に賛同。		考え方2-2-7
34	<p>仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービス制度の対象とする場合、既に複数事業者がブロードバンドサービスを提供し市場競争を通じてサービスが確保されている競争エリアではなく、民間の努力ではサービス提供が困難な非競争エリアに支援対象を限定する方向性に賛同します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、役務提供範囲が広域にわたることにより内部相互補助が可能な事業者を交付金の支援対象とすべきかという点に</p>

18

<p>支援対象エリアでサービスを提供している主体については、採算エリアとの内部相互補助により、支援対象エリアでの赤字を補填している事業者も想定されますが、これらの事業者を「事業の継続が困難な事業者」に該当しないとして支援対象から除外する場合、民間事業者がその経営判断により自主的に非競争エリアにおけるサービス提供の担い手となっていくインセンティブが働かず、ブロードバンドサービス 基盤の維持・拡大に支障をきたすことになるものと考えます。</p> <p>したがって、支援対象とすべき主体 については、「提供地域毎に当該地域 における事業が赤字である ことにより、当該地域でのサービス提供の継続が困難な 事業者」とし、その支援内容は採算エリアとの内部相互補助を前提とした仕組みではなく、支援対象エリア毎の不採算が完全補填される仕組みとすることが必須であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>については、いただいた御意見も参考に、交付金の増大による国民経済への負担等との関係を考慮しつつ、今後、検討されることが適当と考えます。</p>
<p>意見2-2-8 ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスは、固定・無線を問わず、様々な技術方式の中で最適なものを事業者が自由に選択して提供できるようにすべき。</p>	<p>考え方2-2-8</p>
<p>35 仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービス制度の対象とする場合、ブロードバンドサービスは、固定電話とは異なり、サービス開始当初から競争環境下において多様な主体により提供されている等、その歴史的な背景やサービス提供の実態等が大きく異なること、また、技術中立的かつ経済合理的な観点から、固定・無線を問わず、様々な技術方式の中で最適なものを提供主体が自由に選択できるようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>技術方式については、いただいた御意見も参考に、ユニバーサルサービスとしての品質水準等の在り方、我が国におけるFTTHの整備状況等を考慮しつつ、今後、検討されることが適当と考えます。</p>
<p>意見2-2-9 ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスについて、NTT東西のみラストリゾート事業者の責務を課すべきではない。</p>	<p>考え方2-2-9</p>
<p>36 基盤整備等の在り方検討WGにおいてKDDIより、ブロードバンドサービスがユニバーサルサービス制度の対象となった場合、公社時代の資産を継承していること等を理由に当社に役務提供義務を課すべきとの見解が示されましたが、最終答申(案)に記載されているとおり、ブロードバンド・ネットワークは民営化後に整備が開始され、いまだ整備途上にあることに加え、継承した線路敷設基盤や固定電話に係る電気通信設備については既にオープン化し、他事業者も当社と同等の条件で利用することが可能となっており、当社にのみラストリゾート事業者の責務を課することは適切でないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>ラストリゾートに関する論点は、新たなサービスの利用可能性を確保するための制度の在り方を検討する上で重要なものであり、今後、多様な関係者の意見を踏まえながら検討されることが適当と考えます。</p>

19

<p>意見2-2-10 電電公社から承継した線路敷設基盤等の上にNTT東西のブロードバンド・ネットワークが構築されていることを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスについて、NTT東西が負うべき責務の在り方を検討すべき。</p>	<p>考え方2-2-10</p>
<p>37 「NTTに対して、不採算地域における役務提供を確保する、いわゆるラストリゾート事業者の責務を課すことについて検討が必要との意見があった点については、ブロードバンド・ネットワークは電電公社の民営化後に整備が開始され、いまだ整備途上にあること等も踏まえ、慎重な検討を要する。」との考えについては、NTT東・西が、独占的な地位と安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した電電公社から局舎・電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤や加入電話の顧客基盤の全てを承継し、それら線路敷設基盤や顧客基盤の上に、光ファイバ等のブロードバンド・ネットワークが構築されている点を踏まえたうえで、NTT東・西の負うべき責務の在り方を検討することが必要です。</p> <p>ラストリゾート事業者の責務がないまま、省令改正によりユニバーサルサービスの対象にブロードバンドを追加したとしても、現行の電気通信事業法では、提供事業者が自らの経営判断で業務区域を選択可能で、退出も自由な制度となっていることから、ブロードバンドのあまねく提供が担保されず、ユニバーサルサービスとしては不適切であると考えます。</p> <p>ブロードバンドを国民生活に不可欠な通信サービスとしてユニバーサルサービスに指定するのであれば、公共的役割を担う政府出資の特殊法人であるNTT東・西に、NTT法でラストリゾート事業者の責務を課したうえで、実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>考え方2-2-9のとおりです。</p>
<p>意見2-2-11 条件不利地域のサービス提供事業者は、事業規模自体が小さいこと等を踏まえ、大企業と同じような制度設計の負担を交付金その他の財政支援の条件とすべきではない。</p>	<p>考え方2-2-11</p>
<p>38 現状のユニバーサルサービス制度は、固定電話サービスをNTT東西殿があまねく提供する義務を負う一方、所用の支援を受けるにあたっては必要となる額の算出のためにNTT東西殿は会計整理義務等の厳格な対応を求められる制度となっていると認識しております。</p> <p>零細なケーブルテレビ事業者のみがブロードバンドサービスを提供しているようなルーラル地域が存在するとされておりますが、ブロードバンドサービスを現在と同じような制度で行い当該ケーブルテレビ事業者が提供義務を負った場合、NTT東西殿が現在課されている会計整理等と同様のことを行うこととなり業務的な負荷は非常に大きいものと考えられます。そうした場合の実効性なども含め慎重な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>答申案に示したとおり、ブロードバンドサービスの役務提供主体は区々であることから、現行のユニバーサルサービス制度の規律を一律に適用した場合、必要以上の規制となる可能性があり、事業者の経済活動に大きな影響を与えるおそれがあります。</p> <p>これらの規律の在り方については、いただいた御意見も参考に、利用者利益等の確保の観点を考慮しつつ、今後、検討されることが適当と考えます。</p>
<p>39 条件不利地域でブロードバンドサービスを提供している事業者は、その敷設・維持管理・設備更新に安定的なサービス提供のための交付金その他の財政的支援を受けられるよう配慮がなされるべきで</p>	

20

	<p>す。ただし、条件不利地域において、事業者が複数いることは経済合理性に欠けるため、事業統合や機能分離統合などを出来る限り図るべきであると考えます。</p> <p>条件不利地域の事業者は、その事業規模自体が小さく、また社会的な責任もあり、経営効率だけで事業を進めることができないため、非効率な経営実態となっている現状もあります。また、それらの企業は事業を細かく分類して地域・事業別損益の算出や詳細な会計処理をすることが難しい部分もあることから、大企業と同じような制度設計の負担を交付金その他の財政支援の条件とすべきではありません。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	
40	<p>条件不利地域でブロードバンドサービスを行なっている事業者はその敷設・維持管理・設備更新に安定的なサービス提供の為、国から技術的ノウハウやベストプラクティスの提供、交付金、その他の財政的支援を受けるべきである。</p> <p>条件不利地域の事業者は、その事業自体が小さく、また社会的な責任もあり、自治体が関与していることも多い。なので、経営効率だけを指標にして、事業を進められない。</p> <p>また、それらの事業者が事業を細かく地域・事業別損益の算出や詳細な会計処理を求めるのは、人的にもノウハウ的にも難しい部分もあり、大企業と同じように制度設計の負担を交付金その他の財政支援の条件とすべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】</p>	

負担金の拠出の在り方

意見2-2-12 交付金及び負担金を最小限にすることを明確化するため、答申案に追記すべき。

考え方2-2-12

41	<p>基礎的電気通信役務に係る交付金制度は、本来は公正競争の下で提供されるべき電気通信サービスについて、競争が働かない部分について競争を補充するためのものです。このため、基礎的電気通信役務に係る交付金制度の趣旨を踏まえ、公正競争環境への影響を最小限に留めるよう、交付金及び負担金は最小限にすべきです。</p> <p>「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間答申(案)」(以下、「中間答申案」)に対する弊社意見を踏まえ、「国民経済全体に対する影響を考慮しながら検討を進める」という記載にて交付金及び負担金を最小限にするという趣旨を含むものとされたものと認識していますが、この点をより明確化するため、以下下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>「ブロードバンドサービスに関して、交付金の規模についてその額を最小限とすることを念頭に具体的な試算を進めるとともに、その結果や上記の課題及び意見を踏まえつつ、具体化に向けた検討を行うことが適当である。」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>答申案に示したとおり、検討において国民経済全体の負担を最小化する観点が必要であることは明らかですが、検討に当たり必要となる「具体的な試算」については、まずは、客観的なデータに基づいて行われることが適当と考えます。</p> <p>このため、本節 5.(1)③においては、「交付金における負担の在り方については、国民経済全体に対する影響を考慮しながら検討を進める必要があることから、(中略)交付金の規模について具体的な試算を進めるとともに、その結果や上記の課題及び意見を踏まえつつ、具体化に向けた検討を行うことが適当である」と記載しているところであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>	無
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

ユニバーサルサービス制度における利用者利益の確保等に係る規律の在り方

意見2-2-13 現行制度の弾力化を図る等の見直しを行うことが適当との考え方に賛同。

考え方2-2-13

42	<p>仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービス制度の対象とする場合には、適用する規律について、競争環境等を踏まえ、一定の緩和を図る方向性が示されたことに賛同いたします。なお、今後、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービス制度の対象とすることを検討する場合には、現行のユニバーサルサービスである加入電話とは歴史的な背景、サービス提供の実態が異なることや、現に様々なプレイヤーが自由にサービスを提供している実態を考慮いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>考え方2-2-11のとおりです。</p>	無
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	---

■第3章 グローバル課題への対応における政策の具体的方向性

□第1節 電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保

	意見	考え方	案の修正の有無
総論			
意見3-1-1 我が国の利用者にサービスを提供する国外事業者に対しても電気通信事業法の規律を適用することに賛同。		考え方3-1-1	
43	<p>今後、海外のOTTプレイヤー等が、通信ネットワークの外側の世界で、ICTリソースを迅速かつ最適に利用する仕組みをサービス実装するとともに、NW サービスをも自らのサービスの一要素として取り込む動きが広がっていくと考えます。</p> <p>そのような中、利用者がサービスを安心して利用できる環境を整備していくためには、「通信の秘密」等、国内で事業を展開する海外の事業者にも国内事業者と同様の規律を適用すべきであり、今回、最終答申(案)において、そうした方向性が示されたことに賛同します。</p> <p>【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
44	<p>利用者保護のためにも事業者間競争の公平性観点でも、海外プラットフォーム事業者への規律適用(イコールフットingの確保)に賛同します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
45	<p>国外事業者に対しても、国内事業者と同等の規律を適用することは、イコールフットingの確保による公正競争の促進に加え、「通信の秘密」や「利用の公平」など、利用者利益の適切な保護に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>		
46	<p>基本的考え方にある記述の方向性に賛同いたします。</p> <p>執行管轄権の制約などの課題はあるかと思われませんが、今後欧米だけでなく、アジアからもプラットフォームが出てくることを考えるとグローバル規模の話となるため、制度の検討は進めていくべきだと考えます。</p> <p>【日本電気株式会社】</p>		

23

意見3-1-2 我が国の利用者にサービスを提供する国外事業者に対しても電気通信事業法の規律を適用することに賛同。ただし、規律の適用がイノベーションを阻害しない等に留意すべき。		考え方3-1-2	
47	<p>5G・IoT時代には、グローバル市場において、国境を越えて国内外の通信事業者やOTT、多様な業種のプレイヤーが、創意工夫をこらし、自由な料金・サービスを提供することで、新たな需要を刺激・創出し、産業の発展や消費者の利益に寄与することが重要となります。</p> <p>消費者保護や国内外の事業者の公平性、公正競争の観点を踏まえ、国外事業者に対しても電気通信事業法の規律を適用することの検討は必要ですが、グローバル・ハーモナイゼーションを意識しつつ、事業者のイノベーションを阻害することのないよう規律は最小限に留めるとともに、制度整備にあたっては、国内の事業者に対して新たな規律が及ぶことのないように留意いただきたいと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、答申案に示したとおり、国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用に当たっては、国内事業者とのイコールフットingの在り方について、利用者利益の保護とイノベーションの促進とのバランスを図る観点に留意しつつ、実効性のある方策を検討されることが適当と考えます。</p>	無
48	<p>利用者の利益保護の観点から、国内事業者と同等のサービスを提供している国外事業者に対して、同等な規律を適用することについて、公正な競争環境を損なわない、かつイノベーションを阻害しないことを前提として、賛同する。</p> <p>【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>		
意見3-1-3 国内企業と国外企業のイコールフットingを図るため、法規制の適用・執行面での担保、執行力の水準等は、国内企業に対するものと同一であるべき。		考え方3-1-3	
49	<p>現行の越境経済での公正な競争環境整備の観点から、国内企業と国外企業のイコールフットingを図ることは必要不可欠であり、喫緊の課題である。</p> <p>その際に必要なことは、法規制の適用・執行面での担保、執行力の水準も国内企業向けと合わせることであり、また、全法令令規定で一括的に措置、担保できない場合は国内企業への適用と法執行もすべきでない。上記の考え方に沿って、電気通信事業法も改正の対応をすべきである。</p> <p>なお、現状の報告書では、その意味での確認ができる内容には必ずしもなっておらず最終的な法体系も見えないので、あらためてそれを明らかにしてその内容で十分かの検証をする機会があることが必要である。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>答申案に示したとおり、国外事業者に対する電気通信事業者の規律の適用に当たっては、執行管轄権の制約から行政措置や罰則の適用に課題があることに留意した上で、その代替となる手段も含め、規律の実効性を担保するための方策を検討すべきであると考えます。頂いた御意見も踏まえつつ、今後、総務省において具体的な検討を進めることが適当と考えます。</p>	無
意見3-1-4 外国のOTTサービス提供者に対する「域外適用」の導入に反対。国際的な政策の調和と電気通信事業法の規制緩和を検討すべき。		考え方3-1-4	
50	<p>在日米国商工会議所(ACCJ)は、総務省に対して、電気通信事業法をグローバルな立法の枠組みと継続して調和させるよう要請します。総務省は、日本において設備を有し通信を媒介または用に供する企業に対して法を適用する現在の適用を超えて、域外へ電気通信事業法の適用を拡大する意図を表</p>	<p>答申案に示したとおり、我が国の利用者の利益を適切に保護するため、国内事業者と同等のサービスを提供している国外事業者に対しても、電気通信事業法の規律を適用する</p>	無

24

<p>明しました。具体的には、総務省は、日本で電気通信設備を持たない外国の Over The Top (OTT) サービス事業者 (特に、電子メールまたはメッセージサービス提供者を含む、2 者間の通信を媒介または用に供するもの) に対して、1) 電気通信事業者として総務省に届出を行い、日本における現地代理人を設置すること、2) 届出に基づき、「通信の秘密」(電気通信事業法第 4 条)、「利用者への事業の休廃止の周知義務等」(第 26-4 条)、および「障害発生時の事故報告義務」(第 28 条)等の義務付けを行うべく、電気通信事業法の域外適用を検討しています。電気通信事業法は、原則として、広範なインフラストラクチャや希少有限である電波資源を必要とする伝統的な通信事業者を規制することを目的としています。こうした規制を OTT サービス提供者に適用することは、過度に制限的となり、OTT サービス提供者のイノベーションを遅らせるおそれがあります。</p> <p>慎重な検討と明確に説明された理論的根拠を有さない、電気通信事業法の域外適用は、イノベーションとデータの自由な流れを妨げ、日本政府の国際的義務と矛盾する可能性もあります。ACCJ は下記の問題について、以下のとおり提言します。</p> <p>提言： 国際調和</p> <p>規制の域外適用は、国際的に調和した法的枠組みではなく、特にインターネットを介して提供されるグローバルビジネスに多大な懸念とリスクをもたらします。総務省が電気通信事業法の域外適用を進めて法改正をすれば、それは望ましくない法的慣行となって保護主義的見解を持つ他の国が追従する可能性があり、日本からのサービスを含む外国企業の越境サービスに必要以上の負担を課すこととなりかねません。ACCJ は、総務省が、現地における設備を持たない企業に対して電気通信事業法の適用を域外に拡大しないよう要望します。代わりに、ACCJ は、総務省が、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話 (日米インターネットエコノミーダイアログ) を含む国際フォーラムで、国境を越えた自由なデータ流通および革新的で新しい OTT サービスをグローバルに促進する政策の調和を確実にすることにより、このような懸念を解決することを促します。</p> <p>日本と米国が支持する自由なデータ流通の概念および貿易ルールとの一貫性の確保</p> <p>国境を越えたサービス提供の制限は、米国政府と日本政府が共同で提唱してきたデータの自由な流通の概念と矛盾しています。総務省の提案はとりわけ、最近合意された日米貿易協定 (日米デジタル貿易協定を含む) の規定と相容れないものです。サービス提供者の現地代理人の設置要件を含む法改正提案は、(i) サービス貿易に関する一般協定 (GATS) における内国内待遇、および (ii) 内国内待遇および現地における拠点要求の禁止 (TPP11 の第 10 章 (国境を超えるサービスの貿易))、を含む国際貿易</p>	<p>ことが適当と考えます。電気通信事業法では、いわゆる OTT サービスについても、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介するものであれば、電気通信事業者としての規律の適用対象としています。</p> <p>御指摘の国外事業者に係る規制の国際的調和の在り方については重要であり、各国が設ける規律が錯綜しかねないことから、答申案に示したとおり、外国規制機関との対話や多国間の枠組みの活用等を通じて、議論していくべきと考えます。</p> <p>国外事業者に対する規律の実効性を担保するための方策について、他の法令における規定も参考にしながら検討されることが適当であり、国内における代表者又は代理人の指定は、その一例と考えられます。これらの者に求められる役割は、国外事業者に対する法の執行に当たっての国内におけるコンタクトポイントとしての機能であり、国外事業者に国内子会社又は合併等の特定の形態を通じたサービス提供を要求するものではなく、また、サーバ等のコンピュータ関連設備の設置を要求するものではないと考えられます。その上で、国外事業者に対して国内事業者に比べて不利でない待遇を与えるものであれば、関連する国際協定に違反する措置ではないと考えられます。EU の GDPR や韓国の情報通信網法といった外国の法令においても、国外事業者に対する代理人選任義務が設けられているところです。国際協定との整合性は重要な論点であると考えており、今後の検討においての参考とされることが適当と考えます。</p> <p>規制緩和の検討に関する御意見については、今後イノベーションと利用者利益等のバランス確保に引き続き留意した具体的な規律の検討に当たり、参考とされることが適当と考えます。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

25

<p>法に違反する可能性があります。日本がデータの自由な流通の促進と国際貿易ルールの尊重を目指す政策を促進しようとしている中、総務省は今般の提案が国境を越えたサービスとデータの流通を制限するリスクを慎重に検討すべきであると ACCJ は考えます。</p> <p>イコール・フットイングのための規制緩和の検討</p> <p>総務省は、既存の規定を新しい企業に適用するのではなく、現在の電気通信事業法を見直し、規制緩和を検討する必要があると ACCJ は考えます。総務省はまた、法律の実質を見直し、規制について域外および国内で適用することが実際に必要かどうかを判断しその範囲を再評価する必要があります。電気通信事業法の規定と要件を OTT に適用する場合に、それが不必要、不合理、または時代遅れであるような場合には、総務省は、国際基準に沿って、国内事業者・外国事業者の双方にとって負担の多い制限を緩和し、電気通信事業法を合理的、実用的および柔軟な要件に修正することにより、イコール・フットイングを確保することを検討すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>考え方 3-1-5</p>
<p>意見 3-1-5 メッセージアプリに適用されるルールについて、欧州電子通信コードの内容を考慮し、国際的な調和を追求すべき。</p>	<p>考え方 3-1-5</p>
<p>51 当社は、オンラインメッセージアプリケーション (「メッセージアプリ」) の適切な規制の枠組みについて、総務省との対話を歓迎します。当社は、そのような規制が必要と考えられる範囲で、当該規制が、国際的に調和され、目的に適切であり、合理的であることを奨励します。また、メッセージアプリの機能と性質に応じて、電気通信事業者に対する規制以外の法規制が適用されることを認識しています。当社は、メッセージアプリに適用されるルールの国際的な調和を追求するという総務省の提案を強く支持します。</p> <p>国際的調和を確保することは、特に、小規模事業者にとって有害であり、また消費者にとっての新規かつ革新的なサービスの成長や拡大を抑制する可能性がある、一貫性のない規制を防ぐことにつながります。また、当社は、国際的に調和しない一方的な行為が、他の国が倣う相互の規制の先例になる可能性があることも懸念しています。これは、日本の企業が国境を越えて拡大しようとする障壁を高めることにつながります。</p> <p>当社は、国際的な規制の調和の観点から、欧州連合における新たな電気通信の枠組みである、欧州電子通信コード (EECC) の内容を考慮することを総務省に要望いたします。(注 1)</p> <p>注 1: EU 指令 2018/1972、欧州電子通信コードの制定、第 1 条 (2018) を参照 https://eurlex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018L1972&from=EN</p> <p>EECC の中心的な「目的」の 1 つは、電子通信サービスおよびネットワークの規制のための調和および</p>	<p>国際的調和の在り方については、考え方 3-1-4 のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">無</p>

26

<p>び簡素化された枠組みの達成です。これは、加盟国レベルでは十分に達成できず、行動の規模および効果の大きさにより、連合レベル(注2)でよりよく達成されます。</p> <p>注2:EECC 前文 323 参照。</p> <p>さらに、EECC は、従来の電気通信事業者とメッセージアプリの提供者の根本的な技術的および運用上の違いを適切に考慮し、公衆電話網と相互接続しないメッセージアプリに対して、より緩和された規制を適用します(一般的な政府による承認さえも必要としません)。多くの EU 加盟国政府は、改革プロセスにおいて、通信事業に対する規制をメッセージアプリに拡張することを警告し、代わりに、従来の通信事業者に対する規制を緩和する機会として検討することを推奨しました。(注3)</p> <p>従来の電気通信事業者の規制枠組みの要素はもはや関連性や必要性がなくなる可能性があります。規制を慎重に緩和することにより、既存の事業者のコストを削減し、新規参入者を呼び込み、市場のすべての参加者による投資を増やすことができます。</p> <p>注3:たとえば、通信法の改革に関する欧州委員会(EC)への共同書簡で、欧州 10 か国の政府は、オンラインアプリに規制を「自動的に拡張」することを警告し、欧州委員会(EC)に「従来の通信サービスの規制緩和を検討する」よう促しました。」(ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、アイルランド、フィンランド、リトアニア、ポーランド、スウェーデン、英国からの欧州委員会 Ansip 副議長および Oettinger 委員への共同書簡 P1-2(2016)を参照。</p> <p>https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/496221/Joint_letter_to_the_Commission_270116_Electronic_Communications_Framework_Review.pdf)。同様に、北欧の国家規制当局は、オンラインサービスの「規制に対する慎重なアプローチ」を推奨し、「既存の規制を簡素化、近代化、および軽量化する可能性を追求する必要があります。」としています。(北欧 NRA の視点(2016 年 7 月 4 日)を参照 https://www.pts.se/globalassets/startpage/dokument/ticket-legala-dokument/rapporter/2016/internet/dsm-nordic-viewpoints-july2016.pdf)。</p> <p style="text-align: right;">【Facebook, Inc.】</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>意見3-1-6 「域外適用」の導入よりも、国際的枠組みの発展を支援するべき。また、「域外適用」の対象範囲となる事業者及びサービスを明確化するべき。</p>		<p>考え方3-1-6</p>
<p>52 BSA 会員企業は、最新のデータ分析、機械学習及び IoT (Internet of Things)等、データ主導イノベーションの最前線にあり、日本市場に多大な投資を行い、BSA 会員企業提供の製品やサービスの利便性を日本の多くの企業や消費者が享受し、日本経済を支えていることを誇りに思っております。このことから、BSA は、最終答申及びこれが BSA 会員企業と技術分野全般に及ぼし得る影響について強い関心を持っています。</p> <p>私どもは利用者保護と競争促進という貴省の目標を支持しておりますが、最終答申において提案され</p>	<p>国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用の必要性及び国際的調和の在り方については、考え方3-1-4のとおりです。</p> <p>また、適用対象となる事業者の範囲については、答申案に示したとおり、「電気通信事業法を適用する国外事業者の範囲については、その提供するサービスが国内の利用者に</p>	<p>無</p>

<p>た事項を今後検討するにあたり、私どもは、前回中間答申に対して提出した意見を再度強調するとともに、以下に記す見解と懸念を考慮していただくよう要望します。</p> <p>最終答申では、日本国内に電気通信設備を有さない国外事業者に対して、電気通信事業法の適用を拡大し、「通信の秘密の保護」、「不当な差別的取り扱いの禁止」、「障害発生時の事故報告」、「電気通信事業の休廃止の周知」を義務づけることを検討すべきとしています。また、最終答申では、これらの義務を国外事業者に課すにあたり、電気通信事業法において新たな仕組みを検討すべきであるとしています。</p> <p>最終答申では、同時に、事業者のグローバル展開を促進するために、国際的調和に向けた取り組みの重要性にも適切に言及しています。我々は、最終答申で提案されている電気通信事業法の域外適用が行われれば、当該目的が損なわれるリスクが生じ、むしろ、ソフトウェアを介したサービスを国境を越えて提供している事業者にとって、法や規律の国家間分断という状況をもたらすことを懸念しています。このようなアプローチは、他国が日本企業に自国の法を課すことを助長することにもなりかねず、利用者保護の強化にはならず、市場において企業と消費者双方の混乱をまねき、グローバル市場で事業展開している多国籍プラットフォーム事業者にとっては法的義務の不一致という状況をもたらすこととなります。</p> <p>従って、我々は貴省が電気通信事業法における義務を世界中で適用させることに努めるのではなく、企業と共に既存また今後のベストプラクティスを活かし、消費者保護とデジタル経済への信頼性を高めることに取り組むことを求めます。この目的を効果的に達成し、懸念を解消するために、「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」を含む、国際会合の場を活用すべきです。国内また国際的ソフトウェア・サービス事業者の意見を取り入れることで、自由な越境データ移転や革新的で新しいソフトウェア・サービスを世界的に促進する政策に関し、国際的調和を確保することが可能になります。</p> <p>また、ステークホルダーと協働しながら、検討されている電気通信事業法改正や域外適用の対象範囲となる事業者およびサービスを明確化していくことを推奨します。ソフトウェア事業者が異なれば、消費者にとってのリスクも異なります。クラウドサービス事業者(以下、CSP と言います。)等企業向けサービス事業者は、最先端のセキュリティ技術や手順に投資しており、消費者と直接やり取りしているコントローラー(管理者)である企業顧客の指示に従ってプロセッサ(処理者)として事業をしています。国境を超えるサービスを提供している CSP は、個人情報を含む情報の保護に関して、顧客との契約によって約束した義務を果たしています。そして、CSP および CSP と企業顧客間の契約は、既に個人情報保護法のような個人データに関する保護法に準拠しています。従って、クラウドコンピューティングサービス事業者のような、企業向けのソフトウェアを介したサービスは電気通信事業法の域外適用から明確に除外することを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	<p>与える影響にも留意しつつ、適用対象としている国内事業者の範囲との整合性の観点を踏まえて、明確化を計るべき」とされており、いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

適用を検討すべき電気通信事業法の規律		
意見3-1-7 「通信の秘密」の要件は諸外国に例がなく、その範囲も必ずしも明確でないため、現行の規制を外国事業者に適用するべきではない。	考え方3-1-7	
53 「通信の秘密」の要求 電気通信事業法第4条の「通信の秘密」は、プライバシー保護と比較してより広い概念であり、その適用は、総務省により裁量的に実施されてきました。i) 「通信の秘密」要件はガラパゴスのようなものであり、他のどの国にもそのような要件がないこと、ii) 「通信の秘密」の範囲は必ずしも明確ではないこと、が一般的な理解ですが、総務省は、実質的な域外適用の必要性やその範囲を検証することなく、また、現行の規制下でどのように執行するかを明確にすることなく、当該規制を外国事業者に適用しようとしています。 【在日米商工会議所】	EU の e プライバシー指令及び e プライバシー規則(案)や韓国の情報通信網法をはじめ通信の秘密の保護に類する規律は諸外国にも存在し、我が国では「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」において、通信の秘密の要件や範囲に関する考え方が示されていることから、前段の御指摘は当たらないと考えます。 なお、国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用の必要性については、考え方3-1-4のとおりです。	無
54 当社は、本意見募集手続において、在日米商工会議所によって提起された、電気通信事業法の域外適用(特に国際的な調和の欠如、および「通信の秘密」の要件に関する明確性の欠如)に関する懸念に同意します(在日米商工会議所提出意見(11月22日付)のうち、電気通信事業法の域外適用に関する部分)。 【Facebook, Inc.】		
規律の適用対象となる事業者		
意見3-1-8 OTT 規制の「域外適用」は世界的に珍しい法的手段であり、国際的な調和なしに行われることに反対。	考え方3-1-8	
55 OTT 規制の域外適用は、世界的に珍しい法的手段です。総務省は、現地における設備を持つ事業者向けに特別に整備され、また、OTT サービスには適合しない電気通信事業法下の義務を域外に適用し、現地における設備を有さない外国の OTT サービス提供者に対しても義務を適用しようとしています。これには、現地における代表者の設置、2) 電気通信事業者の届出に基づく「通信の秘密」(電気通信事業法第4条)、「利用者への事業の休廃止の周知義務等」(第26-4条)、および「障害発生時の事故報告義務」(第28条)が含まれます。これらの各点について懸念がありますが、届出・登録義務および現地における代理人の設置義務は、米国内産の事業に体系的な影響を及ぼします。米国においては、日本のインターネットサービスが届出や登録をする必要はありません。総務省が日本とやや類似した市場と見なしている韓国でさえ、無料の付加価値サービスは規制の要件から除外されています。総務省のワーキング・グループでも、メンバーの数名が、日本の「ガラパゴスのような」規制(他のどの国にもそのような規制がないことを意味する)が、国際的な調和なしに域外に適用されることに反対しています。ACCJ	国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用の必要性及び国際的調和の在り方については、考え方3-1-4のとおりです。	無

29

は、総務省の提案が以下の日本政府の国際的義務と矛盾する可能性があることを、総務省が慎重に検討するよう要請します。 【在日米商工会議所】		
規律の実効性の確保		
意見3-1-9 サービス提供者に対して現地代表者の設置を要求することは、国際協定等に違反する可能性がある。	考え方3-1-9	
56 CPTPP 協定 10.6 条は、「締約国が他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域において、代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない」旨規定しております(いわゆる「拠点設置要求の禁止」)。附属書 II の日本国の表では、日本が上記義務に適合しない措置を将来採用することができる分野が記載されており(包括的留保)…サービス分野については、電信サービス(telegraph を指す)…将来 10.6 条に適合しない措置を採用することができることとなっております。「電信サービス」(telegraph を指す)と電気通信事業法の現行法の対象を見た場合、「telegraph」に条約上も想定されていない Closed Communication (二者間のみで利用できる掲示板サービスなど)にも法規制の対象と解釈されています。このように、報告書は、条約との整合性という最も重要な部分について、CPTPP 協定の専門的検討・視座が反映されないうまま、CPTPP 協定違反という重要な部分について明瞭な検討結果が示されていない気がしています。報告書において CPTPP 協定との整合性について事務局・検討会の認識如何。 域外適用の定めが許されるとしても、当局が外国語能力を含む法執行の遂行について十分な人員と体制を備えなければ、結局、法令遵守の意識が高い外国企業のみが従い、法令遵守の高くない外国企業や個人事業主は放置されてしまいます。全世界の対象となるすべての個人事業主とすべての南米からアフリカまで全ての国の対象事業者に対して(言語も異なるだろう)どのようにリーチアウトし、どのように実効的に法執行するのか、ご教示ください。執行不能となる蓋然性如何。 住宅宿泊事業法第61条第2項は業務改善命令について「前項の規定は、外国住宅宿泊事業者について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとす。」としています。なぜなら、外国の主権を侵害するためです。このように域外適用をしたとしても、外国の法人に対しては強制力のない「請求」しかできないのが関の山ではないでしょうか。事務局・検討会の外国法人の復する外国主権と「任意性のある請求」の限界について認識如何。 【弁護士】	国外事業者に対する規律の実効性を担保するための方策については、考え方3-1-4のとおりです。 法執行の実効性に関する御意見については、答申案に示したとおり、「電気通信事業法を適用する国外事業者の範囲については、その提供するサービスが国内の利用者に与える影響にも留意しつつ、適用対象としている国内事業者の範囲との整合性の観点を踏まえて、明確化を計るべき」とされており、法執行の体制面に関するものも含め、いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。 外国の主権との関係に関する御意見については、答申案に示したとおり、国外事業者に対する電気通信事業者の規律の適用に当たっては、執行管轄権の制約から行政措置や罰則の適用に課題があることに留意した上で、その代替となる手段も含め、規律の実効性を担保するための方策を検討すべきであると考えます。例えば、国外事業者が国内における代表者又は代理人の指定を行った場合、これらの者に対して送達を行うことにより、業務改善命令等は可能と考えられます。	無
57 データの自由な流通および貿易協定の概念と矛盾する現地代表者設置の要件 サービス提供者に対する現地代表者設置の要件は、(i) サービスの貿易に関する一般協定(GATS)	国外事業者に対する規律の実効性を担保するための方策については、考え方3-1-4のとおりです。	無

30

<p>における内国民待遇、および(ii) TPP11 における内国民待遇および現地における拠点設置要求の禁止に違反する可能性があります。内国民待遇(GATS 第 17 条)には禁止されている行動の完全なリストはありませんが、第 17 条に関連する約束表の制限として説明されている 1 つの例は、役員および取締役の国籍または居住要件です。電気通信事業法が、外国のサービス提供者に対して、日本に居住する現地代理人を持つことを求めることは、外国企業にとって不利な取り扱いになります。このような差別的な扱いは、GATS 第 17 条の違反として解釈されえます。現地代表者設置の要件は、TPP11 に基づく、内国民待遇(10.3 条)または現地における拠点(第 10.6 条)に関するルールに違反する可能性もあります。</p> <p style="text-align: right;">【在日米商工会議所】</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

■第3章 グローバル課題への対応における政策の具体的方向性

□第2節 ネットワーク仮想化等の技術革新への対応

<p>意見3-2-1 仮想化技術をはじめとする革新的技術の活用を促進するための政策的対応が求められるという考え方に賛同。</p>	<p>考え方3-2-1</p>	
<p>58 革新的な技術の活用による新たなサービスを促進するための政策的対応を推進するという方向性に賛同いたします。</p> <p>特に、ネットワークのクラウドネイティブ化等により、用途や需要に応じた、従来よりも多様なサービスや料金体系が提供されることが想定されるため、エンドユーザーや企業ユーザー等の利用者が、サービスの内容やその対価を理解し、適切に選択できるような配慮が重要となります。そのため、利用者のスキルやリテラシーの向上を図る取組みに加え、利用者がサービスを選択するための十分かつ分かりやすい情報提供を促す取組みの検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【富士通株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2-2 仮想化技術を通じてネットワークやサービスの担い手が極めて多様化すること等を踏まえ、新たな責任分界の考え方を検討することに賛同。</p>	<p>考え方3-2-2</p>	
<p>59 新たなネットワーク環境にあった要件の検討、責任分界の検討を行うことに賛同します。</p> <p>また、ネットワークの機能を扱う事業者については、事業者の信頼性や技術的能力を確保する観点から、電気通信事業者に類する一定の認定制度のようなものや、ネットワークのオープン性の在り方の検討も必要かと思います。</p> <p>またサービス事業者が、自身のサービスを同一品質でエンドユーザに提供するため、複数事業者のネットワークをまたいだ利用も可能となるような環境整備検討と合わせて制度の検討も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2-3 より柔軟なネットワーク利用を可能とする機能について、API のオープン化や標準化等を進めるべき。</p>	<p>考え方3-2-3</p>	
<p>60 「機能」の利用については、事業者毎のニーズが異なるため本来は事業者間の協議に委ねられるべきですが、柔軟なネットワーク利用が実現可能な仮想化技術等においては、その提供形態に多様な選択肢があるが故に、提供形態・提供条件が複雑なものとなり交渉が長期化するなどの事態が懸念されます。</p> <p>このような事態を避けるためには、まずは必要性・重要性の高い機能について、標準的な提供形態を整理することが有用であると考えます。</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

	【ソフトバンク株式会社】		
61	<p>報告書案で記載のように、近い将来に進展が予想されるネットワーク・オーケストレーション機能やネットワーク・スライシング機能等、より柔軟なネットワーク利用を可能とする機能については、様々な事業者が活用すると考えます。</p> <p>利用事業者は新サービスの利用に際して選択面で混乱を生ずることなくサービスを受け入れられる上、その後の円滑なサービスの利用促進に繋げるため、API等の標準化は必要な解決策であると考えます。</p> <p>また、ネットワーク利用事業者は、規模の大きな事業者だけではなく、規模の小さな事業者にとって、当該機能に対し競争上公平な技術活用が可能になるように、その機能ごとにオープンな議論のもと標準化を推し進めていただきたいと希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
意見3-2-4 電気通信設備の構築におけるクラウド利用に関する考え方の整理が必要。		考え方3-2-4	
62	<p>ネットワーク仮想化に伴い、ネットワークの外部からクラウド等を通じてネットワークの管理・運用を担う等の機能を活用するケースが想定され、IP ネットワーク設備委員会においても、パブリッククラウドの利用を意識した検討がなされています。今後、クラウドの利用はますます促進され、すでに電気通信設備の構築に外部クラウドを利用することを表明している事業者もいるなか、そのような場合における外部主体に対する電気通信事業法の適用関係(通信の秘密にあたる情報を取り扱うことを含む)についての整理が急務と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、答申案に示したとおり、仮想化技術をはじめとする革新的技術の活用は、様々な価値創造を可能とするものとして促進されるべき一方で、これによるネットワーク構造等の変化に伴い、利用者利益の確保をはじめ様々な観点から必要なルールの適用等が求められるところ、いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無

■第3章 グローバル課題への対応における政策の具体的方向性

□第3節 我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備

基本的考え方			
意見3-3-1 制度的対応の方向性として、イノベーションを阻害しないよう留意しつつ、必要なルールづくりや、環境変化等を踏まえた現行制度の適切な見直しを行うという考え方に賛同。		考え方3-3-1	
63	<p>NTTグループは、ネットワーク仮想化や IOWN 構想等の技術革新に取り組み、他の通信事業者やメーカー、サービサー等と連携し、我が国の産業や社会システムにおけるデジタルトランスフォーメーションを加速することで、我が国の国際競争力の強化を牽引していく考えです。その際、政府においても、我々のこうした取組みを後押ししていただきたいと考えます。</p> <p>今回の最終答申(案)において、様々なルールの適用等に当たって、イノベーションを阻害しないよう、環境変化を適切に捉えた上で検討を行う必要があるとの方向性が示されたことは、適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見3-3-2 賛同。さらに、イノベーション創出のためには、新たなネットワークの構築に向けてマルチステークホルダーで議論すべき。		考え方3-3-2	
64	<p>この提言に賛同いたします。</p> <p>加えて、新たなイノベーション創出のためには、過去のレガシー設備への機能追加およびそれに伴う投資に誘導するのではなく、ゼロベースで考えた 5G/10T 化を踏まえた新たな技術動向さらに少子高齢化や地方活性化といった日本の重大な課題を解決するような未来志向のための新たなネットワーク構築に向けての議論が重要と考えます。</p> <p>そのためには、マルチステークホルダーでの議論を行うことが必須となりますが、その際には事業者側での十分な事業的さらには技術的知見を有する当事者によるインプットならびに議論が必須であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【NGN IPoE 協議会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無
通信事業者における調達力強化を通じた投資の促進			
意見3-3-3 公正競争を阻害しない範囲で例外的に NTT 東西の共同調達を認めることに賛同。		考え方3-3-3	
65	<p>イノベーションを更に促進していくために、旧来の規制を見直していくという点について、環境変化を踏まえ、NTTグループの共同調達スキームの対象に NTT 持株会社・NTT 東西を加えることが認められたことに賛同します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

【日本電信電話株式会社】			
意見3-3-4 NTT東西の共同調達が認められるとされるに至った背景の変化を具体的に示すべき。		考え方3-3-4	
66	<p>調達先ベンダのシフトについて、裏付けとなる客観的な事実・データの他、NTT 持株会社殿、NTT 東西殿とNTTグループ各社の具体的な調達額、調達額の割合(昭和63年当時及び現在のもの)といった定量的なデータ、及び「市場に与える影響は小さくなってきている」と判断された根拠となる客観的な事実・データを、本文・注釈・参考資料等で付記すべきです。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>御指摘を踏まえ、答申案に以下のとおり注釈を追加することとします。(答申案P.52)</p> <p>(注16)</p> <p>NTTによれば、NTTグループ各社^{※1}の調達額^{※2}に占めるNTT及びNTT東西の調達額^{※2}の割合は、NTTドコモ分社時(1994年度)の約8割から2017年度には約2割まで低下するとともに、NTT及びNTT東西の調達額^{※2}も、2017年度には、NTTドコモ分社時の約1割に低下している。</p> <p>※1 NTT、NTT 東西、NTT コミュニケーションズ、NTTドコモ、NTT データ、NTT コムウェア及びNTT ファシリティーズを指す。 ※2 ルータ・サーバ・伝送装置等のハードウェア、市販・開発ソフトウェア等(携帯端末等を除く。)に係る調達額を指す。</p>	有
意見3-3-5 NTT東西の共同調達については公正競争環境の確保に相当の配慮が必要であるにも関わらず議論不十分。仮に許容するとしても公正競争確保のための追加的措置が必要。		考え方3-3-5	
67	<p>NTTグループによる共同調達に関しては、昭和63年以降、旧NTTから分離した新会社を対象に、公正競争条件の整備の観点から、新会社が旧NTTの巨大な購買力を使用することのないよう、旧NTTと新会社との間で共同調達が認められておりません。</p> <p>NTTグループ全体の調達額に占めるNTT持株会社、NTT東・西の調達額の割合自体が大きく低下したことをもって、市場に与える影響は小さくなってきていると結論付けておりますが、</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮にNTTグループ内での割合が低下していても、NTT持株会社、NTT東・西の調達額の絶対額が増加していたとしたら、むしろ共同調達が行われることによる影響は大きくなっていくのではないかと。 ・仮にNTT持株会社、NTT東・西の調達額の絶対額が減少していたとしても、調達単価が下がっているだけで、調達する物量が増加していたとしたら、むしろ共同調達が行われることによる影響は大きくなっていくのではないかと。 ・現在NTTグループ各社において、どのような資材の調達がどれくらい行われていて、NTT持株会社、NTT東・西を除いたグループの共同調達においてはどのような影響を市場に及ぼしているのか。そこにNTT持株会社、NTT東・西が加わることでどのような影響を市場に及ぼすのか。 ・どのような資材の共同調達が行われると、公正競争環境に影響を及ぼすのか。公正競争環境に影響を及ぼさない共同調達とはどのようなものか。 	<p>御指摘を踏まえ、考え方3-3-4のとおり、答申案に注釈を追加することとします。</p> <p>答申案に示したとおり、資材調達を取り巻く環境が変化していることや公正競争確保のための一定の規律が整備されている状況を踏まえて、NTTグループの共同調達に係るルールの趣旨を引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるときも、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資すると考えられ、これを公正競争の観点のみから一律認めないことは利用者利益等を損なうものであり、適当ではないと考えます。</p> <p>こうした考え方を踏まえて、NTTグループの共同調達を例外的に認めるに当たっては、利用者への利益還元等と公正競争の確保とのバランスを図ることが重要と考えます。</p> <p>したがって、NTTグループにおいては、公正競争を確保す</p>	有

35

<p>など、本来であれば、議論をするにあたって必要な情報開示がNTTから行われたうえで、競争事業者等利害関係のあるステークホルダーを含めて公正競争環境に及ぼす影響についての議論が必要であり、そうした必要な情報開示・議論がなされないまま、最終答申(案)として取り纏められるのは問題があると考えます。</p> <p>総務省においては、今後の取り扱いについて関係者の意見を踏まえて、改めて、公の場で議論・検討すべきだと考えます。</p> <p>また、議論の結果、仮に共同調達が認められたとしても、公正な競争環境確保のための厳格な担保措置のないまま、共同調達は認められるべきではなく、なし崩し的にNTTグループによる共同調達が行われることのないよう、総務省においては、公正競争を阻害しない範囲について明確化するべく共同調達に係る事前審査基準や運用についてのガイドラインを定め、広く国民の意見を求めるとともに、事後においても、NTTから定期的に共同調達の運用状況やガイドラインの遵守状況等の報告を求め、公正競争に影響を及ぼしていないか検証した上で、検証結果について公表すべきと考えます。</p> <p>なお、電気通信設備やその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。)に必要な資産、電気通信サービスの提供に必要な端末設備等の共同調達については、例えば、以下のように「NTT共通の設備仕様調達による実質的な競争事業者の排除」「強大なコスト競争力による競争事業者の排除」といった公正競争上の問題が生じるため、明確に禁止されるべきものとして事前審査基準(ガイドライン)に規定すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東・西及びNTTコミュニケーションズ、NTTドコモ等のNTTグループ会社(以下同じ。)が、ネットワーク構築に用いるNTT共通の設備仕様の電気通信設備を共同調達した場合、指定電気通信設備事業者であるNTT東・西及びNTTドコモとの接続において、NTTグループ内企業と競争事業者との間で公平な接続条件とならず(競争事業者が接続する場合のみ、仕様の違い等から高額な網改造料を求められる等)、実質的にNTT東・西及びNTTドコモとNTTグループ内企業間での排他的連携につながる。 ・NTTグループ会社が、ローカル5G構築に必要な無線機等の基地局設備や端末設備を共同調達した場合、NTTグループ以外の事業者は、NTTグループの強大なコスト競争力に太刀打ちできず、ローカル5Gを担うべき地域の主体が市場から排除される。 ・独占的な地位と安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した電電公社から承継した全国規模の局舎を有するNTT東・西が、自らの局舎を活用したエッジコンピューティング事業を行うためのコンピューティングリソースを、同様にエッジコンピューティングを志向するNTTドコモやNTTコミュニケ 	<p>るための措置、他の事業者も含めた共同調達を可能とするための措置など、電気通信事業法等における公正競争を確保するための規律を遵守するために必要な措置を講ずることにより、公正競争を確保することが求められます。</p> <p>こうしたことを踏まえ、NTTグループの共同調達の実施に当たっては、総務省において、上記の観点から必要となる措置に関する考え方を明確化するとともに、NTTグループによる共同調達の運用状況、NTTグループが講ずることとした措置の実施状況等について、定期的な報告を求め、検証の結果、公正競争に支障があると認められる場合には、日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の規律に基づき、業務の適正化を図ることが適当と考えます。</p> <p>なお、NTTグループが共同調達を実施するに当たっては、上記の考え方に基づいて、公正競争を阻害することがないよう、適切に実施することが求められます。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ーションズと共同調達した場合、競争事業者がNTTグループの強大なコスト競争力に太刀打ちできず、市場から排除される。</p> <p>また、共同調達を行うことで、NTTドコモやNTTコミュニケーションズが、多くの局舎を有し構造的に有利なNTT東・西と、共通の設備仕様等をもって競争事業者を実質的に排除し、一体的なエッジコンピューティング事業を行うことが可能となる。</p> <p>・今後のネットワーク仮想化・スライズ化を踏まえれば、サーバ等の汎用設備をNTTグループ会社が共同調達することによって、競争事業者が対抗し得ない強大なコスト競争力を発揮することが可能となることから、公正な競争環境の確保に支障が生じる。</p> <p>また、共同調達を行うことで、NTT東・西とNTTドコモ等のNTTグループのネットワーク一体化を加速し、共通の設備仕様等をもって競争事業者を実質的に排除することが可能となる。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
68	<p>最終答申案においては、NTT 東西殿の電話サービス提供における例外的な他者設備利用の許容と、NTT グループにおける例外的な共同調達の許容という2つの例外的な取り扱いを認める方向にありますが、前者と比較し後者については背景・事実の確認やこれらを踏まえた公正競争確保の観点での検討が明らかに不足しており、結果として最終答申案における記載も不十分なものとなっています。</p> <p>今回、例外的な他者設備利用の許容については、各省庁等のデータ等基盤整備等の在り方検討WG資料でも示された人口減少・過疎化等の2030年代に向けた将来的な社会構造変化に照らし、NTT 東西殿が「メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがある」(最終答申案 P.13)ことから、他者設備の利用を認める範囲を限定する他、これまでのNTT法及びNTTの構造分離等の趣旨を踏まえて公正競争環境の確保も要件として許容することとし、これらをNTT 東西殿が満たすことを確認すべく認可制の導入が適当とされています。</p> <p>一方で、例外的な共同調達の許容については、「資材調達を取り巻く環境が大きく変化し、かつては国内総合通信ベンダからの調達に占めるNTT持株会社、NTT東西の調達額の割合自体が大きく低下し、市場に与える影響は小さくなってきている」(最終答申案 P.52)といったこれまでの状況を背景にしていますが、これらを裏付ける具体的なデータ・根拠は電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会または傘下各WG資料として提示がない上、NTT持株会社はアクセス網の刷新を伴うIOWN構想などでNTTグループによる一体的なネットワーク構築を行うことを発表しており、2030年代に向けては今後NTT持株会社殿及びNTT東西殿の調達が拡大することが容易に想定される見通しであるところ、他者設備利用の許容とは異なりこのような将来的な変化が考</p>	

	<p>慮されていません。</p> <p>加えて、例外的な共同調達の許容は、「調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資する」(最終答申案 P.52)というものであり、基本的にはNTTグループ殿の競争力を高めようとするものである以上、電話サービス提供における例外的な他者設備利用の許容以上に公正競争環境確保のための要件及びその担保措置が必要です。しかしながら、当該要件及び措置については、「NTTグループにおいて、公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定、共同調達の状況の公表等の自主的な取組を行う」(最終答申案 P.52)とされており、公正競争を阻害しないことの基準をそもそも共同調達が認められていないNTTグループ殿自身が策定することになっており明らかに不適切です。</p> <p>したがって、例外的な共同調達の許容についても、他者設備利用の許容と同様に詳細な検討がなされるべきです。具体的には、共同調達の実施に先駆け「公正競争を阻害しない範囲」等の具体的な内容や、それに基づく認可基準、報告事項等について有識者など第三者を交えた個別の研究會などで議論し、当事者である競争事業者を交えた議論を行った上で事前に定めることが必要です。</p> <p>なお、仮に包括的検証の結果をもって例外的な共同調達の許容が適当との判断を下すにしても、電話サービス提供における例外的な他者設備利用の許容と比較して背景・事実の確認やこれらを踏まえた公正競争確保の観点での検討が明らかに不足していることから、最終答申案で記載の内容に加え、少なくとも以下の措置を講じていただくことが最低限必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達先ベンダのシフトについて、裏付けとなる客観的な事実・データの他、NTT持株会社殿、NTT東西殿とNTTグループ各社の具体的な調達額、調達額の割合(昭和63年当時及び現在のもの)といった定量的なデータ、及び「市場に与える影響は小さくなってきている」と判断された根拠となる客観的な事実・データを明らかにすること。 ・今後のIOWN構想などにより、NTTグループ殿の一体調達が拡大しない見込みであること、並びに将来的な調達規模の想定を明示し、公正競争を阻害する恐れがないことを示すこと。 ・例外的な共同調達の開始前に、NTTグループ殿において「公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定」を行い公表するとともに、調達後は「共同調達の状況の公表」を行うこと。 ・以上については、NTT法第12条に基づく事業計画認可の要件にするとともに、最終答申案にあるとおりNTTグループ殿の「調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元」(最終答申案 P.52)すなわち「光サービス卸料金をはじめとするサービスの低廉化」(最終答申案 P.50)及び、「希望に応じて他の事業者も含めた共同調達が行われること」(最終答申案 P.52)への期待があることから、これらの実現も共同調達の要件とすること。 	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>・加えて、光サービス料金の低廉化については、重要卸役務化による効果もあり得ることから、これと分けて明確に総務省殿においてその効果を検証すること。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
69	<p>NTTグループの共同調達については、NTTグループの巨大な購買力により、競争環境に歪みが生じ、公正競争を阻害するおそれがあることも考えられるため、競争事業者等利害関係のあるステークホルダーを含めて、公の場で議論し、慎重に検討を進めることが必要であると考えます。</p> <p>また、仮に、NTTグループの共同調達が例外的に認められる場合、総務省殿においては、公正競争環境を確保するために、以下の点を検討いただくことが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針については、可能な限りオープンにされるとともに、策定された方針に従い実施されたNTTグループの共同調達が、市場に影響を与えていないか十分な検証を継続的に行っていただくこと ・「希望する他の事業者も含めた共同調達」について、その条件等について差別的取り扱いがないか総務省殿で確認いただくこと <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	

ローカル5Gの普及促進に向けた制度整備

意見3-3-6 ローカル5Gの普及促進に向けた制度整備に賛同。		考え方3-3-6
70	<p>本答申(案)において、「公正競争上の課題に留意しつつ、ローカル5Gの普及促進に向けた適切な制度整備を行うとともに、制度整備後も、普及状況や公正競争環境への影響等をフォローアップし、必要に応じ見直しを検討することが適当である。」という考え方が示されていることに賛同する。</p> <p>今後の技術・サービスの進歩、ローカル5Gの進展の程度、今後の使用周波数帯の拡充等により、より多種多様なサービスへの利用も期待出来ることから、必要に応じ制度見直しが行われることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後、総務省において、ローカル5Gの普及促進に向けた取組を行うに当たっての参考とすることが適当と考えます。</p>
71	<p>原案に賛同します。</p> <p>ローカル5Gを地域活性化に繋げる起爆剤とするためには、多くのプレイヤーが参入しやすい様、基地局整備等に関して手続きの簡素化などの柔軟な対応が必要と考えます。</p> <p>地域BWAは手ごろな端末が登場しなかったことにより普及が困難を極めたことを踏まえ、ローカル5Gにおいては、それに用いることができる端末がリーズナブルな価格で提供される必要があります。そのために政府による積極的な制度整備と推進策が期待されます。</p> <p>また、地域事業者がローカル5Gは提供しても、5G(NSA)に必要な4Gは提供できないことを踏まえ、</p>	無

39

	<p>4Gの設備を携帯電話事業者が安価に貸し出す仕組みの整備も必要と思われます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
意見3-3-7 ローカル5Gならではのメリットを活用して、地域の新たな需要創出や地域活性化等に貢献する考え。		考え方3-3-7
72	<p>通信事業者のみならず多様なプレイヤーが、ローカル5Gを通じて、他分野での新事業や新サービスの創出といったイノベーションに結びつけ、我が国経済の活性化を図ることで、課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが期待されています。</p> <p>当社としても、建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼された場合において、ローカル5Gの無線局免許を取得し、高セキュリティ、柔軟な設計・制御、各エリアのお客様ニーズに応じた展開等ローカル5Gならではのメリットを活用して、地域のお客様のニーズにお応えし、地域の新たな需要創出や地域活性化等に貢献していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、NTT 東西は、ローカル5G サービスの提供に当たり、総務省が定めるガイドライン等[*]に即し、公正競争の確保に留意することが必要と考えます。</p> <p><small>※「ローカル5G」の導入に係る電波法施行規則等の一部を改正する省令案及びローカル5G導入に関するガイドライン案について、令和元年9月28日から同年10月28日までの間、意見募集を実施。</small></p>
意見3-3-8 ローカル5Gの円滑な普及促進や公正競争確保の取組を行うことを要望。		考え方3-3-8
73	<p>総務省殿におかれましては、ローカル5Gの利用における制度整備を行っていただく等、引き続きローカル5Gの円滑な普及促進に向けた取り組みを継続していただくようお願いいたします。また、ローカル5Gの利用状況を定期的に確認いただくとともに、公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただき、問題がある場合には、早期の解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>考え方3-3-6のとおりです。</p>
意見3-3-9 ローカル5GにおけるNTT東西とNTTドコモの連携は公正競争上の問題があるため制度的措置が必要。		考え方3-3-9
74	<p>ローカル5Gは、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されています。</p> <p>このような地域に密着した主体が、自ら地域の課題解決を行い、地域事業の活性化・地方創生を可能とすることが、ローカル5Gの本来の趣旨であると考えます。</p> <p>一方で、ローカル5Gは、全国MNO以外であれば、独占的・市場支配的な地域通信事業者であるNTT東・西であっても、電波法関係審査基準を満たせば免許が付与される制度となっています。このため、ローカル5Gの免許付与に際しては、公正な競争環境が確保されるための担保措置が必要であると考えます。</p>	<p>答申案に示したとおり、ローカル5Gは、そのネットワークの構築・運用において、携帯電話事業者等による支援や連携が極めて重要な役割を果たすと考えられることから、公正競争上の課題に留意しつつ、ローカル5Gの普及促進に向けた適切な制度整備を行うことが適当としています。</p> <p>一方で、公正競争上の課題として御指摘いただいた点については、サービスの提供形態などを踏まえて個別に判断すべきものであり、ローカル5Gにおける具体的なニーズやサービス内容が明らかになっていない現時点において、一律的に規律を示すことは困難であると考えられます。</p>

40

<p>1. 禁止行為規制を受けるような支配的事業者がローカル5Gの免許人として参入した場合、地域の主体の事業機会を奪ってしまうことが想定されることから、公正な競争環境確保のための担保措置なしに、NTT東・西によるローカル5Gの免許取得は認められるべきではありません。</p> <p>2. 地域通信市場における市場支配的なNTT東・西が、移動通信市場で市場支配的なNTTドコモと連携した場合、双方の市場支配力が結合し、公正競争が機能しない、競争阻害的な市場環境になるおそれがあることから、公正な競争環境確保のための担保措置なしに、NTT東・西とNTTドコモが一体的にローカル5Gを提供することは、認められるべきではありません。</p> <p>特に、NSA構成におけるアンカー利用による連携やキャリアアグリゲーションによる連携は、ネットワークが一体的に使われることから、NTT東・西とNTTドコモのネットワークの一体化を招きます。市場支配的な事業者同士のネットワークが一体化すると、巨大な規模の経済が働くことで、NTTグループの強大なコスト競争力に対抗し得ない競争事業者が市場から排除され、独占的なネットワークに収れんするおそれがあることから、明確に禁止すべきです。</p> <p>3. NTT東・西がローカル5Gの実質的な免許人・提供主体であるにも関わらず、グループ会社等の第三者を介して、潜脱的にNTT東・西が免許人になる場合にかかる規制(禁止行為規制、実質的な移動通信サービスの提供の禁止等)を回避した場合、NTT東・西に対して公正な競争環境確保のための担保措置を取っていたとしても、公正な競争環境の確保が困難となることから、潜脱的行為として明確に禁止すべきです。</p> <p>また、②については、NTTグループ会社及び関連会社へのローカル5Gの免許付与に際して、個別にそのような行為が行われることがないかといった問題を事前に審査する仕組みが必要だと考えます。</p> <p>①NTT東・西が免許人である場合の潜脱的行為 NTTコミュニケーションズ等のグループ会社やNTT東・西の依頼を受けた第三者を介して、ローカル5Gの免許人であるNTT東・西と全国MNOであるNTTドコモからそれぞれのネットワークを卸電気通信役務等で調達して、実質的な移動通信サービスを提供すること</p> <p>②NTT東・西が免許人にならない場合の潜脱的行為 NTT東・西が直接ローカル5Gの免許取得は行わず、NTT東・西を代理する形でグループ会社やNTT東・西の依頼を受けた第三者が免許人となるものの、実質的なローカル5Gの構築・提供その他一切をNTT東・西が行うこと</p>	<p>このため、総務省においては、ローカル5Gに係る制度の運用に当たり、いただいた御意見も参考に、NTTの移動体通信業務の分離やNTT再編成の趣旨が形骸化しないよう適切な対応を行うとともに、答申案に示したとおり、制度整備後の普及状況や公正競争環境への影響等をフォローアップし、必要に応じ見直しを検討することが適当であると考えます。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

41

<p><NTT東・西による自営等BWA利用の問題></p> <p>「ローカル5G導入に関するガイドライン案」(以下、「ローカル5Gガイドライン案」という。)において、自営BWAの免許人の範囲を、地域BWAの免許人の範囲から変更し、全国MNOの子会社等の関連企業であっても、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築する場合に限り、自営等BWAの免許取得が認められるとされています。</p> <p>公平な競争環境の維持を図る観点から、全国MNO及び全国MNOの子会社等の関連企業が、地域BWAの免許取得を行うことは認められていないにも関わらず、自営BWAにおいては一部条件でそれが認められること、特にNTT東・西に対しても自営BWAの利用が限定的とはいえ認められることで、公平な競争環境へどのような影響があるのか、影響を踏まえてどのような免許人の範囲とすべきかについて、競争事業者等関係者を含めて、改めて、公の場で議論・検討すべきだと考えます。</p> <p>そのような議論・検討を経たうえで、仮に、NTT東・西であっても、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築する場合に限り、自営等BWAの免許取得が認められたとしても、NTT東・西については、実質的な移動通信サービスを提供することは認められていないことから、NTT東・西が自営等BWAの免許取得を行う場合には、ローカル5Gのアンカーとしてその必要最小限の範囲で構築するものであること、及び、実質的な移動通信サービスを提供するものでないことを、技術的な担保措置を含めて厳格に事前審査を行い、事後においても検証を行うことが必要です。</p> <p>例えば、NTT東・西が、ローカル5Gのアンカーとして自営等BWAを構築する場合に、ローカル5Gサービスの提供エリアを超えて、自営等BWAのみでサービス提供を行えるようなエリアを構築することは、ローカル5Gサービスを実現するための必要な最小限度の範囲を超え、ローカル5Gサービスを補完する移動通信サービスを提供するものであることから、技術的にローカル5Gサービスの提供エリアでのアンカー利用に限定する措置を講じない限り、自営等BWAの免許取得は認められるべきではありません。</p> <p>また、ローカル5GがSA構成で構築できるようになった際には、自営等BWAをローカル5Gのアンカーとして利用する必要性がないことから、自営等BWAの利用は、ローカル5Gサービスを実現するために必要な最小限度の範囲に当たらず、ローカル5Gサービスを補完する移動通信サービスの提供そのものであると考えます。したがって、SA構成でローカル5Gの構築が可能になった際には、NTT東・西の自営等BWAの免許取得は、認められるべきではありません。</p> <p><ボトルネック事業者に対する規制></p> <p>NTT東・西は、全国規模で多数の光回線を保有し、ローカル5Gと自営BWAのネットワーク構築で優</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

42

	<p>位な立場にあります。</p> <p>敷設済みの光回線については、第一種指定電気通信設備として接続ルールの対象になっておりますが、NTT東・西がローカル5G用に新たに整備した光回線についても、当然に接続ルールの対象として他の事業者にも開放し、参入機会の公平性を確保する措置が必要と考えます。</p> <p>また、NTT東・西は、ボルトネック事業者のみが保有する営業基盤・顧客基盤の活用や、FTTHとの一体提供により、ローカル5Gサービス提供におけるユーザ獲得面で優位性があります。このため、公社時代の加入電話の顧客情報及びその延長線上にあるFTTHの顧客情報を利用する営業活動や、FTTHとローカル5Gの一体提供は認められるべきではないと考えます。</p> <p><NTT東・西が提供することを禁止される実質的な移動通信サービスの明確化></p> <p>NTT東・西は、実質的な移動通信サービスの提供が禁止されていることから、NTT東・西が提供することが認められるローカル5Gは、他社土地利用における建物又は土地内における固定通信(原則として、無線局を移動させずに利用する形態)、もしくは、自己土地利用における建物又は土地内におけるローカル5Gの提供のみだと理解しております。</p> <p>そのため、以下に掲げるようなケースについては、全て実質的な移動通信サービスとしてNTT東・西が提供することは禁止されるものと考えます。</p> <p>○複数拠点・エリアにおいて利用可能なローカル5Gの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A拠点で通信するための端末を、B拠点でも通信できるようにすること ・同一の免許人が構築した複数のローカル5Gエリアのいずれにおいても通信できるようにすること <p>○複数拠点・エリア間において継続的なローカル5Gの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる土地(例えば100か所、所有者は同一法人)において、NTT東・西がそれぞれローカル5Gを構築。異なる土地間を跨いだ継続的なサービスの提供 <p><全国MNO等との連携が可能な“必要最小限度の範囲”の明確化></p> <p>SA構成によってローカル5Gの提供が可能となった際には、ローカル5Gサービスを実現するために全国MNO等との連携が必要不可欠ではなくなることから、NTT東・西が全国MNO等と連携することが可能な“必要最小限度の範囲”については、NSA構成におけるアンカー利用に限定されるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
75	<p>弊社は、最終答申案 P.53 注記 16 で指摘のある「ローカル 5G 導入に関するガイドライン案」への意見募集において、以下の意見を提出し、NTT 東西殿のローカル 5G 参入・提供には以下の公正競争上</p>		

	<p>の問題があることを指摘済みです。(「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」弊社意見書(令和元年 10 月 28 日提出)より抜粋)</p> <p>したがって、最終答申案にて、総務省において実施することが適当とされた「公正競争上の課題に留意しつつ、ローカル 5G の普及促進に向けた適切な制度整備」(最終答申案 P.53)については、弊社も上記意見書にて指摘している通り公正競争上の懸念があることから本来はローカル 5G に係る免許取得及び事業開始がなされる前に整備する必要があるものです。</p> <p>しかしながら、今回ローカル 5G に係る制度整備は電波法上の整備を中心に実施された一方で、公正競争上の問題については十分な議論がなされないまま「ローカル 5G 導入に関するガイドライン案」のみが策定されており不適切なものと考えます。</p> <p>電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会の下では、次世代競争ルール検討 WG(第 3 回)・グローバル課題検討 WG(第 4 回)合同会合(2019 年 9 月 11 日開催)の場のみにおいてヒアリング及び議論がされ、最終答申案にも記載されましたが、当初の諮問事項ではなく、本来は個別に十分な議論を実施すべきものと考えます。</p> <p>これを踏まえ、「公正競争上の課題に留意しつつ、ローカル 5G の普及促進に向けた適切な制度整備」(最終答申案 P.53)について、関係事業者等を交えた議論の場を設置し、ローカル 5G に係る免許取得及び事業開始の前に制度整備を実施すべきです。</p> <p>ローカル 5G に係る免許取得及び事業開始については、この制度整備が実施されるまで延期すべきと考えますが、仮にローカル 5G に係る免許取得及び事業開始が先になる場合には、遡及適用を実施することを明示すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
	<p>意見3-3-10 ローカル5G 事業者においてもフレキシブルファイバのニーズが高まると想定されるため、フレキシブルファイバに関する制度的措置を進めるべき。</p>	<p>考え方3-3-10</p>	
76	<p>移動体通信事業を営む MNO が、NTT 東西会社の未だサービスとして提供されていないエリアに基地局用の光ファイバを提供する場合、MNO はそのエリア(光ファイバが提供されているエリア外となっているエリア)の基地局設備として NTT 東西会社からフレキシブルファイバという名で光ファイバの提供を受けています。</p> <p>一方近い将来、ローカル5G が ICT 市場に普及し一連の IoT サービスと結びついてアクセス部分を担うということが今後十分に考えられます。その際、今までは人の密度を考慮して構築されてきたネットワークとは異なり、ものの密度を考慮して構築するネットワークが必要となります。</p> <p>そのため、人の密度を考慮したネットワークのエリア外となっていた場所への光ファイバの調達を考えた場合、MNO 以外にも当該フレキシブルファイバを活用したいという要望は、通信事業者をはじめとし</p>	<p>考え方4-2-3のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>様々な事業者から出てくるものと思われます。</p> <p>速やかなフレキシブルファイバの制度的措置を望むと共に、その卸役務については提供のためのガイドライン及び公正競争が成り立つような接続に準じた制度規制が必要と感じており、その導入及び構築を要望するものです。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

IoTの進展を踏まえた禁止行為規制等の適切な運用

意見3-3-11 通信モジュールの範囲について実態等を踏まえた整理を図ることに賛同。

<p>77 「通信モジュールの範囲について実態等を踏まえた整理を図ることが適当」とされたことに賛同します。</p> <p>今後、5Gと異業種の製品・サービスの融合によるグローバル展開が期待され、「通信モジュール」の形態や用途の更なる多様化が想定されるところであり、禁止行為規制(法30条3項)に加え、卸契約届出制(法38条の2)の運用も含めて、IoT分野の進展が反映された適切なものとなるよう「通信モジュール」の範囲を整理いただきたいと考えます。また、新たなIoT機器を検討・開発する際にその該非が分かり易く、予見性が確保されるよう整理をお願いします。</p> <p>当社は、従前どおり公正競争ルールを遵守し、IoT分野における事業者間連携の推進等により、イノベーション創出に取り組むことで、日本の国際競争力強化に貢献していく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>考え方3-3-11</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後、総務省において、通信モジュールの範囲について実態等を踏まえた整理を図るに当たっての参考とすることが適当と考えます。</p>	無
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

意見3-3-12 通信モジュールビジネスにおいてNTTグループ内の連携が進展するおそれがあるため、通信モジュールの範囲を整理した場合の公正競争環境への影響等について議論が必要。

<p>78 平成26年の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」情報通信審議会答申では、「多様な産業におけるICT基盤の利活用のためには、ICTと様々な異業種との連携が鍵となるため、公正競争に支障がない範囲内で支配的事業者規制を見直し、イノベーションを促進することにより、新事業・新サービスの創出を図る。」という趣旨の下、NTTドコモの禁止行為規制(不当な優遇禁止の対象事業者)の緩和が行われました。</p> <p>具体的には、「固有の付加機能を実装することで多様なサービス形態を実現するM2M型(モジュール系)を提供する異業種のMVNOにとっては、より柔軟に卸電気通信役務の提供を禁止行為規制の適用事業者から受けることが可能となるため、異業種のMVNOとの多様な連携を通じた多彩なM2M型サービスの実現にも資する」という趣旨として挙げられています。</p> <p>本来、NTTグループ以外の異業種によるモジュール系MVNOの参入促進を図ることが期待されていましたが、実際の制度化においては、異業種は元より、NTTグループ内の事業者であっても、通信モ</p>	<p>考え方3-3-12</p> <p>総務省「電気通信事業分野における市場検証(平成30年度)年次レポート」において、移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響について検証が行われており、検証の結果、「NTTドコモ及びその競争事業者からは、禁止行為規制の緩和によって競争上の弊害が生じているといった指摘はみられなかった。」ほか、「2018年度末時点における通信モジュールの卸契約数(契約数3万以上のMVNOに係るもの)におけるNTTドコモのシェアをみると、KDDIやソフトバンクと比較して極めて小さい」こと等を踏まえ、「NTTドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情は認められない。」としています。また、電気通信市場検証会議(第10回)</p>	無
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

<p>ジュールのみを提供する事業者については、その契約数の規模に関わらず、NTTドコモの特定関係法人に指定されることがありません(NTTドコモの特定関係法人に指定されるのは、FTTHアクセスサービスや携帯電話(通信モジュールを除く)等の各契約数5万以上の場合のみ)。</p> <p>これにより、NTTグループ内の事業者(NTT都市開発等)が通信モジュールのみを提供する限り、NTTドコモによるグループ会社への卸提供等において優先的取扱いが可能となります。(例えば、NTT都市開発が、通信モジュールにおいて何百万、何千万という契約数を獲得していても、通信モジュールを提供する限りにおいては、NTTドコモの禁止行為規制の対象外となる。)</p> <p>さらに、NTTグループ内の事業者(NTT都市開発等)がローカル5Gの免許人となった場合も、通信モジュールのみの提供であれば、NTTドコモとの排他的な連携(排他的ローミング等)が可能となります。(例えば、NTT都市開発が、ローカル5Gを利用した通信モジュールにおいて何百万、何千万という契約数を獲得していても、NTTドコモから排他的なローミングを受けることが可能となる。)</p> <p>今回、仮に禁止行為規制の運用にあたって、通信モジュールの範囲について実態等を踏まえた整理を行うのであれば、まずは、NTTドコモの禁止行為規制緩和の影響について、特に通信モジュールビジネス(ソリューション領域含む)においてNTTグループ内連携のみが進展し、本来期待されていた異業種連携の発展を妨げることになっていないかについて分析・評価したうえで、通信モジュールの範囲を整理した場合の公正競争環境への影響等について議論が必要だと考えます。</p> <p>そうした議論なしに、見直しを行うことは適当ではありません。</p> <p>むしろ、本来期待されていた異業種連携が進んでおらず、NTTグループ内連携のみが進展している状況があるのであれば、NTTグループ内連携による通信モジュールビジネス(ソリューション領域含む)については、NTTグループ内連携の場合のみNTTドコモから優遇されることのないように、当該通信モジュールがインターネット接続可能であるか否かに関わらず、禁止行為規制の対象に含める方向で検討を進めることが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>においては、総務省より、NTTドコモによる異業種連携の例が紹介されたところですが。</p> <p>以上を踏まえれば、現時点においていただいた御意見のような公正競争上の問題は顕在化していないものと考えられます。</p> <p>一方で、IoTの進展に伴う異業種連携は、今後本格化する分野であることから、総務省においては、引き続き移動系通信分野の各市場における競争状況を注視することが適当と考えます。</p>	無
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

通信ネットワーク・サービスの高度化に向けた研究開発等の支援

意見3-3-13 NTTが政府の支援によってネットワーク等を開発・構築した場合は、基盤技術の共有や相互接続性の確保等のオープン化をすべき。

<p>79 Beyond 5G、フォトニクスネットワーク、AIの活用をはじめとする革新的技術の研究開発、標準化等の取組みについては、政府の支援が果たすべき役割が大きいため、仮に政府出資を受ける国策会社であるNTTが、政府の支援によって次世代の基盤技術やネットワーク等を開発・構築した場合には、その公共性に鑑み、基盤技術の共有や相互接続性の確保等広くオープン化して、多種多様な事業者が公平な条件で利用できるよう接続ルールを整備することが必要です。</p>	<p>考え方3-3-13</p> <p>政府の支援による研究開発の成果については、その普及を促進し、公共の利益に還元されることが求められる一方で、御意見にある接続ルール等の整備については、別途、ネットワークの実態等を踏まえ、個別具体的に検討されるべきものと考えます。</p>	無
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

	<p>基盤技術やネットワークのオープン化によって公正な競争環境を確保し、競争を通じて産業イノベーションの創出を促すことで、様々な事業者によって良質な電気通信サービスが提供され、国民にその利便等が還元されるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
その他の論点			
意見3-3-14 市場の実態にそぐわない電話時代の規制やルールも早期に見直すべき。		考え方3-3-14	
80	<p>環境変化が調達以外の局面でも広く生じていることを踏まえ、かつて国内での通信事業者間の競争だけに着目して策定された、市場の実態にそぐわない電話時代の規制やルール(LRIC 接続料算定等)についても早期に見直していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>考え方1-5のとおりです。</p>	無

■第4章 次世代競争ルールにおける政策の具体的方向性

□第1節 他者設備の利用とルールの見直し

	意見	考え方	案の修正の有無
	意見4-1-1 他者設備の利用とルールの見直しの方向性に賛同。	考え方4-1-1	
81	<p>原案に賛同します。</p> <p>モバイルのデータ通信では、接続と卸が併存していますが、固定では加入ダークファイバとシェアドアクセスが接続としてあるものの、NGN を用いてエンドユーザに FTTH サービスを提供する場合には、NTT 東西のフレッツ光と ISP の相互接続による分離型と、光サービス卸しか存在しません。卸のみでは、ISP と NTT 東西との個別交渉のみで、接続にあるようなコストの低減による料金の引き下げが行われにくい状況にあります。卸と接続は併存しても問題ないと思いますが、卸では NTT 東西のエンドユーザ料金をベースに卸料金が決まっていると思われるのに対し(「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(案)に対する NTT 東西の平成 29 年(2017 年)12 月 14 日付意見書等 1、コストベースの料金による、ISP がエンドユーザへの料金設定権を持つ接続方式が実現することで、ISP が自由な料金設定を通じて消費者に対して低廉な価格で多様なサービスが提供される道が開けます。</p> <p>現在の NGN では、トラフィックの一部に網内折り返し通信やフレッツテレビなど、NTT 東西との相互接続点を経由しない通信があり、これを制限しないと接続の料金設定ができないとされています。しかし、形式的に(現行制度上の)接続に当たるかを基準に NTT 東西との相互接続点を経由しない通信を制限する技術的な必然性はなく、経済的にも全く現実的ではありません。NTT 東西との相互接続点を経由しない通信を制限することで経済的に過大な負担が生じる場合は、トラフィックの一部に接続外の通信が混在しているとしても、全体として接続とみなせる制度が必要と考えます。この場合、制限することが不可能な NTT 東西との相互接続点を経由しない通信については、その提供コストも含めて ISP が一度費用を負担し、エンドユーザに再販することが考えられます。</p> <p>並行して光サービス卸についても、重要卸役務などの指定により、「接続」と同様に透明性・適正性・公平性を確保する検討が必要と思われます。</p> <p>さらに 2030 年に登場すると言われている NGN の後継ネットワークに於いては、テクニカルな要件によって卸提供でしか利用できないような問題を生じないよう、設計の最初の段階から多数の事業者が多様な接続形態でサービス展開のために利用が出来るよう設計されることが望まれます。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>答申案において、公正競争上の観点から接続・卸役務双方について更なる措置を講ずることが考えられると示しているのとおり、事業者間での協議の状況も踏まえながら、総務省において必要な検討を進めていくことが適当と考えます。</p> <p>また、新たな基幹網が設計される場合には、既存の網機能提供計画制度を含め、答申案において、仕様検討における利用事業者の参画や情報共有を図る仕組み等を検討することが適当と示しているのとおり、仕様検討に利用事業者の意見が適切に反映される仕組みを構築することが適当と考えます。</p> <p>さらに、団体協議と NDA の関係については、「接続料の算定に関する研究会第三次報告書」(令和元年9月)において、「今後は、各事業者・団体の要望・意見等を踏まえつつ、少なくとも、多数の事業者に一律に適用される接続料・接続条件に関する情報であって政策検討のため広く共有する必要があると考えられるものは、公共の安全等に関する懸念がある場合を除き、一般公表する方向で対応が進められるべきである。」「総務省においても、このような団体協議の取組に関し当事者いずれか一方の要望があり適当と認められる場合にはこれに関与し可能な限りフォローしていくことが適当と考えられる。」等とされているところであり、まずは、当事者間での協議の状況を注視し、必要に応じて、総務省</p>	無

<p>最後に団体協議とNDAの関係については、接続料の算定に関する研究会第三次報告書での結論にもあるように、第一種指定電気通信設備との接続に関する情報は、接続条件の公平性・透明性・接続の迅速性等が求められると考えます。多数の事業者に一律に適用される接続料・接続条件に関する情報については、公共の安全等に関する懸念がある場合を除きNDAの対象から外し、事業者団体とNTT東西の協議を一層進展する方向での解決が望まれます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>において対応方法を検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見4-1-2 公平性、適正性及び透明性の確保のため、接続ルールと同様の規制を卸役務に適用すべき。</p>	<p>考え方4-1-2</p>	
<p>82 設備を持っている通信事業者間の接続においてはNTT東西会社では接続約款を制定しており、その他の通信事業者においては接続協定により相互の接続条件をお互いに明記して接続の運用を行っています。他方、設備を持たない通信事業者との設備利用に関しては、利用者約款を準用した形で卸契約を結んで運用しているのが実状です。</p> <p>また、この卸契約については、卸提供を受けている通信事業者は公平性且つ適正性がどの程度保たれているのかについては全く知るすべもなく、提供を行う通信事業者の言われるままの提供条件によりサービスの提供を受けざるを得ない状況です。</p> <p>今後、設備の接続という概念から機能又はサービスの接続という概念が多くなり、卸契約が主流になってくるものと予想しています。</p> <p>そのため、特にNTT東西会社の提供条件において、現在通信事業者に対して接続約款を制定し接続サービスを提供しているのと同様の公平性、適正性及び透明性のある卸約款(サービスを専ら通信事業者に卸提供する標準約款)を制定することを義務付ける制度を導入していただき、今後のICTの発展の一助としていただければと希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>答申案において「指定設備卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当である。」と示しているのとおり、透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールについて、いただいたご意見も踏まえ、総務省の研究会等において検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-1-3 地域固定電気通信市場における公正な競争環境を確保するため、NTT東西のサービス卸における不当な差別的取扱いの有無等の確認、利用実態の把握強化をすべき。</p>	<p>考え方4-1-3</p>	
<p>83 NTT東西によるサービス卸を活用した大手携帯事業者の有線無線パッケージ販売の展開により、地域固定通信市場の競争が引き続き激化しております。</p> <p>NTT東西が光回線市場の市場支配力を有することを踏まえ、NTT東西のサービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保の観点から、NTT東西と卸先事業者との契約関係における不当な差別的取扱いの有無、主要事業者(MNO、NTTグループ企業)との個別契約、NTT東西と当該主要事業者以外の卸先事業者との契約における不当な差別的取扱いの有無等を確認するとともに、利用実態についての把握等の監視強化について引き続き必要と考えます。</p>	<p>答申案において「今後、サービスが多様化していくことを踏まえ、総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を把握し、情報を整理公表していく(中略)必要がある。」と示したとおり、総務省において、光サービス卸についての更なる実態把握を進めるため、制度の見直しを含めた必要な対応を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

49

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】		
<p>意見4-1-4 卸役務における規制は必要。ただし、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備は区別して検討すべき。</p>	<p>考え方4-1-4</p>	
<p>84 接続と卸役務の代替性という観点ではなく、接続・卸役務を問わず、代替手段が確保されているかという観点で、講ずるべき措置を検討すべきと考えます。</p> <p>役務を提供する事業者と提供を受ける事業者がそれぞれ複数存在するようなN対Nの市場では、競争が機能するため市場原理に委ねるのが適当です。</p> <p>一方、ボトルネック事業者がボトルネック設備を用いて役務を提供する場合は、提供する事業者と提供を受ける事業者の関係が1対Nとなり、提供を受ける事業者は代替手段がなく、提供する事業者が自由に提供価格をコントロールすることが可能となることから、市場原理に任せては公正な競争環境を確保することが困難です。</p> <p>したがって、ボトルネック事業者がボトルネック設備を用いて提供する卸役務に対しては、公正報酬率規制等の規律をかける等、公正な競争環境を確保する取組みが必要とします。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>指定設備の利用に当たっては、透明性・適正性・公平性を担保するため、料金等の提供条件等について厳格なルールが適用される「接続」と、原則非規制の「卸役務」が存在し、両者が併存することで、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られています。しかしながら、「接続」による代替が実質的に困難な場合には、交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と交渉することとなり、場合によっては、不利な契約条件等で指定設備を利用せざるを得ないこととなります。</p> <p>こうした、「接続」による代替が実質的に困難な場合の、指定設備の利用における交渉上の地位の優劣は、不可欠性を理由とする第一種指定設備のみならず、第二種指定設備であっても不可避免的に生じるため、答申案に示したとおり、現行の制度を見直し、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保し、公正競争を確保する必要があると考えます。</p> <p>なお、御指摘のとおり、指定設備卸役務の提供条件の適正性が確保されている市場環境か否かを評価することも必要と考えられるため、多様な事業者の意見を踏まえつつ、総務省の研究会等で必要な措置の具体化を進めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>85 卸役務は、接続とは異なり柔軟な設備運用が可能であるがゆえに利用者利便の向上に寄与してきた面もあるため、その提供条件については原則ビジネススペースで判断されるべきものです。ただし、ボトルネック設備に起因する市場独占により実質的に競争原理が働かない卸役務に対しては追加的なルール整備も必要であると考えます。</p> <p>最終答申案においては、「指定設備卸役務」を定義し、これに対して「各指定設備卸役務について接続と卸役務の代替性を検証し、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについては、接続での代替を困難にしている事由を確認した上で、設備投資等への影響も踏まえつつ、公正競争上の観点から接続・卸役務双方について更なる措置を講ずることが考えられる。」(最終答申案 P.61)とされています。しかし、第一種指定電気通信設備と第二種指定設備電気通信設備はその指定根拠が異なり、卸役務として新たなルールを検討するにあたっては両者の違いを考慮すべきです。</p> <p>具体的には、第一種指定電気通信設備を用いた卸役務は、ボトルネック設備を用いるものであることから1対Nの関係となり、競争による適正性確保が困難であるところ、第二種指定電気通信設備を用いた卸役務は、設備にボトルネック性もなく相対的な優位性に着目した規制であることから対象事業者も複数存在し、N対Nの関係による卸元事業者間での競争を通じて提供条件の適正性が促進される余地があります。したがって、第二種指定電気通信設備を用いた卸役務については、まずは競争等による自浄作用により卸役務の提供条件の適正性が確保される市場環境か否かを評価し、その結果、自浄作用が認められない場合には接続との代替性や更なる措置について検討すべきです。</p>		

<p>また、同一の指定設備を用いる卸役務であっても、エンドユーザー向けサービスをそのまま卸役務とするものやフレキシブルファイバ(以下、「FF」)のように既存の接続メニューと同等の卸役務と新たに敷設された回線を組み合わせる提供卸役務、あるいは、モバイルの音声卸のようにデータ卸のオプション的な位置づけとなる卸役務などその性質は様々です。これらの性質の違いを考慮した場合、代替性の検証や更なる措置の手法を画一的にするのではなく、卸役務の性質に応じて個別具体的にその手法を考慮することが適当です。</p> <p>第一種指定電気通信設備を用いた卸役務には、例えば光コラボやFFがありますが、これらの卸役務については、最終答申案 P.58「3.中間答申を踏まえた論点及び主な意見」に引用されている弊社意見の通り、実質的に接続との代替性がないものと考えられるため、最終答申案における「接続では実質的に代替困難」なものとして検討を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見4-1-5 光サービス卸の提供条件等について新たな規制の強化は不要。 考え方4-1-5</p>		
<p>86 卸サービスの提供を通じて、他の産業の成長やイノベーションに更に貢献するためには、卸先事業者の要望に応じた付加価値を提供するとともに、ビジネススペースで柔軟に提供条件を設定できるという卸サービスの特性を十分発揮できるようにすることが必要と考えます。</p> <p>NTT 東西が提供している、光サービス卸については、これまでもコスト削減を行いながら、随時、料金の値下げを行ってきました。また、総務省が公表するサービス卸ガイドライン等に則り、光サービス卸の提供条件等を総務省へ報告し、その適正性・公平性・透明性を定期的に検証いただいております。これまで問題となる行為は認められていないところで。</p> <p>以上を踏まえ、光サービス卸の提供条件等については、引き続き、民間のビジネススペースの協議に委ねるべきであり、少なくとも新たな規制の強化は不要と考えます。</p> <p>むしろ、新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等をサポートしていくため、それら企業等の事業規模や経営能力、将来性等に応じて、光サービス卸を柔軟に利用できる仕組み(例: 参入初期の費用負担を軽減するレバニューシェア型料金等)を設けていく考えであり、そういった観点からも、一律の卸料金を設定するような規制を課すことがないようしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>指定設備の利用に当たっては、透明性・適正性・公平性を担保するため、料金等の提供条件等について厳格なルールが適用される「接続」と、原則非規制の「卸役務」が存在し、両者が併存することで、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られています。しかしながら、「接続」による代替が実質的に困難な場合には、交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と交渉せざるを得ず、場合によっては、不利な契約条件等で指定設備を利用せざるを得ないこととなります。</p> <p>答申案に示したとおり、こうした状況に対応し、現行の制度を見直して、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保し、公正競争を確保する必要があると考えており、必要な公正競争上のルールを総務省の研究会等において検討していくことが適当と考えます。</p>	無
<p>87 現在のブロードバンドサービス市場は、利用者における「利用シーン」・「料金」の側面において、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスを組み合わせることで一般的となっていること等から、固定系ブロードバンドサービス市場に閉じた政策検討を行うのではなく、情報通信市場以外の他の産業の成長やイノベーションへの貢献といった観点も含め、利用者の視点で広く俯瞰した検討を実施</p>		

51

<p>いただきたいと考えます。</p> <p>当社は、上記のような市場環境の変化を踏まえ、これまでの価格競争による顧客の奪い合いからイノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと転換を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていくために、従来の直販型ビジネスモデルから大きく自己変革を図ることとし、2015年2月より再販型ビジネスモデルである「光コラボレーションモデル」の提供を開始したところで。</p> <p>これにより、従来から電気通信事業を営んできたISP事業者、携帯電話事業者及びCATV事業者はもとより、これまでは電気通信事業を営んでいなかった不動産分野、医療・介護分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者の参入が図られ、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、FTTHサービスを活用した新たな融合サービスが登場し、裾野は着実に拡大していると考えます。</p> <p>また、光サービス卸は、これまでもコスト削減を行いながら、随時、料金の値下げを行ってきたところであり、今後についても、引き続きコスト削減に努めながら、料金の値下げを行っていく考えです。</p> <p>更に、総務省が公表するサービス卸ガイドライン等に則り、光サービス卸の提供条件等を総務省へ報告し、その適正性・公平性・透明性を定期的に検証いただいております。これまで問題となる行為は認められていないところで。以上を踏まえ、光サービス卸の提供条件等については、引き続き、民間のビジネススペースの協議に委ねるべきであり、少なくとも新たな規制の強化は不要と考えます。</p> <p>むしろ、新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等をサポートしていくため、それら企業等の事業規模や経営能力、将来性等に応じて、光サービス卸を柔軟に利用できる仕組み(例: 参入初期の費用負担を軽減するレバニューシェア型料金等)を設けていく考えであり、そういった観点からも、一律の卸料金を設定するような規制を課すことがないようしていただきたいと考えます。</p> <p>「接続」を選択する事業者数や分岐端末回線数が拡大傾向であること、また、KDDIグループは「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務(KDDIからの卸)」を使い分けながらサービス提供を行っていることを踏まえると、各事業者は「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」の中から、自らの事業戦略に基づき提供手段を選択しサービスを提供しており、事業者の選択肢は確保されているものと考えます。以上を踏まえ、今後の検討においては、具体的に誰にどのような問題が発生しているのかについて明らかにしたうえで、仮に問題があるとすれば、その解決に向けて議論を深めていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見4-1-6 音声卸料金について、市場や他事業者の動向を踏まえながら見直しを検討していく考え。 考え方4-1-6</p>		
<p>88 モバイル市場は、多数のMNOやMVNOが存在しており、音声サービスについても各社が創意工夫を行い、自らのリスクの中で様々なサービスが提供されております。</p>	<p>考え方4-1-5のとおりです。</p>	無

52

	<p>このような環境下において、当社はこれまでもMVNOからの要望に基づき、MVNO市場の活性化に向けた取り組みを推進してきており、今後も継続していきます。</p> <p>音声卸料金については、モバイル市場の競争環境に関する研究会等での議論動向を引き続き注視しつつ、市場や他事業者の動向を踏まえながら音声卸料金の見直しを検討していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
意見4-1-7 卸役務に関する提供条件等の公表は、必要最低限とし慎重な議論が必要。		考え方4-1-7	
89	<p>卸役務に関する提供条件等の実態を把握、情報を整理・公表する仕組みとしては、電気通信事業法第38条の2による届出制度及び同法第39条の2による情報の公表及びこれらの関係法令がありますが、本来、事業者間の取引条件は公表されるべき性質のものではなく、提供条件の透明性・公平性を担保する観点から必要最低限の範囲に限られるべきであり、その範囲については慎重な議論が必要です。</p> <p>また、令和元年8月26日付で認可された、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和元年度の将来原価接続料等の再算定)」(令和元年6月28日付け諮問第3120号)についての答申にも記載がある通り、FFは伝送路設備に第一種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務としてNTT東西から他の電気通信事業者提供されることから、電気通信事業法38条の2の対象とすべき卸役務と考えられるため、電気通信事業法施行規則25条の6等の関連規定の整備を行い、光サービス卸やMNOによるMVNOへの音声卸サービスと同様に卸契約の提供条件等について届け出されるべきと考えます。なお、対象とする届出内容については、例えば、提供先名称・契約書の写し・提供料金等、光サービス卸やモバイル卸での考え方が参考になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>答申案に示したとおり、指定設備卸役務の透明性・公平性を担保する重要性を踏まえつつ、御指摘も参考とし、総務省において、共有する情報の粒度や範囲等を検討していくことが適当と考えます。</p>	無
意見4-1-8 ルールの見直しは、1つの研究会で総合的に検討すべき。		考え方4-1-8	
90	<p>他者設備の利用ルールの見直しについて、「一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当」(最終答申 P.61)とされていますが、指定設備卸役務に係る施策は、指定設備卸役務が「第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備を用いて提供される卸役務」と定義されていることから指定設備別、サービス毎に異なる研究会等で検討するのではなく、1つの研究会等で総合的な検討がなされるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

53

意見4-1-9 その他の論点		考え方4-1-9	
91	<p>近年地域BWAの活用に見られるように、地域のきめ細かなニーズに応えるため、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域周波数免許をもつ加入者回線設置事業者(以下、「地域MNO」)によるサービスが進展しております。地域MNOが提供するサービスは、地域の公共の福祉の増進に寄与するものであり、また防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われるなど、災害時や緊急時において地域住民の安心・安全に資する重要な用途にもなっております。</p> <p>今後の地方創生の推進に向けては、ローカル5Gの活用を通じて、地域MNOの役割ならびに提供されるサービスが一層に重要になると予想されます。そのため、地域MNOのサービスが、エリア外においても、他の全国MNOのネットワークを利用することにより、継続して提供されることが、ユーザの利便性ならびに安心・安全の観点で極めて重要になります。</p> <p>しかしながら、地域MNOが全国MNOのネットワークの利用を希望する際は、規模の違い等から公正な経済条件でのエリア外サービスの提供は極めて困難になります。特に、電気通信分野において、固定通信から移動体通信分野へ競争の軸がシフトしている中、全国MNO間では事実上の協調寡占となっていることから、「全国MNOによる地域MNOへのネットワーク提供を促進」するインセンティブは働きにくい構造となっております。</p> <p>一方、我が国の固定通信市場では、固定電話の相互接続に関する制度の導入を通じて、移動体通信でいえばMVNOに相当する「中継事業者」だけでなく「加入者系設備設置事業者」とNTT東西との接続が促進され、料金値下げにつながりました。これにより、地域の加入者回線設置事業者により設置された固定電話回線(OAB~J)は、現時点で全国約800万に及ぶ世帯に提供されるに至っています。</p> <p>地域MNOが、移動体通信市場においても一層の役割を果たしていくためには、固定通信市場と同等水準の競争ルールを導入し、公正競争を担保する必要があります。具体的には全国MNOに有利な「卸電通信役務」ではなく、「事業者間接続」に基づくネットワーク提供と相互接続ルールの整備が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>ローカル5Gを運用する、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域周波数免許をもつ加入者回線設置事業者の、全国MNOのネットワーク利用につきましては、まずは、総務省において、事業者間協議の進展状況、事業者からの具体的なニーズ等を注視していくことが望ましいと考えます。</p>	無

54

■第4章 次世代競争ルールにおける政策の具体的方向性

□第2節 市場の融合とルールの見直し

新たな市場支配力の考え方		
意見4-2-1 「サービス/機能」自体が有する市場への影響力が今後一層拡大した場合、もはや「設備」はサービスを構成する一要素に過ぎないため、現行の「設備」に着目した指定電気通信設備制度等は廃止すべき。	考え方4-2-1	
92 情報通信市場においては、インターネットの普及拡大に伴い、これまで通信キャリア毎にネットワークと一体的に提供してきたプラットフォーム機能は、OTT プレイヤーの台頭により特定のネットワークに依存することなく提供されるようになり、ユーザの選好の中心はプラットフォーム上で提供されるコンテンツ・アプリや、プラットフォームと連携して機能する端末にすでに移行しているところ。その結果、ネットワークはプラットフォームを中心に構成されるエコシステムを構成する要素の一部となり、コモディティ化が進展し、市場における影響力や重要性は相対的に低下しつつあります。 今後の情報通信市場を展望すると、将来のネットワークは3層オーバーレイソリューション、NW サービス、トランスポートから構成され、グローバルな OTT プレイヤーをはじめ多様なプレイヤーが、必要なものを、必要なときに、必要なだけ、迅速かつ最適に組み合わせ利用できることが求められるようになります。その結果、グローバルな OTT プレイヤー等は、NW サービスを自らのサービスの一要素として取り込み、垂直統合的なサービスを展開するようになり、トランスポートに属する通信設備のコモディティ化はさらに加速していくこととなると考えます。 このような現在及び今後の情報通信市場の動向を踏まえれば、最終答申（案）においても述べられているように、今後は「設備の規模によらず、「サービス機能」自体が有する市場への影響力が今後一層拡大することとなり、もはや「設備」はサービスを構成する一要素としての位置づけに留まることは明らかであることから、「設備」の重要性や影響力に立脚して策定された指定電気通信設備規制をはじめとした市場の実態にそぐわない電話時代の規制やルール（LRIC 接続料算定等）の廃止については、何れかの場においてテーマとして取り上げていただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】	答申案に示したとおり、5G 等の進展においては、基地局の整備等に必要固定通信事業者の保有するアクセス網への依存度が高まると考えられるほか、5G 時代のサービスにおいて重要な役割を担う新たな「設備」の登場が想定される等、「設備」の重要性が一層高まると想定されることから、現行の競争ルールにおける「設備」に着目した市場支配力の考え方は引き続き維持することが適当と考えます。	無
意見4-2-2 「設備」に着目した市場支配力の考え方を維持すべきとの方向性に賛同。	考え方4-2-2	
93 仮想化等が進展したとしてもボトルネック設備は、「サービス/機能」のベースとなるものであり、引き続き重要な役割を担うものであることから、設備に着目した規制を維持すべきとの意見に賛同します。 【ソフトバンク株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無

55

94 情報通信市場における公正競争環境の確保の観点から、5G 時代においても、現行の非対称規制の考え方を踏まえた規律等を検討することが重要であると考え、賛同いたします。 【株式会社オプテージ】		
95 設備に着目した市場支配力に対応したルールは、市場支配力のある NTT グループ会社とそのネットワークに直接接続する大手通信事業者にとっては、特に NTT 東西会社の指定電気通信設備について今後一層重要性が高まるであろうことは異論を挟む余地はありません。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		
「設備」に着目した市場支配力の可能性とルールの方向性		
意見4-2-3 5G 基地局の整備において重要となるフレキシブルファイバについて、提供条件の適正性の確保が必要。	考え方4-2-3	
96 「今後、MNO 各社により5G 基地局の全国的な整備が予定されており、エントランスとして利用される光回線の重要性が一層高まる」という指摘のとおり、今後5Gの基地局を構築するためには、今まで以上にNTT東・西の加入光ファイバを柔軟に活用できるルール整備が重要となります。 具体的には、5G高度特定基地局（親局）と特定基地局（子局）間の光ファイバの敷設・提供に係る新たなルール整備や、今後利用の増加が想定されるフレキシブルファイバについて、現状の卸役務提供ではなく、公平性・透明性・適正性を確保するため、接続に準じたルール整備が必要だと考えます。 【KDDI 株式会社】	答申案において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を把握していく必要性を示しており、フレキシブルファイバについては、適切な実態把握を行い、それを踏まえ、総務省において必要なルールの検討を進めていくことが適当と考えます。	無
97 FF については、最終答申案 P.58「3.中間答申を踏まえた論点及び主な意見」に引用されている弊社意見の通り、FF と、加入ダークファイバ（以下、「加入 DF」）との接続を利用した自前構築（以下、加入 DF を用いた自前構築を、単に「自前構築」とを比較すると、スピード面（自前構築の場合、相互接続点を設置する電柱の選定や共用申請等の手続き等に時間がかかる）や保守面（自前構築の場合、加入 DF と自前に分けた保守が必要で時間がかかるが、FF の場合加入 DF エリア内外それぞれで切り分け作業を行う必要はなく一体的な保守を行うことが可能）で、FF が圧倒的優位な状況です。 今後 5G の展開を考えると、モバイル基地局の整備は急務であることや、モバイル基地局においては障害が発生した場合の迅速な復旧が求められることに鑑みると、スピード面・保守面で圧倒的優位性を誇る FF 以外実質的な代替性はないと考えます。 加えて、モバイル基地局の構築にはアクセス回線の他、無線制御装置等の自社設備を設置するスペースが必要ですが、これらの設備については主に、公社時代からの資産でありほぼ全ての市区町村に展開している NTT 東西殿収容局にコロケーションしていることから、加入 DF エリア外へのアクセ		無

56

	<p>ス回線調達には、NTT 東西殿光ファイバを利用することが圧倒的に効率的であり、こうした観点からも、加入 DF エリア外における基地局回線調達には FF 以外実質的な代替性はないと言えます。</p> <p>上記実態を踏まえ、また、最終答申案 P.58「3.中間答申を踏まえた論点及び主な意見」にも引用されている、「フレキシブルファイバの重要性が高まっていることに鑑みると、何らかのルールを導入して、その透明性などについて競争事業者にもより納得感のある仕組みとすることが良い考え方なのではないか」(最終答申案 P.59) という有識者のコメントにもある通り、光サービス卸に加え、FF についても「接続では実質的に代替困難なもの」として提供条件の適正性等の検証を進めていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見4-2-4 フレキシブルファイバに対して接続ルールを適用するべきではない。		考え方4-2-4	
98	<p>指定電気通信設備に係る規制は、光ファイバ等の設備が既に存在する場合において課されるものであり、設備が現に存在しないエリアにおいて、新たに設備を構築して提供することまでを求めるものではありません。その中で、フレキシブルファイバについては、既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)において、利用事業者の要望に基づき、当該利用事業者の代わりに当社が新たに設備を構築するものであり、電柱・管路といった線路 敷設 基盤は他の事業者に対して開放済みであり、各事業者においても新たな設備構築は可能であることを踏まえると、既に構築済みのフレキシブルファイバについてもボトルネック性がないことは明らかであり、新たな制度的措置が求められるものではないと考えます。</p> <p>指定電気通信設備規制に基づく義務的な提供ではなく、卸電気通信役務としてビジネススペースでの提供が継続できるように省令改正を含めて現行制度を見直していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>考え方4-2-3のとおりです。</p>	無
99	<p>ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバ等に接続ルールを適用することは、設備投資リスクを NTT 東西殿に押し付け、また設備事業者の設備投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあると考えます。</p> <p>5G の早期展開や通信インフラの強靱化の観点から、引き続き設備競争を促進することが重要と考えますので、今後とも設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		

57

意見4-2-5 固定電話の IP 網への移行に伴うNTT東西の局舎の空きスペースを活用するためのルール整備が必要。		考え方4-2-5	
100	<p>また、5G時代の通信サービスにおいては、これまで主にクラウド上でまかなわれていた情報処理を利用者端末により近い位置で分散的に行うモバイル・エッジコンピューティング技術の活用が見込まれており、利用者端末に近いキャリア設備(局舎等)へのサーバ等の設置が必要になってきます。</p> <p>NTT東・西は、独占的な地位と安定的な財源に基づいて整備された全国規模の局舎(現在、ほぼ全ての市区町村に約7,200ビル)を電電公社から承継しており、競争事業者が、これと同等規模の設備を一から構築して競争することは困難であることから、公社時代から引き継いだ資産の公共性に鑑み、NTT東・西の局舎リソースについては、広くオープン化し、競争事業者も公平に利活用できるルール整備が必要であると考えます。</p> <p>最近では、固定電話の利用減で生じた空きスペース等を、シェアオフィスに転用したり、電力事業のための外部向けの蓄電池整備に利用したりといった報道がなされており、局舎スペース等をNTTグループのためだけに独占活用する動きが進んでいることから、早急にNTT東・西の局舎スペース等の利活用に向けたルール整備の議論を行うべきだと考えます。</p> <p>少なくとも、固定電話等電電公社時代からの設備撤去により空いたスペースについては、NTTグループの新規事業に転用するのではなく、5G/IoT時代に向けた競争事業者の要望も踏まえ、原則コロケーションスペースとして維持・活用し、NTT東・西利用部門と競争事業者の同等性を確保すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>コロケーションルールの対象範囲は、ボトルネック設備への透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保する観点から決せられることが適当であると考えます。</p> <p>総務省においては、NTT 東西によるコロケーションリソース(スペース及び電力容量)の空き状況等に関する情報開示の取組を注視しつつ、必要に応じて検討を行うことが適当と考えます。</p>	無
101	<p>2019年11月11日の報道*によれば、NTTグループ殿のエネルギー事業について、「全国におよそ7300か所ある電話局などの自社ビルにエネルギー事業を担う子会社が来年度から2025年度にかけて蓄電池を配備していくということです。固定電話の利用が減り、交換機などが少なくなったことで生まれた空きスペースを活用する方針」とされています。</p> <p>一方でこのようなマイグレーションによる空きスペースについては5G時代のサービス多様化に伴いエッジコンピューティング等、接続事業者によるコロケーション需要も見込まれる*と見込まれます。</p> <p>これらの空きスペースに対する利用ニーズの調整はまさに本検証項目の一つである次世代競争ルールの議論として取り扱われるべき事項であり、総務省殿においては早急に検討会等での議論を開始すべきと考えます。</p> <p>*1 NHK NEWS WEB <https://www.3.nhk.or.jp/news/html/20191111/k10012173411000.html></p>		

58

	*2 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会第5回会合(2019年2月28日)及び、次世代競争ルール検討WG第2回会合(2019年8月6日開催)プレゼンテーション 【ソフトバンク株式会社】		
意見4-2-6 ボトルネック設備と一体的に運用されるネットワークの利用事業者に情報共有等を図る仕組みの検討に賛同。		考え方4-2-6	
102	ボトルネック設備と一体的に運用される基幹網への新技術等導入は、中間答申案での弊社意見の通りの弊害が生じる懸念があるため、利用事業者の参画や情報共有を図る仕組み等を検討することには賛同いたします。 【ソフトバンク株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無
意見4-2-7 5G時代の「設備」における新たなボトルネック領域の検証を進めることに賛同。		考え方4-2-7	
103	5G時代の通信サービスにおいて重要な役割を担う「設備」について、必要に応じて、ボトルネック領域の検証などを進めることに賛同いたします。 利用者利便の向上の観点から、エッジコンピューティングの基盤設備等については、固定的なルールを事前に設けるのではなく、普及の段階に伴う市場環境や競争環境の変化等を慎重に把握しながら、必要に応じてルールを検討する等、柔軟な対応が求められると考えます。 【富士通株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無
意見4-2-8 5G時代の通信サービスにおいて重要な役割を担う「設備」を現行の非対称規制の対象に含めることは適当ではない。		考え方4-2-8	
104	5G時代の通信サービスにおいて重要な役割を担うとされているエッジコンピューティングやネットワーク・オーケストレーション等の基盤となる「設備」については、従来の電気通信事業者以外のプレイヤーも含め、多様な主体がその通信の担い手になりうる事が想定されますが、その新たな設備は既存の通信設備とは独立して構築され、その提供主体等が既存の通信設備が必要なときに必要なだけ利用する形態も想定されることを踏まえれば、「設備」の重要性や市場支配力に立脚して策定された指定電気通信設備規制等の現行の非対象規制の対象に含めることは適当ではないと考えます。 むしろ、通信事業者に限らず、多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進していく必要があることを踏まえれば、当該設備については、現行の非対称規制を含め、規制やルールありきで検討するのではなく、原則非規制で柔軟な設備構築やサービス提供を可能にすることが求められると考えます。 【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】	御意見にある「5G時代の通信サービスにおいて重要な役割を担う新たな『設備』」については、答申案に示したとおり、その提供主体が「固定」・「移動」通信市場をまたぎ支配力を行使する可能性があることから、市場動向等を把握し、公正競争上の影響を検証した上で、必要に応じ、現行の非対称規制の範囲に含める等の弾力化を検討することが適当と考えます。 このため、答申案に示したとおり、総務省において、将来を見据えたネットワーク市場の動向把握・分析を継続的に行う取組を強化することが適当と考えます。	無

59

意見4-2-9 小規模事業者と大規模事業者の間の公正な競争環境の確保にも着目したルールを検討すべき。		考え方4-2-9	
105	規模の小さな通信事業者に対する競争ルールについても考慮すべき必要があるかと考えます。多様な設備を保有してサービスを提供している規模の大きな通信事業者と出来得る限りスリムな設備を活用してサービスを提供している規模の小さな通信事業者との競争についても、今後の通信市場の拡大と更なるICTサービスの発展に結びつくべきものとして、十分配慮しておく必要があると考えます。 そのための競争ルールについても検討されるべきものと考えております。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	考え方4-2-10のとおりです。	無
「サービス/機能」に着目した市場支配力の可能性とルールの方向性			
意見4-2-10 現行の「設備」に着目した市場支配力の考え方は維持しつつ、「機能/サービス」にも着目した市場支配力の考え方を導入すべき。		考え方4-2-10	
106	設備の規模によらず、「サービス/機能」自体が有する市場への影響力が今後一層拡大することが想定されることを踏まえると、現行の非対称規制の考え方は維持しつつも、例えば「サービス/機能」面においては欧州のように「市場支配力」に着目した規制*1を導入することも有効ではないかと考えます。 *1 参考:CPRC「欧州の電気通信分野におけるSMP規制の分析と評価」(2012.10) 【株式会社オプテージ】	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、答申案に示したとおり、総務省において、将来を見据えたネットワーク市場の動向把握・分析を継続的に行う取組を強化することが適当と考えます。 いただいた御意見は今後の検討において参考とされること適当と考えます。	無
107	今後の通信の世界では、サービスを提供するに当たって下位レイヤである設備に着目した制度体系のみでは問題を解決できない場合が多々発生することから、上位レイヤである機能・サービスに着目した制度体系へのシフトが必要であると考えます。 一方、設備に着目することは設備を有する規模の大きな通信事業者間の競争ルールの方向性と考えるべきであり、機能・サービスに着目することは規模の大小を問わない通信事業者間の競争ルールの方向性と考えるべきです。そう考えていけば、電気通信制度の中に機能・サービスを見据えた競争ルールを早期に取り入れることの必要性を強く感じます。 また、日本を発展させる新規サービスには、多様な斬新的発想を持った規模の小さな通信事業者の存在は欠かすことのできないものであります。 そのためには、当該通信事業者が自由闊達に通信事業に参入でき規模の大きな通信事業者と対等に渡り合える競争環境になることが望ましいと考えております。 現行の市場支配力のみを見据えた競争政策だけではなく幅広い競争政策の検討をしていただくこと		

	を希望します。		
	【一般社団法人テレコムサービス協会】		
意見4-2-11 「サービス/機能」の利用に関して、提供条件等に関するルール、APIの標準化等を検討することに賛同。		考え方4-2-11	
108	<p>5G時代における電気通信事業者が提供する「サービス/機能」の利用に関して、その料金、提供条件等に関するルール、利用に必要なAPIの標準化、「サービス」や「機能」の仕様検討における利用事業者の参画や情報共有を図る仕組み等を検討することに賛同いたします。</p> <p>これまで電気通信市場においては、自己設置型の事業者だけでなく、多数の接続事業者や卸事業者が参入することで、競争が進展し、低廉な料金、多様なサービスが創造され、利用者利便も向上してきたと考えております。引き続き、5G時代の電気通信市場においても、多様な事業者が参入し、競争の進展、利用者利便の向上がなされるためにも、これらの検討が可能な限り早期かつオープンに議論が進むことを期待いたします。</p> <p>また、5G時代においては、ネットワーク・スライシング機能等、多様かつ複雑な機能群での利用が予想され、これまでの接続制度では適正性や公平性確保の判断が難しくなる可能性があります。このため、卸元事業者の関係事業者とそれ以外の事業者との間で、役務の内容・卸料金水準・技術条件等の同等性を確保するためにも、将来新たな制度的措置を導入することが公正競争環境の確保に必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	考え方4-2-10のとおりです。	無
意見4-2-12 提供条件等に関するルールは不要であり、通信事業者を含む、全ての事業者の活動を原則自由にすべき。		考え方4-2-12	
109	<p>将来のネットワークにおいては、グローバルなOTTプレイヤーをはじめ多様なプレイヤーが、必要なものを、必要なときに、必要なだけ、迅速かつ最適に組み合わせ利用できることが求められると考えています。</p> <p>その実現に向けては、各ICTリソース間のAPIやデータフォーマットの標準化等を行い、各プレイヤーがAPI等を実装していくことが重要であり、API等を標準化するといった情報共有を図る仕組みづくりにおいても当社がその動きを先導するとともに、自らそれらを実装し、オープンにしていく考えです。</p> <p>いずれにおいても、当社を含めた多様なプレイヤーが自らの創意工夫によって新たな価値を創造していくためには、料金、提供条件等に関するルールは不要であり、通信事業者を含む、全ての事業者の活動を原則自由にしていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>いただいた御意見のとおり、今後、5GやIoT、仮想化技術等の普及・進展に伴い、ネットワークやサービスの担い手が極めて多様化すると考えられ、これら関係主体による新サービス・新事業の創出を促進するに当たり、その土台となる公正な競争環境の整備は不可欠であると考えます。</p> <p>このため、答申案に示したとおり、総務省において、将来を見据えたネットワーク市場の動向把握・分析を継続的に行う取組を強化することが適当と考えます。</p>	無

61

第2部 ネットワークビジョンを巡る個別の政策課題

第1章 モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言

意見		考え方	案の修正の有無
販売代理店の業務の適正性の確保			
意見1-1 事業者の予見可能性を確保するため、「不適切な勧誘行為」及び「利用者の利益を阻害するような不適切な実態」の定義を明らかにすべき。		考え方1-1	
110	規制は必要最小限に留めるとともに、「不適切な勧誘行為」及び「利用者の利益を阻害するような不適切な実態」の定義を明らかにした上で、事業者による予見可能性を十分に確保していただきたい。 【公益社団法人消費者関連専門家会議】	「不適切な勧誘行為」及び「利用者の利益を阻害するような不適切な実態」については、電気通信事業法及びその下位法令等で明確に示した上で規律されています。	無
今後の検討の方向性及び取組状況等			
意見1-2 改正法施行前後の市場の状況を確認することに賛同。問題が確認された際には、解決に向けた速やかな取組を要望。		考え方1-2	
111	2019年改正法施行前後のモバイル市場の状況を確認することに賛同いたします。なお、これまで多くのMVNOでは、高額キャッシュバック目当てのMNP濫用行為を防止する観点から、1年程度の最低利用期間を設け、当該期間内の解約に対して違約金を設定しておりましたが、法改正後の令和元年10月以降は違約金を1000円以下に設定することが求められます。この点、法改正により、高額キャッシュバック自体が無くなるのが期待されること、潜脱的な行為等により、MNP濫用行為が継続する可能性も考えられますので、そのような行為が行われていないか市場動向を分析いただくとともに、問題が生じていることが確認された場合には、制度的な対応等、速やかに解決に向け取組みをおこなっていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	賛同の御意見として承ります。 全ての事業者・代理店が電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」という。)による改正後の電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「新事業法」という。)を遵守することは、モバイル市場における公正な競争の確保のために必須であると考えます。 総務省においては、各総合通信局等に設置された情報提供窓口へ寄せられた情報等も踏まえ、新事業法に違反する事案に関し、十分な改善が図られるよう新事業法を適切に執行することが必要と考えます。また、総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて関係省令などの見直しの必要性について検討することとしており、総務省におけるこれらの評価・検証が適切に実施されることが望ましいものと考えます。	無
112	移動系通信市場において、「2019年改正法による改正後の電気通信事業法の遵守状況」のフォローアップを行うことは有用であり、既存顧客の不当な囲い込みにつながるおそれのある行為など、改正法の趣旨に反する事例が見られた場合は、速やかに制度改正を含めた対応を行うべきと考えます。 【楽天モバイル株式会社】		

63

意見1-3 過度な規制を設けないよう要望。		考え方1-3	
113	電気通信事業法施行規則に関するパブリックコメント募集に際してACCJが提出した意見で述べたとおり、現在、世界中で、5Gを含む最先端技術、デジタルトランスフォーメーション、データエコノミーが発展していること、これらが企業と消費者の双方に利益をもたらすことを考えれば、日本にとって電気通信関連分野の継続的な成長とイノベーションが非常に重要です。このような重大な時期に、企業の事業運営方法に詳細な制約を及ぼす、旧態然とした、過度に規範的な規制を導入することは避けるべきです。 過度に規範的な規制を設けることは日本におけるイノベーションを阻害することになるため、継続使用の条件を設けないような場合にまで利用者に提供する利益の最大額を制限するなど、民間部門のビジネスモデルを細かく制限する規制を設けないよう、ACCJは総務省に要望します。むしろ、総務省は、消費者に多様な選択肢を提供する企業のイニシアチブと努力をサポートし活用すべきです。また、総務省は、公開された議論を行い、主要なステークホルダーの意見を聞き、公平性と透明性を確保するよう政策立案プロセスを改善すべきであると考えます。この観点から、ACCJは、今回の省令案作成にあたっての総務省における検討会のプロセスについて、重大な懸念を有しています。 【在日米商工会議所】	今般の電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)の改正等の制度整備は、端末代金の大幅な値引き等により電気通信事業者が通信契約の利用者を誘引するモデルを2年を目途に事実上根絶することを目指して当面通信契約とセットで行われる端末の値引き等を厳しく制限することとし、現在の市場における利用者一人当たりの利益見込み額をもとに通信料金と端末代金の分離による今後のARPU・売上高営業利益率の低下を考慮して上限を定めるものであり、その考え方には一定の妥当性があるものと考えます。 なお、総務省において、事業法及び行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問するとともに、意見公募手続を実施することに加え、研究会での議論も実施した上で、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の改正を行ったものと承知しています。また、総務省においては、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて関係省令などの見直しの必要性について検討することとしているものと承知しており、総務省におけるこれらの評価・検証が適切に実施されることが望ましいものと考えます。	無
意見1-4 改正事業法フォローアップについて、検討の場が重複しないよう要望。		考え方1-4	
114	「2019年改正法による改正後の電気通信事業法の遵守状況について、事業者ヒアリング等を通じてフォローアップを行うとともに、改正法施行前後のモバイル市場の状況を確認していくことが適当である」(最終答申案 P.77)とされていますが、先日意見募集が行われていた「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)(案)」において、モバイル市場の競争環境に関する事項については電気通信市場検証会議の下にワーキンググループを設置し、評価・検証を行うとされていますので、対応が重複することのないよう一元化して実施していただきたいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	新事業法の遵守状況や改正法施行前後のモバイル市場の状況の評価・検証については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の一環として開催されている「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の中間報告書(平成31年4月23日公表)において、「個別の政策課題を議論する場とは別に、専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニ	無

64

		タリング体制を整えることが適当である」旨が示されており、それを踏まえ、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」(令和元年度版)(令和元年8月29日)において、適切な市場検証の実施の観点から重要なものであることから、市場検証に関する取組の一環として実施することとされていると承知しています。	
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

□第2章 モバイル市場の競争環境の確保の在り方

	意見	考え方	案の修正の有無
中古端末の国内流通の促進			
意見2-1 使用する端末に関わらず等しくサービス(アプリケーション)を受けられるようにすべき。また、Felica チップなどの消去にも考慮すべき。		考え方2-1	
115	<p>電気通信事業者が提供するサービス(アプリケーション)には、自社が販売する端末以外では使用(インストール)できないように制限されたものがあり、SIM フリー端末や中古端末の利用を妨げる一因になっていると考えられる。契約者に対しては使用する端末に因らず等しくサービスを受けられるようにすべき。</p> <p>利用者情報の消去に関しては端末のメモリだけでなく、Felica チップなどの消去にも考慮すべきである。SIM フリー端末の売却を試みた際に Felica チップの消去を要求されたことがある。現状、SIM フリー端末の場合は製造業者に修理依頼で対応してもらうしかなく、1万円程度の費用がかかる。</p> <p>【個人】</p>	<p>いただいた御意見については参考として承ります。</p> <p>なお、非接触型 IC カード情報は、買取事業者側では処理することができないため、民間団体が策定したガイドラインでは、買取時に買取依頼者により消去されていることを確認し、消去されていない場合には、買取依頼者に対して消去の対応を依頼することを要求事項として挙げていと承知しています。</p>	無
利用者料金等のモニタリング			
意見2-2 利用者料金等に関するデータ提供の求めが事業者にとって過度な負担にならないよう配慮を要望。		考え方2-2	
116	<p>2019年8月29日に公表された「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)」において、「当面の重点事項」に『「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの実施』及び「制度変更が市場環境に与えた影響の分析」が掲げられました。</p> <p>前者において、事業者に対し検証に必要なデータの提供を求める場合は、その内容(経営情報としての秘匿性の高さ、抽出の困難さ等)、依頼から提出までの期限設定等について、事業者の過度な負担にならないよう、ご配慮をお願いいたします。</p> <p>後者については、本包括的検証における検討を踏まえた制度変更が市場環境および事業者間の競争環境に与えた影響の分析を通じて、制度変更の成否及び適切な措置(制度変更の見直し等も含む)が十分に検証・検討されることを期待します。</p> <p>【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>答申案に対する直接の御意見ではありませんので参考とさせていただきます。</p> <p>なお、総務省において市場分析・検証を行う際には、その基礎となるデータ・情報の扱いに注意しつつ、適切に対応を行うことが適当と考えます。</p>	無

接続料算定の適正性・透明性の向上			
意見2-3 将来原価方式導入に伴う予測・実績の乖離について拙速な見直し議論は避け、MNOの運用面の課題にも配慮すべき。		考え方2-3	
117	<p>接続料の算定に関する研究会 第三次報告書の意見でも申し述べたとおり、複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年度の予測が困難であり、却ってMVNOの予見性を損なう懸念が存在します。予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等(制度変更等に依るものを含む)により止む無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合においては、乖離の要因分析(単年度のみならず複数年度)というプロセスを十分に経たうえで行うこととし、単年で乖離が生じたこと等をもって、拙速に算定方法の見直し議論を進めることは避けるべきと考えます。</p> <p>加えて、算定期間や頻度、対象機能等について、過剰な規制コストを生じ得るルールであるにも係らず、MNOの運用実態等を踏まえた各種提案や要望、MNOの負担増が殆ど考慮されずに見直すこととなりましたが、MNOにおける運用面の課題を継続的に注視いただき、随時見直しの必要性を検討して頂くよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>将来原価方式の導入に係る具体的検討は、総務省「接続料の算定に関する研究会」において実施されています。</p> <p>同研究会第三次報告書は、将来原価方式における予測値の算定方法について、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いる情報と同等の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要であると指摘しており、このため、今後、総務省において、審議会への報告等を通じて、予測値の算定方法について継続的な検証を行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていくことが適当していると承知しております。</p>	無
意見2-4 「将来原価方式」への移行に賛同。ただし、算定方法の更なる精緻化・適正化等を図るべき。また、「地域単位の無線の利用促進」の観点からも接続料規制の在り方を検討すべき。		考え方2-4	
118	<p>接続料算定について、接続料の予見性を高め、低廉化の見通しを示すという観点からは、接続料の算定方式について、従前の「実績原価方式」から「将来原価方式」を採用する方向性について賛同します。</p> <p>一方で、当該方式への移行をもってただちに接続料の適正化・透明化が図られるものではないことから、「利潤」の他、「原価」や「需要」の算定について、さらなる精緻化ならびに適正化を図るとともに、その根拠を開示することが必須と考えます。</p> <p>また、接続料算定の適正性・透明性向上については、従前はMNOとMVNOの公正競争の確保を目的としてきたところ、今後は地域単位の無線の利用促進、ならびに地域MNOと全国MNOの相互接続(「事業者間接続」に基づくネットワーク提供)を担保するための接続料規制の在り方と併せて検討することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、接続料の更なる精緻化・適正化を図るべきとの意見については、今後、「接続料の算定に関する研究会」において検討が行われるものと承知しています。</p> <p>また、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域周波数免許をもつ加入者回線設置事業者の全国MNOのネットワーク利用については、第1部考え方4-1-9のとおりです。</p>	無

67

ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証			
意見2-5 経営情報である料金プランに関する情報を提供することは困難。検証に当たっては、まずはその目的を明確にした上で、適切な検証方法を慎重に議論することが必要。また、全てのMVNOについても公平に検証すべき。		考え方2-5	
119	<p>一般的に、ビジネスにおいては中長期的なビジョンを設定して収益化を図るため、事業の立ち上げ期においては費用が収入を上回ることは当然あり、本検証のように単年度かつ単体事業や単体プランをスポット的に確認することでは正しい評価はできないと考えます。</p> <p>また、各事業者は各々の戦略のもと料金プランを提供していることを踏まえれば、異なる戦略を背景としたそれぞれの料金プランを同じ基準で評価することは不適切であると考えます。</p> <p>さらに、企業成長の手法として既存事業のアセットを新規事業へ活用することは当然の対応であり、現に様々な企業が自社のアセットを背景にMVNOに参入しています。</p> <p>本最終答申(案)においては、事業者から全ての料金プランについて必要なデータ提供を受けて、さらなる検証の在り方について検討するとされていますが、上記のような課題がある中、極めて重要な経営情報である料金プラン毎の情報を提供することは困難です。事業者によって事業単位やプラン単位などの採算管理方法が異なることが想定され、モバイル市場の競争環境に関する研究会の中間報告書で示された検証方法に必要な比較可能なデータ自体が存在しない可能性もあります。</p> <p>仮に検証する場合においても、まずは検証の目的を明確にし、適切な検証方法(検証対象期間、対象サービスの単位等)を慎重に議論する必要があります。加えて、内部相互補助関係が可能である事業者のモバイルサービスについて、その単体の収支構造が競争環境に影響を与える前提に立ち検証するのであれば、全てのMVNOについても公平に検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>答申案に示したとおり、MNOの低廉な料金プランやグループ内のMVNOの料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出が行われると、他のMVNOは、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えます。</p> <p>今後、総務省において、具体的にどのような場合に問題となるのか等の検討を進めていくとともに、接続料等と利用者料金収入の比較検証を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
音声卸料金の適正性の確保			
意見2-6 音声卸料金は原則としてビジネススペースで決定されるべきであり、各MNOは音声卸料金の見直しを図るとしていることから、その結果を踏まえて検証の必要性を判断すべき。		考え方2-6	
120	<p>MVNOとMNOとの公正競争確保に向けて、MNOが提供する音声卸料金の適正な設定が重要であることは理解しており、各MNOはモバイル市場の競争環境に関する研究会でのヒアリングにおいても音声卸料金の見直しを図っていくことを主張しています。そもそも、卸取引については民-民の協議に委ねられており、競合・代替関係にある複数のMNOが存在するモバイル市場においては、MVNOに対する卸料金の設定も原則としてビジネススペースで決定されるものとの認識です。</p> <p>本最終答申(案)では、MNOにより提供される音声卸電気通信役務の料金については、MNOの</p>	<p>音声卸料金は設定以降長期に渡り見直しが行われておらず、一方で利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えてきているなど変化が生じています。</p> <p>音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競</p>	無

68

	<p>定額制料金等を含めた全ての利用者料金を加味した実質的な利用者料金をベースとして卸料金を設定する必要があると示されています。しかしながら、MVNOと当社ではお客様の利用特性は必ずしも一致するものではないため、当社実績を踏まえた当社の従量制や定額制料金、準定額制料金プランを加味した利用状況にかかるデータをベースに、MVNOへの既存の音声卸料金と単純に比較検証することや、音声卸料金の在り方を議論することは不適切です。単純に「利用者料金」から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出し、両者の比較検証を行うことでは、MNO及びMVNOの公平性を担保する結果を導くことは困難であると考えます。</p> <p>上記のように検証方法に課題がある中、サービス戦略に関わる重要な経営情報を提供することは困難です。仮に、音声卸料金の検証が必要な場合においては、先ずはどのような検証方法が適切かを関係事業者含めて慎重に議論する必要があると考えます。</p> <p>また、定額制、準定額制についてはMVNOの発着実績によっては当社が他事業者に支払う接続料と逆ザヤとなるリスクがあるため、当社の定額制・準定額制プランをそのまま「リテールマイナス」で提供することは当社として許容できず、個々のMVNOの特徴を踏まえた卸料金設定を従量制プランとは別に検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>争を阻害しない水準とする必要があります。</p> <p>また、音声サービスを含む指定設備を用いた役務提供については、第1部考え方4-1-5のとおりです。</p>
121	<p>音声卸料金の低廉化については、研究会のヒアリングにおいて言及した通り、MVNOとの協議に応じ、弊社において検討を進めていく予定であることも踏まえ、まずは事業者間の協議状況を注視いただき、その結果等をもって検証の必要性を判断いただくべきと考えます。</p> <p>また、卸料金の透明性や適正性については、本来、複数事業者による競争環境にあるモバイルサービス以上に、実質的にNTT 東西殿が独占している光回線の卸売サービス及びFFについて、光アクセス設備のボトルネック性も勘案し、より一層透明性や適正性が課題であることは自明であることから、低廉化の要請や妥当性検証については固定領域について最優先で実施いただく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	

MVNOによる多様なサービス提供の実現(セルラーLPWAの提供)

意見2-7 セルラーLPWA サービスの市場は現時点ではまだ黎明期にあることから、設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮が必要。	考え方2-7
122	<p>セルラーLPWAについては、従来のLTEに比べ無線設備の効率が異なることや、IoTサービスでは回線管理や帯域接続料の考え方が従来のスマートフォンや携帯電話のサービスと異なる等、接続料の在り方等について整理する必要があります。</p> <p>なお、検討にあたっては、MVNOガイドラインにおいて、「二種指定事業者の設備投資やイノベ</p>

<p>答申案に示したとおり、セルラーLPWAについては、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MNOだけでなくMVNOによっても多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになることが重要と考えています。そのためには、</p>	無
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

69

	<p>ションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重する」と示されているとおり、設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうことのないよう十分に配慮頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAが適正な料金で提供される必要があると考えています。</p> <p>いただいた御意見については、セルラーLPWAの特性が十分に発揮されるネットワーク開放が、適正な条件の下で早期に実現されるよう検討が行われることが適当と考えます。</p>
123	<p>セルラーLPWAサービスについては、現時点ではまだ市場の黎明期にあることから、今後の議論においては、MNOに過剰な規制が課されることのないよう、取り扱っていただくことを要望します。</p> <p>この点、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインのアンバンドル機能等の基本的な考え方においても、「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む」旨、考慮事項として示されているとおりです。</p> <p>また、セルラーLPWAの特性や需要の立ち上げ段階であることを鑑み、MVNOへの提供形態についてはL2接続での提供に限定することなく、卸での提供も含めて検討されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	

MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与

意見2-8 賛同。	考え方2-8	
124	<p>これまでも特定基地局の開設計画の認定申請において、申請事業者によるMVNOへのネットワーク提供計画が比較審査の対象となっています。より有利な周波数を取得すべく創意工夫によって他者より優れた計画になるよう、申請事業者によってその取り組みが示されてきました。</p> <p>また今後は、提供計画の優劣だけでなく、計画の実現性も評価されることとなり、より実現性の高い計画が示される仕組みが導入されることとなっています。</p> <p>したがって、まずはこうした取り組みの効果を見極めることが先決と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、特定基地局の開設計画の認定に関しては、総務省において、本年4月10日の認定に際し、MVNOにおける特定基地局の利用を促進するための計画を有していることを審査するとともに、その実績を将来の電波の割当において審査の対象とすることとしているところであり、こうした取組を着実に実施することが重要と考えます。</p>
意見2-9 電波の利用状況調査における調査項目等について配慮を要望。	考え方2-9	
125	<p>電波の利用状況調査は企業にとってセンシティブな経営情報に触れる場合もあることから、調査項目の選定及び結果の公表方法等については十分ご配慮いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>調査項目については、従前通り、電波の有効利用の程度を評価するために必要なものに限って総務省が定めるものと承知しています。</p> <p>電波の有効利用の程度を評価するためには、個社の経営情報に類する内容が必要となる場合もあることを踏まえ、評</p>

70

		価・公表方法等については既に適切な形で行われているものと承知しています。	
第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用			
意見2-10 過度な規制が課されないよう要望。		考え方2-10	
126	<p>これまで、新たな事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際は、事業者間の接続交渉の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの関値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用することとなっています。</p> <p>今般のBWA事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社のキャリアアグリゲーション端末において卸取引を通じてBWA事業者の周波数を利用しているためと理解していますが、接続交渉の優位性を測る観点からは当該端末におけるMVNOとの交渉上の優位性は当社のみが存在しており、本来はBWA事業者も併せて二種指定制度における特定移動端末設備数として当社及びUQコミュニケーションズのBWAを合わせて2カウントとするべきではないと考えます。</p> <p>現在、全国BWA事業者の二種指定制度化にかかる関係省令の改正案について諮問されているところですが、総務省においては市場の実態を踏まえて過度な規制を課することのないよう運用をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社及びUQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>答申案においては、全国 BWA 事業者が設置する設備を二種指定設備として指定することの要否について、制度の趣旨を確認し、これまでの情報通信審議会における考え方に照らして検討を行った上で、全国 BWA 事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても、「交渉上の優位性」を有していると認められることから、当該事業者の設備を指定するべきとの判断を取りまとめたものです。なお、指定基準については、特別委員会及びモバイル市場の競争環境に関する研究会の検討において、委員及び構成員から見直すべき旨の特段の意見はなく、電気通信事業法施行規則第23条の9の2第2項に規定するとおり、10%を適用することが適当と考えます。</p> <p>また、各電気通信事業者における特定移動端末設備のシェアについては、各電気通信事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数をカウントすることとされているところ、キャリアアグリゲーションの場合も、携帯電話事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数は1であり、全国 BWA 事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数は1であることから、両者について、それぞれ1とカウントすることが適当と考えます。</p> <p>なお、全国BWA事業者の二種指定にかかる関係省令等については、本年6月21日、情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)に諮問後、二度の意見募集を経て、同年8月23日、同審議会から諮問のとおり改正することが適当と認められるとの答申がなされ、同年9月27日に公布、同年12月24日に施行予定であると承知しています。</p>	無

71

今後の検討の方向性及び取組状況等(5G時代のネットワーク提供に係る課題等)			
意見2-11 5Gの普及に向けた新たな制度の検討・運用にあたっては、イノベーションに係るインセンティブを損なう過度な規制を課することがないよう配慮が必要。		考え方2-11	
127	<p>5Gにおいて新たな制度整理が必要となる場合は、これまでどおり審議会・研究会を通じてオープンな議論を重ね、適切なルール整備が検討されるものと理解しています。新たな制度の検討・運用にあたっては、今後もMNO、MVNOも含めたモバイル市場における設備競争及びサービス競争の機能の担保を目指し、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうような過度な規制を課することがないよう、十分な配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>5G時代のネットワーク提供に係る課題については、モバイル市場の競争環境に関する研究会において、必要な検討が行われるものと考えます。</p>	無
意見2-12 本格的な5G時代の競争環境確保に向けた議論が可能な限り早急かつオープンに進むことを期待。		考え方2-12	
128	<p>本格的な5G時代(スタンダードローン段階)においては、事業者間の接続形態について、MVNOがおかれる環境が大きく変化することが想定されること、引き続き、MVNOが多様で高度なサービスが展開でき、モバイル市場の競争促進に貢献できるためにも、本格的な5G時代の競争環境確保に向けた議論が可能な限り早急かつオープンに進むことを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>考え方2-12のとおりです。</p>	無
意見2-13 その他の論点		考え方2-13	
129	<p>10月より二年契約の見直しがされたがNTTdocomoのみ、二年契約の見直しをしたように見せかけプランを変更しても二年契約の継続期間であれば高額解約金をとると言うのを当然のように主張していますが現状二年以上の契約をしている場合、その主張はおかしいのではないかと考える。</p> <p>二年以上継続利用で回線設備に対する義務は果たしていると考えられその利用者に対しても高額解約金を請求するのは自由競争を著しく阻害していると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>事業法第27条の3第2項第2号及び施行規則第22条の2の17第4号では、違約金等の上限額を千円としています。これらの規定は、10月1日の改正法の施行前に締結された契約(以下「旧契約」という。)については適用されないこととされています。</p> <p>なお、旧契約から新たな契約に移行する際の違約金について、各事業者においては改正法の趣旨を踏まえ移行の促進のための取組を実施しており、NTTドコモでは、旧契約の無料更新期間以外の変更の際の違約金を旧契約の期間拘束期間の満了前月まで留保することとし、新たに締結した契約を解除した場合には、旧契約に基づく違約金の支払いが発生するものと承知しています。</p> <p>総務省においては、旧契約からの移行の状況を注視しつ</p>	無
130	<p>NTTdocomoは、二年以上継続契約している者に対しても未だに高額な解約金を請求し続け自由競争とユーザーの利便性を著しく阻害している</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>		

72

		つ、必要に応じ、対応について検討していくことが必要と考えます。	
131	<p>★ドコモのSIMロック解除につきまして、 ↓ホームページによると 2011年4月～2015年4月に発売された機種の手続き ■■【SIMロック解除手数料:3,000円】■■ ↑未だに高額な解除手数料を徴収しており、政策からは無料化すべきと考えます</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>SIMロック解除に関し、総務省では、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(以下「SIMロック解除ガイドライン」という。)を定めており、平成27年4月30日以前に販売された端末については、SIMロック解除ガイドラインによりSIMロック解除が求められるものではありませんが、一部の端末については、事業者による自主的なSIMロック解除の対応が行われているものと承知しています。</p> <p>なお、本年11月22日にSIMロック解除ガイドラインが改正され、SIMロック解除の原則無料化(店頭における端末購入時以外の手続きを除く。)が義務付けられたと承知しています。</p>	無

□第3章 消費者保護ルールの在り方

	意見	考え方	案の修正の有無
携帯電話の料金プランの理解促進のための取組			
意見3-1 拘束期間内全体での総額表示について、過度な対応を求めないよう配慮を要望。		考え方3-1	
132	<p>「契約期間内全体での総額表示」については、お客様の理解を促す取組みとして否定はしないものの、画一的な対応や過度な対応を求めないよう配慮いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>支払総額の目安の表示については、利用者が料金プランを選択する際及び契約を締結する際の参考となるよう、総務省の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(令和元年9月9日改定)を踏まえながら、事業者において、利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適当と考えます。</p>	無
意見3-2 行政による料金プラン見直しを促す取組について、その方法・態様等につき何らかの強制がないよう要望。		考え方3-2	
133	<p>行政による料金プラン見直しを促す取組については、消費者の合理的な判断に資する有効な情報提供を促すようにするとともに、各事業者の自主性を尊重し、その方法・態様等について、何らかの強制がないようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人消費者関連専門家会議】</p>	<p>答申案に示したとおり、利用者が利用実態に応じた料金プランを選択できるよう、携帯電話事業者においては、利用者へ届く情報伝達手段により、能動的な料金プランの見直しの案内を行うことが適当であると考えます。これらの取組は携帯電話事業者の自主的な取組として実施されるべきものと考えます。</p>	無
携帯電話ショップでの待ち時間等の長さへの対応			
意見3-3 店舗における待ち時間短縮のため様々な施策を実施。一方、通信事業者としての社会的責任を考慮し、適切な本人確認等の追記を要望。また、利用者のリテラシーに応じた店頭対応の必要性についても追記を要望。		考え方3-3	
134	<p>一部の店舗、時間帯等によっては、店舗における滞在時間が長時間となるケースが存在し、お客様の負担となっています。このようなお客様負担を軽減すべく、待ち時間を軽減するだけでなく、店舗業務全般の効率化を図り、お客様満足度の向上を図ることが重要と考え、弊社としても施策を実施し、より一層お客様負担の軽減に寄与していく方針です。</p> <p>お客様負担の軽減を目指す一方で、電気通信事業者として、実施すべき義務として、安全な通信</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>答申案に示した取組の方向性では、待ち時間、手続き時間の短縮に資する取組やその際に配慮すべき内容のうち代表的なものを挙げており、全ての取組を網羅しているものではないため、原案どおりとさせていただきます。</p>	無

	<p>環境の整備、それに伴う社会的責任を全うすべく、MNO(新規参入 MNO も含む)はもとより、電気通信事業者全体として、対応すべき事項が複数存在するものと認識しております。その一つの事例として、青少年対応が掲げられていますが、犯罪利用の防止等、社会的に影響の大きい事案への対応についても、引き続き、適切に実施されることが必要不可欠であると考えられることから、契約時の適切な本人確認(音声契約並びにデータ契約の必要性)等においても、追記いただくよう要望いたします。</p> <p>また、利用者リテラシーの向上についても、一つの重要な要素として掲げられておりますが、リテラシー向上に留まらず、リテラシーに応じた店頭対応(高齢者のお客様等には丁寧に、慣れていらっしゃるお客様には負担軽減を優先的になど)の必要性についても、追記いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>なお、契約時の適切な本人確認については、引き続き重要な取組として、総務省において状況を注視していくことが適当と考えます。</p> <p>また、利用者のリテラシーに応じた店頭対応については、電気通信事業法施行規則第 22 条の2の3第4項の適合性の原則を踏まえて総務省の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に記載されており、当該ガイドラインに基づく対応がなされることが適当であると考えます。</p>	
意見3-4 消費者のリテラシー向上のための教育・啓発の取組の検討・実施を要望。		考え方3-4	
135	<p>事業者の取組のみに依存するのではなく、行政においても消費者庁・総務省が協力し、消費者のリテラシー向上のための教育・啓発の取組を検討・実施するようお願いしたい。特に、高齢者はもとより、児童・生徒に対する学校教育におけるリテラシー向上に向けた教育プログラムなどの策定も行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人消費者関連専門家会議】</p>	<p>いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の参考とされることが適当と考えます。</p> <p>なお、答申案では、成年年齢引下げに対応した消費者教育の推進として、「若年層に対する、電気通信サービスの契約に関する消費者教育の推進に、総務省や電気通信事業者が貢献していくことも考えられる」としています。</p>	無
広告表示の適正化に向けた対応			
意見3-5 賛同。		考え方3-5	
136	<p>本答申(案)において、「広告については、商業的なものではあるものの、電気通信事業者や販売代理店による表現行為であり、その内容についての規制は、最小限であることが望ましい。」とする考え方や、「景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましい。」とする考え方が示されていることに賛同する。</p> <p>利用者の誤解を招くような広告表示を掲示しないよう、今後とも自主的に努力していく。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見3-6 広告内容についての規制は必要最小限であるべき。		考え方3-6	
137	<p>広告フォーマットの指定、クリエイティブチェックの厳格化といった事前の施策、定期的な監査や違反報告フォームの設置、罰則強化など事後的な施策など、様々な自主的な取り組みを行っており、一定の成果が出ているものと認識しております。記載のとおり、広告の内容についての規制は必要最低限であることが望まれ、営利的表現の自由の範囲においては、事業者の自主的な取組に委ねられるべきと考えることから、広告における営利的表現の自由の範囲においては、過剰な規制が課される</p>	<p>いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の参考とされることが適当と考えます。</p> <p>なお、答申案に示したとおり、表現行為である広告の内容についての規制は、必要最小限であることが望ましく、電気通信事業者等の関係者において、景品表示法上問題となる</p>	無

75

	<p>とのないよう、留意いただくことを引き続き要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>おそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましいと考えます。</p> <p>各携帯電話事業者や電気通信サービス向上推進協議会において広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組を行う予定であることから、それらの取組の着実な実施が期待されるところであり、総務省において、その実施状況等を注視していくことが適当であると考えます。</p>	
不適切な営業を行う販売代理店等への対策			
意見3-7 適合性の原則に則った丁寧な説明、青少年対応等は「質の競争」活発化のための取組の一例に過ぎず、本来は店頭負担軽減策や各種設定方法の簡素化等、より本質的な対策が検討されるべき。		考え方3-7	
138	<p>販売代理店間における「質の競争」が活発化することにより、お客様対応が適切化することは望ましい形であると考えます。しかしながら、適合性原則に則った丁寧な説明、青少年対応など、法要件として必要な対応にインセンティブを与えることについては、好循環を生み出す可能性がある取組みの一例に過ぎず、本来は店頭負担軽減策や各種設定方法の簡素化等、より本質的な対策が検討されるべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の参考とされることが適当と考えます。</p>	無
高齢者のトラブルへの対応			
意見3-8 賛同。		考え方3-8	
139	<p>本答申(案)において、「高齢者のリテラシー向上に関しては、(略)業界団体等による取組への支援など、国、事業者、地域の連携を推進していくことが適当である。」とする考え方に賛同する。</p> <p>高齢者のリテラシー向上に関しては、事業者・事業者団体の取組だけでは限界があり、国や地域の協力が必要不可欠なものであることから、啓発活動や各種方策の実施に向けた連携の推進に期待する。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
法人契約者のトラブルへの対応			
意見3-9 賛同。		考え方3-9	
140	<p>法人契約者のトラブルへの対応に関して、個々の相談事例が法人契約全般に必ずしもあてはまるものではなく、本答申(案)で示されている「苦情相談の状況がどのようになるかを把握し、その上で、どのような措置が可能なのか、改めて検討を進めていくことが望ましい。」という考え方で今後検討されて</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

76

	いくことを希望する。 【中部テレコミュニケーション株式会社】		
青少年フィルタリング利用の促進			
意見3-10 フィルタリングサービスの提供について OS 事業者、コンテンツ事業者、教育現場、家庭等の幅広い関係者との連携が必要となることを踏まえた政策検討が必要。		考え方3-10	
141	<p>スマートフォンの普及により、青少年のネット利用を巡る問題も複雑化していることから、これら問題解消に当たっては、フィルタリングの促進はもちろんのこと、より一層、リテラシー向上、モラル啓発の取組みを推進していくことが重要と考えます。また、事業者が提供するフィルタリングサービスに関しても、多様化するニーズや店頭手続き時間の長時間化への対応を考慮し、OS 機能の活用など、幅広い選択肢が用意され、また、アプリケーションのプリインストールなど、設定や機能面の更なる向上など、保護者および利用者のニーズに応えられる環境整備が推進されるべきと考えます。今後、フィルタリングサービスの提供に際しては、OS 事業者やコンテンツプロバイダ等との協調が、また、啓発の推進に際しては、保護者は勿論のこと、教育現場との連携など、幅広い関係者との協力関係の構築が益々必要となってくることを踏まえ、関係するステークホルダー間の連携をより一層強化し、政策検討に当たっても特定のステークホルダーの対策に偏ることのないよう、バランスの良い取組みが志向されるべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の参考とされることが適当と考えます。</p>	無
今後の検討の方向性及び取組状況等			
意見3-11 賛同。		考え方3-11	
142	<p>本答申(案)において、「今後、顕在化していく新サービスの具体的な内容やその提供形態、消費者との接点の変化、消費者のリテラシーの状況等を踏まえて、検討を深めていくことが適当である。」とする考え方に賛同する。</p> <p>【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見3-12 IoTの進展によりサービスが複雑化・多様化することを見据えた消費者保護ルールの検討を要望。		考え方3-12	
143	<p>IoT 時代の本格的な到来により、今後、多様なプレイヤーが多様な販売現場で IoT 商材を取り扱うことが想定されます。今後サービスが更に複雑化・多様化していく中で、消費者保護の重要性は一段と増すものと考えますが、商品やサービスの性質を考慮せず、一律的なルール適用を行った場合、却って、利用者の利便性向上やサービス革新が阻害される可能性があることにも十分配慮いただき、2030 年を見据えた消費者保護の在り方を整理いただくことを要望します。</p>	<p>IoT 時代における消費者保護の在り方については、答申案において「今後、総務省において調査研究等を通じて国内外の IoT サービスの実験や市場の動向等を精査した上で、サービスの内容や契約形態に着目した分類を行い、その分類を踏まえて、消費者保護ルールの各規定について適用の</p>	無

77

	【ソフトバンク株式会社】	<p>要否等を検討・分析していくことが適当である」としており、いただいた御意見も踏まえ、総務省において検討・分析を進めていくことが適当であると考えます。</p>	
意見3-13 賛同。消費者保護ルールの各規定について適用の要否等を纏めた具体的な事例が公表されることを要望。		考え方3-13	
144	<p>本答申(案)において、「今後、総務省において調査研究等を通じて国内外の IoT サービスの実態や市場の動向等を精査した上で、サービスの内容や契約形態に着目した分類を行い、その分類を踏まえて、消費者保護ルールの各規定について適用の要否等を検討・分析していくことが適当である。」という考え方に賛同する。</p> <p>総務省殿におかれましては、消費者保護ルールの各規定について適用の要否等を纏めた具体的な事例を公表されることを希望する。</p> <p>【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の参考とされることが適当と考えます。</p>	無

78

□第4章 ネットワーク中立性の在り方

	意見	考え方	案の修正の有無
総論			
意見4-1 賛同。ただし、海外 OTT 事業者の影響により取組みに支障が生じる場合は政府の積極的な関与が必要。		考え方4-1	
145	<p>近年、映像サービスやオンラインゲームの利用拡大等に伴いインターネットトラフィックが急増する中、当社では、設備増強や技術革新によるネットワークの大容量化等、様々な取組みを実施し、安定的なサービス提供に努めてきたところです。</p> <p>今後も、コンテンツのリッチ化等に伴うトラフィックの更なる増加が見込まれる中、多くの利用者にインターネットを快適にご利用いただくためには、通信事業者だけでなく、プラットフォーム、コンテンツプロバイダ、消費者等、全てのステークホルダーが協調し、インターネット利用品質の向上に取り組んでいく必要があります。</p> <p>今回の最終答申(案)において、一律のルールを設定するのではなく、まずはステークホルダー間の協調による様々な取組みに委ねる共同規制的なアプローチが採られることになったことは適切と考えます。</p> <p>しかしながら、海外の OTT プレイヤー等の市場支配力が相対的に強まっていることを踏まえると、そうした協調が困難となる場合があると考えられます。そのような場合には、政府において、ステークホルダー間の調整に積極的に関与いただくことで、インターネット利用品質の向上、さらに、それによる新たな価値創造が進むような環境づくりを後押しいただきたいと思います。</p> <p>【日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無
意見4-2 ネットワーク中立性の確保に賛同。ゼロレーティングについては、一律に禁止せず、ケースバイケースで問題事例に対処するという方向性に賛同。		考え方4-2	
146	<p>当社は、ネットワークの中立性に関する問題への総務省の思慮深い取り組みと、インターネット使用時のユーザー権利の保護の確保を高く評価しています。当社はネットワーク中立性を強く支持しており、インターネットをすべての人に自由に開かれた状態に保つことが重要であると考えています。当社は、最終答申(案)が、日本人々がオープンなインターネットの恩恵を享受し続けることができることを保証することに焦点を当てていることに感謝しています。この先例は、日本だけでなく国際的にも重要</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無

79

	<p>です。</p> <p>ネットワーク中立性は、インターネット接続サービスのプロバイダーが、基盤となるネットワークインフラストラクチャの制御を活用して、消費者が自ら選択したオンラインコンテンツ、サービス及びアプリケーションにアクセスする能力を妨げることが許されないようにするものです。</p> <p>強力なネットワーク中立性の保護を維持することにより、インターネット・エコシステム全体が革新していく能力を保持しつつ、消費者の選択肢を確保することができます。</p> <p>このような保護には、インターネット・アクセスサービスのプロバイダーが特定のコンテンツまたはアプリケーションをブロックまたは制限することを禁止すること、または、トラフィックの有料優先接続によって特定のコンテンツまたはアプリケーションの「高速レーン」を作成することを禁止することが含まれます。</p> <p>当社は、ゼロレーティングを許可することを継続し、特定の慣行に関する懸念についてはケースバイケースで検討し対処するという、総務省の立場に賛同いたします。</p> <p>【Facebook, Inc.】</p>		
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

帯域制御に関するルール

意見4-3 ISP がネットワーク管理を目的として帯域制御を行うことを保証すべき。

考え方4-3

147	<p>ネットワークオペレーター(つまり、インターネットサービスプロバイダーまたは「ISP」)は、混雑に対処するためにネットワークを管理する必要がある場合がありますが、総務省は、こうしたネットワーク管理または帯域幅調整の実践が、商業的な考慮事項ではなく客観的な技術的考慮事項に基づき、正当なネットワーク管理目的の達成に合わせて調整されることを保証する必要があります。</p> <p>そのような慣行は、ネットワークオペレーターの関連コンテンツまたはサービスの優先的な取り扱い、またはコンテンツまたはサービスの特定のクラスのブロックまたは調整をもたらすべきではありません。このような「合理的なネットワーク管理」は、EU や米国などにおける先例と一致しています。帯域幅調整手段に関するユーザーへの事前通知は重要ですが、そのような通知は、ネットワークの中立性の原則に違反するサービスの差別的な調整を正当化するものではありません。</p> <p>最終答申(案)では、帯域幅がオンラインサービスからのコンテンツによって制限されている場合、ネットワークオペレーターが帯域幅を柔軟に調整できるように、帯域制御ガイドラインの見直しが必要であると述べています。ただし、オンラインサービスは、ネットワークオペレーターによって提供されるサービスの価値を高め、ネットワークオペレーターの収益を増やすことにつながる加入者とデバイス開発の成長を促進し、ブロードバンドインフラストラクチャに資金を供給するインターネットサービスの消費者需要と収益を提供することに注意することが重要です。特に、当社は日本のネットワークオペレーターとも提携しており、コスト削減やネットワークパフォーマンスの向上に向けたテクノロジーへの多大な投資を行っています。(注4)</p>	<p>いただいた御意見は総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p> <p>なお、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」は民間事業者等が中心となって議論が行われているものですが、その運用状況について、今後、総務省において、モニタリングしていくことが適当と考えます。</p>	無
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

	注4:たとえば、当社は、複数の日本の大手ネットワークオペレーターとのパートナーシップにより、各オペレーターが管理する、米国と日本の間での3つの新しい海底ケーブルリンクに投資し、共同構築しています。 【Facebook, Inc.】		
優先制御に関するルール			
意見4-4 優先制御に関するルールにより、市場の成長やイノベーションが妨げられないよう配慮すべき。		考え方4-4	
148	個々のサービスにおける優先制御の必要性については合理的説明が求められる一方、(スライジングなど)技術やサービスの進展に伴い、従来の公平・公正性の確保と全く同一の考えを適用することについては限界が生じる可能性もあり得ることから、優先制御については、今後のサービスイノベーションを阻害することないよう、5G 時代に相応しい新たなルールの在り方を検討していくべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	優先制御の在り方については、答申案に示したとおり、ユースケースの登場を踏まえ、今後、電気通信事業者、コンテンツ事業者、プラットフォーム事業者や消費者団体等、幅広い関係者間において検討を進めることが適当としており、ご指摘の点については、その際の参考とされることが適当と考えます。	無
意見4-5 ネットワーク事業者は、優先制御の必要性について合理的説明が求められる。		考え方4-5	
149	当社は、優先制御とネットワークスライジングに関連するネットワークオペレーターの慣行について、総務省がモニタリングする必要性、および優先制御が必要であることの合理的な説明の必要性に同意します。上記のネットワーク管理の慣行と同様に、ネットワークオペレータが採用する優先制御手段は、商業的考慮事項ではなく客観的な技術的考慮事項に基づいており、正当なネットワーク管理目的の達成に合わせて調整する必要があります。 そのような慣行は、上記のネットワーク中立性の保護を損なうものではありません。特に、いかなる提案も、ネットワークオペレーターの関連コンテンツまたはサービスを優先的に扱うべきではなく、ネットワークオペレータが特定のコンテンツ、アプリ、またはサービスに対して「高速レーン」または他の形式の有料優先順位を確立することを正当化するものになってはいけません。 【Facebook, Inc.】	考え方4-4のとおりです。	無
意見4-6 インターネットのネットワーク中立性を保つためには、トラフィックを1)ブロックしない、2)調整しない、3)課金による優先をするべきではない、という三原則を基本的に守るべき。		考え方4-6	
150	インターネットのネットワーク中立性を保つためには、トラフィックを1)ブロックしない、2)調整しない、3)課金による優先をするべきではない、という三原則を基本的には守るべきであると考えます。 この原則は、今後テレビ放送がインターネットで同時再送信されるようになっても守られるべきです。更にサービスの内容にも実際にインターネット公衆回線を使うものか、専用回線で行うものか、ある	考え方4-4のとおりです。	無

81

	いは、エッジコンピューティングなどの新しい技術を使うべきものか、詳細な検討が必要です。 消費者は品質、イノベーション、使いやすさ、プライバシーなど様々な要素によってコンテンツやサービスを選んでいます。課金によるファーストレーンはそのようなコンテンツ中立的なトラフィック伝送を置き換え、オンラインプロバイダーの能力や支払い意欲によってコンテンツの取り扱いに差を設けることになってしまう懸念があります。さらに、ユーザーは通常のアクセスで満足できない時に初めて追加支払いを行うことを考えると、課金による優先制御はISPによるインターネットアクセスへの投資を妨げ、投資を限定的な優先サービスに振り向けてしまうおそれがあります。ユーザーへの不利益、競争、イノベーションの阻害に繋がるような課金による優先制御は設けるべきではありません。 【在日米商工会議所】		
ゼロレーティングやスポンサーデータに関するルール			
意見4-7 ゼロレーティングの指針に関しては、既存のサービスの継続の支障・イノベーションやサービスの発展を阻害しないようなルールとすべき。		考え方4-7	
151	5G時代を見据えたモバイル市場の活性化の観点から、「ゼロレーティングの提供に関する電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針」は、消費者保護には配慮しつつも、電気通信事業者に対して新たな規律を課すのではなく、不当な差別的取り扱いを禁止する一般原則等、現行の規律の範囲内において“全ての電気通信事業者”が最低限守るべき事項を明確化することが必要です。 明確化にあたっては、明らかに違法となるケースの例示に留める等、事業者が委縮し、事業者による多様なイノベーションを阻害することのないよう配慮が必要です。 その上で、明らかに公正競争上の問題になりうる事例が確認された場合においてのみ、事後的に総務省により業務改善命令等で是正することが適当と考えます。 【KDDI 株式会社】	ゼロレーティング等については、様々な観点を踏まえて、現在、総務省において解釈指針の検討を進めているものであり、ご指摘の点については、総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。	無
152	ゼロレーティングやスポンサーデータの運用については、「ゼロレーティングの提供に関する電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針」としてとりまとめ、運用することが適当である(最終答申案 P.135)とされ、指針策定にあたっては、「次のような事項を整理した上で(最終答申案 P.135)との記載の下で事例が列挙されていますが、記載されている事例はゼロレーティングやスポンサーデータに制約をかける必要性等マイナス面を強調したもののみとなっています。 しかしながら、ゼロレーティングやスポンサーデータについては「萌芽的なサービス(最終答申案 P.135)の段階にあり、「利用者にとっても、選択可能なサービスの幅の拡大(最終答申案 P.133)といった利用者利便の向上につながる期待がなされているものである以上、これらの運用にあたってはこのようなプラスの面も当然ながら考慮されるべきものです。したがって、今後のイノベーションやサービスの発展等に制約を与えることないよう、公平性への一定の配慮等がなされている限りにおいては、	ご指摘の箇所は、「ネットワーク中立性に関する研究会」中間報告書(2019年4月公表)を踏まえて記載したものであり、原案のとおりといたします。	無

82

	<p>対象コンテンツプロバイダの選定や通信制御の手法など、既に電気通信事業者が提供しているゼロレーティングやスポンサーデータのサービスの継続に支障が生じることのないよう留意いただく必要があります。当該趣旨を明確にすべく、最終答申 P.135 において以下下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>「総務省は、電気通信事業者、コンテンツ事業者、消費者団体等の参画を得て、利用者にとっても選択可能なサービスの幅の拡大につながるといったプラスの面から既存のゼロレーティングやスポンサーデータのサービスの継続には支障が生じないよう留意しつつ、次のような事項を整理した上で、「ゼロレーティングの提供に関する電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針」として取りまとめ、運用することが適当である。」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
意見4-8	市場展開をモニタリングし、ケースバイケースで疑問を解消・検討することで特定のゼロレーティングへの懸念に対処する、というアプローチに賛同。	考え方4-8
153	<p>当社は、ゼロレーティングとネットワーク中立性の原則の間に本質的な矛盾はなく、ゼロレーティングの提案は消費者に利益をもたらすという最終答申(案)の認識を歓迎します。また、ゼロレーティングプログラムは許可されるべきであり、特定のオファーに関する懸念はケースバイケースで検討し対処できるという最終答申(案)の見解を支持します。当社は、ゼロレーティングガイドラインの策定に関する総務省の継続的な議論を期待しています。</p> <p>ゼロレーティング・プログラムは、世界中で既に長年にわたって存在しています。このプログラムは、非排他的に提供された場合には、消費者やオープン・インターネットにとって、有害であるどころか、むしろ消費者利益を向上させるものであることが示されています。特に、ゼロレーティング・プログラムは、あらゆる規模のコンテンツプロバイダーがより多くの視聴者にリーチし、より多くの人々をオンラインに呼び込み、まだ繋がっていない人口のセグメント(例えば、高齢者やデータの購入頻度が低い消費者)に対しても基本的なコネクティビティを提供することを可能にするものです。これらの有益性については、以下で詳述いたします。</p> <p>コンテンツ・プロバイダーの参入促進: ゼロレーティングは、非排他的に提供される限り、本来はコンテンツの配信が容易でない小規模又はニッチなプロバイダーも含めて、新しく革新的なコンテンツの提供開始を促進するものです。ゼロレーティングは、こうしたプロバイダーにとって、市場に参入し、より短期間で規模を拡大することを可能にします。</p> <p>基本的なコネクティビティの提供: ゼロレーティング・プログラムは、データの購入頻度が低くならざるを得ない消費者がインターネットに</p>	<p>考え方4-7のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">無</p>

	<p>常時接続するために極めて重要な基本的コネクティビティを提供するものであり、ひいてはデジタル・インクルージョンを進ませるものです(注5)。こうしたエンドユーザがデータ不足に陥った場合、ゼロレーティング・プログラムによりネット上に留まり接続を維持できますので、彼らのデータ購入が継続的に行われるようになることが期待できます。また、モバイルブロードバンドの導入率が高い場合でも、消費者(例えば、高齢者やデータ購入にあてられる収入が不安定な消費者)に有益であれば、こうしたプログラムが利用できるよう、提供可能性を保護することは重要です。</p> <p>注5: Phoenix Centre による Policy Bulletin No.8 Private Solutions to Broadband Adoption: An Economic Analysis (「ブロードバンド導入に対するソリューション: 経済分析」) 17-21 頁(2016年9月)。</p> <p>インターネット利用者の増大: インターネット未利用者にとって、ゼロレーティング・プログラムは、インターネットとの関連性及びインターネットがもたらす可能性を「テスト」し体験する方法にもなります。ブロードバンドの普及率が高い国においても、インターネット利用の関連性や有益性を認識せず依然としてインターネットを利用しない消費者が存在します(注6)。ゼロレーティング・プログラムは、インターネット全体への入り口を提供し、こうしたギャップに対応し得るものです。</p> <p>注6: 例えば、Economist, Intelligence Unit による The Inclusive Internet Index: Bridging Digital Divides (インクルーシブ・インターネット・インデックス: デジタルデバイドの解消)を参照。</p> <p>消費者にとってのこれらの利点をふまえ、当社は、最終答申(案)の提案するアプローチ、すなわち市場展開をモニタリングしケースバイケースで疑問を解消検討することで特定のゼロレーティングへの懸念に対処する、というアプローチに賛同いたします。当該アプローチによれば、特定の懸念が生じた場合に当局が実態を検討する余地を残しつつ、有害であることの証拠がない限り、革新的で消費者フレンドリーなサービスが提供できるようになります。また、このゼロレーティングに対するケースバイケースのアプローチは、欧州連合、米国及び他の国で既に採用されているネットワーク中立性保護とも整合的です(注7)。</p> <p>注7: 欧州連合は、ゼロレーティングについて寛容なケースバイケースアプローチを採用し、類型ごとに禁止する方法は採用しませんでした(「オープン・インターネット・アクセスに関する方針を設定し、電気通信網およびサービスに関するユニバーサル・サービス及び利用者の権利に関する指令 2002/22/EC 及び欧州連合内の公衆モバイル通信ネットワークのローミングに対する規制(EU)第531/2012を修正する欧州議会及び理事会の規則(EU)2015/2120」(2015年11月)を参照)。同様</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>に、オバマ政権下の米国で採用された強固なネットワーク中立性保護政策において、ゼロレーティングは、明確な線引きを行うネットワーク中立性ルールではなく、柔軟な一般的行動規範(すなわち、ケースバイケース評価)に服するものとされました(「オープン・インターネットの保護及び促進」(Protecting and Promoting the Open Internet),30 FCC Rcd 5601,¶ (2015)を参照)。</p> <p>ゼロレーティング・プログラムのケースバイケースの検討の一助として、当社は、以下の一般的な原則を提案いたします。少なくとも、当社は、以下の特徴を有するゼロレーティング・プログラムは、高く評価されるべきと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非排他性:ゼロレーティング・プログラムは、全てのオペレーターに対して同一条件で提供され、オペレーターは別のコンテンツ・プロバイダとの間で同一又は類似のアレンジメントを自由に行うことができること。 ●独立性/非提携性:オペレーターとコンテンツ・プロバイダとの間のゼロレーティング・アレンジメントが、非提携かつ独立していること。オペレーター独自のコンテンツを他のコンテンツ・プロバイダに比べて優遇するような条件提示を行わないこと。 ●透明性:オペレーターが、明確かつ透明性のある方法で、条件及びその範囲を開示すること。 <p>これらの原則は、最終答申(案)において総務省によって提起された問題と一貫性があるものです。</p> <p style="text-align: right;">【Facebook, Inc.】</p>	
<p>意見4-9 ゼロレーティング・プログラムは、ネットワークの中立性の原則との一貫性を維持するように運用されるべき。</p>	<p>考え方4-9</p>
<p>154 ゼロレーティング・プログラムは、ネットワークの中立性の原則との一貫性を維持するように運用されるべきです。つまり、あるサービスがゼロレーティングと認められるとするならば、同じようなサービス(多くの場合はライバル)も認められるべきであるし、その場合サービス提供者に金銭の負担を求めるべきではありません。何故なら、大企業は支払えても中小企業には負担できない場合もあるからです。同じ理由から、技術バリアを設けることも避けるべきです。</p> <p>ゼロレーティング・プログラムが、特定のコンテンツやアプリケーションを排除するなど、消費者の意思決定を制限しては、エンドユーザーの選択肢を阻害し、アプリケーション間の競争をゆがめる結果となります。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>考え方4-7のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">無</p>

85

<p>ネットワークへの持続的投資を確保するための仕組み</p>		
<p>意見4-10 トラフィック情報はセンシティブな経営情報であり、総務省によるトラフィックの実態の収集・把握に当たっては必要な範囲で行うべき。また、品質に係る課題は、OTT 等の上位レイヤ事業者に起因する場合もあることから、電気通信事業者のみならず、上位レイヤ事業者等へ情報開示を求める必要性がないか等、幅広い視点で検討すべき。</p>	<p>考え方4-10</p>	
<p>155 通信事業者にとって、インターネットトラフィックの実態は、自社サービス設計のノウハウに直結する極めてセンシティブな経営情報(特に細かい単位(場所、時間)での推移や新サービス導入前後の動向などの詳細部分等)に該当するものであり、特に競争環境下で事業を展開しているモバイル事業者等にとっては、基本的には開示が困難な性質のものである。</p> <p>したがって、情報に基づく消費者の選択や事業者間の調整等を実現することを目的としてインターネットトラフィック実態を把握するにあたっては必要な限度で行うことを要望します。具体的には、報告書案に記載されたようなコンテンツ種別等の詳細なトラフィック情報の開示を事業者に求めることは非やその範囲・内容等については、要請の目的の妥当性や適正性が十分に認められるかを慎重に議論することに加え、公開を前提とするのか、範囲を限定したうえでの開示とするかなども含め、通信事業者との間で事前に十分な調整を行うことが必須である認識です。</p> <p>また、情報の収集や開示を検討するうえでは、「通信の秘密」の観点からも十分な整理を行うことが必要と考えます。</p> <p>なお、通信速度の低下や遅延といった電気通信事業者によるインターネットアクセスサービスの品質に係る諸課題は、電気通信事業者のみならず OTT などの上位レイヤ事業者のネットワークまたは帯域コントロールに起因する場合も存在することから、電気通信事業者のみならず、上位レイヤのプレイヤー等へ情報開示を求める必要性がないか等、幅広い視点で検討いただく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ご指摘の点については、総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">無</p>	
<p>意見4-11 地方の ISP はその能力に応じての負担となるべきで、負担を超える部分については行政による負担を考えるべき。支援はあらゆる可能性を聖域なく考えるべき。</p>	<p>考え方4-11</p>	
<p>156 地方の ISP は、人的、財政的逼迫から、上位 ISP にぶら下がる下位 ISP としての立場を取らねばならず、本来であれば、同じ負担や便益を享受すべきところが、思い通りにならない現状がある。しかしながら、ブロードバンドサービスは全ての国民に行き渡らせる必要があるため、その能力に応じての負担と負担を超える部分については、行政による負担を考えるべきである。</p> <p>さらに、昨年、多発する自然災害に対してインターネットが果たすべき役割を考えると地方の情報基盤の強靱化に対しての政府の支援は欠かせないものである。</p>	<p>ご指摘の点については、総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">無</p>	

86

	<p>支援の中には、地域 IX や CDN の活用も重要であるが、都市から地方へのトランジットへの援助や地方 ISP へのインフラ構築・更新支援など、あらゆる可能性を聖域なく考えるべきである。</p> <p>【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会】</p>		
意見4-12 引き続き、トラフィックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべき。		考え方4-12	
157	<p>近年、IP 映像視聴の普及とスマホトラフィックの有線へのオフロード増等により、有線ネットワークの負荷が増加の一途をたどっており、利用者へのインターネットアクセスサービスの品質を維持し、増加し続けるトラフィックに対応するための設備投資が大きな負担となりつつあります。</p> <p>今後、大容量デジタルコンテンツの配信に伴いトラフィックがますます増加していくことが予想される中、引き続きトラフィックの増加要因となっているスマホサービスおよび IP 映像視聴を提供する事業者との適正なコスト分担のスキームについて検討すべきです。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>ご指摘の点については、総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無
意見4-13 賛同。ただし、具体的な支援内容については、地域事業者と連携し、地域事業者の実情や将来のネットワークの在り方等を踏まえることが望ましい。		考え方4-13	
158	<p>ケーブルテレビ等の地域事業者においては、トラフィックの急激な増加に伴い、トラフィックコストの増大が大きな経営課題となっております。IX 等データ処理拠点の首都圏集中により、首都圏と地方をつなぐネットワークコストが増加していることから、特に地方の事業者においては、事業者の規模のみならず、地理的な条件不利性を有しています。</p> <p>こうした課題を踏まえると、これまでのデータセンターの地域分散支援に加え、地域 IX や CDN の活用に向けた関係事業者の取組を支援する方向性について賛同いたします。</p> <p>なお、具体的な支援内容については、地域における事業者のネットワーク構成、回線調達やそのコスト構造等の実態、また将来のネットワークの在り方等に応じた施策とすることが望ましいと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については、総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無
意見4-14 地方のネットワーク強靱化のため政府の支援を要望。都市から地方へのトランジットに対する援助や地方 ISP のインフラ構築・更新支援等、あらゆる可能性を考慮すべき。		考え方4-14	
159	<p>日本では、歴史的、また技術的な経緯から、上位 ISP と下位 ISP が必ずしも同じ負担や便益を享受して来なかったという状況があります。そのような状況下では、あらゆるステークホルダーがその立場に応じた努力をすることが必要となります。しかし、地方では、人的、財政的逼迫から、思い通りにならない現状があります。また、いつ、どこで起こってもおかしくない自然災害に対してインターネットが果たすべき役割を考えると、地方のロバストネスに対しての政府の支援は不可欠なものです。</p>	<p>ご指摘の点については、総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無

87

	<p>地域 IX や CDN の活用も重要ですが、都市から地方へのトランジットに対する援助や地方 ISP へのインフラ構築・更新支援など、あらゆる可能性を聖域なく考えるべきです。</p> <p>さらにサービスの提供者側も圧縮技術の開発や CDN などに投資を行い、ネットワークが持続的に発展するよう協力すべきであると考えます。</p> <p>【在日米商工会議所】</p>		
今後の取組方針			
意見4-15 ゼロレーティングのようなサービス提供に関しては、競争上の公平性及びサービスの適正性を十分に監視する必要。今後も困り込みのため類似サービスがリリースされる可能性があるため、第三者的な視点でその公平性及び適正性を十分吟味しその環境を整備する運用が必要。		考え方4-15	
160	<p>(ゼロレーティングに関する指針の策定)</p> <p>大手通信事業者による早期のコンテンツ及び顧客の困り込みを目的としたゼロレーティングのようなサービス提供に関しては、競争上の公平性及びサービスの適正性を十分に監視する必要があると考えます。</p> <p>早期に顧客を困り込み市場でいち早く優位な立場を占め市場を支配しようとすることは往々にして見られ、その後の事業者間の競争において大きな影響を及ぼすことは必然であります。</p> <p>しかし、あくまで公正な競争環境においてのみ認められるべきものであり、その環境下で公平かどうか及びサービスが適正かどうかを判断することは極めて重要なことと考えます。</p> <p>今後、ゼロレーティングに限らずこういったサービスがリリースされ得る可能性が十分考えられるため、第三者的な視点でその公平性及び適正性を十分吟味していただき、その環境を整備する運用が必要であると考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については、総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無
意見4-16 今後のモニタリング体制において、MNO・大手 OTT 事業者間の取引条件等について、排他的な条件となっていないか、公正競争を阻害しないか等の確認を要望。		考え方4-16	
161	<p>通信市場全体で MNO の市場支配力が強くなっている中、仮にネットワーク中立性が緩和されることになれば、ゼロレーティングを通じて MNO と大手 OTT の双方の強大な市場支配力が結びつくおそれがあり、市場支配力が強いもの同士の取引が不透明である中、その他の事業者には優越的地位の濫用をすることも考えられます。このようなことが常態化すると、通信市場及び OTT 市場における他の事業者が淘汰、あるいは新規参入障壁が高くなる等の市場競争の停滞が予想され、中長期的には利用者利便が大きく損なわれることが懸念されます。</p> <p>ゼロレーティングに関する指針の遵守状況等でのモニタリングにおいては、MNO～大手 OTT 事業</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については、総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無

88

	<p>者との間の取引条件等について、排他的な条件となっていないか、それによって公正競争を阻害する可能性がないか等を確認することが電気通信市場の健全な発展に重要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
意見4-17	<p>今後のモニタリング体制において、消費者への周知内容等は通信事業者の実際の業務に即し対応可能な内容に留めておく必要。「市場検証会議(中立性に関するモニタリング会合)」と「トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための協議会」が連携し、ネットワークへの持続的な投資・発展を確保する上で必要な取組みが一体的に進展することを要望。</p>	考え方4-17	
162	<p>(モニタリング体制の整備)</p> <p>「電気通信分野における市場検証会議」の下に「ネットワーク中立性に関するモニタリング会合」を設置し、「帯域制御ガイドライン」や、「ゼロレーティングに関する指針」等の遵守状況をモニタリングするとされております。</p> <p>これら「帯域制御」や「ゼロレーティング」のモニタリングは、通信事業者が消費者に対し必要な情報を提供しているか等、主に事業者の業務の適正性を確認する事が目的であり、結果として消費者のサービス選択にも資するものになると認識しております。</p> <p>但し、消費者へ周知すべき内容等については、通信事業者の実際の業務に即し、対応可能な内容に留めて頂く必要があると考えます。</p> <p>例えば、年内の公表に向け改定中の「帯域制御ガイドライン」における周知事項(案)においては、「制御後の水準」といった事項が新たに追加されました。</p> <p>インターネットサービスはベストエフォートを前提とした商品であるため、制御前の速度水準、制御後の速度水準ともに、その時の利用者数等の状況に応じて変化するものであり、「制御後の水準」といった帯域保証(最低速度の保証)ともとれる内容を、消費者に示すことはベストエフォートのサービスには馴染まないと考えます。</p> <p>また、現在策定中の「ゼロレーティング指針」においては、「ゼロレーティング対象サービスの利用量(無料となった通信量)を示すこと」といった事項が検討されております。</p> <p>本事項は、MVNO が利用する MVNE の協力なくしては提供できないような情報を MVNO に義務付けるものであり、適切ではないと考えます。</p> <p>このようなことを MVNO に義務付けた場合、仮に MVNE がその情報提供を拒絶すれば MVNO はゼロレーティングサービスの提供自体が困難になるほか、MVNE に設備負担が生じた場合にそれを MVNO に転嫁することでサービスの提供価格が割高になる可能性もあるなど、MVNO の普及促進への足枷となることを危惧しております。</p> <p>なお、総務省においては、今後、トラヒックの見える化やトラヒックの効率的かつ安定的な処理の為の</p>	<p>ご指摘の点については総務省における今後の検討において参考されることが適当と考えます。</p>	無

89

	<p>協議など、ネットワークへの持続的な投資を確保するうえで必要な仕組みを適切に機能させていくことが必要となると考えますが、市場検証会議(ネットワーク中立性に関するモニタリング会合)が、「トラヒックの見える化」で得られた結果にもとづき、インターネットサービスにおける市場環境の評価・議論等が行われる場となることも、期待致します。</p> <p>客観的なデータを元にした市場検証会議における評価をもとに、年内の設立が予定されている「トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための協議会」にて、インターネットの受益者ごとのコスト負担等の議論が実施されることが望ましいと考えます。</p> <p>「市場検証会議(中立性に関するモニタリング会合)」と「トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための協議会」が連携し、ネットワークへの持続的な投資・発展を確保する上で必要な取組みが一体的に進展することを要望致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
意見4-18	<p>トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備として、協議会を年内に設立することとしたことに賛同。</p>	考え方4-18	
163	<p>(トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備)</p> <p>映像視聴等の高まりから、トラヒック量は前年比数十パーセントの割合で増加が続き、今後もOTTや4Kによる動画配信の進展や、来年にも開始が予定されているNHK常時同時配信等によって、更なるトラヒックの増加が予想されているところです。</p> <p>このような状況の中、通信事業者においては、通信の品質を維持・向上させるための持続的な投資が必要不可欠となっておりますが、固定通信サービスにおいては、契約数が頭打ちとなるとともに、厳しい競争環境下では大幅な料金の値上げが困難であることもあり、今後もこのペースでトラヒックの増加が続いた場合、収益と投資のバランスが崩れることが懸念されます。</p> <p>他方、トラヒック増加の主要因である大容量の映像サービスの提供事業者等は通信事業者の回線費用を直接的には負担しておりません。</p> <p>サービスの高度化やトラヒック増対策のための費用は、本来、利用者からの収入で賄われるべきであると考えておりますが、当社としては、一般の消費者だけでなく、こうしたインターネット上でサービスを提供する一部の事業者とも、一定のコスト負担について協議が必要であるといったことを累次に訴えてきたところです。</p> <p>こういった議論を踏まえ、「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」では、インターネットを利用する受益者は消費者だけでなく、インターネット上でサービスを提供する事業者も含むといった原則が示され、コンテンツ事業者、プラットフォーム事業者等、全てのステークホルダー間において、ネットワークのコスト負担の在り方等について議論が可能となったことは画期的であり、高く評価しております。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については総務省における今後の検討において参考とされることが適当と考えます。</p>	無

90

<p>す。</p> <p>本最終報告書(案)が、こうした議論を踏まえ、トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備として、協議会を年内に設立するとしたことは、社会インフラの負担に関する議論を進展させるものであり、時宜を得た対応であると考えます。</p> <p>当協議会においては、ネットワークへの持続的な投資を今後も確保するための施策のひとつとして、総務省が主体となり、ネットワーク事業者等ステークホルダーの協力を得つつ、トラヒックの実態(総量だけでなく、事業者やコンテンツの種類等の見える化)を収集・把握する取組み(トラヒックの見える化)が行われると理解しております。</p> <p>「トラヒックの見える化」によって、事業者やサービスごとのトラヒック状況、インターネット利用の受益構造を明らかにすることは、今後の持続的な投資におけるコスト負担の議論や、CDNの活用などトラヒックの安定的な処理の為の議論のベースとなるものであり、これらの取組みによって、さらに一層の議論が進展することを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

□第5章 プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

意見	考え方	案の修正の有無
総論		
意見5-1 インノベーションの促進とプライバシー保護とのバランスを確保するという方向性で、関係事業者や有識者等を交えた継続した検討を要望。		
<p>164 最終答申(案)では、自由なデータ流通等を通じたインノベーションの創出と、公正競争の促進や利用者の安心・安全の確保に向けたルールづくりにおいて、適切なバランスの確保を図るべきとする視点が一貫していることを支持いたします。</p> <p>とりわけ、プラットフォームサービスについては、「同意疲れ」等の問題が指摘され、利用者情報の適切な取得等の要請が高まっています。他方、インノベーションを促進する社会基盤であることから、プライバシー保護を目的とした過剰な規制が行われれば、健全なインノベーションの阻害につながりうると考えます。</p> <p>こうした状況を踏まえ、利用者情報の適切な取扱いを確保するための枠組みについては、利用者情報の取得・活用によるインノベーションの促進という視点を常に念頭に置き、いかにしてバランスを確保するかという方向性で、今後も広く関係事業者や有識者等の意見を聴きつつ、継続して検討することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	<p>考え方5-1</p> <p>賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
意見5-2 総務省と個人情報保護委員会の権限が重複することは、事業の予見性を損なわせ、インノベーションの減速につながりかねない。特定状況下における個人情報保護に関する追加のガイダンスを考慮する場合、現行の個人情報保護制度に従って策定・実施すべき。		
<p>165 最終答申では通信の秘密の域外適用が提案されています。また、プラットフォームサービスに関する研究会の構成員から、通信の秘密以外の個人情報保護について電気通信事業法においても一定の手当てを行う必要があるのではないかと、この指摘も紹介されており、これには電気通信事業法のさらなる改正が必要になるかもしれません。一方、しばしば指摘されるように、通信の秘密の範囲に何が含まれるかに関しては、十分に明確になっておりません。適用範囲の不確実性、また、総務省と個人情報保護委員会の権限が重複することは、日本における事業者にとって事業の予見性を損なわせ、不要な負担を強いることになり、インノベーションの減速につながりかねません。</p>	<p>考え方5-2</p> <p>答申案に示したとおり、「プラットフォーム事業者の提供するサービスを見ると、ヒトやモノの間のコミュニケーションを可能とする機能を提供するものが多くあり(電気通信事業法に規定する、従来からの電気通信役務と整理できるサービスの場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービス又はそれらの混合形態の場合などがあり、複雑な態様となっていること</p>	<p>無</p>

<p>本年6月の意見書に記載しました通り、個人情報保護法によって、日本政府は原則に基づく、結果を重視したアプローチをプライバシーとデータ保護に関して採用してきました。利用目的の範囲内での個人情報の利用と、最新のプライバシー・ポリシーを明確に示しながら、オープンで透明性の高い態様による個人情報管理をすることを企業等に求める個人情報保護制度がすでに確立しています。</p> <p>個人情報保護法の実施は、個人情報保護委員会が監督しており、国外事業者による開示及び漏えいに対して措置を講じる権限を個人情報保護委員会は有しております。また、執行機関を含む海外の関連するステークホルダーとの継続的な対話を通し、日本における個人情報の保護と活用を確保し、他国の個人データ保護法制度との国際的相互運用性を維持する上で強力な立場を有しています。実際、今年に入り、日本のプライバシー保護制度は、EUと同等であるとして欧州委員会から十分制認定を受けた数少ない制度の一つとなりました。</p> <p>上記またその他の理由から、我々は個人データ保護と消費者のプライバシーに関する主たる監督と実施を個人情報保護委員会が継続することを求めます。二つ、もしくはそれ以上の行政機関が、国外事業者に対して同様もしくは重複する行為への執行権限を有する制度は、プライバシーに関する独立した中央当局としての個人情報保護委員会の重要性を弱めることになり、日本の利用者にサービスを提供する多くのソフトウェア・サービス事業者に混乱を生じさせます。</p> <p>貴省が、特定状況下における個人情報保護に関する妥当な追加のガイダンスが必要であると考えた場合、当該ガイダンスは、新たな階層の規範的要件を設けるのではなく、現行の個人情報保護制度に従って策定及び実施すべきと考えます。また、当該ガイダンスは、事業活動における現在の柔軟性を継続的に維持するものであることが重要です。また、当該ガイダンスがステークホルダーの意見を取り入れながらまとめられ、個人情報保護委員会の元で正当な事業運営が可能となる現行の柔軟性が保たれることが重要です。</p> <p>(結論)</p> <p>デジタル・プラットフォームが競争及び消費者保護に対して与える影響による諸課題への対処は、必ずしも日本独自の問題ではありません。BSAは、これらの課題について、世界中の政府、政策立案者及び業界団体と数年に亘り議論を行ってきました。私どもの経験では、最も成功する規律は、比例的で、原則に基づき、結果に重点を置き、過度に規範的ではなく、ステークホルダーの意見を取り入れたものです。そして、データプライバシー及び消費者保護において効果的なルールは、消費者の権利強化や期待に応えると同時に、イノベーションや最先端の製品・サービスの商業化を可能にするものであるべきです。</p> <p>BSAは、本重要事項に関して、日本政府とさらに意見交換をさせていただき、効果的な規律の策定に適宜協力していけることを期待しております。</p>	<p>が多い。)、こうした電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスは今後も拡大・普及が進んでいくことから、現行の個人情報保護制度により策定及び実施すべきのご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>また、プラットフォームサービスに関する利用者情報の適切な取扱いの確保は電気通信事業法の規律対象に含まれると考えます。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

93

【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】		
利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方		
意見5-3 国内外事業者間のイコールフットイングを確保するという基本的方向性に賛同。		考え方5-3
166	利用者保護のためにも事業者間競争の公平性観点でも、海外プラットフォーム事業者への規律適用(イコールフットイングの確保)に賛同します。	賛同の御意見として承ります。 無
【ソフトバンク株式会社】		
電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方		
意見5-4 端末情報(端末ID やクッキー等)の取り扱いに関する検討に当たっては、イノベーションの促進等を阻害しないよう配慮すべき。		考え方5-4
167	利用者情報の適切な取り扱いを確保するため、ガイドライン等の見直しを行う際は、端末情報等(端末ID やクッキー等)の規律の整理について、利用者が安心して通信サービスを利用できるよう利用者情報の適切な取扱いを確保しつつも、事業者による現状の取組みの担保、イノベーションの促進、新たなビジネスの創出に歯止めがかからないよう、バランスの取れた整理が必要と考えます。なお、クッキー等端末情報の取扱いそのものについては、個人情報保護委員会の整理によるものとすべきであり、二重の規律ができることのないように留意すべきと考えます。	答申案に示したとおり、利用者が安心して通信サービスを利用できるようにするためには、新たなサービス等における利用者情報の適切な取扱いを確保することが必要であることから、ご指摘の点については、今後、その技術的特性や利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確化を図ることが適当と考えます。 無
【ソフトバンク株式会社】		
オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応		
意見5-5 賛同。ただし、更なる具体的な施策の検討にあたっては、エビデンスを収集・整理しながら国内外の関係者を巻き込んだ形で議論すべき。		考え方5-5
168	諸外国において深刻な問題となっているフェイクニュースや偽情報について、日本における同様の事象の社会問題化に先んじて、プラットフォーム研究会において、海外政府の規制内容、国内外企業等の対策やファクトチェックの状況等が整理され、検討が深められたことについて賛意を示します。 また、政策対応上の方向性として、ユーザリテラシーの向上とその支援が挙げられ、検討が行われていることに賛同します。 ただし、さらに具体的な施策を検討するにあたっては、日本におけるフェイクニュースの実態等の十分な把握に引き続き努める必要があると考えており、検討の前提となるエビデンスを継続して収集・整理しながら、国内外のマルチステークホルダーを巻き込んだ形で、今後も議論を実施すべきと考えます。	賛同の御意見として承ります。 また、いただいた御意見は、今後の検討において参考とされることが適当と考えます。 無
【LINE 株式会社】		

94

■第3部 終わりに

	意見	考え方	案の修正の有無
その他の論点			
169	<p>西暦 2030 年度における構造では、「6G(第 6 世代)」が導入される構造と、私し個人は思います。例えばですが、総務省が提唱している公文章の内容では、漠然としている詳細の内容な状態なので、私には理解が出来ないです。具体的には、西暦 2030 年における「6G(第 6 世代)」の構造では、「MCA 方式(マルチチャンネルアクセス)」が主流に成る構造と、私は思います。「詳細(ディテイル)」では、「通信衛星回線(サテライトシステム)」から成る「ファンクションコード(ソースコード及びチャンネルコード)」でのポート通信の「DFS(ダイナミックフレカンシーセクション)」が主流に成るの構造と、私は思います。要するに、「無線 LAN」及び「有線 LAN」をバランス良く導入して行く構造が望ましいと、私は考えます。要約すると、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」が独占している既得権益での「FTTH(光ファイバー)」及び「CATV(ケーブルテレビ)」では、「回線混雑(トラフィック)」を招く事から、バランス良く解体して行く事で、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を解体して行く事が先決の構造と、私は考えます。「NHK(日本放送協会)」が独占している既得権益での「4K・8K」では、「回線混雑(トラフィック)」を招く事から、バランス良く解体して行く事で、「NHK(日本放送協会)」を廃止して行く事が先決の構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の情報通信行政の参考とされることが望ましいと考えます。</p>	無

注:その他、最終答申(案)について全く言及しておらず、最終答申(案)と無関係と判断されるものが3件ありました。